

平成20年度

主要な施策の成果説明書

福 島 県

目 次

I. 平成 20 年度の決算状況

1 決算の背景となった財政環境等	1
2 一般会計	1
3 特別会計	9
4 歳入歳出決算純計の状況	10
(参考) 平成 20 年度普通会計決算の状況	12

II. 知事直轄

1 総説	14
2 県政広報の充実	14
3 積極的な広聴活動の推進	15
4 首都圏への情報発信の促進	15
5 総合的な安全管理の推進	15
6 広告媒体への広告掲載による収入	16

III. 総務部

1 総説	17
2 行財政改革の推進	17
3 入札等制度改革	22
4 地方分権等の推進	23
5 県直接雇用創出事業	23
6 情報公開制度の実施	23
7 個人情報保護制度の実施	24

8	私立学校の振興	24
9	公立大学法人の運営支援	25
10	市町村の振興	25
IV. 企画調整部		
1	総説	27
2	新長期総合計画「うつくしま 21」の総点検と新しい総合計画の策定	27
3	超学際的取組みの推進	27
4	物流対策の推進	27
5	政策評価システム（事業評価）の推進	28
6	土地利用対策の推進	28
7	「うつくしま『水との共生』プラン」の推進	28
8	スポーツによる地域活性化の推進	28
9	サッカーによる国際人育成の推進	28
10	過疎・中山間地域振興対策の推進	29
11	地域づくり総合支援事業の実施	29
12	広域的な地域づくりの促進	29
13	電源地域の振興促進	30
14	電源地域振興のための総合的施策の確立	30
15	石油貯蔵施設周辺の地域整備	30
16	地域新エネルギーの導入・普及促進	30
17	ふくしま情報化推進計画の推進	31
18	統計調査事業の推進	31
19	県民参画の県づくりの推進	31
20	文化の振興	33
21	生涯学習の推進	33

22	スポーツの振興	35
V. 生活環境部		
1	総説	37
2	人権尊重の推進	37
3	ユニバーサルデザインの推進	37
4	男女共同参画社会の形成	37
5	青少年の健全育成の推進	38
6	国際交流の推進	39
7	消費生活の安定及び向上	40
8	公共交通の確保	42
9	交通安全対策の推進	43
10	総合的な消防・防災体制の整備	44
11	原子力発電の安全確保	47
12	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築	48
13	景観形成の推進	51
14	次世代へつなぐ自然環境の保全	51
15	野生動植物の保護管理	52
16	廃棄物処理対策の推進	53
17	環境汚染防止対策の推進	55
VI. 保健福祉部		
1	総説	58
2	快適で健やかな生活の実現	58
3	生涯にわたる健康づくりの推進	62
4	健康を支える医療の充実	71
5	誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進	80

6	妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進	85
7	高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進	95
8	障がい者が自立し社会参加できる社会の推進	101
9	保健・医療・福祉のさらなる推進	110
VII. 商工労働部		
1	総説	115
2	創造的な事業活動の促進と新しい産業の創出	116
3	環境変化に柔軟に対応する地域産業の振興	123
4	多様な交流の促進による産業の振興	131
5	創造性豊かな人材の育成と意欲や能力を発揮して働ける環境づくり	137
VIII. 農林水産部		
1	総説	148
2	水田農業改革の実践	150
3	「ふくしま食・農再生戦略」の着実な推進	153
4	消費者に信頼される農林水産業の確立	159
5	農林水産業の経営体の強化	166
6	環境と共生する農林水産業の推進	172
7	地域の特色を生かした農山漁村の活性化	177
8	安全で快適な県土の形成と豊かな森林づくりの推進	178
IX. 土木部		
1	総説	188
2	交流を促進するネットワークづくり	188
3	安全で安心できる生活環境づくり	189
4	個性と魅力ある美しいまち（地域）づくり	193
X. 出納局		

1	総説	197
2	県公金の適正管理	197
3	財務事務の適正執行及び指導の充実	197
4	会計事務研修等の充実	198
5	物品調達及び工事入札の適正執行	199
6	工事検査の適正執行	200
XI. 議会事務局		
1	総説	202
2	議会の招集	202
3	政務調査費の交付	202
4	県政調査等の実施	202
5	議会の広報	202
XII. 教育庁		
1	総説	203
2	学校教育の充実	203
3	社会教育の推進	213
4	文化の振興	215
5	普及・啓発	216
XIII. 警察本部		
1	総説	218
2	地域と一体となった犯罪抑止対策と子どもの安全対策の推進	218
3	街頭活動の強化と地域の安全対策の推進	222
4	重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪総合対策の推進	226
5	総合的な交通事故防止対策の推進	232
6	テロ対策の強化と大規模災害対策の推進	236

7 精強な第一線警察の構築	238
XIV. 監査委員事務局	
1 総説	245
2 監査、検査及び審査の強化	245
3 外部監査制度との連携	246
XV. 人事委員会事務局	
1 総説	247
2 委員会の運営	247
3 公平審査事務の実施	247
4 任用事務の実施	248
5 給与制度事務の実施	248
XVI. 労働委員会事務局	
1 総説	249
2 総会等の開催	249
3 労働争議のあっせん・調停・仲裁	249
4 個別的労使関係の調整・相談	249
5 不当労働行為事件の審査	249
6 労働組合の資格審査	250

I 平成 20 年度の決算状況

1 決算の背景となった財政環境等

本県の平成 20 年度当初予算は、地方財政対策において地方交付税の特別枠が創設されることとなったものの大幅な回復は見込めず、前年度の歳入を若干下回る見込みであったことに加え、回復基調に減速感が見られる経済動向を背景に地方税についても依然として不透明なかでの編成となりました。

また、基金の活用にも限りがあり、財源不足の解消には到らないことから、職員給与の抑制措置を講ぜざるを得ませんでした。

このような厳しい財政環境ではありますが、県民生活の安全・安心にとって必要不可欠な施策や本県の将来の発展を支える基盤となる施策については、これまで以上に財源の重点的・優先的配分に努めることはもとより、最少の経費で最大の効果を上げるため、執行に当たっての部局横断的な取組みを進められるような施策の構築を図りました。

その後、9 月補正予算（補正予算第 1 号）では県民の安全・安心の確保の観点から県立学校の耐震改修や県有施設のアスベスト調査に係る経費等を計上し、12 月補正予算（補正予算第 2 号）では原油高騰に対応するため豪雪地帯の生活困窮世帯に対する灯油購入費の助成や、道路等の災害防止や交通の安全確保対策を図る緊急防災等対策事業、国の 1 次補正を活用し新型インフルエンザの初期発生に対応するため医療機関の受入体制の整備等について所要の経費を計上しました。また、補正予算第 3 号及び第 4 号では緊急経済対策として中小企業制度資金貸付金枠拡大のため所要の経費を計上し、さらに、2 月補正予算（補正予算第 5 号）では国の 2 次補正に伴う交付金を活用し 7 つの基金を造成し、経済・雇用対策、福祉施策等を推進するための経費を計上する一方、各事業の年間所要見込額の確定等に伴う補正を行いました。

この結果、平成 20 年度最終予算は 869,291 百万円となり、前年度と比較して 3.8%、32,139 百万円の増となりました。

2 一般会計

(1) 決算及び決算収支の状況

平成 20 年度の一般会計における歳入歳出決算額及び決算収支の状況は、次のとおりです。

歳 入 総 額 867,964,133 千円 (前年度 843,557,241 千円)

歳 出 総 額 863,845,726 千円 (前年度 839,729,881 千円)

歳入歳出差引額 4,118,407 千円 (前年度 3,827,360 千円)

これを細別すると、第 1 表、第 2 表及び第 3 表のとおりです。

第1表 決算額及び決算収支の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成20年度決算額 (A)	平成19年度決算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率
1 歳 入	867,964,133	843,557,241	24,406,892	2.9
2 歳 出	863,845,726	839,729,881	24,115,845	2.9
3 差 引 (1-2)	4,118,407	3,827,360	291,047	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	1,617,125	1,556,763		
5 実 質 収 支 (3-4)	2,501,282	2,270,597		
6 前 年 度 実 質 収 支	2,270,597	3,785,312		
7 単 年 度 収 支 (5-6)	230,685	△ 1,514,715		
8 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1,909,960	1,779,651		
9 地 方 債 繰 上 償 還 金	703	110		
10 財 政 調 整 基 金 取 崩 額	622,000	2,196,187		
11 実質単年度収支(7+8+9-10)	1,519,348	△ 1,931,141		

第2表 歳入歳出決算額年度別分類

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
区 分	決算額	区 分	決算額
前年度からの継続費通次繰越額に充当すべき収入額	171,625	前年度からの継続費通次繰越額の支出額	171,625
前年度からの明許繰越額に充当すべき収入額	12,973,282	前年度からの明許繰越額の支出額	12,968,531
前年度からの事故繰越し額に充当すべき収入額	14,718	前年度からの事故繰越し額の支出額	14,718
現 年 度 予 算 の 収 入 額	854,804,508	現 年 度 予 算 の 支 出 額	850,690,852
計	867,964,133	計	863,845,726

第3表 翌年度への予算繰越内訳

(単位 千円)

区 分	予 算 額	左の財源内訳		
		既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
継 続 費 通 次 繰 越 額	16,726	0	16,726	0
繰 越 明 許 費 繰 越 額	15,356,428	344,658	13,754,399	1,257,371
事 故 繰 越 し 繰 越 額	36,194	15,096	21,098	0
計	15,409,348	359,754	13,792,223	1,257,371

一般会計決算額は、歳入 867,964,133 千円、歳出 863,845,726 千円で歳入歳出いずれも昨年度を上回り、平成 18 年度決算額と同程度の規模となりました。歳入歳出差引は、4,118,407 千円となりますが、第3表のとおり翌年度へ予算繰越しを行っているため、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 1,617,125 千円を差し引いた 2,501,282 千円の黒字となりました。

この実質収支から前年度の実質収支 2,270,597 千円を差し引いた単年度収支は 230,685 千円の黒字となりました。また、単年度収支に財政調整基金への積立金 1,909,960 千円、及び地方債繰上償還金 703 千円を加算し、財政調整基金からの取崩額 622,000 千円を差し引いた実質単年度収支は、1,519,348 千円の黒字となりました。

次に、昭和 40 年度以降の本県の歳入歳出決算額は、第4表のとおりです。

第4表 財政規模の推移

(単位 百万円)

年度	区分	歳 入			歳 出		
		決算額	対前年度伸率 (%)	指数	決算額	対前年度伸率 (%)	指数
昭和	40	57,750	14.5		56,818	14.4	
	45	121,719	13.9		120,709	14.6	

5 0	288,836	14.4		288,407	15.8	
5 5	512,077	6.1		509,872	6.5	
6 0	612,599	5.9		610,236	6.2	
6 3	686,015	△ 0.4	100.0	682,682	△ 0.4	100.0
平成 元	751,923	9.6	109.6	747,649	9.5	109.5
2	801,540	6.6	116.8	797,103	6.6	116.8
3	838,039	4.6	122.2	833,852	4.6	122.1
4	878,989	4.9	128.1	873,763	4.8	128.0
5	956,351	8.8	139.4	942,762	7.9	138.1
6	977,241	2.2	142.5	966,328	2.5	141.5
7	981,735	0.5	143.1	968,978	0.3	141.9
8	986,294	0.5	143.8	972,239	0.3	142.4
9	1,019,852	3.4	148.7	1,010,794	4.0	148.1
1 0	1,110,979	8.9	161.9	1,094,276	8.3	160.3
1 1	1,084,151	△ 2.4	158.0	1,069,935	△ 2.2	156.7
1 2	1,054,212	△ 2.8	153.7	1,041,378	△ 2.7	152.5
1 3	1,037,120	△ 1.6	151.2	1,026,064	△ 1.5	150.3
1 4	996,408	△ 3.9	145.2	990,105	△ 3.5	145.0
1 5	949,197	△ 4.7	138.4	943,409	△ 4.7	138.2
1 6	899,387	△ 5.2	131.1	893,541	△ 5.3	130.9
1 7	916,803	1.9	133.6	911,256	2.0	133.5
1 8	863,299	△ 5.8	125.8	857,522	△ 5.9	125.6
1 9	843,557	△ 2.3	123.0	839,730	△ 2.1	123.0
2 0	867,964	2.9	126.5	863,846	2.9	126.5

(2) 歳入の状況

平成20年度の歳入決算額は、前年度と比較して2.9%、24,406,892千円の増となりました。

歳入決算額の内訳は、第5表のとおりです。

第5表 歳入性質別決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
依 存 財 源	461,015,625	53.2	432,730,251	51.3	△ 10.6	28,285,374	6.5
3 地 方 譲 与 税	5,097,972	0.6	5,589,529	0.7	△ 85.6	△ 491,557	△ 8.8
4 地 方 特 例 交 付 金	4,075,452	0.5	1,932,367	0.2	188.9	2,143,085	110.9
5 地 方 交 付 税	212,613,870	24.5	222,700,006	26.4	△ 3.4	△ 10,086,136	△ 4.5
6 交通安全対策特別交付金	880,691	0.1	984,264	0.1	△ 1.7	△ 103,573	△ 10.5
9 国 庫 支 出 金	115,103,640	13.3	104,890,785	12.4	△ 5.3	10,212,855	9.7
15 県 債	123,244,000	14.2	96,633,300	11.5	△ 5.3	26,610,700	27.5
自 主 財 源	406,948,508	46.8	410,826,990	48.7	8.3	△ 3,878,482	△ 0.9
1 県 税	234,740,655	27.1	244,168,721	28.9	15.2	△ 9,428,066	△ 3.9
2 地 方 消 費 税 清 算 金	36,575,343	4.2	39,299,569	4.7	△ 1.7	△ 2,724,226	△ 6.9
8 使用料及び手数料	15,778,454	1.8	15,928,295	1.9	△ 1.0	△ 149,841	△ 0.9
14 諸 収 入	83,469,396	9.6	63,104,020	7.5	△ 5.4	20,365,376	32.3
そ の 他	36,384,660	4.1	48,326,385	5.7	8.7	△ 11,941,725	△ 24.7
7 分担金及び負担金	8,905,498	1.0	9,516,543	1.1	△ 8.8	△ 611,045	△ 6.4
10 財 産 収 入	2,752,688	0.3	2,075,467	0.2	5.5	677,221	32.6
11 寄 附 金	218,643	0.0	112,083	0.0	81.4	106,560	95.1

12	繰入金	20,680,471	2.4	30,845,920	3.7	16.5	△ 10,165,449	△ 33.0
13	繰越金	3,827,360	0.4	5,776,372	0.7	4.1	△ 1,949,012	△ 33.7
歳入	合計	867,964,133	100.0	843,557,241	100.0	△ 2.3	24,406,892	2.9
	一般財源 (1+2+3+4+5)	493,103,292	56.9	513,690,192	60.9	△ 1.6	△ 20,586,900	△ 4.0
	特定財源 (上記以外)	374,860,841	43.1	329,867,049	39.1	△ 3.3	44,993,792	13.6

地方交付税、国庫支出金等からなる依存財源は、歳入合計の 53.2% を占めており、前年度と比較して 6.5%、28,285 百万円の増となりました。一方、県税、地方消費税清算金等からなる自主財源は、歳入合計の 46.8% を占め、前年度と比較して 0.9%、3,878 百万円の減となりました。

依存財源のうち、地方譲与税は道路特定財源の暫定税率一時失効に伴う地方道路譲与税の減により、前年度と比較して 8.8%、492 百万円の減となりました。地方特例交付金は個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収額を補てんするため措置された減収補てん特例交付金などにより、前年度と比較して 110.9%、2,143 百万円の増、国庫支出金は、国の 2 次補正に伴う交付金などにより、前年度と比較して 9.7%、10,213 百万円の増、県債は減収補てん債特例分や臨時財政対策債の増などにより、前年度と比較して 27.5%、26,611 百万円の増となりました。

自主財源のうち、県税は道路特定財源（軽油取引税、自動車取得税）の暫定税率一時失効や法人県民税や法人事業税の減により、前年度と比較して 3.9%、9,428 百万円の減となりました。また、諸収入は中小企業制度資金貸付金の元利収入の増などにより 32.3%、20,365 百万円の増、繰入金は減債基金繰入金や財政調整基金繰入金の減により 33.0%、10,165 百万円の減となりました。

(3) 歳出の状況

平成 20 年度の歳出決算額は、前年度と比較して 2.9%、24,115,845 千円の増となりました。

歳出目的別（款別）決算額の内訳は第 6 表のとおりです。また、歳出性質別決算額の内訳は第 7 表のとおりです。

第 6 表 歳出目的別（款別）決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率

議 会 費	1,492,435	0.2	1,567,936	0.2	1.2	△ 75,501	△ 4.8
総 務 費	56,586,697	6.6	56,374,164	6.7	△ 3.2	212,533	0.4
民 生 費	87,967,559	10.2	82,936,713	9.9	4.1	5,030,846	6.1
衛 生 費	18,960,365	2.2	17,959,391	2.1	10.6	1,000,974	5.6
労 働 費	11,479,955	1.3	1,902,676	0.2	△ 11.9	9,577,279	503.4
農 林 水 産 業 費	68,489,009	7.9	71,062,693	8.5	△ 12.0	△ 2,573,684	△ 3.6
商 工 費	64,631,697	7.5	43,645,036	5.2	△ 0.1	20,986,661	48.1
土 木 費	105,307,603	12.2	105,574,453	12.6	△ 8.1	△ 266,850	△ 0.3
警 察 費	43,155,379	5.0	45,026,733	5.4	△ 0.4	△ 1,871,354	△ 4.2
教 育 費	211,079,333	24.4	223,336,080	26.6	0.6	△ 12,256,747	△ 5.5
災 害 復 旧 費	2,848,672	0.3	10,394,537	1.2	70.8	△ 7,545,865	△ 72.6
公 債 費	137,364,681	15.9	122,843,741	14.6	△ 3.6	14,520,940	11.8
諸 支 出 金	54,482,341	6.3	57,105,728	6.8	△ 4.4	△ 2,623,387	△ 4.6
繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0.0	—	0	—
合 計	863,845,726	100.0	839,729,881	100.0	△ 2.1	24,115,845	2.9

歳出目的別決算額の構成比は、教育費（24.4%）、公債費（15.9%）、土木費（12.2%）、民生費（10.2%）の順となっています。

増加率の大きいものは労働費、商工費です。労働費は国の2次補正に伴う、ふるさと雇用再生特別基金や緊急雇用創出基金の創設などにより、前年度と比較して503.4%、9,577百万円の増となりました。商工費は地域中小企業応援ファンド融資事業の創設や中小企業制度資金貸付金の増などにより、前年度と比較して48.1%、20,987百万円の増となりました。

一方、減少率の大きいものは災害復旧費、教育費です。教育費は人件費の削減や会津学鳳中学・高等学校の校舎整備の終了などにより、前年度と比較して、5.5%、12,257百万円の減となりました。

第7表 歳出性質別決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
1 人 件 費	264,511,423	30.6	275,798,828	32.9	1.3	△ 11,287,405	△ 4.1
うち 職 員 給	199,242,941	23.1	207,387,795	24.7	△ 0.2	△ 8,144,854	△ 3.9
2 物 件 費	27,055,493	3.1	29,104,748	3.5	△ 5.2	△ 2,049,255	△ 7.0
3 維 持 補 修 費	10,722,682	1.2	11,906,273	1.4	△ 2.7	△ 1,183,591	△ 9.9
4 扶 助 費	14,930,580	1.7	14,540,185	1.7	3.7	390,395	2.7
5 補 助 費 等	164,148,358	19.0	164,329,203	19.6	1.7	△ 180,845	△ 0.1
6 そ の 他	104,578,747	12.1	68,730,774	8.2	△ 3.8	35,847,973	52.2
7 投 資 的 経 費	133,728,071	15.6	146,268,881	17.4	△ 9.1	△ 12,540,810	△ 8.6
(1) 普 通 建 設 事 業 費	102,572,932	12.0	108,277,818	12.9	△ 15.8	△ 5,704,886	△ 5.3
補 助	57,588,904	6.8	60,852,949	7.3	△ 15.5	△ 3,264,045	△ 5.4
単 独	44,984,028	5.2	47,424,869	5.6	△ 16.1	△ 2,440,841	△ 5.1
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	2,848,672	0.3	10,394,537	1.2	70.8	△ 7,545,865	△ 72.6
補 助	2,748,314	0.3	10,265,110	1.2	77.6	△ 7,516,796	△ 73.2
単 独	100,358	0.0	129,427	0.0	△ 58.1	△ 29,069	△ 22.5
(3) 失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0.0	—	0	—
補 助	0	0.0	0	0.0	—	0	—
単 独	0	0.0	0	0.0	—	0	—
(4) 国 直 轄 事 業 負 担 金	28,306,467	3.3	27,596,526	3.3	4.8	709,941	2.6
8 繰 出 金	17,397,959	2.0	11,126,602	1.3	48.8	6,271,357	56.4
9 公 債 費	126,772,413	14.7	117,924,387	14.0	△ 6.9	8,848,026	7.5

歳 出 合 計	863,845,726	100.0	839,729,881	100.0	△ 2.1	24,115,845	2.9
義務的経費(1+4+9)	406,214,416	47.0	408,263,400	48.6	△ 1.2	△ 2,048,984	△ 0.5
投資的経費(7)	133,728,071	15.6	146,268,881	17.4	△ 9.1	△ 12,540,810	△ 8.6
その他の経費(上記以外)	323,903,239	37.4	285,197,600	34.0	0.6	38,705,639	13.6

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、歳出合計の47.0%を占めており前年度と比較して0.5%、2,049百万円の減となりました。普通建設事業費、国直轄事業負担金等からなる投資的経費は、歳出合計の15.6%を占めており8.6%、12,541百万円の減、その他の経費は、歳出合計の37.4%を占めており13.6%、38,706百万円の増となりました。

義務的経費のうち、人件費は職員数の削減や職員給の抑制措置などにより、前年度と比較して4.1%、11,287百万円の減となりました。扶助費は2.7%、390百万円の増、公債費は7.5%、8,848百万円の増となりました。

投資的経費のうち、普通建設事業費は公共事業等の減により、前年度と比較して5.3%、5,705百万円の減となりました。

その他の経費のうち、繰出金は公債管理特別会計への繰出金の増などにより、前年度と比較して56.4%、6,271百万円の増となりました。

3 特別会計

企業会計を除く特別会計は11会計ありますが、それぞれの決算額は第8表のとおりです。

第8表 特別会計決算の状況

(単位 千円)

区 分	歳 入	歳 出	差 引 額 (A) - (B)
	決算額 (A)	決算額 (B)	
公 債 管 理	11,849,715	11,849,715	0
土 地 取 得 事 業	1,190,945	1,157,105	33,840
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	220,011	137,880	82,131
小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 金 等	3,087,724	1,363,340	1,724,384

農業改良資金貸付金	324,520	76,505	248,015
林業・木材産業改善資金貸付金	536,988	218,554	318,434
沿岸漁業改善資金貸付金	134,344	80,348	53,996
港湾整備事業	3,311,372	3,221,390	89,982
流域下水道事業	12,989,619	12,873,085	116,534
証紙収入整理	3,225,156	3,173,754	51,402
奨学資金貸付金	631,703	621,026	10,677
合計	37,502,097	34,772,702	2,729,395

上記特別会計の実質収支は、次のとおりです。

歳入総額	37,502,097千円	(前年度 31,951,047千円)
歳出総額	34,772,702千円	(前年度 29,433,564千円)
歳入歳出差引額	2,729,395千円	(前年度 2,517,483千円)
翌年度へ繰り越すべき財源	33,820千円	(前年度 40,918千円)
実質収支	2,695,575千円	(前年度 2,476,565千円)

4 歳入歳出決算純計の状況

一般会計と特別会計（企業会計を除く。）を合算し、一般会計と特別会計との間の重複額を控除した純計は第9表のとおりです。

第9表 歳入歳出決算額純計額

(単位 千円)

区分	歳入額	歳出額	差引額
一般会計	867,964,133	863,845,726	4,118,407
特別会計	37,502,097	34,772,702	2,729,395
小計 (A)	905,466,230	898,618,428	6,847,802

会計間重複額 (B)		21,735,781	21,735,781	0
純計 (A) - (B) (C)		883,730,449	876,882,647	6,847,802
平成19年度純計額 (D)		860,249,349	853,904,506	6,344,843
比較	(C) - (D)	23,481,100	22,978,141	502,959
	(C) / (D) %	102.7	102.7	107.9

一般会計と特別会計の重複額に関する調 (平成20年度)

(単位 千円)

区分	一般会計より繰入	一般会計へ繰出	重複額計
公債管理	11,590,137	0	11,590,137
土地取得事業	0	0	0
母子寡婦福祉資金貸付金	1,838	0	1,838
小規模企業者等設備導入資金貸付金等	0	297,039	297,039
農業改良資金貸付金	33,747	42,677	76,424
林業・木材産業改善資金貸付金	299	70,000	70,299
沿岸漁業改善資金貸付金	1,229	0	1,229
港湾整備事業	1,408,111	668,354	2,076,465
流域下水道事業	4,304,838	3,211,312	7,516,150
証紙収入整理	0	0	0
奨学資金貸付金	57,760	48,440	106,200
合計	17,397,959	4,337,822	21,735,781

(参考)

平成 20 年度普通会計決算の状況

1 決算及び決算収支の状況

国の決算統計基準に基づく平成 20 年度の普通会計における歳入歳出決算額及び決算収支の状況は、次のとおりです。

歳入総額	840,489 百万円	(前年度 826,942 百万円)
歳出総額	833,848 百万円	(前年度 820,744 百万円)
歳入歳出差引額	6,641 百万円	(前年度 6,198 百万円)

これを細別すれば、第 1 表のとおりです。

第 1 表 普通会計の決算額及び決算収支の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 20 年度決算額 (A)	平成 19 年度決算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率
1 歳 入	840,488,826	826,941,954	13,546,872	1.6
2 歳 出	833,847,540	820,743,727	13,103,813	1.6
3 差 引 (1 - 2)	6,641,286	6,198,227	443,059	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	4,108,791	3,872,080		
5 実 質 収 支 (3 - 4)	2,532,495	2,326,147		
6 前 年 度 実 質 収 支	2,326,147	3,829,935		
7 単 年 度 収 支 (5 - 6)	206,348	△ 1,503,788		
8 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1,909,960	1,779,651		
9 地 方 債 繰 上 償 還 金	703	110		
10 財 政 調 整 基 金 取 崩 額	622,000	2,196,187		
11 実質単年度収支 (7 + 8 + 9 - 10)	1,495,011	△ 1,920,214		

平成 20 年度の普通会計決算は、歳入総額 840,489 百万円、歳出総額 833,848 百万円となりました。歳入歳出とも前年度比 1.6% の増となり、平成 18 年度と同程度の規模となっています。

実質収支は 2,532 百万円の黒字となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支も 206 百万円の黒字となりました。また、実質単年度収支については 1,495 百万円の黒字となりましたが、地方債の年度末残高が前年度と比較して 4,176 百万円増加するなど、依然として財政運営の厳しさが表れた結果となっています。

2 主な財政分析指標の状況

国の決算統計基準等により計算された主な財政指標は、第 2 表のとおりです。

第 2 表 主な財政指標の状況

(単位 百万円、%)

	本 県		全国平均	東北 6 県平均
	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度
1 財 政 力 指 数	0.46171	0.44035	0.52062	0.38005
2 経 常 収 支 比 率	96.6	98.6	95.3	94.8
3 公 債 費 負 担 比 率	21.9	20.9	21.7	23.1
4 起 債 制 限 比 率	10.7	9.9	11.6	11.7
5 実 質 公 債 費 比 率	12.7	11.9	14.2	14.6
6 地 方 債 年 度 末 現 在 高	1,200,657	1,196,481	1,706,857	1,287,247
7 積 立 基 金 年 度 末 現 在 高	59,120	45,634	111,612	56,036

注 全国平均及び東北 6 県平均は、8 月時点での各県からの速報値に基づくものであり、いずれも単純平均である。

Ⅱ 知 事 直 轄

1 総説

県民の目線に立った県政を進めていく上で前提となる、県政広報の充実や積極的な広聴活動に取り組むとともに、安全・安心な県づくりに向け総合的な安全管理の推進に努めた。

2 県政広報の充実

地方分権時代において、積極的な情報発信に努め、公開と説明によるわかりやすい行政を進めるとともに、県民の参画と協力を得るべく、県内全世帯に配布する「うつくしまゆめだより」や各種広報誌の発行、更には新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した広報を行った。また、新たに映像配信を行う等、県のホームページを活用した広報の充実を図った。これらを通じて、県政はもとより本県に関する情報を広く県民に提供し、「読まれ（見られ、聴かれ）」、「役立つ」、「親しまれる」広報に努めた。

(1) うつくしまゆめだより発行事業

県内全戸に配布する県広報誌として、県民ニーズに対応したさまざまな情報をタイムリーに提供する広報を実施した。

ア 「うつくしまゆめだより」	発行回数	年6回（1回	680,000部）
	意見・感想件数	8,287件	

(2) 新聞広報事業

県内及び中央の日刊紙の紙面を利用した広報を実施した。

- ア 地方紙（福島民報、福島民友、いわき民報）
- イ 中央紙等（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、河北新報）

(3) ラジオ・テレビ広報事業

県政の重要な施策等について、ラジオ・テレビを通じた広報を実施した。

- ア 30秒スポットコマーシャル（ラジオ・テレビ）
- イ 県政ニュース（テレビ）
- ウ 制作番組（テレビ）

(4) 広域的情報発信事業

広域的なプレスリリース配信サービスである「PRワイヤー」を活用し、本県独自の施策展開や本県の有する様々な優位性を全国のマスコミに情報発信した。

ア 年間配信回数 24回

3 積極的な広聴活動の推進

県民からの提案や意見・要望等を把握し県政に反映させるため、県民提案の募集やうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）、県政世論調査、移動知事室等の各種広聴事業を実施し、県民と「ともにつくる県政」を推進した。また、県政及び交通事故に関する個別の相談事業においては、問題を解決するための相談・助言等を行い、県民生活の安定と福祉の向上を図った。

- | | | | |
|----------------------------|----------|--------------------------------|----------|
| (1) 県民提案制度 | 提案件数 45件 | 事業実施 5件 | |
| (2) うつくしま県民意見公募 | 公募件数 16件 | 意見件数 391件 | 反映件数 89件 |
| (3) 移動知事室「知事と語ろう『さわやかトーク』」 | 7回開催 | 県北、県中、県南、会津、南会津（高校生）、相双、いわきで開催 | |
| (4) 県政相談事業 | 相談件数 | 1,508件 | |
| (5) 交通事故相談事業 | 相談件数 | 564件 | |

4 首都圏への情報発信の促進

新聞紙面を活用した情報提供を実施し、本県の魅力や優位性を発信した。

- (1) 年間24回掲載

5 総合的な安全管理の推進

「福島県総合安全管理基本方針」に基づき、未然防止から危機発生時の対応、復旧までの総合的な取組みであるリスク管理に取り組むとともに、災害時の相互の助け合いにつながる地域間交流の促進を図り、更に県民の自主的活動の促進等を目的とする「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」を制定した。

- (1) リスク管理推進事業

リスク管理を強化し、危機発生時の未然防止、被害の極小化に努めるとともに、職員の危機管理意識の向上を図った。

- ア リスク管理体制の強化 リスク管理体制の確立、リスク管理監査の実施（15 部局等）
 - イ 危機管理の啓発 危機管理セミナーの実施（8 回） ステップアップセミナーの実施（7 回）
- (2) 地域間交流ネットワーク事業

県内自治体、首都圏自治体及び民間団体等による地域間交流の情報収集及び情報提供等を行い、本県と首都圏との地域間交流の促進を図った。

- ア 地域間交流ネットワークづくり 県内自治体、首都圏自治体及び民間自治体等に関する情報収集及び情報提供
 - イ うつくしま交流のまちづくり情報発信 インターネットホームページによる情報発信
- (3) 安全・安心な県づくり推進事業

「福島県安全・安心な県づくり条例検討懇談会」の提言を踏まえ、県民等による自主的活動を促す「県民参画の推進」と、県を始め市町村、県民、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組む「連携・協力の推進」などを基本理念として、防災、防犯、食品の安全確保、消費者保護など 10 分野における施策を総合的かつ計画的に展開するため、地域における意見交換会等を踏まえ「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」を検討し、制定した。

- ア 県民との意見交換会の開催 7 回
- イ パブリックコメントの実施 1 回

6 広告媒体への広告掲載による収入

厳しい県財政状況に鑑み、県内全戸配布広報紙「うつくしまゆめだより」及び県ホームページに広告を掲載し、広告収入を得た。

- (1) 「うつくしまゆめだより」広告収入 18 件
- (2) 県ホームページ広告収入 5 件

Ⅲ 総 務 部

1 総説

平成 12 年 12 月に策定した福島県新長期総合計画「うつくしま 21」の実現に向けて諸施策を実施するとともに、「うつくしま行財政改革大綱」及び「福島県財政構造改革プログラム」に基づき、事務事業の効率化、歳入・歳出の見直しなど行財政改革の推進に取り組んだ。

2 行財政改革の推進

(1) 財政構造改革プログラムの取組み

「三位一体改革」とそれに続く「歳出・歳入一体改革」により地方交付税等が大幅に削減されたことや、都市と地方の経済格差と税源の偏在による税収格差の拡大、さらには経済状況の悪化に伴う税収の落ち込み等を要因に、想定を超える財源不足が生じる見込みとなったことから、平成 21 年度から平成 22 年度を「緊急対応期間」とした財政構造改革プログラムの改訂を行い、当面の予算編成を可能とするための対策に重点的に取り組みながら、直面する財政危機を克服するとともに持続可能な財政構造の確立に向けた取組みを行うこととした。

平成 21 年度当初予算編成に当たっては、厳しい経済・雇用情勢に迅速かつ的確に対応していくことを最優先に、県民生活に密接に関わる福祉・教育等に最大限に配慮するなど、限られた財源を重点的・優先的に配分した。

歳入面では、国の地方財政対策により地方交付税等が増額されたほか、行政改革推進債等の県債の更なる活用や特定目的基金の活用を図るなどにより、319 億円の財源を確保した。また、歳出面では、平成 20 年度に引き続く職員給与の抑制措置や職員数の更なる削減により人件費総額を圧縮したほか、事務事業の抜本的見直しなどにより、309 億円を削減した。

この結果、平成 21 年度当初予算の編成においては、財政構造改革プログラムで見込まれた 720 億円の財源不足に対して、最終的に財源不足額は 92 億円まで圧縮することができた。

(2) うつくしま行財政改革大綱の取組み

真の地方分権を確立していくためには、住民を基本としたあらゆる主体の明確な役割分担と、その役割に基づいた連携・協働により、地域課題を共有しながら地域の在り方を自ら決定していく社会の実現が不可欠であるという観点から、「行財政運営の枠組み（パラダイム）の転換」を図ることを基本目標として平成 18 年 3 月に策定した「うつくしま行財政改革大綱（対象年度：平成 18 年度～ 22 年度）」に基づく取組みを推進した。

また、平成 18 年 2 月に策定された「[地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言] 進化プログラム」の具体的方策に掲げる取組項目に連動させ、

当該プログラムの効果的・効率的な具現化も推進した。

《行財政改革の方向性と視点》

- ① 県民等との連携・協働 ー 県民参画の視点ー
- ② 市町村との分担・連携 ー 住民基本の視点ー
- ③ 行財政システムの確立 ー 組織風土の変革：成果・現場重視の視点ー

(3) 新たなF・F型行政組織の定着化及び重要課題に対応するための組織改編

平成20年度から導入した新たなF・F型行政組織の定着化を図るため、F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革を進める取り組みを行った。

《主な取組内容》

- ① 各所属等における業務遂行、OJT、各種研修等を通じた趣旨目的の徹底
- ② 行革大綱の取組み等を通じた趣旨目的の徹底

また、重要課題に対応するため、以下に掲げる組織改編を行った。

- ① 部局連携による安全安心確保と危機発生時の初動対応強化（安全管理監の新設等）
- ② 庶務業務の集中処理化による業務改革の推進（集中処理機関の新設）
- ③ 県立高等技術専門校の高度化（テクノアカデミー郡山）

(4) 庶務業務改革の推進

庶務業務改革の実現に向けて、「庶務業務改革基本計画（平成19年3月策定）」等に基づく次の取組みに努めた。

《主な取組内容》

- ① 庶務業務に係る事務処理の電子化及び集中処理化等を可能とする庶務システムの開発を進めた。（平成22年1月本稼働予定）
- ② 庶務業務を一元的に処理する集中処理機関の組織人員体制について、検討・整理した。（平成21年4月に総務部人事総室内に「職員業務課」及び「福利厚生室」を新設）

(5) 公社等外郭団体の見直し

平成14年12月に策定した「公社等外郭団体見直しに関する実行計画」（以下「実行計画」という。）に基づき、公社等見直し部会において進行管理を行いながら、計画的かつ着実に見直しを進めた。

また、平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理に関する「指定管理者制度」導入や公益法人制度改革など公社等を取り巻

く状況の変化や、平成17年度から実施している点検評価等を踏まえ、平成21年3月には実行計画を修正し、より一層の見直しを進めることを決定した。

基本的方向	実施内容	実施予定
公社等の統廃合 (▲6団体)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財長寿社会推進機構と県社会福祉協議会との統合 ○ 社総合緑化センターと財都市公園協会の統合 ○ 社畜産公社と社畜産振興協会との統合 ○ 財物産プラザふくしまと財観光開発公社の統合 ○ シンクタンクふくしまの再編統合 (財ふくしま自治研修センター内) ○ 県住宅供給公社の廃止 ○ 財自然の家の廃止 	14年度末実施済 15年度末実施済 16年度末実施済 19年度末実施済 19年度末実施済 20年度末実施済 20年度末実施済
公社等の在り方の 抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路公社について、観光有料道路の将来の維持管理方法の検討 ○ 財青少年育成・男女共生推進機構について、青少年会館の今後の在り方の検討 ○ 財下水道公社の在り方について、流域下水道への民間一括委託方式導入を踏まえた抜本的な検討 ○ 財きのこ振興センターの在り方について存廃を含めた抜本的な検討 	24年度まで 21年度 20年度から 23年度まで
合理化計画等の着 実な実行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地開発公社 (債権管理) ○ 社林業公社 (長期借入金問題) ○ 財農業振興公社 (長期保有地問題・累積欠損金の縮減) ○ 財ふくしま市町村建設支援機構 (再生計画の実行) ○ 観光物産交流協会 (中期事業・運営計画等に基づく取組みの実行) 	18年度から 18年度から 19年度から 20年度から 21年度から

(6) 企業局事業の見直し

「企業局事業見直し実行計画」(平成15年6月策定、平成20年3月改訂)に基づき、全庁的な観点から企業局事業の見直しを進めた。

事業名	平成 20 年度の主な成果
工業用水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一層の外部委託の実施に向けて事務事業の点検、外部委託可能事業の検討を実施 ◇ 相馬工業用水道について、新たな供給契約（20 年 6 月～、21 年 6 月～増量）を締結 ◇ 老朽化した各施設・設備等を計画的に改築及び更新するため、21 年度を初年度とする中長期計画を策定 ◇ 好間工業用水道のいわき市への事業譲渡及び経営健全化策についての協議継続
地域開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 商工労働部との連携の下、知事・副知事によるトップセールスを行った他、県外事務所や地方振興局・市町村と密接な連携の下に企業訪問を実施 ◇ 関東、中部地方に本社、支店等を置く通信、ソフトウェア、データセンター、物流施設関連企業、福島県及び近県に本社、支店等を置く事務、営業施設、開発研究施設関連企業をはじめ約 1,600 社に対しダイレクトメールを送付 ◇ 田村西部地区及びビジネスパークでそれぞれ 1 社、ライフパークで 8 区画を分譲 (田村西部地区の分譲率 78.3%、工業の森・新白河 C 工区 78.6%、ビジネスパーク 39.3%、ライフパーク 38.8%)

(7) 県立病院事業の見直し

「県立病院改革実行方策」（平成 17 年 7 月）、「福島県病院事業経営改善計画」（平成 19 年 3 月）等に基づき、次の取組みを推進した。

《取組内容》

- ① 会津統合病院（仮称）整備の取組み
 - 県立医科大学の附属病院化決定（平成 20 年 10 月）
 - 造成工事の完了（～平成 20 年 10 月）
 - 実施設計に着手（平成 21 年 2 月～）
- ② 経営改善・医療機能の充実強化に向けた取組み
 - ドクターバンク事業等の実施による大野病院の内科常勤医の確保
 - 電子カルテ・オーダーリングシステムの導入（会津総合病院で平成 21 年 3 月から開始）
 - 医薬品・診療材料費の共同購入や在庫の適正管理を行う新型 S P D の導入（全病院で平成 20 年 8 月から開始）

③ 公立病院改革ガイドラインへの対応

地域医療の安定的な確保に向けて公立病院の抜本的な改革を求める、国の「公立病院改革ガイドライン」により、「県立病院改革プラン」の策定作業を行った。

(8) 職員定数条例の改正

行財政環境が一段と厳しさを増している状況を踏まえ、行政運営の一層の効率化を図る観点から、平成 18 年 2 月議会において、知事部局の職員数を平成 23 年 4 月までの 5 年間に 350 人削減する旨の改正を行い、平成 21 年 4 月 1 日現在で 283 人を削減した。(⑱～㉓の 3 年間の進捗率は 80.9%)

なお、平成 20 年度に改訂した財政構造改革プログラムを踏まえ、1 年前倒しでの削減目標達成を目指すこととした。

《職員定数（知事部局）改正の状況》

(人)

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	削減数
H18. 2 月議会	5,862 ▲△ 1,423	△ 62	△ 94 (△ 156)	△ 127 (△ 283)		5,512	▲ 350
	7,285				△ 350 1 年前倒し		

※ H18.4.1 県立大学の地方独立行政法人化による切離し分△ 1,423 人

(9) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり

流動化する時代に対応するため、公務能率の向上に向けた新たな取組みとして、人事給与制度の見直しを進めた。

《主な取組内容》

【新人事評価制度の導入】

複雑、多様化する行政需要へ、柔軟かつ的確に対応していくために必要となる新たな人事評価制度の導入に向け、平成 19 年度に実施した第一次試行の結果を踏まえ、必要な見直しを行い、管理職層を対象に 9 月から 3 月にかけて第二次試行を実施した。

【特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施】

特殊勤務手当については、社会経済情勢の変化、国、他の都道府県の状況等を総合的に勘案しながら、平成 18 年度から実施した総点

検の結果、昨年度に引き続き見直しを行い、守衛特殊業務手当を廃止した。(H21.4.1 から適用)

3 入札等制度改革

平成 18 年 12 月に策定した「入札等制度改革に係る基本方針」に基づき、平成 19 年度に引き続き平成 20 年度においても、継続して透明性・競争性・公正性と品質の確保に十分留意した新たな入札等制度の構築に取り組んだ。

具体的には、予定価格の事後公表や指名競争入札の試行を行い、その結果を分析検証した上で、地元建設業者の受注機会の確保や低入札防止対策の観点から、総合評価方式の充実・拡大を中心とした全体的な入札制度の見直しを行った。

《入札等制度見直しの推進状況》

項 目	内 容	実施時期
工事に関する見直し	○ 予定価格の事後公表の実施	21 年 4 月
	○ 指名競争入札の一部試行の取りやめ	21 年 4 月
	○ 総合評価方式の充実（評価項目、加算点の増加等）・拡大（対象件数の増加）	21 年 4 月
	○ 低入札価格調査制度における失格基準の引き上げ	21 年 4 月
	○ 一般土木工事における地域要件の見直し	21 年 4 月
測量等業務委託に関する見直し	○ 条件付一般競争入札の一部について総合評価方式を一部試行	21 年 1 月
	○ 総合評価方式において低入札対策として低入札調査制度を導入	21 年 4 月
	○ 総合評価方式以外の入札方式について最低制限価格を設定	21 年 4 月
	○ 公募型プロポーザル方式の試行開始	21 年 4 月
その他	○ 測量等業務委託についても電子入札を開始	20 年 6 月
	○ 電子化された閲覧図書について電子閲覧を開始	21 年 1 月
	○ 現場代理人の常駐義務の緩和	20 年 4 月
	○ 入札参加資格制限措置運用基準の見直し（工事事故等の措置期間の見直し）	20 年 3 月

4 地方分権等の推進

(1) 地方分権の推進

地方分権については、国の関与を縮小し、地方の自由度と裁量権の拡大を図ることにより、「自らの地域は自らの手でつくる」という住民の意向を尊重した自治を実現していくことが本来の目的であるが、これまでの三位一体改革では、3兆円規模の税源移譲は行われた一方で、補助金改革は国の負担率引下げが過半を占め地方の裁量が広がっていないことなど、大きな課題を残したままとなっている。

こうした中、本県では分権宣言進化プログラム（平成18年2月策定）において掲げた「住民が主役であることが実感できる地域社会の実現」を目指し、地域連携室の設置やオーダーメイド権限移譲などに取り組んできたところである。

県から市町村へ移譲した事務権限数は、平成20年4月1日現在で1,407事務となっている。

(2) 広域行政の推進

市町村合併に関する取組みに対して、福島県市町村合併支援プランに基づき、合併協議会への参画（1団体）や合併市への人的支援（1市）、合併市町の新しいまちづくりを支援する「合併市町村支援交付金」の交付（705,700千円）等を行ったほか、合併市の一体化を促進する市町村合併支援道路の整備のため、関係機関と連携して合併新法対象2市2路線について合併支援道路整備計画を策定した。

5 県直接雇用創出事業

県内の雇用情勢に対応するため、県自らが事業主として臨時職員を直接雇用することにより、雇用創出を図った。

また、新規高卒者については、就職未内定者を対象に一定数の雇用確保に配慮した。

- ① 雇用形態 臨時事務補助職員等
- ② 雇用期間 原則6か月以内（新規高卒者枠は原則1年間雇用）
- ③ 募集方法 ハローワークを通じて広く募集
- ④ 雇用実績 224人（うち新規高卒者延べ21人）

6 情報公開制度の実施

県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政を一層推進するため、情報公開制度の適正な運用に努めた。

平成20年度の開示請求に対する決定等件数は3,145件、任意開示の申出に対する決定等件数は5,265件で合計8,410件となっており、平成19年度に比べ約1,000件ほど減少した。平成20年度の内訳は、下記のとおりとなっている。

なお、不開示決定等に対する不服申立ては5件あり、そのうち情報公開審査会に諮問のあった2件と、平成19年度からの繰越し6件を含む8件について審議を行った。

決定等の状況		請 求	申 出	合 計
決 定	開 示	1,470 件	4,854 件	6,324 件
	一 部 開 示	1,412	340	1,752
	不開示(不開示情報該当)	33	3	36
	不開示(不 存 在)	204	52	256
	小 計	3,119	5,249	8,368
請求又は申出の取下げ		26	16	42
請 求 却 下		0	0	0
合 計		3,145	5,265	8,410

7 個人情報保護制度の実施

個人情報の保護を一層推進するため、個人情報保護制度の適正な運用に努めた。

平成20年度の自己情報開示請求に対する決定件数は、文書による開示請求106件、試験等の結果の口頭による開示請求9,526件で合計9,632件となっており、文書による開示請求の決定の状況は、下記のとおりとなっている。

なお、不開示決定等に対する不服申立てはなかったが、平成19年度からの繰越し3件について、個人情報保護審査会で審議を行った。

決定の状況	開 示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却 下	合 計
件 数	71	20	0	15	0	0	106

8 私立学校の振興

私立学校の教育条件の維持・向上及び経営基盤の安定並びに私立学校に学ぶ生徒等の父母の経済的負担の軽減を図るため、私立学校運営費補助を中心に、私立高等学校等授業料軽減事業、私立幼稚園同時在園児保育料軽減事業、私立学校教職員退職手当資金給付事業等に、85億6,498

万円の補助金を学校法人等に交付し、私立学校の振興を図った。

また、(社)福島県私学振興基金協会に対して、私立高等学校等の施設整備のための資金貸付の原資として総額2億9,061万6千円の貸付を行い、私立学校の教育条件の整備を図った。

9 公立大学法人の運営支援

公立大学法人福島県立医科大学及び会津大学が達成すべき中期目標について、大学を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、中期目標期間の中間年にあたり見直しを行った。

また、公立大学法人が教育、研究及び地域貢献などを的確に行っていくために必要な経費として、福島県立医科大学に対し78億2,654万8千円、会津大学に対し32億9,357万9千円の運営費交付金を交付し、運営を支援した。

10 市町村の振興

(1) 福島県市町村振興基金の貸付け

平成20年度においては、下記のとおり貸付けを行い、また、期中の運用益1億2,558万3千円を積み立て、特例措置等による11億8,552万8千円を取り崩した結果、年度末の基金総額は198億3,776万1千円となった。

なお、当該基金の貸付けは、地方債の借換えを除き償還期限が10年間又は15年間であり、かつ、低利又は無利子により行っており、関係市町村等の財政負担の平準化と軽減に寄与している。

区 分	団 体 数	貸 付 額
一 般 事 業 枠	1	54,300千円
特 別 事 業 枠	14	1,133,000
準過疎地域振興枠	1	12,600
特定市町村緊急 財政健全化事業枠	0	0
計	延べ16	1,199,900

(2) 福島県原子力発電所立地地域振興基金の貸付け

平成 20 年度においては、下記のとおり貸付けを行い、新たに 7,186 万円を積み立てるとともに、期中の運用益 1,909 万 2 千円を加え、核燃料税交付金の特別枠として運用益 14 億円を取り崩した結果、年度末の基金総額は 61 億 4,555 万 8 千円となった。

なお、当該基金の貸付けは、償還期限が 10 年間又は 15 年間であり、かつ、低利又は無利子により行っており、関係市町村の財政負担の平準化と軽減に寄与している。

区 分	団 体 数	貸 付 額
特 別 資 金	1	25,900 千円
普 通 資 金	2	86,800
計	延べ 3	112,700

(3) 核燃料税交付金事業の推進

平成 20 年度においては、公共施設整備等の事業を実施した関係市町村に対して、下記のとおり交付金の交付を行い、原子力発電所在地域の振興に寄与した。

区 分	団 体 数	交 付 率	交 付 額
立 地 町	4	10/10 以内	751,083 千円
周 辺 市 町 村	6	10/10 以内	443,654
計	10	—	1,194,737

また、平成 20 年度に限り、通常の対象事業のほか、財政健全化のための経費等に充てることのできる特別枠（福島県原子力発電所立地地域振興基金の運用純益金 14 億円の配分）として下記のとおり交付を行い、原子力発電所在地域の振興に寄与した。

区 分	団 体 数	交 付 率	交 付 額
立 地 町	4	10/10 以内	874,680 千円
周 辺 市 町 村	6	10/10 以内	525,320
計	10	—	1,400,000

Ⅳ 企 画 調 整 部

1 総説

平成 12 年度に策定した福島県新長期総合計画「うつくしま 21」では、21 世紀の「ふくしま」を、本県で活動する人々や団体、あるいは地域などが水平的ネットワークでつながり、その個性と可能性を十分に発揮できる舞台としようとしている。

平成 20 年度においては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、引き続き「うつくしま 21」が掲げる県づくりの理念の実現を図るため、次の諸施策を実施するとともに、新しい総合計画の策定に向けた施策を実施した。

2 新長期総合計画「うつくしま 21」の総点検と新しい総合計画の策定

平成 22 年度が現計画の最終年度となることから、総点検を実施し、本県における現状分析や課題の抽出を行った。

総点検の結果、社会経済情勢が急激に変化し、新たな政策課題が生じていることを踏まえ、1 年前倒しして、平成 22 年度を初年度とする新しい総合計画の策定作業に着手した。

3 超学際的取組みの推進

持続可能な共生社会を実現させるため、「超学際的取組み推進指針」に基づき、産学民官連携による超学際的活動の拠点となる「うつくしま超学際ネットワーク」をコラッセふくしま内に引き続き開設するとともに、産学民官の各主体が抱える課題を解決し、実践につなげるための具体的な方策の研究についてテーマを公募、選定の上、調査研究を行った。

また、NPO や地域づくり団体、市町村などの要請に応じて大学教授等の専門家を紹介・派遣することにより、産学民官の連携を促進した。

4 物流対策の推進

環境負荷の小さい社会を実現するため、効率的で環境にやさしい「グリーン物流」の実現が目標となっていることから、荷主企業と物流事業者が連携し、共同配送や輸送手段をトラックから船舶・鉄道へ切り替える「モーダルシフト」等の促進について検討する「グリーン物流推進研究会」を開催した。

5 政策評価システム（事業評価）の推進

事業評価については、福島県新長期総合計画「うつくしま 21」に掲げる施策目標達成のため、「企画、実施、評価、改善」のマネジメントサイクルの確立や、成果重視型行政運営の推進、アカウンタビリティの徹底などを目的として実施し、外部有識者からなる第三者機関「福島県事業評価委員会」の審議を経て、評価結果及び評価結果の予算への反映状況をホームページ等により公表した。

また、上記3つの目的を一層達成できるよう、政策評価システム（事業評価）の改善にも努めた。

6 土地利用対策の推進

県土の適正かつ合理的な土地利用を推進するため、県の国土利用計画や土地利用基本計画等の適切な管理、土地売買等の届出に係る利用目的審査、大規模土地利用の事前指導及び地価調査を行うなど、総合的な土地利用対策を実施した。

7 「うつくしま『水との共生』プラン」の推進

本県の豊かな水環境を保全し、健全な水循環を将来に引き継いでいくため、平成 18 年度に策定した「うつくしま『水との共生』プラン」の推進に向け、「出前講座」の実施や「意見交換会」の開催により、水に関する活動団体等の取組みや連携を支援した。また、庁内推進会議の開催により、各種施策の連携を図るとともに、プランの進行管理を行った。

8 スポーツによる地域活性化の推進

スポーツによる地域文化を創造し、地域活性化を促進するため、全国・世界大会のトップレベルのスポーツイベントを継続的に開催又は開催を支援する市町村に対し、支援を行ったことにより、全国及び世界から選手、観客が訪れ、滞在したことで開催地のみならず周辺地域の活性化にもつながった。

また、当該地域の情報が広く発信されたことにより本県のPRにもつながった。

9 サッカーによる国際人育成の推進

中高一貫教育により国際人として社会をリードする人材の育成を進める双葉地区教育構想との連携の下、日本サッカー協会と連携して行う国際人育成支援事業に必要な施設の整備を行う町に対し補助を行い、事業の推進を図った。

10 過疎・中山間地域振興対策の推進

平成 16 年度に策定した「福島県過疎・中山間地域振興戦略」及び同年度に公布・施行された「福島県過疎・中山間地域振興条例」に基づき、本庁に過疎・中山間地域経営戦略本部会議、各地方振興局単位に地方会議を設置し、全庁的な推進体制を整備するとともに、過疎・中山間地域振興担当理事が所管する事業について進行管理を行った。

また、「過疎地域自立促進特別措置法」が平成 21 年度末で失効することから、庁内ワーキンググループでの検討や有識者、市町村長からの意見を基に、新たな過疎・中山間地域振興戦略の構築に取り組み、中間取りまとめを行った。

11 地域づくり総合支援事業の実施

住民が主役の個性と魅力ある地域づくりの推進を図るため、民間団体や市町村等が行う広域的又は先駆的な事業や過疎・中山間地域のコミュニティ再生のための取組みを支援するとともに、過疎・中山間地域の振興を図るため、各地方振興局を中心に先機関が各地域の状況に応じて事業を企画・連携して実施した。サポート事業では 258 件の事業を採択するとともに、各地方振興局で計 14 件の過疎・中山間地域連携事業を実施した。

12 広域的な地域づくりの促進

(1) 阿武隈地域振興事業の実施

平成 16 年 7 月に策定した「阿武隈地域振興プラン 21」に基づき、阿武隈地域振興セミナーの開催、ふるさと福島大交流フェアへの出展、地域情報紙発行への補助、調査事業などを通じて、市町村間の有機的な連携による広域的な地域づくりの促進を図った。

(2) 新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業の実施

過疎化・高齢化が進行している只見川電源流域の振興を図るため、関係 7 町村で構成する只見川電源流域振興協議会が行う美しい環境保全事業、広域交流・観光 P R 事業及び自然・文化の大回廊整備事業（アルザ尾瀬の郷の改修、山の学習体験交流センター・川の学習体験交流センターの建設等）に対し、補助金を交付した。

(3) 21 世紀 F I T 構想の推進

21 世紀 F I T 構想に基づき、F I T 交流・二地域居住シンポジウム、首都圏在住者を対象としたモニターツアー、圏域内の広域的な交流・連携活動を支援する交流・連携応援事業を実施した。

また「人と自然と文化が育む F I T 交流圏」を目標像に掲げる新たな F I T 構想（平成 21 年度～ 30 年度）を策定し、F I T ブランド、交流・

二地域居住、広域観光交流などの主要プロジェクトを推進することとした。

13 電源地域の振興促進

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、市町村に対し福島県市町村電源立地地域対策交付金を交付し、公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業が実施された。

また、施設整備のための基金造成事業や原子力発電施設の周辺地域の住民及び企業等に対し、原子力立地給付金事業を実施した。

14 電源地域振興のための総合的施策の確立

電源地域振興特別立法の制定を含めた電源地域の振興に関する総合的施策の確立を図るため、国及び関係機関に対して要望活動を実施した。

また、電源地域の広域的かつ将来にわたる振興を図るため設立された(財)福島県電源地域振興財団が行う電源地域振興事業に補助するとともに、(株)日本フットボールヴィレッジ施設の利活用を図った。

15 石油貯蔵施設周辺の地域整備

石油貯蔵施設周辺地域の住民福祉の向上を図るため、市町村に対し石油貯蔵施設立地対策等交付金を交付し、公共用施設等の整備を促進した。

16 地域新エネルギーの導入・普及促進

市町村が行う住宅用太陽光発電等の新エネルギー設備導入補助事業や、地域協議会を設置して行う普及拡大方策の検討、NPO等の民間団体による新エネルギー普及啓発及び太陽光発電設備導入への支援を実施し普及啓発に努めた結果、新エネルギー導入量が原油換算で28,887kl増加した。

また、環境・エネルギー産業の育成・支援を目的にネットワーク会議を設置し、111の企業・民間団体等の参加を得て、情報交換や異業種交流等に寄与した。

さらに、地球温暖化対策の推進と環境・エネルギー産業の振興のため、「ふくしま環境・エネルギーフェア2008」を開催し、環境ビジネスや新エネルギーに関する県民理解の促進や環境・エネルギー産業の振興を図った(来場者数：約2万人、出展数：140企業等)。

17 ふくしま情報化推進計画の推進

電子県庁の実現による県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、ネットワークシステム、インターネットシステム及びグループウェアで構成される「福島県情報通信ネットワークシステム」、並びに電子申請・届出システムである「ふくしま県市町村共同電子申請システム」の安定・安全稼働に努めるとともに、インターネットシステムの再構築により、県民が利用しやすいホームページを提供するなど、機能の向上を図った。

さらに、過疎・中山間地域等における情報通信格差の是正を図るため、「携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業」を9市町村12地区で実施し、新たに620世帯で携帯電話が使用できるようになった。また、平成18年度に創設した「光ファイバ通信基盤整備促進事業」を4箇所実施し、新たに7,845世帯でブロードバンドが利用できるよう光ファイバネットワークを整備した。

18 統計調査事業の推進

住宅等の実態や居住する世帯について、その現状と推移を明らかにすることを目的とした「平成20年住宅・土地統計調査」をはじめ、諸統計調査の円滑な実施に努めた。

また、統計情報の適時適切な県民への提供のため、県ホームページにおける統計情報の総合窓口「ふくしま統計情報BOX」のデータの更新・充実等に努めた。

さらに、「県勢要覧」や「一目でわかる福島県の指標」等を作成し、本県の特徴の理解や統計に対する理解の促進に努めた。

19 県民参画の県づくりの推進

(1) 県民参画の県づくりの推進

県民、町内会等の住民自治組織、市民活動団体（NPO）、学校、企業、行政等の多様な主体が連携し、「地域コミュニティの再生」、「子育てしやすい環境づくり」、「環境問題への対応」の3つの重点テーマに取り組むことを通して、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を図る、新“うつくしま、ふくしま。”県民運動「100年後も… いきいき ふくしま うつくしま」を推進するとともに、県民活動の促進を図り多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりを推進した。

ア 県民運動推進大会の開催

新しい県民運動のスタートにあたり、運動の理念・内容等を広く周知する推進大会を開催。

日時：平成20年4月24日(木)、場所：福島テルサ、来場者数：450人

イ 子どもからの県民運動展開事業

子ども（小学校5学年在籍児童等）を対象として「新しい県民運動テキスト」及び「新しい県民運動参加キビタン缶バッジ」を配布。
県内の国公立小学校及び特別支援学校等：535校、約21,000人

ウ 「住民による新たな県民運動円卓会議」構築支援事業

住民をはじめ様々な主体が、自らの地域について意見を交換し合える場としての「住民による新たな県民運動円卓会議」を形成するためのサポートを実施。

県内7箇所（各地方振興局管内1箇所）で設置・開催

エ みんなで創る新たな県民運動ふれあい事業

(ア) 第20回全国生涯学習フェスティバル（H20.10.11～15・ビッグパレットふくしま）「生涯学習体験広場」及び「まなびライブステージ」において県民活動を紹介。

生涯学習体験広場：参加15団体、まなびライブステージ：参加3団体

(イ) 『『10年後も… いきいき ふくしま うつくしま』チャレンジ！十七字コンテスト』を開催。

応募作品数：小中学生の部61作品、一般の部153作品

オ 運動の全体像を示すホームページの運営

「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動ポータルサイト」を開設・運営

カ 協働による県民音楽ふれあい事業

協働のモデル事業として、本県出身の世界的指揮者小林研一郎氏の協力を得て開催した。

(ア) オーケストラ開催事業：平成20年8月3日(日)・県文化センター

(イ) オーケストラ楽器指導教室事業：計5回開催

(2) 民間非営利団体の活動の促進

ボランティアやNPOの活動を促進するため、「ふくしま県民活動支援センター」を設置し、NPO・ボランティア等の活動に関する情報提供や各種相談対応等を行った。

公益的な活動に対する財政的な支援を引き続き実施するとともに、NPOとの協働に向けての事業を推進した。

また、特定非営利活動促進法に基づく事務を実施した。

ア 特定非営利活動法人の認証件数

43件（累計487件）

20 文化の振興

(1) 文化振興による地域活性化の推進

地域において培われてきた、伝統、慣習、芸能、歴史などの身近な文化的地域資源を掘り起こし、それらを生かした文化振興に取り組んでいる団体と、文化や地域づくりの専門家からなる検討会との協働検討により、当該取組みの磨き上げを行うとともに、展開モデルとして構築し、地域の活性化と県内への波及効果を図った。

ア 文化振興による地域活性化検討会の開催 5回（対象となる取組数 10件）

イ 文化振興による地域活性化の公開フォーラムの開催 1回

ウ 文化振興による地域活性化の具現化支援 3件

(2) 声楽アンサンブルコンテスト全国大会の開催

全国の各種合唱コンクールにおいてトップレベルの成績を上げるなど、県内の合唱団体は全国的に活躍しており、合唱関係者の間では「合唱王国ふくしま」として知られている。そこで、本県の合唱活動のさらなる発展と、「合唱」＝「ふくしま」を全国に発信するため、音楽を創り上げる上で最も基礎となる「アンサンブル」に焦点を当て、全国からトップレベルの声楽アンサンブルグループの参加を募り、「第2回声楽アンサンブルコンテスト全国大会」を開催した。

出演団体数 中学校部門 31団体、高等学校部門 32団体、一般部門 32団体 計 95団体

21 生涯学習の推進

(1) 県民カレッジの推進

県内の様々な機関・団体が連携して、それぞれが提供する学習機会を体系化するとともに、学習成果を活かした社会参加活動を支援する県全域を対象とした総合的な学習サービス提供システム「県民カレッジ（ふくしま学習空間・夢まなびと）」を推進し、県民の学習活動を支援した。

ア 運営体制の整備

(ア) 県民カレッジ運営協議会 年1回（2月）開催し基本的な運営事項について協議

(イ) 広域学習圏推進企画会議 県内7地域で年2回開催し、連携機関相互の情報交換やネットワークの構築について意見交換

イ 主催講座の開催

- (ア) インターネット配信講座 県内講師により 13 講座を配信
- (イ) 地域学講座 各地方振興局ごとに前後期 2 講座、計 14 講座実施
受講者 1,323 名

ウ 学習情報の提供

- (ア) 学習情報交流誌「夢まなびと」年 2 回 各 18,000 部発行
- (イ) 学習情報提供システム「まなびとファインダー」の運用
講座、施設、団体等の生涯学習関連情報の提供

エ 学習成果の有効活用と活用支援

学習記録手帳の交付 7,172 部配付（累計）

(2) 第 20 回全国生涯学習フェスティバルの開催

平成 20 年 10 月 11 日から 15 日まで 5 日間、ビックパレットふくしまをはじめ県内 9 市町において、「第 20 回 全国生涯学習フェスティバル」を開催し、生涯学習活動の振興を図った。県内外から訪れた 55 万人もの多くの人々が、発表や展示等を通じて交流を深め、本県の「学び」を全国に発信した。また、全国生涯学習フェスティバルとして全国初の記念映画「春色のスープ」を製作し、県内各地で上映を行うなど、生涯学習の理念をわかりやすく伝えた。

ア 全国生涯学習フェスティバル開催事業

- | | | |
|---|---------------|------------------|
| (ア) 会議の開催 | 実行委員会ほか | 計 20 回 |
| (イ) 広報・PR 活動 | 新聞・テレビによる広報ほか | 計 420 回 |
| (ウ) 全国生涯学習フェスティバルの開催（平成 20 年 10 月 11 日(土)～ 15 日(水)） | | |
| A 総合開会式 | 福島県文化センター | 参加来場者数 1,250 名 |
| B 総合閉会式 | 郡山市民文化センター | 参加来場者数 2,830 名 |
| C 生涯学習見本市・生涯学習体験広場・青春エムンドライブ 08 | ビックパレットふくしま | 参加来場者数 23 万名 |
| D 参加事業 | 参加団体 165 団体 | 参加来場者数 221,521 名 |
| E 地域開催地主催事業 | 参加団体 106 団体 | 参加来場者 91,815 名 |
| F 協賛事業 | 参加団体 232 団体 | |
| G 大会運営ボランティア | 延べ 808 名 | |

イ 全国生涯学習フェスティバル記念事業

(ア) 開催記念映画の制作及び上映

タイトル 「春色のスープ」 監督 瀬木直貴（上映時間 95分）

地域開催地における上映 11か所

映画館における上映 県内4映画館（福島市・郡山市・会津若松市・いわき市）

視聴者計 6,344名

(3) アクアマリン子ども体験館（仮称）の整備

ふくしま海洋科学館は、「海を通じて『人と地球の未来』を考える」を基本理念とし、海洋レクリエーションの拠点機能、海洋ミュージアム機能、環境教育機能、地域振興の中核機能、「福島の家」のシンボル機能を担う施設である。

このうち環境教育機能の充実を目指すべく、子どもたちが楽しみながら「命の教育」を実践するための新たな参加体験型展示施設を整備する。

平成20年度については、平成20年12月22日建築工事着工（平成22年1月20日竣工予定）し、平成21年3月31日現在で、工事計画に沿って、くい地業工事まで概ね完了した。

22 スポーツの振興

(1) スポーツを楽しむ環境の整備

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現のために、生涯スポーツ振興事業の充実や指導者の養成・確保とその充実に努めた。

ア 財団法人福島県スポーツ振興基金助成事業 123件

イ ふくしまスポーツフェスタ2008 in もとみやの開催 5,297人

ウ 県総合体育大会県民スポーツ大会の開催 3,647人

エ 県総合体育大会スポーツ少年団体育大会の開催 16,113人

オ スポーツ指導者研修会 31事業 2,321人

(2) 優秀な選手の育成

優秀な選手を育成し「スポーツに強いふくしま」の確立のために、競技スポーツ振興事業の充実やジュニア層からの一貫指導体制の整備を中心とした競技力の維持・向上に努めた。

ア	県総合体育大会(国民体育大会・東北総合体育大会選手選考会)の開催	13,907人
イ	国民体育大会への派遣	680人
ウ	東北総合体育大会への派遣	1,271人
エ	「ふくしまトップアスリート」サポート事業	21競技
オ	一般強化合宿事業	40競技
カ	中学・高等学校運動部指定事業	45部
キ	うつくしまスポーツキッズ発掘事業	8競技

(3) フリースタイルスキー世界選手権大会の支援

2009年F I Sフリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会の運営を支援し、32か国・地域から508名の参加を得るとともに、国内外から16,473人の観客が集まるなど、スポーツの振興を通じた活力ある地域づくりの推進を図った。

ア	開催期間	平成21年3月2日～8日
イ	競技種目	5種目(モーグル、デュアルモーグル、ハーフパイプ、エアリアル、スキークロス)
ウ	競技会場	猪苗代町、磐梯町

V 生 活 環 境 部

1 総説

21世紀にふさわしい社会システムの構築に向け、県民、民間団体、市町村及び県が連携・協力しながら県づくりを進めていくため、「人間の尊重」や「環境との共生」などの普遍的な価値観に基づいた、「県民一人ひとりが尊重され、その参画と連携によりゆとりや豊かさが実感できる社会の実現」「県民が安心して生活できる安全で快適な社会の実現」「循環を基調とした、自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成」を3つの柱として、次のような施策を実施した。

2 人権尊重の推進

県づくりの基本理念である「いのち・人権・人格の尊重」の実現に向けて、各種人権啓発活動を実施した。

- (1) 「人権への気づき」推進事業の実施
- (2) 地域人権啓発活動活性化事業の委託
- (3) 人権の花運動の実施

3 ユニバーサルデザインの推進

「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針（改訂）」に基づき、ユニバーサルデザインの計画的・体系的な推進を図るとともに、ユニバーサルデザイン研修会を実施したほか、ユニバーサルデザイン実践事例調査をNPOに委託し多様な活動主体間の連携を支援するなど、ふくしま型ユニバーサルデザインの実現に向け、理念の一層の普及と地域における活動ネットワーク形成の支援に努めた。

- (1) ふくしま型UD実践強化事業の実施
- (2) ふくしまユニバーサルデザイン推進会議の開催

4 男女共同参画社会の形成

- (1) 男女共同参画行政施策の推進

「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向け、総合推進体制の整備を図るとともに、意識啓発事業等の男女平等の視点に立った施

策を総合的に推進した。

ア 福島県男女共同参画審議会の開催

イ 男女共同参画高校生副読本の作成

ウ 次代の親づくり推進啓発プロジェクトの実施

(2) 男女共生センターの管理・運営

「男女共同参画社会」形成のための具体的、実践的な活動拠点である男女共生センターの管理・運営を指定管理者制度により財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に委託して実施した。

ア 情報事業 図書室運営、情報提供、広報活動

イ 調査研究事業 センター自主研究、公募研究、地域課題委託調査研究

ウ 普及啓発事業 男女共生講演会、未来館トークサロン、未来館シネマ倶楽部

エ 研修事業 未来塾、男女共同参画基礎・専門講座、教師のためのヒューマンライツセミナー、子育て女性のための就職・再就職準備セミナー外

オ 相談事業 一般相談、専門相談（法律相談、健康相談）、チャレンジ支援相談

カ 交流関連事業 未来館フェスティバル、団体との連携講座開催事業、子育て男性の家庭参画推進戦略事業、男女共生グローバルサポーター事業外

5 青少年の健全育成の推進

「ふくしま青少年育成プラン」に基づき、次代を担う青少年が夢と希望を持って自己実現を図り、心豊かに成長できるよう社会全体で育んでいくための施策を総合的に実施した。

(1) 青少年健全育成の推進

青少年健全育成条例の適正な運用に努めるとともに、青少年健全育成県民総ぐるみ運動の推進や青少年健全育成県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議等と一体になって、青少年の健全育成に努めた。

ア 青少年健全育成条例の適正な運用

(ア) 青少年健全育成審議会の開催（優良映画及び書籍の推奨、有害図書類の指定）

(イ) 社会環境調査会の開催

(ウ) 社会環境実態調査の実施及び現地指導

イ 福島県青少年育成県民会議への助成

大人への応援講座の開催、「大切にしたい親の心構え集」の作成・配布、少年の主張大会の開催

ウ 福島県青少年会館への助成

エ 東南アジア青年の船事業（内閣府）への協力

(2) 青少年のインターネット安全・安心対策の推進

「ネットいじめ」や「出会い系サイト被害」などインターネット利用に伴う諸問題が発生していることから、関係機関・団体等と連携し、フィルタリングの利用促進等の安全対策強化について、保護者や児童生徒への啓発活動を行った。

ア 「インターネット安全・安心啓発フォーラム」の開催

イ 「インターネット安全・安心啓発パンフレット」の作成・配布

(3) 青少年育成指導者等研修の推進

青少年育成に携わる民間指導者等の研修会を実施し、地域における青少年育成活動の促進に努めた。

ア 青少年育成活動推進指導者等研修会の開催

6 国際交流の推進

平成 18 年 3 月に策定した「うつくしま国際施策基本計画」（平成 18 ～ 22 年度）に基づき、国際化推進のための各種事業を実施した。

(1) 地球市民の育成

地球的課題や世界の多様な文化、価値観、考え方を理解し、地域との関わりを考えることができる人材を育成するため、次の事業を実施した。

ア 国際貢献リーダー育成事業

イ ニュージーランドとの交流事業

ウ 語学指導等外国青年招致事業

エ 海外技術研修員受入事業

オ ふくしまグローバルセミナー

カ ユース国際協力ミーティング

キ 独立行政法人国際協力機構（JICA）中華人民共和国事務所への職員派遣

(2) 外国籍県民と共に生きる地域社会づくり

外国籍県民も共に地域社会で暮らす一員として、地域づくりへの積極的な参加を促進するため、次の事業を実施した。

ア 多言語行政サービス提供事業

イ 外国籍住民人権啓発研修会事業

(3) 多様な交流・連携の促進

本県と海外との貴重な架け橋となっている海外県人会との交流の推進のため、次の事業を実施した。

ア 海外移住事業（県費留学生受入事業、中南米国移住者子弟青年研修受入事業、北南米在外県人会創立記念式典等関連事業）

(4) 交流を支える基盤の整備

本県の国際化への対応強化のための県行政の体制整備、職員の育成のため、次の事業を展開した。

ア 国際交流員設置事業

イ 財団法人福島県国際交流協会支援事業

ウ 自治体国際化協会海外事務所職員派遣事業

(5) 旅券発給と海外安全情報提供

旅券の適正な発給に努めるとともに、海外旅行者に対して、インターネットなどにより総合的な安全情報の提供を行った。

7 消費生活の安定及び向上

県民の消費生活の安定及び向上を図るため、定期情報紙「ふくしまくらしの情報」の発行や「県民生活緊急情報」の発信などにより啓発活動を推進するとともに、消費生活相談員や不当取引専門指導員を配置し、消費者保護対策の推進に努めた。

また、学校消費者教育資料（副読本）を作成し、県内全ての高校、短期大学等に配布するなど消費者教育を推進した。

さらに、近年、深刻化している多重債務者問題についても、多重債務者対策協議会の開催や、法律専門家による相談への対応など対策を強化した。

(1) 消費者行政推進事業

ア 消費生活審議会の開催

イ 「県民生活緊急情報」の発信による県民への注意喚起

ウ 県ホームページ及び情報紙「ふくしまくらしの情報」等各種媒体による啓発

- エ 消費者の声を反映するための事業委託（委託先：福島県消費者団体連絡協議会）
 - オ 生活関連物資の価格動向及び需給状況の調査・監視、公表等
 - カ 福島県消費者行政活性化基金条例の制定、消費者行政活性化交付金による基金の造成
- (2) 消費者教育推進事業
- ア 学校消費者教育推進事業（学校消費者教育推進連絡会議の開催、学校消費者教育資料の作成：生徒用副読本「CONSUMER'S EYE 消費者の眼」及び教員用解説書）
 - イ 金融経済教育の実施（県金融広報委員会への参画）
- (3) 消費者保護推進事業
- ア 県消費生活条例に基づく調査・指導
 - イ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく調査・指導
 - ウ 消費生活用製品安全法に基づく検査・指導
 - エ 電気用品安全法に基づく検査・指導
 - オ 家庭用品品質表示法に基づく検査・指導
 - カ 割賦販売法に基づく指導・監督
 - キ 特定商取引法に基づく調査・指導
 - ク 不当取引専門指導員の配置
 - ケ ゴルフ場等会員契約適正化法に基づく調査・指導
- (4) 消費生活協同組合育成事業
- ア 消費生活協同組合運営状況調査
 - イ 消費生活協同組合資金貸付事業
- (5) 消費生活センター事業
- ア 消費生活相談事業（消費生活相談員の設置）
 - イ 消費者教育事業（各種講座等の開催）
消費生活講座、講師派遣
 - ウ 消費者啓発事業

消費者月間記念事業「消費者のつどい」、テレビ、ラジオによる情報提供（「くらしのミニ情報」等）、各種リーフレット、パンフレットの作成配布、インターネットホームページや携帯端末による情報提供

(6) 多重債務者対策事業

- ア 多重債務者対策協議会の開催
- イ 法律専門家による相談対応

8 公共交通の確保

公共交通は、日常生活における地域住民の「生活の足」としてはもちろん、観光のための移動手段や地域振興の基盤としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、モータリゼーションの進展や過疎化、少子高齢化の進行による影響などにより利用者が減少し、路線の休・廃止や運行回数が減少するなど、お年寄りや子どもなど、いわゆる交通弱者の足の確保が課題となっている。

このため、公共交通の利便性の向上、公共交通網の整備等による活性化対策に努めるとともに、「バス・鉄道利用促進デー」を拡充し、関係機関と連携しながらより一層の利用促進を図った。

(1) 鉄道網整備対策等の推進

第三セクター鉄道の円滑な運営が図られるよう指導・助言を行うとともに、経営安定化及び施設・設備の近代化のための補助金を交付するなど県内の第三セクター鉄道への支援策を講じた。

- ア 国及びJR等への要望活動
- イ 鉄道軌道近代化設備整備費補助金
- ウ 野岩鉄道経営安定化補助金
- エ 阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金
- オ 会津鉄道経営安定化補助金

(2) 地方バス路線維持対策の推進

地域住民の足である生活バス路線を確保するため、生活交通路線を運行するバス事業者やバス事業等を運営する市町村に補助金を交付するとともに、福島県生活交通対策協議会を開催し生活交通の確保方策等について関係機関等と協議・調整を行った。

- ア 生活路線バス運行維持のための補助

イ 市町村生活交通対策のための補助

(3) 運輸事業の振興

軽油引取税の一定割合を、(社)福島県バス協会及び(社)福島県トラック協会に交付し、輸送力の確保、輸送サービスの向上等を図った。

ア 運輸事業振興助成交付金

9 交通安全対策の推進

交通事故を防止するため、「うつくしま 無事故の主役 あなたです」を年間スローガンとして、各季の運動を積極的に実施するとともに、様々な機会・媒体を利用した広報・啓発活動や参加・体験型の交通安全教育を関係機関・団体と一体となって実施するなど、県民の交通安全意識を高めるための施策を総合的に実施した。

(1) 総合的交通安全施策の推進

ア 福島県交通安全対策会議の開催

イ 福島県交通安全実施計画の作成

ウ 交通白書の作成

(2) 交通安全指導事業

市町村及び交通安全関係団体における交通安全対策の強化を図るため、次の事業を実施した。

ア 市町村交通安全対策主管課長会議の開催

イ 交通安全関係団体の指導育成等

(3) 交通安全県民大会の開催

交通安全意識の高揚を図るため、相馬市において開催した。

(4) 交通安全運動事業

福島県交通対策協議会に対し補助金を交付するとともに、交通安全運動を関係機関・団体と一体となって実施した。

(5) 子どもと高齢者の交通安全教育促進事業

福島県交通安全母の会連絡協議会等への委託により、地域における交通安全教育の充実を図った。

(6) 高齢者交通事故防止運動推進事業

高齢者の交通事故が増加しているため、関係機関・団体と連携を図りながら次の事業を実施した。

ア テレビコマーシャル（15秒スポット）を放送した。

イ 高齢者の交通安全に向けた小冊子を作成し、市町村及び関係機関等へ配布した。

ウ 県内の全ての小学3年生が、高齢者にハガキで交通安全を呼びかける「シルバーメール作戦」を実施した。

(7) みんなで作ろうラジオCMコンテスト事業

県内の小学生から交通安全をテーマにしたラジオCM作品を募集し、優秀作品を表彰するとともにラジオで放送し、県民の交通安全意識の高揚を図った。

(8) 事故多発地点緊急対策事業

交通事故を防止するため、道路環境整備技術調査委員会において、事故多発地点の道路環境を中心とした現地調査を行うなど、詳細な分析を行い、事故防止に向けた対策を検討し、効果的かつ適切な施策実施の推進を図った。

10 総合的な消防・防災体制の整備

(1) 総合防災体制の充実強化

ア 防災体制の整備

大規模な災害やテロ等の発生に備えるため、各種の防災対策事業等を実施し、防災体制等の一層の充実を図った。

イ 各種災害への対応

気象予警報等の発表時には、所定の警戒配備体制等を敷き、情報収集及び提供を行った。また、6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震や、7月24日に発生した岩手県沿岸北部を震源とする地震においては、県内の被害情報等の収集を行ったほか、震源地付近の被災県に対しては緊急消防援助隊を派遣し、救助等の活動を実施した。

ウ 原子力防災対策

万一の原子力災害に備えて、福島県原子力災害対策センターを運営管理するとともに緊急時連絡網の維持管理・更新、防災資機材の整備・更新を行った。また、国主催の原子力総合防災訓練とあわせて県の原子力防災訓練を実施するとともに原子力防災の知識の普及に努めた。

エ 防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携強化と地域住民の防災意識の高揚を図るため住民参加型の防災訓練を実施した。

(ア) 県総合防災訓練を喜多方市で実施

(イ) 各地方振興局単位で地方防災訓練を実施

オ 航空消防防災体制の整備

消防防災ヘリコプターを活用し、救急活動、林野火災や山岳救助など空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施した。

カ 災害時要援護者避難支援対策事業

市町村の災害時要援護者支援体制の整備が進むように支援を行った。

(ア) 市町村防災トップセミナーの実施

(イ) 災害時要援護者避難支援対策検討会の実施（県内6会場）

(ウ) 市町村への個別訪問（12市町村）

(エ) 災害時要援護者避難訓練及び検証会の実施（楢葉町、喜多方市、会津坂下町、大玉村）

(2) 消防団員等の士気の高揚、消防技術の向上

消防団員等の士気の高揚を図り、火災防御体制の強化を図るため第61回福島県消防大会を共催し知事表彰を行った。

また、消防団員の消防操法訓練の基礎を培い、消防技術の向上を目的に第36回福島県消防操法大会を開催した。

(3) 予防消防の充実

火災を未然に防止するため、火災予防運動や各種広報媒体等を通じて、県民の防火意識の高揚を図るとともに、女性防火クラブ等の民間防火組織の育成に努めた。

また、消防設備士試験の合格者に対する免状の交付及び消防設備士講習を実施し、安全な防火対象物を県民に提供できるよう努めるとともに、旅館・ホテル、百貨店・マーケット等における防火安全対策を指導し、予防消防の推進を図った。

ア 火災予防運動の実施

イ 火災予防絵画・ポスターコンクールの実施

ウ 消防設備士免状交付

エ 消防設備士講習

オ 民間防火組織の育成

(ア) 女性防火クラブ

(イ) 少年消防クラブ

(ウ) 幼年消防クラブ

(4) 危険物規制の徹底

危険物規制事務の統一性及び的確性を期するため各消防本部に対する指導を行うとともに、危険物事故防止連絡会などの会議をとおして各消防機関等と連携を保ち、消防危険物による災害の未然防止に努めた。

また、危険物取扱者試験の合格者に対する免状の交付及び作業従事者に対する危険物取扱者保安講習の実施などを通して、危険物取扱者の資質向上に努めた。

ア 危険物規制事務調査指導

イ 危険物取扱者免状交付

ウ 危険物取扱者保安講習

(5) 消防職・団員等の教育訓練の強化

消防職・団員等の資質の向上を図るため、教育訓練の一環として消防職員の消防大学校への派遣、県消防学校における教育内容の充実及び消防団員等に対する技術指導を実施した。

ア 消防職員に対する教育訓練

(ア) 消防大学校派遣

(イ) 県消防学校教育

イ 消防団員に対する教育訓練

(ア) 県消防学校教育

(イ) 校外教育

ウ その他の教育訓練

(ア) 自衛消防隊員教育

(イ) 少年消防クラブ員教育

(6) 総合情報通信ネットワークの管理

災害時における通信手段を確保し、防災対策の万全を期するため、設備の適正な維持管理及び特殊無線技士養成課程講習会を開催し、資格者の確保を図るとともに、総合情報通信ネットワークの更なる活用に努めた。

ア 総合情報通信ネットワーク通信設備の管理運営

イ 無線従事者の養成（特殊無線技士養成課程講習会の開催）

ウ 総合情報通信ネットワークの更新事業に係る実施設計の策定

(7) 火薬・高圧ガス等の保安対策の強化

火薬類及び高圧ガス並びに電気工事による災害の防止を図り、公共の安全を確保するため、検査及び指導を行った。

ア 銃砲・火薬類の保安指導取締りの充実

銃砲・火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、次の事業を実施した。

- (ア) 販売・製造・営業許可等
- (イ) 完成・保安・立入検査
- (ウ) 製造・取扱保安責任者免状の交付・再交付

イ 高圧ガスの保安指導取締りの充実

高圧ガス（液化石油ガスを含む。）による災害を防止するため、次の事業を実施し、公共の安全を図った。

- (ア) 製造・販売許可等
- (イ) 完成・保安・立入検査
- (ウ) 製造保安責任者免状等交付・再交付

ウ 電気工事業者等の保安指導の強化

電気工事業者等の保安指導・育成のため、次の事業を実施した。

- (ア) 電気工事業者の登録等
- (イ) 電気工事業者の立入検査
- (ウ) 電気工事士免状の交付・再交付

11 原子力発電の安全確保

原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、立入調査や状況確認の実施、環境放射能監視体制等安全確保対策の充実に努めるとともに、より一層の理解を深めるため、普及啓発活動に努めた。

(1) 原子力発電所の安全確保対策の強化

ア 安全確保協定に基づき、原子力発電所への立入調査や状況確認を適宜実施し、原子力発電所の安全確保の状況等について確認した。

イ 原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、環境放射能の監視・測定及び温排水調査等を実施するとともに、放射能分析測定機器等の更新・整備を行った。

(2) 原子力発電に関する普及啓発の推進

原子力発電に関する基礎的知識の普及啓発を図るため、原子力広報連絡会議を開催するとともに、原子力広報業務の一部を(財)福島県原子力広報協会に委託し、広域的かつ効果的な広報活動を実施した。

(3) 放射性降下物の監視

全国調査の一環として、諸外国の核実験等による放射性降下物の環境放射能水準調査を実施し、原子力発電所周辺の監視データとの比較検討を行った。

12 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

(1) 地球温暖化対策

ア 地球にやさしい「ふくしま」県民会議運営事業

地球温暖化対策を始めとする環境保全活動を県民総参加の運動として推進するため、産学民官 89 団体からなる県民会議を設立し、県民運動の推進母体としての体制整備を図った。

イ 地球温暖化防止のための「福島議定書」事業

学校や事業所等において、節電、節水、燃料等の節減などの省エネルギーの取組みを、それぞれの団体が自ら目標を定めて取り組む「福島議定書」事業を実施し、優秀な取組みについて表彰した。

ウ 地球にやさしい「ふくしま」創造事業

(ア) 地球にやさしい「ふくしま」県民会議事業

地球にやさしい「ふくしま」県民会議を推進母体として、クールビズ推進、クールアースデー、エコドライブキャンペーンを始めとする温暖化対策活動を県民運動として展開した。

(イ) 地球にやさしい「ふくしま」高校生CMコンテスト

地球温暖化対策の取組みを促進するため、高校生を対象に、地球温暖化問題の深刻さと対策の緊急性を訴えるテレビCM制作コンテストを実施し、優秀な作品についてはテレビ放映を行った。

(ウ) 地球にやさしい「ふくしま」高校生国際会議

環境保全活動の重要性について認識を深め、一層の取組みを推進するため、県内の高校生と県内に留学する外国人高校生が、それぞれの国の環境問題や、自身の取組みなどの情報交換、意見交換を行う会議を実施した。

(エ) 地球温暖化を考える講演会

地球温暖化問題についての認識を深め、日常生活における取組みを促進するため、県内4地域において、専門家による講演会と温暖化をテーマとした映画の上映会を開催した。

エ 省エネルギー推進事業

(ア) 省エネルギー実践事例講習会開催事業

地球にやさしい「ふくしま」県民会議地方会議の構成員を中心に、実践的な省エネ等の取組みのための講習会を開催した。

(イ) ふくしまエコドライブ推進キャンペーン事業

8月から12月をエコドライブ推進キャンペーン期間として、ラジオCMや県内の事業所、団体等にキャンペーンポスターやステッカー等を配布して取組みを呼びかけるとともに、県内各地で講習会を開催しエコドライブの実技の普及を図った。

オ ふくしま環境・エネルギーフェア開催事業

地球温暖化対策に向けた県民運動の気運の醸成を図るとともに、環境・エネルギー産業のネットワーク形成を支援するため、廃棄物の減量化、リサイクル、省エネルギー、新エネルギー等に関連した最新技術等の展示や講演会等を行う総合イベントを実施した。

(2) 循環型社会形成の推進

ア 「もったいない」の心が生きる社会づくり事業

(ア) 「もったいない」普及啓発事業

県内の小・中学生から「もったいない50の実践」に関する絵画を募集し、優秀作品を表彰するとともに、当該作品を掲載したカレンダーを制作・配布して、省資源・リサイクルなど環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を図った。

(イ) 環境にやさしい買い物（グリーン購入）キャンペーン事業

10月のグリーン購入推進月間に、各種関係団体等の協力を得ながらキャンペーンを実施した。なお、キャンペーン参加店にポスターやステッカーを配布し、環境にやさしい買い物の一層の普及啓発を図った。

(ウ) うつくしま、エコ・ショップ等認定事業

ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店等を「うつくしま、エコ・ショップ」等として認定し、取組状況等をホームページに公表し、普及を図った。

(エ) もったいない・ゼロエミッション推進事業

学校や事業所、団体等において資源の有効活用やごみの減量化などの取組事例を募集し、優秀事例について表彰するとともに事例報告

会を開催し、一層の普及啓発を図った。

イ 産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業

(ア) うつくしま、エコ・リサイクル製品認定

廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として認定し、ホームページに掲載するとともにパンフレットを作成するなどPRを行った。

(イ) エコ・リサイクル製品等普及啓発

県民、事業者等に対してエコ・リサイクル製品の周知を図るため、「ふくしま環境・エネルギーフェア」において、製品開発事業者や販売者によるプレゼンテーションを実施した。また、製品のパンフレットを作成し、より一層の普及啓発を図った。

(3) 環境教育、環境保全活動の推進

ア セせらぎスクール推進事業

水に触れ、水に親しむ機会の創出を図るため、身近な河川等での「せせらぎスクール（水生生物による水質調査）」を実施する団体に教材を提供するとともに、指導者養成講座を開催し、参加者増加に向けて事業を実施した。

イ 廃棄物関係環境教育推進事業

循環型社会の形成に向け、廃棄物の処理に関する正しい知識とごみ減量化、リサイクルの必要性を学ぶため、児童及び指導者用パンフレットを作成・配布するとともに、児童とその親を対象にした親子見学会を県内4方部で実施した。

ウ 環境保全推進員（うつくしまエコリーダー）養成講座事業

環境学習や環境保全活動のリーダーである環境保全推進員（うつくしまエコリーダー）を養成する講座を開催し、うつくしまエコリーダーの認定を行うとともに、既認定者を対象としたステップアップ講座を開催し、さらなる資質向上を図った。また、交流会を開催して情報交換の場を提供し、地域における環境保全活動の促進を図った。

エ 森林環境教育指導者養成事業

森林内での体験活動を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ「森林環境教育」について、学校教育や社会教育の現場での活用を図るため、指導者を養成する講座を開催した。

オ 体験的環境教育指導員トレーニング講座事業

子どもたちが環境について体験的に学習できる機会の増加を図るため、様々なテーマ、アプローチによる体験を重視した幅広い分野の環境教育を行うことのできる指導者を養成する講座を開催した。なお、NPOとの協働（NPOの企画運営）によって講座を開催した。

カ 環境アドバイザー等派遣事業

市町村、公民館及び各種団体が行う講習会や研修会等に、県が委嘱した講師（環境アドバイザー）又は県職員を派遣した。

キ うつくしまエコオフィス推進事業

ISO14001 に適合した環境マネジメントシステム及びふくしまエコオフィス実践計画に基づき、県自らが率先して、一事業者、一消費者として環境負荷低減の取組みを推進した。

ク 環境負荷低減普及啓発事業

事業者による環境負荷低減活動を促進するため、環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の説明・相談会を開催した。

ケ 環境創造資金融資事業

環境保全施設等の設置等を行う中小企業者に対し、必要な資金を融資した。

(4) 環境影響評価推進事業

環境影響評価法及び県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境への影響を未然に防止し、良好な環境の確保を図った。

13 景観形成の推進

福島県景観条例に基づく届出制度の運用、景観アドバイザーの派遣による技術的支援、景観サポーター研修会の開催、景観情報誌の発行等による啓発事業の実施、優良景観形成住民協定の締結に向けた情報提供を行うなど、良好な景観形成を推進した。

また、景観形成重点地域である磐梯山・猪苗代湖周辺地域における優れた景観の保全と創造を図った。

14 次世代へつなぐ自然環境の保全

(1) 自然保護思想の普及啓発

ア 自然保護対策事業

県内の良好な自然環境を保全するため、県自然環境保全条例に基づき、福島県自然保護指導員を配置し、自然公園等の適正な管理と自然保護思想の普及啓発に努めた。

(2) 優れた自然環境の保全（自然公園管理）

自然公園法及び県自然公園条例に基づき、指定された自然公園の適正な管理を行うため、以下の事業を実施した。

ア 「みんなの尾瀬」ふれあい推進事業

新たに誕生した「尾瀬国立公園」について、編入地域を含む尾瀬の傑出した自然や自然保護運動の歴史を広くアピールするとともに、21世紀にふさわしい公園の保護と適正な利用のあり方を検討するなど「みんなで守り、みんなで楽しめる国立公園」を目指し、各種事業を実施した。

イ 自然公園保護管理適正化事業

県内の自然公園等の保護と適正な利用を推進するため、自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された各種団体の管理運営に積極的に参画するとともに、過度の利用により荒廃した登山道周辺の植生復元作業を専門家の指導により実施するなど、貴重な財産である自然環境の保全に努めた。

ウ 尾瀬地域保護適正化事業

尾瀬の美しい自然環境を保全し適正な利用を推進するため、国、関係県、(財)尾瀬保護財団等と協力して、尾瀬の植生の保護・復元及び環境調査をするなど各種事業を実施した。

エ 自然公園施設管理事業

自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境の保全と快適で安全な自然公園利用の促進を図った。

(3) 公園施設整備事業

ア 国立公園等施設整備事業

国立公園等内の自然環境を保護しつつ適正な利用を促進するため、公園計画に基づいて自然公園施設の整備を実施した。

イ 自然公園等施設整備事業補助金

自然公園等において、優れた自然の保護とその利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対し補助金を交付した。

ウ 尾瀬歩道整備事業（御池バリアフリー歩道・尾瀬標識整備事業）

尾瀬国立公園御池田代湿原周辺においてバリアフリータイプの木道を整備するとともに、御池・見晴間の通称「燧裏林道^{ひうちうら}」において、景観に配慮した統一デザインによる標識を整備し、誰もが尾瀬の自然に安全にふれあえることができる環境を整備した。

15 野生動植物の保護管理

(1) 野生動植物保護管理事業

農業被害等をもたらしている野生鳥獣について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行うことにより人と野生鳥獣の共生を図るための事業を実施した。

ア 鳥獣保護事業

鳥獣の保護・繁殖を図るため、鳥獣保護センターの管理運営や鳥獣保護区の整備、鳥獣保護員の配置、愛鳥週間ポスターコンクールの実施等を行った。

イ 地域個体群の保護管理

農業や漁業に被害を及ぼすなど、人とのあつれきを生じているニホンザルやカワウ、イノシシ等について、生息状況等の調査を行うとともに、ツキノワグマについて保護管理のための特定鳥獣保護管理計画を策定した。

ウ 希少な野生動植物の保護

「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、県民ボランティアである「野生動植物保護サポーター」による野生動植物の監視活動等を行うとともに、希少な野生動植物の保護対策に努めた。

エ 普及啓発

教員研修会において外来生物の影響等に関する講義を行ったほか、愛鳥モデル校を対象に傷病鳥獣の救護を通して命の尊厳の啓発を図る研修事業を実施した。

(2) 狩猟適正化事業

狩猟制度の適正な運営を図るため、狩猟免許試験の実施や狩猟免許の更新、狩猟者登録、きじやまどり放鳥事業等を実施した。

16 廃棄物処理対策の推進

廃棄物の排出抑制や減量化、適正処理等を総合的かつ計画的に推進した。

特に、産業廃棄物税を活用して、廃棄物の排出抑制及び減量化等に向けた取組みの支援や不法投棄の未然防止等、産業廃棄物による環境への負荷の低減に取り組んだ。

(1) 一般廃棄物処理対策の指導

一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理計画の策定並びに一般廃棄物処理施設の整備及びその適正な維持管理について技術的援助を行うとともに、一般廃棄物最終処分場からの放流水等について、ダイオキシン類等有害物質の実態調査を行った。

(2) ごみ処理広域化推進事業の実施

「福島県ごみ処理広域化計画」に基づく広域化を促進するため、県北及び県南の各広域化ブロックに、専門家を広域化アドバイザーとして

派遣した。

(3) ごみ減量化・リサイクルの推進

ごみの減量化とリサイクルを推進するため、事業系ごみの削減を目的として「ごみ減量化コンクール」を実施するとともに「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」である10月に、コンクール参加事業所を訪問するキャンペーンキャラバンを実施したほか、各種メディアを通じてごみ減量化を呼びかけた。

(4) 浄化槽設置の促進

浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備推進支援事業、さらには猪苗代湖流域において窒素除去型浄化槽の整備を行う高度処理型浄化槽整備事業により引き続き市町村に県費補助金を交付した。

(5) 産業廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物処理施設等の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業の許可申請書の審査に当たり、欠格要件照会等を行った。
また、平成16年4月から施行された「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」について、適切な運用を図った。

(6) 産業廃棄物処理施設に係るダイオキシン類等有害物質の調査の実施

中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻等及び放流水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行った。

(7) 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査の実施

産業廃棄物最終処分場から排出される放流水等に含まれる環境ホルモンの実態調査及び排出抑制対策調査を行った。また、評価検討委員会から本県における今後の環境ホルモン対策の方向性について提言を得た。

(8) PCB廃棄物適正処理の推進

県内に保管されているPCB廃棄物の適正処理を推進するため、「福島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物保管事業者等に対し適正保管を指導するとともに、平成20年7月から、北海道室蘭市に日本環境安全事業(株)が設置した施設において県内PCB廃棄物の処理が開始された。

また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、PCB廃棄物処理基金に拠出した。

(9) 最終処分場残余容量の確認

産業廃棄物最終処分場の残余容量を把握するため、処分場の測量を行った。

(10) 産業廃棄物抑制及び再利用施設の整備支援

産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設整備の支援を行った。

(11) 産業廃棄物処理業者情報提供環境の整備

排出事業者が、インターネットを利用して処理業者の許可情報を検索できる環境を整備するため、業者情報をデータベース化した。

(12) 産業廃棄物優良処理業者等の育成支援

優良性評価制度に参加を希望する処理業者にアドバイザーを派遣した。また、適正処理を推進するため、電子マニフェスト等の先端情報技術を用いた管理システムの導入に対して支援を行った。

(13) 産業廃棄物排出処理状況の確認調査

産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握した。

(14) 排出事業者における産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者に対し、排出抑制、再利用等の推進など、廃棄物の適正処理を指導した。

(15) 不法投棄等に係る原状回復の支援

いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行い原状回復を支援した。

(16) 産業廃棄物不法投棄防止対策の推進

産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見及び不法投棄された産業廃棄物の適正処理に資するため、中核市を除く市町村に不法投棄監視員を設置するとともに、いわきを除く6地方振興局に警察官OBである産業廃棄物適正処理監視指導員を配置し、監視パトロールを行った。

また、早朝、夜間、休日の不法投棄監視体制を強化するため、警備会社へ監視業務を委託するとともに、監視カメラによる24時間監視を行った。

さらに、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業により、地域住民等による日常的な不法投棄防止に係る監視体制づくりを支援した。

17 環境汚染防止対策の推進

(1) 環境汚染未然防止対策の推進

環境汚染の未然防止を図るため、大気汚染及び水質汚濁の状況について、常時監視を行い現況把握に努めた。

また、工場等に対し発生源調査などによる監視を実施し、排出基準の遵守状況の確認を行うとともに、公害防止施設や排出基準などの自主管理の徹底等について指導を行った。

(2) 有害大気汚染物質調査の実施

低濃度・長期暴露による健康影響が懸念される有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気の汚染の状況を把握した。

(3) 低公害車の普及促進

ふくしま環境・エネルギーフェアへの参加を通じて、県民に対し自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質及び二酸化炭素が大気汚染や地球温暖化に与える影響に関する情報を提供するとともに、自動車排出ガス対策推進情報交換会を開催し、自動車排出ガス対策や低公害車普及の推進について、市町村及び関係機関等と意見交換を行った。

(4) 大気常時監視測定局の整備の推進

平成 19 年度に策定した「福島県大気常時監視測定局整備計画」に基づき、大気常時監視測定局の撤去、測定機器の移設等を行った。

(5) ダイオキシン類等化学物質実態調査の実施

大気、水質、土壌等の環境中のダイオキシン類濃度並びに工場・事業場からの排水及び排出ガス中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等の適合状況を確認した。

また、環境中における環境ホルモン濃度を調査し、経年変化や蓄積状況等を把握した。

(6) ダイオキシン類土壌汚染対策の推進

ダイオキシン類による土壌汚染が判明し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対策地域に指定した双葉郡大熊町大字小入野地区において、大熊町が事業主体となって実施した汚染土壌の除去等の対策事業に対し支援を行った。

(7) 化学物質リスクコミュニケーションの推進

化学物質に関する情報を市民、事業者、行政等が共有し、相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションを推進するため、事業者を対象としたセミナー及び意見交換会を開催するとともに、アンケートを実施し、事業者の取組状況を把握した。

また、化学物質に係る安全・安心が確保された社会の構築のため、産業廃棄物多量排出者や処理業者を対象とした研修会等を開催した。

(8) アスベスト対策の推進

アスベスト対策については、化学物質環境対策連絡会議において庁内の連絡調整を図るとともに、建物解体工事現場への立入指導や、一般環境大気中アスベスト濃度等の調査を実施した。

また、県有施設について、新たに問題となったトレモライト等の含有の有無について調査を行った。

(9) 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全の推進

「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、特定事業場やキャンプ場等に対する立入調査・指導を行った。

また、県民ボランティアによる猪苗代湖北岸部のヨシ刈り・ごみ撤去、猪苗代湖の詳細な水質調査を実施するとともに、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づく施策を推進した。

なお、流域の関係団体、市町村、県、国で組織する「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、水環境保全フォーラムの開催、県民参加による湖岸清掃活動、広報紙の発行等により地域住民等の水環境保全意識の高揚を図るとともに、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金^{みずみらい}により、流域における水環境保全活動に対し支援を行った。

(10) 地下水の水質保全対策の推進

地下水の水質保全を図るため、県内を均等にメッシュ区分した地区の井戸及びトリクロロエチレンなどの有害物質を使用している工場・事業場の井戸又はその直近の井戸等の地下水の水質調査を行い、汚染の実態を把握するとともに、地下水汚染防止のため工場・事業場の指導を行った。

(11) 生活排水対策の推進

水質汚濁の主な原因とされている生活排水の対策を推進するため、市町村が設置する生活排水対策推進指導員及び生活排水対策等に取り組んでいる水環境保全団体を対象に講習会を開催した。

(12) 公共用水域の水質保全対策の推進

公共用水域の水質保全を図るため、県内の主要河川、湖沼、海域について、水質調査を行い、公共用水域の環境基準の達成状況等の把握を行った。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型指定について、指定後の状況の変化を踏まえ、荒川など3河川について見直しを行った。さらに、逢瀬川など5河川について「水生生物の保全に係る水質環境基準」の水域類型指定を行うとともに、湯川など8河川1湖沼について水域類型指定の検討資料とするため、水生生物の生息状況等に関する情報を収集・整理した。

Ⅵ 保 健 福 祉 部

1 総説

急速な少子高齢化が進行する中で、生活様式や価値観の多様化、さらには生活習慣病の増加等による疾病構造の変化などに伴い、保健・医療・福祉に寄せる県民の期待は大きく、複雑化・多様化・高度化してきており、保健・医療・福祉の連携のとれた施策の推進や、社会情勢の変化に対応した施策の展開が求められている。

平成 20 年度においては、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供に努めるため、「快適で健やかな生活の実現」「生涯にわたる健康づくりの推進」「健康を支える医療の充実」「誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進」「妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進」「高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進」「障がい者が自立し社会参加できる社会の推進」「保健・医療・福祉のさらなる推進」の 8 つの基本目標を重点施策の方向と位置づけ、積極的かつ効果的な事業の展開を図った。

2 快適で健やかな生活の実現

(1) 安全な水の確保

県民の生活を支える基幹的施設である水道の計画的整備を支援し、水道普及率の向上を図るとともに、水道の効率的な整備及び適正な管理の推進を図り、衛生的な生活環境の確保に努めた。

ア 水道施設の整備促進

県内の水道普及には市町村によって格差が見られ、とりわけ財政基盤の脆弱な市町村の整備が他の市町村に比べ大幅に遅れていることから、財政基盤が脆弱で低普及率の市町村が行う施設整備に対し支援を行った。

簡易水道等施設整備事業補助

柳津町外 1 町	補助額	8,923 千円
----------	-----	----------

イ 水道施設の適正管理

供給される水道水の安全性を確保するため、法令等に基づき水道施設への立入検査を行い、施設の適正管理について指導を行った。

(ア) 上水道	監視対象施設	31 施設	監視件数	41 件
(イ) 簡易水道	監視対象施設	168 施設	監視件数	168 件

(2) 食品等の安全性の確保

ア 「食」の安全の確保

食品等の安全性を確保するため、「福島県食品安全確保対策プログラム」に基づいて、消費者の視点を重視し、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策に努めた。

また、食品の多種多様化、流通の広域化に対応するため、「福島県食品衛生監視指導計画」に基づいて、食品衛生監視体制の充実と事業者による自主管理体制の確立を図るとともに、食品の安全に関する苦情や相談に対する総合的な窓口の設置のほか、食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施により、県民への情報の提供に努めた。

(ア) 監視対象施設数		53,855 施設
(イ) 監視件数		33,105 件
(ウ) 食品等の収去検査件数		2,117 件
(エ) 営業者及び消費者等に対する衛生講習会	実施回数	644 回 (うち消費者等： 34 回)
	受講者数	23,350 人 (うち消費者等：1,008 人)
(オ) 食品衛生「出前講座」(再掲)	実施回数	189 回
	受講者数	6,955 人
(カ) 小学生の食の安全教室 (再掲)	実施回数	134 校
	受講者数	7,120 人
(キ) 食品安全 110 番の受付件数		54 件
(ク) 福島県食品安全推進懇談会の開催		2 回

イ 食品安全対策の推進

市場等に流通する食品等についての安全性の確認を行うため、各種の検査を実施した。

(ア) 食品の残留農薬検査	240 検体
(イ) 麻痺性貝毒及び下痢性貝毒の検査	19 検体
(ウ) 食品添加物の検査	1,166 検体
(エ) 畜産食品の病原微生物検査	10 検体
(オ) 畜水産食品中の抗生物質等検査	96 検体
(カ) 遺伝子組換え食品の検査	40 検体

(キ) 食品等の腸管出血性大腸菌実態調査 487 検体

ウ 食肉衛生検査の推進

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて検査を実施し、食肉の安全確保に努めた。

(ア) と畜場数	1 施設
(イ) と畜検査頭数	27,162 頭
(ウ) と畜場における病原微生物等モニタリング検査	56 検体
(エ) と畜処理における動物用医薬品検査	68 検体
(オ) 検査対応食鳥処理場	3 施設
(カ) 検査羽数	7,688,811 羽
(キ) 食鳥処理における動物用医薬品検査	332 検体

(3) 安全で衛生的な環境の確保

近年の社会経済情勢の変化に伴って、県民の生活様式も大きく変化してきたが、快適かつ安全で安心できる生活環境の確保を求める県民ニーズに適切に対応するため、衛生的な生活環境確保対策の推進に努めた。

ア 衛生水準確保の指導と正しい知識の普及啓発

衛生教育の実施（保健福祉事務所主催）	開催回数	13 回	延べ参加人数	400 人
衛生教育の実施（市町村・関係団体が開催、保健福祉事務所が講師を派遣）	開催回数	37 回	延べ参加人数	1,547 人

イ 快適な住環境の確保のため、シックハウス等の相談者の要望に応じて、室内空気環境の測定（ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼンの3物質の簡易測定）ができるよう、各保健福祉事務所に検知用機材を配備した。

ウ 家庭用品の安全確保のため、家庭用品の試買検査を実施した。

検査件数 90 件

エ 生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の健全化と振興

(ア) 生活衛生関係営業施設の改善向上、経営の健全化に向けた指導及び助成を行うため、(財)福島県生活衛生営業指導センターを通じて、各種事業を実施し衛生水準の維持向上に努めた。

生活衛生営業経営指導事業費補助

福島県生活衛生営業指導センター	補助額	23,247 千円
-----------------	-----	-----------

(イ) 生活衛生関係営業施設への監視及び指導を行い、公衆衛生の向上に努めた。特に、レジオネラ症発生防止対策として、公衆浴場、旅館業等への重点監視を実施し、改善指導に努めた。

生活衛生関係営業施設の監視	監視対象施設数	8,489 施設	監視件数	3,386 件
うち、レジオネラ症発生防止対策にかかる重点監視	監視対象施設	2,468 施設	監視件数	1,705 件

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」が遵守されるよう、引き続き普及啓発に努めるとともに、条例の基準に適合した建築物等の整備を支援した。

ア やさしさマーク交付事業

人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合する施設に対し、条例適合証（やさしさマーク）を交付し、やさしいまちづくりに対する意識啓発を図った。

やさしさマーク交付件数 16 件

イ やさしいまちづくり支援事業

民間事業者が行う公益的施設のバリアフリー整備等に必要な資金を融資し、整備の誘導を図った。

やさしいまちづくり推進資金期首預託金 23,000 千円

(5) 安心して暮らせる住環境の整備促進

ア 民間住宅のユニバーサルデザイン化等の推進

高齢者等が自宅における転倒などにより要介護（要支援）状態となることを予防し、安全かつ快適に在宅生活が継続できるよう住宅の改修を支援した。

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 福島市外 36 市町村 補助額 21,393 千円

(6) 人と動物の共生の推進

ア 動物愛護思想と適正飼養の普及啓発

動物愛護週間行事の実施や飼い犬のしつけ方教室の開催のほか、小学校への保健福祉事務所獣医師派遣により、動物愛護や適正飼養についての啓発や指導を行うなどして、広く県民の間に動物愛護の気風を醸成しながら、人と動物が共生できる社会環境の確保に努めた。このほか、ペットショップなどの動物取扱業への立入指導を実施し、展示動物の健康及び安全の保持にも努めた。

(ア) 動物愛護のつどい 開催場所 会津若松市 会津若松市文化センター参加者 500 名

(イ) 飼い犬のしつけ方教室 開催回数 40 回 受講者数 368 名

(ウ) 動物愛護ボランティア育成講習	参加者	29 名		
(エ) 獣医師の小学校派遣	実施校	54 校(延べ 59 回)	受講児童数	2,094 人
(オ) 動物取扱業者に対する監視指導	監視対象施設数	251 施設	監視件数	180 件
イ 特定動物による危害防止事業				
	特定動物の飼養施設に対する許可及び立入指導を実施し、特定動物による事故の発生防止に努めた。			
	監視対象施設数	73 施設	監視件数	166 件
ウ 動物由来感染症の予防対策の推進				
	狂犬病などの動物由来感染症を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、放置犬等に対する指導取締を実施し、犬による危害の防止に努めた。			
(ア) 畜犬実登録頭数	82,599 頭			
(イ) 狂犬病予防注射頭数	64,231 頭			
(ウ) 放置犬等の捕獲頭数	1,043 頭			

3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 「健康ふくしま 21」県民健康づくり運動の推進

ア 健康づくりの普及啓発と情報提供

(ア) 21 世紀における県民健康づくり運動（健康ふくしま 21）

高齢化の急速な進展とともに、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の増加や認知症や寝たきりなどの要介護状態等になる者の増加が深刻な社会問題となっている。このため、「県民の健康と生活の質の向上を目指した『すこやか、いきいき、うつくしま』の創造」を基本目標とした「健康ふくしま 21 計画」を平成 13 年度に策定し、平成 18 年度には中間評価を踏まえた計画の見直し、平成 19 年度には「医療制度改革」に基づくメタボリックシンドロームの概念を取り入れた対策の実施に向けた計画の改定を行った。平成 20 年度には「健康ふくしま 21 計画」に基づき、各地区における健康課題及び具体的施策等についての検討を行った。

また、県民の健康意識の高揚のため、市町村及び関係機関・団体等健康づくり関係者の連携のもと「第 8 回健康ふくしま 21 推進県民大会」を開催した。

A 健康ふくしま 21 推進協議会の開催

2 回開催

- | | |
|--|-----------|
| B 地域・職域連携推進専門部会の開催 | 2 回開催 |
| C 各地区「地域・職域連携推進協議会」の開催 | 計 10 回開催 |
| D 第 8 回健康ふくしま 21 推進県民大会の開催（平成 20 年 10 月 24 日会津若松市文化センター） | 約 400 名出席 |

(イ) 栄養改善事業

県民の栄養、健康状態の調査分析を行い、必要な対策を推進するとともに、専門的栄養指導の充実強化を図った。また、健康的な生活環境の整備の一環として、特定給食施設等における栄養成分表示の推進に努めた。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| A 国民健康・栄養調査 県内 3 地区 | (福島市、二本松市、会津坂下町) |
| B 特定給食管理事業 県内 6 保健所 | (個別指導 延べ 1,286 人 集団指導 32 回 延べ 1,685 人) |
| C 栄養士・管理栄養士施設指導事業 | (養成施設指導 学生実習指導) |
| D 栄養士・管理栄養士免許管理事業 | (栄養士免許交付 451 件 管理栄養士免許進達 95 件) |
| E 保健福祉事務所栄養指導事業 | |
| 県内 6 保健福祉事務所 | (個別指導 2,292 人 訪問指導 1,422 人 集団指導 175 回 延べ 6,974 人) |
| F 市町村栄養改善事業の支援指導 | |
| G 食品の特別用途表示・栄養表示基準・誇大表示の禁止に関する指導・普及啓発 | |

(2) 生活習慣病予防の推進

ア 食環境整備事業

飲食店等に外食を通じた健康づくりの必要性を認識してもらい、食事の栄養成分表示や栄養、健康情報の提供を行うことにより、食環境の整備を促進し、県民の健康づくりを推進した。

(ア) 「うつくしま健康応援店健康づくり講座」の開催

5 保健福祉事務所	参加店数	181 店	参加人数	218 人
-----------	------	-------	------	-------

(イ) 「うつくしま健康応援店」の普及、拡大 270 店登録（平成 21 年 3 月 31 日現在）

イ 生活習慣病予防普及啓発事業

生活習慣病改善のための研修会、健康教室、健康講座等の開催

実施主体	6 保健福祉事務所	実施回数	計 164 回
------	-----------	------	---------

(3) 成人保健の推進

市町村が健康増進法に基づいて実施している健康増進事業の推進を図るため、事業に要する費用の一部を補助するとともに、市町村の健康増進事業担当者を対象とした会議・研修会の開催や保健福祉事務所による健康増進事業等技術的助言を各市町村に行うとともに、生活習慣病検診等管理指導協議会の循環器部会において、健康診査の精度管理を行った。

健康増進事業費補助金	36,123 千円	(福島市外 57 市町村 (川内村を除く) 補助割合 1/3)	
健康増進事業等技術的助言 (各市町村 (中核市を除く))	実施回数	集合形式	6 回 (6 地域で各 1 回)
		個別形式	15 市町村 (巡回相談含む)

(4) こころの健康づくり

ア こころの健康づくりに関する知識の普及啓発

(ア) 保健福祉事務所における精神障がい者社会復帰相談及び心の健康・訪問指導事業の実施

相談件数	実件数	1,146 件	延べ件数	3,758 件
訪問件数	実件数	357 件	延べ件数	541 件

(イ) 精神保健福祉センターにおける相談・技術支援の実施

相談件数	延べ件数	1,729 件	技術援助指導回数	226 回
研修会等回数		7 回		

イ こころの健康・自殺予防対策事業の推進

うつ病の予防及び早期発見と適切な対応を実施していくことで自殺を予防し、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に、下記の事業を実施した。

(ア) 自殺対策推進協議会の開催

(イ) 中高年のうつ予防対策事業

うつ病のスクリーニング及び要治療・要観察者の支援

実施箇所	6 市町村	スクリーニング数	9,411 人	支援者数	45 人
------	-------	----------	---------	------	------

(ウ) 自殺予防対策キャンペーンの実施

うつ病に関するセミナー等の実施 (県内 6 市町村)

ウ 自殺対策推進事業

自殺の防止、自死遺族等に対する支援の充実を図ることを目的に下記の事業を実施した。

- (ア) 相談支援体制の整備事業
- | | | | |
|------------------------|---------|------|------|
| 自殺対策相談窓口担当職員研修 | 年 1 回開催 | 受講者数 | 47 名 |
| 福島県自殺対策相談機関ネットワーク整備検討会 | 年 3 回開催 | | |
- (イ) かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業
- | | | | |
|-------------------|---------|------|-------|
| かかりつけ医うつ病対応力向上研修会 | | | |
| 福島県医師会に委託 | 年 2 回開催 | 受講者数 | 160 名 |
- (ウ) 自死遺族への相談支援事業
- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----|--------------|
| 精神保健福祉センターにおける自死遺族対象の相談 | | 相談者 | 実 4 名 延べ 4 名 |
| 自死遺族相談支援研修会 | 保健所を対象に年 1 回開催 | | |
- (エ) 民間団体への支援事業
- | | | | |
|-------------------|------------------------|------|-----------------|
| 自死遺族支援ファシリテーター研修会 | | | |
| 全国自死遺族総合支援センターに委託 | 年 3 回開催 (3 回受講し 1 コース) | 受講者数 | 実 42 名 延べ 104 名 |

(5) 歯科保健の推進

ア 歯科保健の充実

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、「福島県歯っぴいライフ 8020 運動推進計画」に基づき事業を実施した。

(ア) 歯科保健対策事業

A 福島県歯科保健対策協議会

協議会	1 回開催	福島市内	平成 20 年 8 月 28 日開催
-----	-------	------	--------------------

B 市町村歯科保健強化推進事業

福島県歯科保健課題検討会	4 回		
市町村歯科保健強化推進検討会		県内 3 カ所	
市町村歯科保健強化推進研修会		県内 3 カ所	

C 地域歯科保健活動推進事業

市町村等に対する助言・指導等の実施、調査等の実施

D ヘル歯ーライフ 8020 推進事業

(A) ヘル歯ーライフ 8020 の実施				
・フッ化物応用支援事業	研修会 1 回開催			
・歯科保健研修事業	研修会 1 回開催	平成 20 年 8 月 21 日開催	奥羽大学	受講者数 95 名
・歯周疾患予防支援事業	県内 5 カ所で実施			
・歯・口の生活習慣病関連事業	母子歯科保健マニュアル（仮称）作成検討会		5 回開催	
	（仮）歯科保健分析ガイドブック作成検討会		5 回開催	
・歯・口の機能向上支援事業	県内歯科衛生士実態調査の実施			
(B) 8020 フェアの開催	平成 20 年 11 月 3 日開催	認定者数	538 名	
E ヘル歯ーケア推進事業				
(A) 在宅療養者に対する訪問口腔保健指導				
(B) 高齢者等施設に対する口腔保健指導				
(6) 難病対策の推進				
ア 難病対策等の充実				
(ア) 特定疾患治療研究事業				
A 特定疾患治療研究事業				
対象疾患	45 疾患	認定患者数	10,656 名(平成 20 年度末現在)	
B 難病患者認定適正化事業		審査件数	11,146 件	
(イ) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業				
認定患者数	72 名			
(ウ) 遷延性意識障がい者治療研究事業				
認定患者数	55 名			
(エ) 難病在宅療養者支援体制整備事業				
A 難病患者地域支援連絡調整事業				
地域支援連絡会議開催	7 回			
ケア調整会議開催	38 回			

訪問指導延べ件数	456 件	
電話相談延べ件数	3,590 件	
面接相談延べ件数	9,565 件	
B 重症難病患者療養支援ネットワーク事業		
難病医療連絡協議会	1 回	
指定協力病院	30 機関	
(オ) 難病相談支援センター事業		
A 相談件数	計 537 件	
電話相談延べ件数	350 件	
面接相談延べ件数	77 件	
その他延べ件数	110 件	
B 難病支援セミナー		
ビュルガー病	1 回	15 人
多系統萎縮症	1 回	25 人
サルコイドーシス	1 回	56 人
C 難病相談会・交流会開催支援事業		
補助団体数	13 団体	
D 難病ピアカウンセリング研修会	1 回	35 名
E 難病ピアカウンセリング事業	18 回	
電話相談	2 件	
面接相談	3 件	
(カ) 難病患者等居宅生活支援事業		
難病患者等ホームヘルプサービス事業		県内 1 市で実施
(キ) 原爆被爆者対策の実施		
A 被爆者健康手帳の交付		

交付人数	109名(平成20年度末現在)
B 被爆者健康診断の実施	
一般検診	延べ107名
がん検診	延べ84名
精密検査	延べ22名
被爆二世検診	12名
C 各種手当の支給	
医療特別手当	延べ10名
健康管理手当	延べ997名
保健手当	延べ149名
介護手当	延べ1名
葬祭料	5名
D 介護保険等利用の助成	
(A) 介護保険助成	
通所介護	延べ37名
短期入所介護	延べ10名
介護施設入所	延べ36名
(B) 家庭奉仕員派遣	
訪問介護	延べ11名
(7) 感染症対策の推進	
ア 感染症予防対策の推進	
(ア) 患者発生時の適切な対応	
細菌性赤痢及び腸管出血性大腸菌症等患者発生時に迅速に対応し、感染症の原因追及のための検査を行うとともに、感染予防について指導した。	
細菌性赤痢	3件(3人)

腸管出血性大腸菌症

24 件(52 人)

(イ) 医療体制の整備

第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関に対して運営費補助を行うことにより、患者の受け入れ体制を整備した。また、患者移送車により患者を感染症指定医療機関に移送できる体制を整備した。

(ウ) 感染症発生動向調査体制の充実

インフルエンザ等の感染症について、感染症発生動向調査システムを活用しその流行を未然に防止するため、県民及び関係機関への情報の提供に努めた。

(エ) 新型インフルエンザ医療体制整備事業

新型インフルエンザ入院患者受入協力医療機関に対して、人工呼吸器等の購入を補助した。

入院患者受入協力医療機関	人工呼吸器	7 医療機関	7 台
	個人防護具	37 医療機関	13,561 セット
発熱外来設置医療機関	個人防護具		2,310 セット (保健福祉事務所より必要に応じて配置)

イ エイズをはじめとする性感染症対策の推進

エイズをはじめとする性感染症の感染の拡大を防止するため、正しい知識の普及啓発を強化するとともに、不安のある人に対する相談、検査体制等の充実に努めた。

(ア) エイズ対策促進事業

世界エイズデーキャンペーンの開催、高校生等へのパンフレットの配布、研修会の実施等

(イ) HIV抗体検査事業

HIV抗体検査を全保健所で実施した。

検査件数	1,276 件(うち中核市	783 件)
------	---------------	--------

ウ ハンセン病に関する知識の普及啓発

ハンセン病に対する県民の理解の向上を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及事業として講演会を実施した。

ハンセン病を理解するための講演会 出席者 44 人

エ 肝炎対策の推進

国内最大の感染症といわれるウイルス性肝炎について、感染者の早期発見と治療体制の促進に努めた。

(ア) 肝炎ウイルス検査事業

県民の検査受診機会拡大のため、各保健所及び業務委託した医療機関において無料検査を実施した。(中核市を除く。)

H C V抗体検査件数 232 件(うち医療機関件数 125 件)

H B s 抗原検査件数 224 件(うち医療機関件数 117 件)

(イ) 肝炎医療費の助成

B型及びC型ウイルス性肝炎に有効な治療方法であるインターフェロン治療について、患者の経済的負担を軽減することにより受療機会の促進を図るため、医療費の助成を実施した。

受給者証発行数 601 件

公費負担額 107,166 千円

(8) 結核対策の推進

「福島県結核予防計画」に基づき、結核予防思想の普及を図るとともに、健康診断による早期発見、早期治療を促進したほか、適切な患者支援等、重点的、効果的な結核予防対策を推進した。

ア 結核対策特別促進事業

結核対策推進協議会の運営、高齢者の結核予防対策事業、D O T S 徹底のための連携強化事業、結核対策技術者研修会の開催。

イ 結核医療費の公費負担

一般患者医療費 2,491 件 3,388 千円

入院患者医療費 346 件 24,466 千円

(9) 薬物乱用の防止

ア 薬物乱用防止思想の普及啓発の推進

「薬物乱用防止新五ヵ年戦略」に基づき、中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動や626ヤング街頭キャンペーンに、全県あげて関係団体と協力して取り組んだ。

また、薬物乱用防止スクールキャラバンカー、薬物乱用防止教室及び麻薬・覚せい剤乱用防止運動福島県大会を通して、薬物に関する正しい知識や乱用薬物の有害性について、若年層に対してより一層の普及啓発を図った。

イ 薬物乱用防止指導員の地域活動の充実

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する指導員研修会を開催し、活発な自主活動を展開していくための技術

的な支援に努めた。薬物乱用防止指導員が単独で薬物乱用防止教室講師となれるよう実践講師の養成を行った。

(10) 食育の推進

ア 福島県食育推進体制整備事業

平成19年3月に策定した「福島県食育推進計画」を推進するため、保健福祉部、農林水産部、教育庁を始めとする庁内関係部局及び食育に関する有識者等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」を設置し、県民運動として取り組む体制を整備した。

(ア) 庁内連絡会議の開催 2回

(イ) 食育推進事業ネットワーク会議の開催 2回

イ 食を通じた「子育て、子育て」支援事業

食物栄養学の専門領域を持つ県内2大学に事業を委託し、未来を担う子どもたちの豊かな心と身体を育む環境づくりを行った。

(ア) 体験学習会の開催 2幼稚園 延べ8回

(イ) 教材開発事業 検討会議の開催 3回

成果品 食育ガイド 1,000部 紙芝居 1,000部 食育パズル 10組

(ウ) 食育研修会の開催 1回

(エ) 食育シンポジウムの開催 1回

(11) がん対策の推進

がん検診の精度向上を図るため、生活習慣病検診等管理指導協議会において各がん部会（胃がんなど5部会）を開催し、各部会提言をもとに、市町村及び検診実施受託機関を対象とした会議・研修会を実施するとともに、保健福祉事務所による健康増進事業等技術的助言などを行った。

また、医師、診療放射線技師等を対象とした生活習慣病検診等従事者指導講習会を実施し、検診従事者の資質の向上を図った。

その他、がん予防対策の推進等についての検討の場として、健康ふくしま21推進協議会を2回開催するとともに、がん医療に関する検討の場として福島県地域がん医療検討会1回を開催した。

生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会 5回開催（胃、子宮、肺、乳、大腸がん部会）

生活習慣病検診等従事者指導講習会 6回開催（胃、子宮、肺、マンモ（乳）読影、マンモ撮影、大腸がん検診）

4 健康を支える医療の充実

(1) 医療提供体制の整備

県民がいつでもどこでも適正な医療が受けられるよう地域医療体制を整備するため、次の事業を推進した。

ア 医療施設近代化施設整備事業

交付先 (財)温知会 432,737 千円

イ 公的病院特殊診療部門運営費等補助事業

交付先 福島県厚生農業協同組合連合会 9,030 千円

ウ 医療施設アスベスト対策事業

交付先 (医)爽陽会ほか1団体 3,520 千円

エ 病床転換助成事業

交付先 (医)渡部病院 1,650 千円

オ 医療の安全性の確保

(ア) 立入検査

医療法第25条等の規定に基づき、医療機関の適正な運営を確保するため、病院、診療所、助産所等に対し、立入検査を実施した。

病院 144カ所 診療所 488カ所

(イ) 医療相談

本庁に設置した医療相談センターと各保健所において、患者や家族等からの様々な相談に対応した。

(2) 歯科医療提供体制の整備

ア 歯科在宅当番医制事業

休日等における地域住民の歯科の急病患者的医療を確保するため、在宅当番医制事業を実施した。

委託先 (社)福島県歯科医師会 7,948 千円

イ 介護保険等対応歯科保健医療推進事業

在宅寝たきり老人等の要介護者に対する歯科保健医療サービスに関する研修会に対して補助を行った。

交付先 (社)福島県歯科医師会 224 千円

(3) 救急医療体制の充実

国の救急医療体制整備の方針に基づき、県民がいつでもどこでも安心して医療を受けることができるよう救急医療体制の充実を図った。

ア 救急医療体制の体系的整備

(ア) 小児初期救急医療推進事業

交付先 福島市外 1 市 3,827 千円

(イ) 小児救急医療支援事業

交付先 郡山市 7,612 千円

(ウ) 救命救急センター運営費補助

交付先 (財)太田総合病院外 1 病院 225,902 千円

(エ) ドクターヘリ導入促進事業

交付先 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 166,502 千円

イ 救急医療情報システムの運営

救急医療情報を 24 時間リアルタイムで提供するシステムを運営した。

診療応需一覧	38,065 回	当番機関照会	4,062 回	
診療応需照会	1,988 回	輪番機関照会	4,310 回	
医療機関検索	4,286 回	その他の照会	1,613 回	計 54,324 回

ウ 病診連携による夜間救急医療支援事業

救急医療体制の充実及び病院勤務医の負担軽減を図るため、開業医等と連携して、夜間救急医療体制を確保する病院に経費の一部を助成する。

交付先 福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院外 1 病院 2,516 千円

(4) 災害時医療体制の充実

ア 原子力災害緊急時医療活動事業

緊急時医療活動に必要な緊急時医療施設の維持管理経費、医療機器等の整備経費並びに緊急時医療活動従事者に対する研修を行った。

事業費 26,785 千円

イ 災害時医薬品等の備蓄・供給の確保

災害の発生時に県民が必要とする医薬品等を確保するため、福島県災害時医薬品等備蓄供給事業を実施した。

委託先 福島県医薬品卸組合

備蓄場所 県内 6 医療圏（南会津は会津医療圏に含む。）

備蓄品目 51 分類 11 衛生材料
備蓄方法 流通備蓄
委託料 767 千円

ウ 民間救急医療施設耐震化促進事業

救急医療施設の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費の一部を助成した。

交付先 郡山医療生活協同組合 2,000 千円

(5) へき地医療の確保

医療に恵まれないへき地等の住民の医療を確保するため、「へき地医療対策アクションプログラム」に基づき、次の事業を推進し、医療の充実を図った。

ア へき地医療支援総合調整会議の開催

へき地医療支援システム及び医師の市町村派遣等について協議するため、へき地医療支援機構内に設置したへき地医療支援総合調整会議を開催した。

イ へき地医療拠点病院による支援

へき地医療支援機構の調整の下、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣を行った。

ウ へき地勤務医師等の確保

(ア) へき地医療支援医師の確保

(イ) 医療情報アドバイザー制度の実施

(ウ) へき地医療医師確保修学資金貸与事業 40,044 千円

県内の医療に恵まれない地域の医師の確保を図るために、将来県内のへき地診療所等に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し修学資金を貸与した。

(エ) 自治医科大学経常運営費負担

自治医科大学の経常運営に係る都道府県負担金 127,000 千円

エ へき地診療所の機能充実

へき地診療所等に運営費等の補助を行った。

(ア) へき地医療支援センター運営費等補助

交付先	南会津地方広域市町村圏組合			6,830 千円
(イ)	へき地診療所運営費補助			
交付先	檜枝岐村外 1 団体			8,593 千円
(ウ)	へき地診療所施設整備事業			
交付先	川内村			10,863 千円
(6)	移植医療の推進			
ア	普及啓発活動の推進			
	臓器移植コーディネーター設置事業			
委託先	(財)福島県腎臓協会			5,436 千円
イ	移植医療支援体制の充実			
	骨髄バンクドナー登録推進事業			
委託先	福島県骨髄バンク推進連絡協議会			684 千円
(7)	在宅緩和ケアの推進			
ア	関係職員の資質向上			
(ア)	訪問看護ステーションの看護師研修	1 回(5 日)	受講者数	20 名
(イ)	医療機関の看護師研修	1 回(3 日)	受講者数	15 名
(ウ)	がん専門看護研修			
委託先	公立大学法人福島県立医科大学	40 日	受講者数	13 名
イ	普及啓発、連携の推進			
	がん医療地域連携整備事業			
	県北、県中、会津・南会津、いわき地区で開催			
(8)	がん医療提供体制の充実			
	県内のがん診療連携拠点病院における診療体制の一層の充実を図るため、機能を強化する事業に対して補助を行った。			
	地域がん診療連携拠点病院整備事業			
交付先	公立大学法人福島県立医科大学附属病院外 7 病院			91,992 千円

(9) 医薬分業の適正な推進

ア 適正な医薬分業の推進

調剤過誤の発生等医薬分業推進上の諸問題を解決するため、関係機関と十分な協議を行うとともに、薬剤師会等と連携した薬局薬剤師の資質向上のための研修等を行った。

イ 面分業の推進とかかりつけ薬局の普及

適正な医薬分業を推進するため、それぞれの医療機関の近隣薬局（門前薬局）に処方せんが集中しない面分業を推進し、患者自身が決めた「かかりつけ薬局」を奨励するとともに、薬局における薬歴管理及び服薬指導が徹底されるよう指導した。

1 薬局が応需する処方せん発行医療機関数

29.3 施設(県平均)

ウ 薬局機能情報の提供

県内の各薬局で対応可能なサービス等をデータベース化し、県民が必要とする薬局機能情報をインターネット上で絞り込み検索ができるシステムを管理・運用した。

(10) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

ア 医薬品等の情報提供

医薬品等の安全性に関する情報収集・伝達・対応の徹底について、医療機関や薬局等を指導した。

イ 薬事衛生思想の普及啓発

保健福祉事務所の薬事相談窓口や各種講習会等を通じて薬事衛生思想の普及に努めた。また、ホームページ等を通して薬に関する情報を提供した。

ウ 薬事監視の強化

適切な医療を受ける機会を失わせるおそれのある健康食品等（無承認無許可医薬品・医療機器等）については、インターネットを含む広告の監視、さらには医薬品に該当する疑いのある製品の試験検査に基づく監視指導を行った。

また、医薬品等の安全性を確保するため、製造業者等に対する監視の強化を図るとともに、不良品の適切な回収についても、指導の徹底を図った。

エ 薬事監視員の資質向上

医薬品等について適切な監視指導ができるよう、研修会等の実施により薬事監視員の資質の向上に努めた。

(11) 献血者の確保

ア 献血者の確保と適正使用の推進

本県における献血の実態の分析に基づき、安定的な献血者の確保と血液製剤の適正使用の推進に向けた総合的な対策を講じた。

献血目標人数達成率 108.4%

イ 地域献血の推進

市町村の「献血の日」等を活用して地域住民に献血思想の普及啓発と献血への協力依頼を行うとともに、市町村献血推進協議会等の組織を支援することにより地域献血の定着を図った。

ウ 事業所献血の推進

県、市町村、血液センターによる事業所訪問を行うとともに、協力事業所の顕彰により、積極的な推進を図った。

協力事業所の顕彰

第8回健康ふくしま21推進県民大会における知事感謝状	10団体	
第44回献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰状	2団体	同感謝状9団体

エ 若年層献血の推進

高校生等の若年層の献血は、将来にわたり安定的に献血者を確保する上で重要であるため、ヤングボランティアの活動推進を図りながら献血者の増加に努めた。

(ア) ヤング献血定着促進事業

A キビチーちゃん献血ニュース	1回	
B 献血はてな	1回	

(イ) ジュニア献血ポスターコンクール事業

ポスターコンクール応募状況	73校	545点
受賞作品を活用したポスター等の配布		

(ウ) 複数回献血者推進事業

複数回献血協力事業所を高校生ボランティアの一日ヤング献血大使と共に訪問し、継続的協力を依頼した。

一日ヤング献血大使	14名
訪問事業所	42事業所

(12) 国民健康保険制度、老人医療制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進

ア 国民健康保険制度の円滑な運営のための支援

(ア) 保険者に対する指導等

国民健康保険法第4条の規定に基づき、以下のとおり実施した。

保険者助言・勧告 9 保険者

(イ) 保険医療機関等指導監査

国民健康保険法第41条の規定に基づき、以下のとおり実施した。

A 監査 3 機関
B 特定共同指導 1 機関
C 個別指導 107 機関
D 集团的個別指導 225 機関
E 集団指導 89 機関

(ウ) 福島県国民健康保険広域化等支援基金

国民健康保険法第75条の2の規定に基づき設置している広域化等支援基金について、以下のとおり積立てた。

A 運用益 2,486,690 円
B 積立金 2,486,690 円
(年度末残高 642,765,307 円)

(エ) 保険者に対する公費負担

国民健康保険法の規定に基づき、以下の負担金等を交付した。

A 保険基盤安定負担金 4,013,695,415 円(全市町村)
B 高額医療費共同事業負担金 853,159,157 円(")
C 福島県国民健康保険調整交付金 8,585,025,970 円(")
D 特定健康診査・特定保健指導県費負担金 175,048,000 円(")

(オ) 福島県国民健康保険団体連合会に対する貸付

福島県国民健康保険団体連合会からの請求に基づき、保険者の財政負担が急増した場合に貸付を行う国保基金について以下のとおり貸付を実施した。

国保基金貸付金

300,000,000 円(年度内償還、無利子貸付)

イ 老人医療制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営のための支援

(ア) 後期高齢者医療審査会

高齢者の医療の確保に関する法律第 128 条から第 130 条の規定に基づき、被保険者からの審査請求に対し、後期高齢者医療審査会を開催した。

(イ) 保険者に対する公費負担

老人保健法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、以下の負担金を交付した。

A 老人医療給付費県費負担金	1,534,707,868 円(全市町村)
B 後期高齢者医療給付費県費負担金	14,101,948,692 円(福島県後期高齢者医療広域連合)
C 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	2,731,815,262 円(全市町村)
D 後期高齢者高額医療費県費負担金	459,187,440 円(福島県後期高齢者医療広域連合)
E 後期高齢者不均一保険料県費負担金	10,324,600 円(〃)

(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金

高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条の規定に基づき設置している後期高齢者医療財政安定化基金について、以下のとおり積立

積立金	603,822,000 円
(内訳)	
国庫支出金	201,274,000 円
分担金及び負担金	201,274,000 円
一般財源	201,274,000 円

ウ 医療費の適正化対策の促進

(ア) 高医療費指定市町村安定化計画作成指導等

平成 18 年度の給付実績が標準的な給付費(基準給付費)の 1.1 倍を超える市町村に対し、国民健康保険法第 68 条の 2 第 5 項の規定に基づき、安定化計画の策定や医療費分析の共同事業の推進などの取り組みを支援した。

(対象市町村) 広野町・楡葉町・大熊町(平成 20 年度準指定)

(イ) 保険者指導監督等

診療報酬明細書の点検効果率の低調な保険者に対し、医療給付専門指導員による指導を行った。

診療報酬明細書等点検調査指導 14 保険者

(ウ) 特定健康診査等の受診率向上に向けた支援

関係団体との意見交換や先駆的事例の情報提供を通じ、受診率向上に向けた市町村の取り組みを支援した。

5 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

(1) 地域福祉の総合的・計画的推進

ア 地域福祉計画等の策定

策定済み市町村の実施状況など計画策定に係る情報を提供するなど、市町村の計画策定の取り組みを支援した。

イ 市町村社会福祉協議会の育成強化

県社会福祉協議会の巡回指導、研修会等を通して、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動機能の基盤強化を推進した。

ウ 県社会福祉協議会の育成強化

地域福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会の福祉活動指導員等について、「福祉活動指導員及び事務職員設置事業」により支援し、活動機能の強化を推進した。

(2) ともに生きるこころの醸成

ア 学校教育における福祉教育の推進

県内にある小・中・高校を福祉協力校として指定する「福祉教育推進事業」を実施し、福祉協力校の推進による福祉教育の充実を支援した。

指定協力校数 新規 15 校（小学校 10 校 中学校 4 校 高校 1 校）

イ 地域における福祉学習の機会の充実

市町村社会福祉協議会が行うボランティア講座や福祉体験学習などの事業について、地域全体で福祉学習の充実が図られるよう促進した。

ウ ボランティア体験の機会づくり

「福祉教育推進事業」を実施し、児童・生徒や成人等が福祉ボランティア活動を体験できる機会づくりを支援した。

エ 施設開放のための環境整備の促進

(3) 権利擁護の推進

ア 福祉サービス利用援助事業の促進

認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある人の福祉サービス利用等を援助する「地域福祉権利擁護事業」を実施し、地域での自立した生活を送れるよう支援した。

相談件数	6,408 件	契約件数	74 件	実利用件数 (20 年度末現在)	186 件
------	---------	------	------	------------------	-------

イ 苦情解決体制の整備

福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決する「福祉サービス苦情解決事業」を実施するとともに、公正中立な立場から助言・あっせんを図る「運営適正化委員会」の運営を支援した。

運営適正化委員会本会議	2 回	問合せ・苦情受付件数	92 件
運営適正化委員会運営監視部会	2 回		
運営適正化委員会苦情解決部会	6 回		

ウ 福祉サービス第三者評価体制の整備

公平中立な第三者評価機関による客観的・専門的な評価を受けることで、事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けての取り組みを支援する「福祉サービス第三者評価事業」を推進した。

評価調査者の養成	9 名
----------	-----

エ 高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業の実施

市町村における高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った擁護者への対応が適切に行われるよう、関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築とその運営を支援するとともに、高齢者虐待問題に関する一層の普及啓発を図った。

(ア) 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業

全県組織を持つ関係団体や行政組織などによる連絡会議を設置するとともに、実務に直結する専門知識やノウハウの提供などを目的とする研修会を開催した。

高齢者虐待防止ネットワーク連携会議	1 回		
高齢者虐待防止スキルアップ研修	1 回	参加者	165 名

(イ) 高齢者虐待防止普及啓発事業

県民や関係職員に高齢者虐待の関係機関を周知し虐待の早期発見、早期対応を図るため、パンフレットを作成した。

パンフレット作成部数	21,500 部
------------	----------

(4) 民間福祉サービスの育成・振興

ア 福祉団体等の育成・支援

公共性の高い社会福祉事業を実施している社会福祉法人・施設の運営全般について監査・指導を行い、適正な法人・施設の運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に努めた。

実地指導	8 件	監査	471 件
------	-----	----	-------

(5) 県民の福祉活動への支援・参加促進

ア ボランティア・NPOへの参加の促進

広報・啓発等を通じ、ボランティア・NPO活動への参加気運の醸成を図るとともに、ボランティアコーディネーター等の人材の育成を支援した。

県ボランティアセンターのボランティアコーディネーター設置人数	2 人
--------------------------------	-----

イ ボランティア活動の拠点機能の強化

ボランティア活動を総合的に支援する市町村ボランティアセンターの整備を促進し、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図った。

ボランティアセンター新規設置市町村	中島村
ボランティアセンター設置市町村数（20 年度末現在）	51 市町村

(6) 保護援助を必要とする女性への支援

ア 女性保護事業の積極的展開と相談援助体制の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害女性などの要保護女子の早期相談体制の充実を図り、適切な援助指導や保護をするとともに、女性のための相談支援センターをはじめとする 8 か所の DV センターにおいて利用者の自立に向けた支援を行った。

また、福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画を改定した。（計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間）

(ア) 女性相談員の活動

相談員	11 名	相談件数	5,121 件
-----	------	------	---------

(イ) 女性のための相談支援センター相談業務

相談件数	2,151 件
------	---------

(ウ) 福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議開催事業

連携会議構成機関	28 機関		2 回開催
(エ) 女性のための相談支援センター事業			
A 緊急避難支援事業			
実施回数	7 回	実人数	7 人(同伴児童 7 人)
B 外国人入所者自立支援促進事業			
実施回数	20 回		
C 自立支援入所児童すこやか保育事業			
生活指導補助員 (保育・学習業務)	3 名配置		
D 婦人保護施設退所者の自立生活援助事業			
指導人員	15 名	指導回数	21 回
E 夜間・休日の相談体制充実強化事業			
実施箇所 女性のための相談支援センター	9:00 ~ 21:00		
F ボランティア協働事業			
主な業務 女性相談、心理ケア、保育学習指導、健康管理等			
G DV 対応等相談機能向上のための研修			
実施回数	2 回		
H 女性相談支援専門員設置			
法律・医療・福祉	各 1 名		
I 弁護士の配置			
実施回数	5 回	実人数	5 人
J 心のケアのための精神科医 (嘱託医) の配置			
実施回数	11 回	実人数	11 人
(オ) 一時保護人員 (同伴児童を含む。)			
138 名	延べ人員	1,996 名	
(カ) 婦人保護施設入寮人員 (同伴児童を含む。)			

105名 延べ人員 4,514名

(7) 生活援護を必要とする人への支援

ア 生活福祉資金等貸付の促進

低所得者、身体障がい者等の経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」、失業等によって生活の維持が困難となった世帯の自立を支援する「離職者支援資金貸付事業」及び要保護の高齢者世帯が所有する住居に住み続けながら居住用不動産の活用により生活資金を得る「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

生活福祉資金貸付決定件数	338件	152,755,900円
離職者支援資金貸付決定件数	14件	14,750,000円
要保護世帯向け長期生活資金貸付	1件	5,047,000円

イ 生活保護の適正な実施

被保護者の生活の援護と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努めた。

○被保護世帯の状況

区 分	被保護世帯 (年度平均)	被保護人員 (年度平均)	保 護 率	
			19年度	20年度
郡 部	1,722	2,160	5.0‰	5.0‰
市 部	9,650	13,256	8.0	8.2
計	11,371	15,417	7.3	7.5

※保護率＝被保護人員／県人口（‰＝千分率）

ウ 民生委員・児童委員活動の活性化

援助を必要とする者に相談・助言・情報の提供などを行うため、県内に3,489名（中核市を除く）設置されている民生委員・児童委員に対して、経験年数等に応じた階層別研修を実施するなど、民生委員・児童委員の質の向上を図った。

(8) 県立社会福祉施設の運営

県社会福祉事業団を指定管理者として、次の社会福祉施設の管理運営を委託し、県立社会福祉施設の円滑で効果的な管理運営及び入所者の処遇の向上に努めた。

なお、平成 20 年 4 月 1 日に、身体障害者療護施設「きびたき寮（定員 100 名）」及び救護施設「浪江ひまわり荘（定員 100 名）」を県社会福祉事業団へ、養護老人ホーム「希望ヶ丘ホーム（定員 70 名）」を社会福祉法人郡山清和救護園へ移譲した。

○入所施設 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

種 類	施設数	入所定員	入所現員
救護施設	1	150 名	142 名
身体障害者更生施設	1	100	84
知的障害者更生施設	5	460	441
知的障害者通勤寮	1	20	18
知的障害児施設	1	40	35
計	9	770	720

6 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

(1) 母子保健医療施策の推進

ア 母子保健・医療施策の充実

(ア) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち治療方法の確立していない特定疾患に罹患している児童に対して医療給付と手帳の交付を行った。

給付人員 1,118 人

(イ) 先天性代謝異常等検査事業

先天性代謝異常症等の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。

先天性代謝異常症 検査延べ人員 19,038 人 患者数 3 人

先天性甲状腺機能低下症 検査延べ人員 19,063 人 患者数 4 人

(ウ) 新生児聴覚検査普及事業

A 新生児聴覚検査推進会議の開催 年 1 回

B 新生児聴覚検査の普及・啓発

- ・ 新生児聴覚検査の必要性や実施医療機関名を掲載したチラシを作成し、市町村の窓口等で該当者へ配布するとともに、県ホームページへ掲載した。

チラシの作成・配布 18,000 枚

- ・ 新生児聴覚検査の手引（改訂版）を関係医療機関等へ配布した。

配布数 160 部

- ・ 新生児聴覚検査事業報告書を作成し、関係機関へ配布した。

配布数 600 部

C 新生児聴覚検査関係者研修会の開催 年 1 回 参加者数 110 人

(エ) 母子医療対策事業

心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るために、必要な医療給付を実施した。

A 育成医療給付

身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に対しての医療給付

給付人員 579 人

B 養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生した乳児で、入院養育の必要な乳児に対しての医療給付

給付人員 252 人

(オ) 乳幼児医療費助成事業

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進を図るとともに、子育て支援の一環として市町村が実施する医療費の助成についての必要な経費の一部を補助した。

補助対象市町村 59 市町村

補助額 1,094,812 千円

(カ) 妊娠中毒症等援護費

妊娠中毒症等の妊婦に対する入院 7 日以上 21 日を限度とした医療給付

給付人員 1 人

(キ) 妊婦健康診査促進事業

第3子以降の妊婦健康診査について、通常受診回数（15回）のうち、市町村が地方交付税措置されている5回を超えて公費負担を実施した場合に、10回分を上限に補助した。

補助対象市町村	57市町村
補助額	59,649千円

(ク) 妊婦健康診査支援基金事業

県に設置した基金により、市町村が妊婦に対し初回から数えて6回目から14回目まで公費負担した妊婦健康診査費用の1/2を補助した。

補助対象市町村	53市町村
補助額	12,401千円

イ 妊娠・出産期等における女性の健康づくり

(ア) 子どもの虐待予防サポート推進事業

A 育児不安を持つ親のグループミーティング事業

6保健福祉事務所	40回開催	延べ参加人数	125人
----------	-------	--------	------

(イ) 不妊専門相談事業

不妊で悩む夫婦に対し、保健福祉事務所で相談事業を実施した。

A 不妊総合相談事業

各保健福祉事務所での一般相談	延べ	524件
----------------	----	------

(ウ) 特定不妊治療費助成事業

医療保険の適用とならない体外受精、顕微授精による治療を受けた夫婦を対象に、治療に要した費用のうち、一回当たり10万円を限度とし、年間2回まで、通算5年間まで助成する。

助成件数	延べ558件
------	--------

ウ 思春期における保健対策の推進

(ア) 思春期相談事業

思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、地域全体の思春期の子どもたちが性に関する相談や正しい知識・情報がいつでも得られる体制を強化し、子どもたちの健全な育成を図るため、以下の事業を行った。

A 思春期相談ほっとライン事業

各保健福祉事務所に専用電話機を設置し、電話、面接及びメール相談に応じた。

電話相談 922件 面接相談 2件 メール相談 93件

B 産婦人科医等による望まない妊娠予防教育事業

人工妊娠中絶を希望して医療機関を受診した10代の若者に対し、産婦人科医師等が徹底した指導・教育をするためのリーフレットを配布した。

配布部数 320部

C 思春期保健セミナー派遣研修

思春期相談に対応する保健福祉事務所職員の資質向上のため1名を派遣した。

(イ) 10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業

10代の望まない妊娠や性感染症を未然に防ぐため、学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもの発達段階に応じた正しい知識の普及啓発や個別相談体制の充実等、子どもたちをサポートする環境づくりを推進するため、以下の事業を行った。

A 10代の性のいのち生きいきプロジェクト推進会議

(A) 庁内に「いのち生きいきプロジェクト庁内推進会議」及び「ワーキンググループ会議」を設置した。

会議開催回数 5回

(B) 各保健福祉事務所に「いのち生きいきプロジェクト推進会議」を設置した。

会議開催回数 10回(各保健福祉事務所 年1～2回開催)

B 学校との連携による啓発・個別指導強化事業

県内の高等学校1年生を対象に予防啓発リーフレットを作成し、配布した。

作成部数 25,500部

C 親支援・性と生のワークショップ(社会教育課実施)

教育事務所と保健福祉事務所が連携し、県内7会場でワークショップを開催した。

参加者総数 1,132名

(2) 小児医療体制の充実

ア 周産期医療システム整備事業

(ア) 周産期医療協議会の開催

周産期医療体制構築のための基本的な考え方等について、関係機関の共通の認識を図るため、協議会を開催した。

(イ) 地域周産期母子医療センター等運営費補助事業

周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して運営費補助を行った。

イ 小児救急医療整備支援事業

(ア) 医師研修事業

小児科医師が不足している地域で、医師の小児診療能力を高め、小児救急医療体制の充実を図るため、小児初期救急の対応にあたる小児科以外の医師や再教育を希望する医師を対象として研修会を開催した。

開催地

1 地区

(イ) 小児救急電話相談事業

こどもが夜間に急変した場合、その保護者に対して、処置方法や医療機関等の情報を提供する電話相談を行った。

電話相談利用件数

6,429 件

(3) 子育て支援環境づくりの推進

ア 子育て支援を進める県民運動

子育て支援を進める県民運動として、民間企業も含めた地域全体での子育て支援や男女共同での子育てなど、子育てしやすい県づくりの気運を盛り上げるため、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」とし、各部局や市町村、関係団体等と連携しながら広報・啓発活動等を集中的に実施した。

参加事業数

159

参加者数

86,417 人

イ 子育て支援リーダー養成事業

子育てサークルや子育て支援 NPO などの子育て支援団体をリードしている人材や、これから団体活動を始めようとしている人材を育成するため、講座を開催した。

受講者数

46 名

終了者数

41 名

ウ 地域の三世代子育て助け合い推進事業

核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化により、子育て家庭が孤立感を深める中で、孫育て世代の子育て支援活動を活性化することを目的に講習会を開催した。

実施市町村 会津若松市、本宮市、二本松市、西郷村

基本講座受講者	120 名	応用講座受講者	109 名
ファミリーサポートセンター入会者	65 名		

エ 子育て応援パスポート事業

企業、地域、行政が一体となって子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、子育て応援パスポート（愛称：ファミたんカード）事業の普及・啓発を行うとともに、協賛店を拡大した。

(ア) 協賛店数	4,152 店（平成 21 年 3 月末現在）
(イ) カード交付枚数	123,733 世帯（平成 21 年 3 月末現在）

オ 地域の子育て応援交付金事業

町村自らの知恵と工夫による地域独自の次世代育成支援事業を幅広く応援するため、交付金事業を創設し、18 町村 20 事業に対して交付した。

交付額	49,056 千円
-----	-----------

カ 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

県、各市町村の子育て・子育て支援情報や少子化対策に関する情報をホームページ「ふくしまエンゼルネット」等を通して提供・紹介した。

アクセス数	152,420 件
-------	-----------

キ 安心こども基金造成事業

保育所の整備、認定こども園への支援等、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を行うため、基金を造成した。

積立額	1,801,605 千円
-----	--------------

(4) 子育て家庭への支援

ア ひとり親家庭の自立支援

母子家庭等の自立を支援するため、経済的支援策、生活支援策及び就業支援策に取り組んだ。

児童扶養手当等の制度については、制度の趣旨及び事務処理の周知徹底等に努め、適正な受給がなされるよう市町村を通じ指導した。

(ア) 母子自立支援員の活動

母子自立支援員	18 名	相談延べ件数	9,298 件
---------	------	--------	---------

(イ) 母子福祉資金の貸付				
貸付件数	325 件	貸付金額	134,064 千円	
(ウ) 寡婦福祉資金の貸付				
貸付件数	3 件	貸付金額	1,608 千円	
(エ) ひとり親家庭医療費助成事業				
対象延べ世帯数	78,174 世帯	補助額	248,754 千円	
(オ) 母子家庭等自立支援総合対策事業				
A 母子家庭等就業支援センター事業				
委託料	7,755 千円			
B 母子家庭自立支援給付金事業				
給付者	27 名			
C 母子家庭就労促進事業				
委託料	6,101 千円			
(カ) 児童扶養手当の認定				
受給者数	3,009 名 (国支給分 11 名、県支給分 2,998 名) (平成 21 年 3 月末現在)			
支給額	国支給分 6,047 千円	県支給分	1,426,181 千円	
(キ) 特別児童扶養手当の認定				
受給者数	3,759 名 (平成 21 年 3 月末現在)	支給額	1,885,103 千円	
オ 児童手当の充実				
児童手当制度の周知徹底と市町村における事務執行について指導を行い、適正実施に努めた。				
支給対象延児童数	2,420,978 名			
県負担金額	4,389,818,688 円			
指導監査実施市町村数	20 市町村			
(5) 子育てと仕事の両立支援				
ア 保育所の整備促進				

(ア) 社会福祉施設整備利子補給事業					
保育所	14 法人	14 施設			
児童養護施設	2 法人	2 施設	補助額		7,562 千円
(イ) 地域保育施設助成事業					
A 保育従事者研修会委託			委託料		250 千円
B 入所児童健康診断費助成事業	10 市町	67 カ所	補助額		2,155 千円
C 入所児童支援事業	10 市町	68 カ所	補助額		8,274 千円
D 運営費助成事業	12 市町	74 カ所	補助額		8,904 千円
(ウ) 産休等代替職員費の補助事業					
代替職員数	91 名		補助額		24,958 千円
イ 保育対策の充実					
多様な保育需要に対応するため、各種の保育対策の推進を図った。					
(ア) 保育対策等促進事業			補助額		296,861 千円
A 一時保育促進事業	19 市町村	68 カ所			
B 特定保育事業	5 市町	9 カ所			
C 保育所体験特別事業	2 市	21 カ所			
D 地域子育て支援センター事業	24 市町村	59 カ所			
E 休日保育事業	4 市	4 カ所			
F 分園推進事業（経常経費分）	4 市町	4 カ所			
G 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	2 市	29 カ所			
(イ) すくすく保育支援事業					
地域子育て支援センター充実事業					
1 町		2 カ所	補助額		151 千円
(ウ) 病児・病後児保育事業					
4 市町		5 カ所	補助額		18,134 千円

ウ 多子世帯保育料軽減事業

認可保育所及び認可外保育施設を利用する世帯のうち、第3子以降の3歳未満児に係る保育料の一部について、市町村を通じて補助した。

補助対象市町村 44 市町村

補助額 71,380 千円

エ 放課後児童健全育成の充実

(ア) 放課後児童健全育成事業

41 市町村 (215 児童クラブ) 補助額 426,523 千円

(イ) わくわく放課後支援事業

15 市町村 (16 児童クラブ) 補助額 4,434 千円

(6) 子どもの健全育成の推進

ア 子育てサークルや子育てボランティアに対する支援

地域組織活動（母親クラブ）への助成を行った。

地域組織活動育成事業

16 市町村 (59 母親クラブ) 補助額 6,814 千円

イ 子どもの「育ち」への支援

(ア) 児童ふれあい交流促進事業

5 市町村 補助額 810 千円

ウ 児童厚生施設（児童館）、放課後児童クラブの整備促進

(ア) 児童厚生施設整備費事業

4 市町村 補助額 53,835 千円

(イ) 子育て支援のための拠点施設整備事業

3 市町 補助額 5,260 千円

(ウ) 民間児童厚生施設活動事業

6 市町 3 社会福祉法人(20 児童館・児童センター) 補助額 28,034 千円

(7) 子どもの権利擁護の推進

ア 児童相談指導の充実

各児童相談所に児童虐待専門職員を配置し、処遇困難ケースへの対応や要保護児童対策地域協議会の設立・運営などの援助を通じて児童虐待の早期発見から被虐待児の自立に至るまでの支援を行った。

(ア) 児童相談所における相談及び一時保護（中央・県中・会津・浜 4 児童相談所）

相談受付件数	5,472 件		
一時保護児童数	実人数 318 人	延べ人数	10,268 人

(イ) 児童福祉法第 26 条及び第 27 条の措置の状況

訓戒・誓約	23 件	児童福祉司指導	48 件
施設入所・通所等	136 件	里親委託	18 件

(ウ) 要保護児童の指導訓練

3 歳児精神発達精密健康診査	38 件
1 歳 6 か月児精神発達精密健康診査	9 件

(エ) 家庭支援相談指導

子どもと家庭テレフォン相談617 件

イ 児童虐待対策の推進

社会問題でもある児童虐待について総合的対策を推進した。

(ア) 学校等との連携強化事業

「保育従事者・教職員のための児童虐待対応フローチャート」ポスターを作成し、全保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校へ配布した。

(イ) 虐待防止地域連絡網整備事業

開催回数	4 回	参加人員	204 名
------	-----	------	-------

(ウ) カウンセリング強化事業

実施回数	68 回	対象延べ人員	218 名
------	------	--------	-------

7 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

(1) 生きがいつくりと社会参加の促進

ア 高齢者の社会参加活動の環境整備

高齢者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブに対し補助事業を行う市町村を支援した。また、高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進のため、県老人クラブ連合会が行う高齢者が活躍できる場の創出事業を支援した。

老人クラブ活動等社会活動促進事業	福島市外 57 市町村（中核市を除く）	補助額	36,575 千円
高齢者の活躍できる場の創出事業（心の健康推進事業、体力測定事業、ふれあい交流子育て支援事業）			3,950 千円

イ スポーツ・レクリエーション活動の推進

多くの高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、高齢者のスポーツ・文化の総合祭典である「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催するとともに、ニュースポーツの普及に努めた。

(ア) うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業

スポーツ交流大会（うつくしまねりんピック）	実施競技数	21 競技	参加者数	2,853 名
文化交流大会（すこやか福島健康と長寿の祭典等）	参加団体等数	412 団体	参加者等数	4,194 名
ニュースポーツの普及	実施回数	2 回	体験者数	560 名

(イ) 全国健康福祉祭への選手派遣

派遣人数	130 名
------	-------

ウ 新しい高齢者像の啓発活動の推進

明るくいきいきと年齢を感じさせない生き方を実践している高齢者及び積極的な社会参加活動を実践している高齢者団体の表彰及び事例の紹介を行った。

長寿社会イメージアップ作戦事業

いきいき長寿県民賞	受賞者（団体）	10 件
-----------	---------	------

(2) 健康づくり・介護予防

ア 介護予防や生活支援のための事業等の充実への支援

高齢者が要支援・要介護状態とならないよう実施する介護予防事業について、市町村の取り組みが充実するよう、市町村担当職員や介護予防事業従事者を対象とした研修会・講演会の開催や市町村実施事業の現地調査等を行った。

また、高齢者が集会所や自宅で手軽に運動に取り組むことができるよう、各種の運動プログラムをDVD等に収録して、市町村や地域包括支援センター等に配布した。

介護予防市町村支援事業

介護予防推進員養成研修	3回	ライフレビュー訪問プログラム講習会	1回
介護予防に関する研修会・講演会	11回	市町村現地調査	猪苗代町ほか3市町村
介護予防市町村支援委員会の開催	2回		
「平成19年度介護予防関連事業評価」の作成・配付			66部
高齢者介護予防運動プログラムの作成・配布			DVD 300枚、ビデオテープ100本、マニュアル400部

イ 認知症の予防・早期発見・早期対応体制の整備

(ア) 認知症予防についての正しい知識の普及啓発

認知症の予防方法や医療機関、相談窓口を掲載したリーフレットを作成し県民及び関係機関へ配布するとともに、県ホームページへ掲載した。

リーフレット作成部数	20,000部
------------	---------

(イ) 人材育成

A 認知症予防ファシリテーター養成研修会の開催

認知症予防のモデル市町村（8市町村）以外の市町村の住民等を対象とし、「地域型認知症予防プログラム」の研修会を開催した。

修了者数	91名(県内3会場、3日間1コース)
------	--------------------

B 認知症予防指導者養成研修会の開催

施設に入所している高齢者の認知症予防に従事する老人福祉施設等の職員を対象とし、音楽療法の研修会を開催した。

音楽療法	104名参加
------	--------

(ウ) 認知症予防対策体制整備

A 認知症予防対策推進会議の設置・開催

地域における「認知症の予防・早期発見・早期対応」の体制整備を目的とし、利用者・有識者等の関係者を構成員とした推進会議を本庁及び県内6保健福祉事務所において設置開催し、認知症予防対策の進行管理を行った。

本庁	2回	6保健福祉事務所	各1回開催
----	----	----------	-------

B 市町村等の認知症予防対策事業への技術支援

県内市町村に対して、県保健福祉事務所による認知症予防対策の情報交換、市町村が実施する住民向け講演会、地域型認知症予防プログラムについての技術支援を行った。

C 医療機関における認知症の早期発見・早期対応体制整備

県内のかかりつけ医を対象とした「かかりつけ医認知症対応力向上研修」及びかかりつけ医を支援する「認知症サポート医養成研修」を開催するとともに、認知症の診療を行う専門医療機関を調査・公表した。

かかりつけ医認知症対応力向上研修（県内3会場）	修了者数	123名
認知症サポート医養成研修（東京都、仙台市）	修了者数	4名
認知症の専門医療機関数		145カ所

(3) 在宅医療・介護の充実

ア 介護家庭への支援の促進

介護知識や介護技術の普及により介護家族の負担の軽減を図るため、県民介護講座を実施した。

初級介護講座	47名受講	介護セミナー	143名受講	認知症介護セミナー	180名受講
介護ワンポイント講座	276名受講	オーダーメイド介護講座	494名受講	介護実技基本講座	83名受講
家族介護支援講座		20名受講	認知症キャラバン・メイト養成研修		135名受講
認知症キャラバン・メイト交流会		100名受講	介護講習等担当者会議		49名受講

イ 介護保険制度等在宅サービスの情報提供の推進

指定情報公表センター（社会福祉法人福島県社会福祉協議会）のホームページにおいて、介護サービス情報の公表を開始し、制度の普及・啓発に努めた。（訪問介護他11サービスについて実施。）

ウ 地域包括支援センターの機能充実への支援

各種研修を実施し地域包括支援センターの質の確保と充実を図った。

(ア) 地域包括支援センター職員研修

初任者研修	1回	現任者研修	1回	介護予防支援指導者研修	1回
-------	----	-------	----	-------------	----

(イ) 介護予防支援従事者研修会

2回

(ウ) 地域包括支援センター機能強化研修

圏域別研修

県内5方部で実施

(4) 施設医療・介護の充実

ア 介護老人保健施設の整備促進

介護老人保健施設については、第四次県高齢者保健福祉計画・第三次県介護保険事業支援計画に基づいて計画的に整備し、平成20年度末の整備数（開設ベース）は6,835床となった。（県計画の平成20年度末の整備計画数7,185床）

(ア) 介護老人保健施設整備事業	補助対象	1カ所	補助額	23,750千円
(イ) 介護老人保健施設整備資金利子補給事業	補助対象	34法人	補助額	191,525千円

イ 特別養護老人ホーム等の整備促進

計画的な施設整備のため、次の事業を実施した。

(ア) 特別養護老人ホーム施設整備事業	補助対象	6カ所	補助額	520,500千円
(イ) ケアハウス施設整備事業	補助対象	1カ所	補助額	84,000千円
(ウ) 養護老人ホーム施設整備事業	補助対象	1カ所	補助額	195,000千円
(エ) 社会福祉施設整備資金利子補給事業	補助対象	61法人	補助額	164,311千円

ウ 施設介護サービスの向上

特別養護老人ホームにおける入所者の生活の質向上を推進するため、次の事業を実施した。

特養における生活の質向上推進事業

特別養護老人ホームユニットケア推進検討会議の開催	2回
施設現地相談事業の実施 特別養護老人ホーム	3カ所
ユニットケア研修の実施（認知症介護研究・研修東京センター委託）	
ユニットリーダー研修に係る実施研修施設養成事業の実施	2施設
特別養護老人ホーム個別ケア推進管理者研修会の実施	1回

オ 身体拘束ゼロ作戦の推進

介護保険施設等での身体拘束廃止に向けた取組みを推進するため、次の事業を実施した。

身体拘束ゼロ作戦推進事業

身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催	2回
-----------------	----

身体拘束相談窓口の設置	
施設現地相談の実施	10 施設
身体拘束廃止推進員養成研修の実施	26 名
看護指導者養成研修の実施	3 名
実務看護職員研修の実施	119 名
家族等支援講習会の実施	1 回
身体拘束廃止推進セミナーの実施	1 回

(5) 認知症高齢者の総合的支援

ア 認知症介護実践者等養成事業の充実

施設等の職員の中から指導者を養成するとともに、指導者が中心となって認知症介護の実践的な研修を実施することにより、認知症介護の質の向上を図った。

指導者養成研修	2 名	フォローアップ研修	2 名
実践リーダー研修	28 名	認知症対応型サービス事業管理者研修	162 名
実践者研修	417 名	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	37 名
		認知症対応型サービス事業開設者研修	17 名

イ 地域住民等による見守り等の支援

地域住民に対して、認知症についての正しい知識を広めるボランティアの講師役（認知症キャラバン・メイト）の養成等を行った。

認知症キャラバン・メイト養成研修	135 名受講	認知症キャラバン・メイト交流会	100 名受講
------------------	---------	-----------------	---------

(6) 介護保険制度の円滑な運営

ア 介護保険給付等事業

(ア) 介護保険法の規定により、市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用を負担した。

介護給付費負担金（負担割合 施設等分 17.5/100、その他分 12.5/100）	現年度分 16,109,532 千円	過年度分 38,209 千円
--	--------------------	----------------

(イ) 市町村の介護保険財政の安定的な運営を図るため、県の介護保険財政安定化基金に必要な積立てを行うとともに、財政不足等が生じた市町村に対し貸付を行った。

介護保険財政安定化基金積立金	528,691 千円(貸付償還金 180,947 千円を含む。)
----------------	----------------------------------

介護保険財政安定化基金貸付金	小野町	22,172 千円		
(ウ) 介護保険制度の導入に伴う激変緩和等の観点から、利用者負担額軽減措置を実施する市町村に対し補助した。				
A 障害者施策におけるホームヘルパー利用者等の支援措置	37 市町村		補助額	2,180 千円
B 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置	35 市町村		補助額	23,535 千円
C 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置	2 市村		補助額	250 千円
(エ) 介護保険法の規定により、市町村に対し地域支援事業に要する費用を交付した。				
地域支援事業交付金（交付割合 介護予防事業分 12.5/100、その他分 20.25/100）			現年度分	481,750 千円
			過年度分	486 千円
イ 介護保険事業推進事業				
(ア) 介護支援専門員養成事業				
介護支援専門員実務従事者基礎研修	1 回		202 名	
介護支援専門員専門研修（Ⅰ、Ⅱ）	各 1 回		延べ 1,182 名	
主任介護支援専門員研修	1 回		87 名	
実務研修・再研修・更新研修	前後期各 2 回		499 名	
介護支援専門員登録者数			408 名	
(イ) 認定調査員等研修事業				
認定調査員研修	8 回			
介護認定審査会委員研修	7 回			
主治医意見書説明会	6 回			
(ウ) 要介護認定担当者連絡会議	1 回			
(エ) 福島県介護保険審査会運営事業		審査請求件数	1 件（審査会開催 1 回）	
ウ 介護保険事業指導事業				
(ア) 介護保険者指導事業		技術的助言	26 市町村（一部事務組合含む）	
(イ) 市町村介護保険担当者会議の開催				2 回
(ウ) 介護サービスクオリティアップ事業		介護サービス情報の公表調査員養成		94 名

エ サービス提供事業者等に対する指導

介護保険施設等の指導等 集団指導 18 回 実地指導 500 件 監査（営利法人以外）21 件 監査（営利法人）395 件

(7) 都道府県老人福祉計画・都道府県介護保険事業支援計画の策定

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく都道府県老人福祉計画・都道府県介護保険事業支援計画として、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間を計画期間とする「第五次福島県高齢者福祉計画・第四次福島県介護保険事業支援計画『うつくしま高齢者いきいきプラン』」を策定した。

高齢者福祉計画等策定懇談会	3 回
圏域別連絡会議	県内 6 方部×2 回
計画の作成・配布	作成部数 700 部

8 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

(1) 利用者の主体性確立、情報提供・相談等の利用支援体制とケアマネジメント体制の構築

障がい者の実態に即した適切な援護と相談指導の充実を図るため、障がい者総合福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所、社会福祉施設等関係機関の連携を強化し、活動の充実を図った。

ア 市町村地域生活支援事業の実施

実施市町村	59 市町村	補助額	227,417 千円
-------	--------	-----	------------

イ 身体障がい者相談員の設置

設置数	73 名
-----	------

ウ 知的障がい者相談員の設置

設置数	53 名
-----	------

エ 障がい者総合福祉センターにおける（身体障がい者）相談・判定の状況

相談件数	5,011 件	判定件数	2,149 件
------	---------	------	---------

オ 障がい者総合福祉センターにおける（知的障がい者）相談・判定の状況

相談件数	1,077 件	判定件数	400 件
------	---------	------	-------

カ 身体障害者手帳の交付

新規交付件数 7,228 件

キ 療育手帳の交付

新規交付件数 553 件

ク 精神障害者保健福祉手帳の交付

新規交付件数 1,238 件

ケ 障がい者自立生活センター支援事業費補助の実施

補助先 4 カ所 補助額 2,083 千円

コ 障害程度区分認定調査員等研修事業

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定の要件となる障害程度区分の認定手続きに携わる認定調査員及び市町村審査会委員に対し研修を実施した。

認定調査員研修会 開催回数 1 回 市町村審査会委員研修会 開催回数 1 回

サ 障がい者相談支援従事者研修事業

従事者養成研修修了者数 156 名 従事者現任研修終了者数 22 名

シ サービス管理責任者研修事業

修了者数 221 名

ス 県自立支援協議会の開催

開催回数 2 回

(2) 療育体制の充実

保健・医療・福祉・教育の各分野の連携により、障がい児及び広汎な発達障がい児・者の早期発見、早期療育から就学までの一貫した総合療育体制の充実に努めるとともに、身近な地域で専門的な療育を受けることができるよう地域における療育体制の整備を支援した。

ア 発達障がい者支援センター運営事業

事業実績額 6,441 千円 相談件数 856 件

イ 発達障がい者支援推進事業

事業実績額 6,254 千円

(ア) 専門研修事業

支援者研修	3回	受講者数	276名
医療従事者研修	3回	受講者数	196名
(イ) 発達支援機能強化事業			
補助先	(財)金森和心会針生ヶ丘病院外1法人	補助額	5,000千円
	県発達障がい者支援体制整備検討会の開催	3回	
ウ 障がい児(者)地域療育等支援事業の実施			
委託先	(社福)福島県福祉事業協会外6法人(10カ所)	委託料等	26,984千円
エ 重症心身障がい児(者)通園事業			
委託先	(社福)つばさ福祉会(1カ所)	委託料	14,397千円
(3) 施設サービスの充実			
障がい者が選択できるサービス提供基盤の充実や入所者・入院者の地域生活移行の推進と施設の地域化を図るため、障がい保健福祉圏域毎の整備状況を勘案しながら社会福祉施設等の整備を行った。			
ア 社会福祉施設整備事業			
(ア) 障害者自立支援基盤整備事業			
	(社福)聖母愛真会外30法人	補助額	552,831千円
(イ) 障害者就労訓練設備等整備事業			
	(社福)牧人会外8団体	補助額	20,460千円
イ 障がい児(者)施設利用者への給付			
(ア) 障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設(旧法施設を含む)			
	実施市町村	58市町村	
(イ) 児童福祉施設(障がい児関係)			
	23施設		
ウ 社会福祉施設整備資金利子補給事業			
補助先	(社福)会津療育会外14社会福祉法人	補助額	13,473千円
エ 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業			

福島県ひばり寮外7施設

委託先 (社福) 福島県社会福祉事業団 委託料 432,717 千円

オ 精神障がい者社会復帰施設運営事業

精神障がい者の社会復帰を促進するため、法定の社会復帰施設の運営費について補助を行った。

運営費補助9施設 補助額 190,233 千円

カ 精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業

精神障がい者社会復帰施設の施設整備を支援・促進するため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子を補給した。

(社福) 郡山コスモス会 外1社会福祉法人 補助額 651 千円

(4) 地域生活への移行促進

ア 障がい者地域生活移行支援事業

ノーマライゼーションの理念に基づき、施設に入所している身体障がい者、知的障がい者の地域生活への移行を促進し、障がいのある人もない人も同じように地域で生活できる支援体制を整備し、障がい者の福祉の向上を図るため、圏域別地域生活支援調整事業（地域生活移行促進調整会議、地域生活移行促進統括会議の開催）や地域生活移行支援事業（専門家の派遣）を実施した。

イ 障がい者地域生活移行自立サポート事業

障がい者の地域生活移行を進めるに当たり、入所、入院が長期化していることから、地域生活体験事業を実施した。

体験者数 身・知 58名 精神 5名

延べ日数 身・知 2,503日 精神 49日

(5) 日常生活を支えるサービス基盤の確保

在宅障がい者の家庭における援護を推進するため、特別障害者手当等の給付事業、県単独の重度心身障がい者医療費補助事業等を実施するとともに、ホームヘルプサービス等の事業費の一部負担を行い、日常生活の向上を図った。

ア 在宅障がい者の日常生活向上の各種事業の推進

(ア) 障がい福祉サービス等給付事業（在宅系）の実施

A 居宅介護等

実施市町村 54市町村 負担金 239,173 千円

B 短期入所

実施市町村	53 市町村	負担金	42,059 千円
C 児童デイサービス			
実施市町村	49 市町村	負担金	108,206 千円
D 共同生活援助等			
実施市町村	50 市町村	負担金	158,315 千円
E 相談支援事業			
実施市町村	10 市町村	負担金	1,297 千円
イ 在宅障がい者の家庭における援護を推進するための各種事業を実施			
(ア) 心身障害者扶養共済制度の運営			
加入口数	1,116 口	年金受給者数	807 名
(イ) 重度心身障がい者医療費補助事業			
59 市町		補助額	2,113,161 千円
(ウ) 重度心身障がい者に対する治療材料の給付（在宅重度障がい者対策事業）			
50 市町村		補助額	13,848 千円
(エ) 人工透析患者通院交通費補助事業の実施			
46 市町村		補助額	18,495 千円
(オ) 特別障害者手当等の支給			
支給件数	延べ 6,798 件	支給額	142,643 千円
(カ) 更生医療費の一部負担			
給付件数	1,179 件	給付額	292,552 千円
(キ) 身体障がい児(者)補装具の交付・修理			
給付額	83,686 千円		
(ク) 障害者介護給付費等不服審査会の設置			
市町村の行う介護給付費等に係る処分に対する不服審査請求の事件を審査するため、不服審査会を設置している。			
受理案件なし			

(6) 精神保健福祉体制の充実

ア 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいによって自傷他害のおそれのある者を措置入院させ、適切な医療と保護を行うとともに通院治療者に対しても医療費公費負担によって適正な医療を行い、早期社会復帰を図った。

措置入院費	35,915 千円	通院医療費	2,149,036 千円
-------	-----------	-------	--------------

イ 精神障がい者社会復帰相談指導及び心の健康相談・訪問指導事業

回復途上にある精神障がい者に対して、保健相談指導、生活指導等を行って社会適応を図り社会復帰の促進に努めるとともに、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じるほか、訪問指導を行い精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者に対する福祉的援助等を行った。

実施保健所 全保健所

ウ 精神科救急医療システム整備事業

夜間・休日において、緊急に精神科医療を必要とする者への適切な医療を確保するため、診療応需体制等をシステム化し、精神疾患罹患の再発防止と地域生活の支援を図った。

委託先	福島県精神科病院協会	委託料	68,529 千円
-----	------------	-----	-----------

エ 精神科移送システム事業

精神障がいのために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の限りを尽くしても本人が病院に行くことを同意しない場合に限り、知事が、適切な医療機関まで移送する制度を整備し、治療の必要性を判断できない精神障がい者のための受療機会の確保を図った。

(7) リハビリテーションシステムの構築

障がい者生活訓練事業を実施し、家庭及び社会において日常生活を送るために必要な諸能力について訓練指導を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図った。

ア 障がい者生活訓練事業

委託先	(財)福島県身体障害者福祉協会	委託料	417 千円
-----	-----------------	-----	--------

イ 中途失明者緊急生活訓練事業

中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練指導を実施した。

(8) 就労の促進

「障がい者工賃向上プラン」に基づき、授産施設等福祉的就労の場における障がい者の工賃水準の向上を図るため、障がい者工賃向上支援事業等を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センターを設置し、障がい者の一般就労への移行と定着の促進を図った。

また、障がい者小規模作業所の運営や地域活動支援センター等への移行に対する支援を行うとともに障がい者の福祉資格取得の支援を行った。

ア 障がい者工賃向上支援事業

(ア) 相談員設置・専門家派遣等事業

相談員を設置し、授産施設等の企業的経営に関する相談に応じるとともに、専門家の派遣を行った。

委託先	福島県授産事業振興会	委託料	13,440 千円
-----	------------	-----	-----------

(イ) 施設サービス向上研修事業

施設職員に対する就労支援を中心とした福祉サービスの専門性を高める研修会を実施した。

委託先	(社福) いわき福音協会	委託料	2,377 千円
-----	--------------	-----	----------

(ウ) 工賃向上計画進行管理事業

障がい者工賃向上プラン推進会議を開催し、工賃向上計画の進行管理を行った。

イ 授産振興対策事業

アンテナショップの設置事業などを行う授産事業支援センター助成を行った。

補助先	福島県授産事業振興会	補助額	5,169 千円
-----	------------	-----	----------

ウ 障がい者就業・生活支援事業

委託先	4 社会福祉法人	委託料	15,619 千円
-----	----------	-----	-----------

エ 障がい者小規模作業所支援事業費補助

補助先	福島市ほか 13 市町村 (32 カ所)	補助額	24,780 千円
-----	----------------------	-----	-----------

オ 地域活動支援センター支援事業費補助

補助先	福島市ほか 30 市町村 (47 カ所)	補助額	54,354 千円
-----	----------------------	-----	-----------

カ 小規模作業所緊急支援事業

補助先	福島県障がい者関係団体協議会 (作業所数 28 カ所)	補助額	30,800 千円
-----	-----------------------------	-----	-----------

キ 精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある在宅精神障がい者で就労意欲のある者を、登録した協力事業所に一定期間訓練を委託し、その円滑な社会復帰を援助した。

委託対象人員	13名	訓練日数	1,982日
--------	-----	------	--------

ク 障がい者ホームヘルパー養成支援事業

知的、精神及び発達障がい者を対象に2級ホームヘルパー及びガイドヘルパーの養成研修を行った。

修了者数	13名
------	-----

(9) コミュニケーション支援施策の充実

ア 視覚障がい者生活支援センター事業

視覚障がい者の日常生活を支えるため、視覚障がい者生活支援センター事業を実施した。

委託先	(社)福島県盲人協会	委託料	2,139千円
-----	------------	-----	---------

(10) 地域との交流の促進

精神障がい者に対する地域の理解と協力を得るための啓発及び社会復帰に積極的な役割を果たすための組織の基盤づくりを行った。

ア 「障がい者の明るいくらし」促進事業

精神障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、社会参加等を通じて生活の質的向上が図られるよう、必要な社会参加推進施策を総合的に実施し、精神障がい者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進した。

イ 障がいに対する正しい知識の普及啓発事業

精神障がいについての正しい理解と障がい者に対する偏見、差別を是正するため、次のとおり普及啓発事業等を行った。

(ア) 市民精神保健福祉研修会等（各保健福祉事務所で開催）

開催回数	21回	参加人員	654名
------	-----	------	------

ウ 精神障がい者社会参加促進事業

精神障がい者を抱える家族に対して、精神病や家族のかかわり方等の理解を促進するため、家族会の活動を支援するとともに、相互に支え合う体制を整備し、精神障がい者の福祉の増進を図った。

委託先	福島県精神保健福祉会連合会
-----	---------------

(ア) 家族会活動等の学習事業

開催回数	6回	参加人員	307名
------	----	------	------

(イ) 家族相談員養成講習会開催事業

開催回数	1回	参加人員	40名
------	----	------	-----

(ウ) 精神障がい者当事者リーダー研修会開催事業

開催回数	1回	参加人員	45名
------	----	------	-----

(11) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツや文化活動を通じた障がい者の体力増進や積極的な社会参加を促進するため、県障がい者総合体育大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障がい者スポーツ教室の開催など各種のスポーツの振興に努め、自己実現の場を提供した。

ア 障がい者スポーツの振興

(ア) 第46回県障がい者総合体育大会の開催（開催地 会津若松市）

(イ) 障がい者スポーツ教室の開催

(ウ) 第8回全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業

イ レクリエーション事業

精神障がい者の理解と連携を深めるため、精神障がい者本人・家族及び関係者がレクリエーション等を通じて交流する精神障がい者地域交流会を開催した。

参加人員	282人(40団体)	開催地	郡山市
------	------------	-----	-----

(12) 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

障がい者に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者週間（12月3日～9日）の周知・啓発等を行い、障がい者の社会参加の推進を図った。

ア 心の輪を広げる障がい者理解促進事業の実施

応募作品数 心の輪を広げる体験作文 20作品、障害者週間ポスター 3作品

(13) 情報のユニバーサルデザイン

障がい者社会参加推進センターにおいて障がい者パソコン活用促進事業を実施した。

ア 障がい者パソコン活用促進事業

委託先	(財)福島県身体障害者福祉協会 ほか1団体	委託料	205千円
-----	-----------------------	-----	-------

(14) 指定障害福祉サービス事業の円滑な運営

ア サービス提供基盤の整備促進

指定障害福祉サービス事業所等の指導等 実地指導 136 件 集団指導 6 回 監査 19 件

9 保健・医療・福祉のさらなる推進

(1) 健康危機管理の体制整備

ア 緊急連絡体制の確保 電話配備 19 台

イ 健康危機管理研修会 1 名派遣

(2) 試験検査体制の充実強化

ア 検査体制・検査機器の整備

衛生研究所微生物課及び理化学課に検査機器を整備した。

イ 技術研修の充実強化

高度な技術を要する検査に対応するため、検査担当者研修（細菌コース、理化学コース等）を実施した。

年 10 回

ウ 試験検査・調査研究体制の整備

衛生研究所を中核とし、関係各課、各保健福祉事務所、さらにはその他の研究機関と連携することにより、試験検査・調査研究体制の整備充実を図った。

エ 精度管理の充実強化

検査精度の維持向上のため、外部精度管理調査へ参加するとともに内部精度管理の強化を図った。

オ 民間検査機関の育成指導

検査精度の維持向上のため、試験検査精度管理事業を実施することにより、民間検査機関の育成指導を行った。

(ア) 委員会の開催 年 2 回

(イ) 外部精度管理調査の実施 年 1 回

参加機関数 37 機関

(ウ) 部門別検討会の開催 年 1 回

(エ) 技術発表会の開催 年 1 回

参加者数

89名

(3) 情報ネットワークの構築

ホームページを開設して、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。

保健・医療・福祉関係ホームページへのアクセス件数

659,528件

(4) 地域リハビリテーションの推進

ア 福島県地域リハビリテーション協議会の運営

地域リハビリテーションの推進を図るため、保健・医療・福祉の関係機関の代表者を構成員とする協議会を2回開催し支援体制等について検討協議を行った。

イ 福島県地域リハビリテーション支援センター事業の実施

平成20年5月1日付けで公立大学法人福島県立医科大学附属病院リハビリテーション部を県支援センターに指定し、福島県地域リハビリテーション研究大会を開催するとともに、地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議を委託により実施した。

ウ 地域リハビリテーション広域支援センター事業の実施

平成20年5月1日付けで指定した県内7保健福祉圏域の8カ所の広域支援センターへ業務を委託して、圏域内の保健・医療・福祉の関係者を構成員とする連絡協議会やテクノエイド講習会の開催、リハビリテーション実施機関に対する相談・支援などを実施した。

(5) 保健・医療・福祉における研修の推進

ア 地域保健関係職員研修の実施

(ア) 地域保健関係職員研修事業

市町村、保健福祉事務所等に勤務する地域保健関係職員に対する研修を企画・実施し、資質の向上を図った。

A 健康づくり推進研修

3回

延べ 198名

B 地域保健活動強化派遣研修

45名(5研修)

C 地域保健活動推進研修

県内6保健福祉事務所

35回

延べ 1,483名

イ 社会福祉事業者に対する専門的研修の実施

社会福祉事業従事者等の資質向上を図ることにより施設利用者の福祉をよりよいものにするため、総合的、体系的な研修を実施した。

ウ 保健・医療・福祉の連携を推進する研修の実施

(ア) 平成15年12月に策定された「福島県地域保健福祉職員研修指針」に基づく研修

保健・医療・福祉の各分野が連携し、適切なサービスを提供していくための人材育成を目的として研修を実施した。

対象者 市町村及び保健福祉事務所等の保健福祉関係職員

新任研修	3日間	受講者数	144名
管理・監督者研修	2日間	受講者数	21名

(6) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上

ア 医師の確保と定着促進

(ア) 医師臨床研修対策事業

全国の医学生を対象とした福島県臨床研修病院合同ガイダンス開催により県内への医師の定着を図るとともに、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し指導能力の向上を図った。

(イ) 女性医師支援事業

A 女性医師の再就業支援事業

育児等のため離職し、その後就業を希望する女性医師へ必要な研修等を行った。

B 病院内保育所推進事業

県立医科大学附属病院が行う院内保育事業にかかる経費に対して補助を行った。

(ウ) 医師定着促進事業

「地域で生きる」医師の県内定着を促進するため、県立医科大学が実施するホームステイ型医学教育研修等に対して補助を行った。

イ 看護職員等の養成確保対策と質的充実

保健医療の需要の増大に伴い、それに対応した要員の養成は県民保健医療の確保上からも重要であり、これら看護職員等の養成確保を図るとともに、質的充実に努めた。

(ア) 県立総合衛生学院における養成

助産学科	15人			
看護学科	1年 42人	2年 44人		
歯科衛生学科	1年 13人	2年 13人		
歯科技工学科	1年 12人	2年 11人		
臨床検査学科	1年 19人	2年 19人	3年 20人	

(イ) 県立会津若松看護専門学校における養成

看護学科	1年 28人	2年 29人	3年 32人
------	--------	--------	--------

(ウ) 看護要員確保事業

A 看護師等養成所運営費補助事業

交付先	福島県厚生農業協同組合連合会外	計 14 施設	233,515 千円
-----	-----------------	---------	------------

B 看護関係施設整備費等補助事業

交付先	(学)新潟総合学院	(施設名 国際メディカルテクノロジー専門学校)	217,655 千円
-----	-----------	-------------------------	------------

	福島県厚生農業協同組合連合会	(施設名 白河厚生総合病院附属高等看護学院)	120,330 千円
--	----------------	------------------------	------------

C 病院内保育所運営費補助事業

交付先	(財)磐城済世会外	計 34 施設	117,612 千円
-----	-----------	---------	------------

D ナースセンター事業

委託先	(社)福島県看護協会		12,428 千円
-----	------------	--	-----------

有効求職者数 (ナースバンク登録者数)	942 人
---------------------	-------

就業者数	124 人
------	-------

E 看護職員需給計画策定事業

看護師等の養成及び確保対策を目的に需給計画を見直し、施策の推進を図るため、計画を策定した。

計画期間	平成 21 年度～平成 24 年度
------	-------------------

策定検討会	4 回開催 (検討会委員 11 名)
-------	--------------------

(エ) 保健師等研修事業

A 実習指導者講習会

看護師等養成所の実習施設で実習指導に携わる者に対して、必要な知識、技術を習得させ、看護教育内容の充実向上を図るため講習会を実施した。

期間	20.5.14 ～ 20.7.9	受講者	42 人
----	------------------	-----	------

B 看護職員の現任教育

看護職員の資質の向上を図るために各種研修事業を実施した。

専任教員再教育研修会	参加者	32名
臨地実習指導者再教育研修会	参加者	114名
がん看護臨床実務研修	修了者	13名

ウ 理学療法士、保健師等の確保と定着促進

(ア) 理学療法士等修学資金貸与

貸与人員	45人
貸与総額	19,224千円

(イ) 保健師等修学資金貸与事業

貸与人員	59人
貸与総額	22,008千円

エ 薬剤師の確保と資質の向上

社団法人福島県薬剤師会等が行っている学術研修を支援し、薬剤師の資質の向上を図った。

オ 訪問介護員（ホームヘルパー）

養成研修事業者の指定と研修事業の承認及び現任研修を通して、訪問介護員（ホームヘルパー）の確保と資質の向上を図った。

初任者研修・テーマ別技術向上研修・訪問介護適正実施研修修了者数	763名
---------------------------------	------

カ 介護福祉士等修学資金貸付事業

県内における福祉・介護分野への人材の参入を促進するため、介護福祉士等の養成施設において修学する者への修学資金貸付事業を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

貸付計画	平成21年度～平成24年度	各年度の新規貸付35件
貸付原資等事業費	287,360千円	

Ⅶ 商 工 労 働 部

1 総説

平成 20 年度の本県経済は、上半期は、前年度からの原油・原材料価格の高騰が継続する中、雇用情勢は弱い動きが続き、個人消費は弱含みで推移したものの、生産活動は高水準で推移していた。しかし、下半期、世界金融危機が実体経済の悪化へと波及していったことを背景として、生産調整が急速に進み、生産活動の減少が続くとともに、雇用情勢も厳しさを増すなど、本県経済は悪化していった。

このように厳しさが増す経済・雇用情勢に対応するため、知事を本部長とする福島県緊急経済・雇用対策本部を平成 20 年 11 月に設置し、その下で、各種対策を適時適切に実施した。さらに、県の緊急経済・雇用対策の基本的方向と具体的な施策をまとめた「福島県緊急経済・雇用対策プログラム」を策定するとともに、本庁及び出先機関における対策の推進体制を確認し、全部局を挙げ、また国、市町村、関係団体等と連携しながら対応していくこととした。

こうしたなか、平成 20 年度は、部内局として観光交流局を設置し、観光振興、定住・二地域居住推進、空港利活用促進、県産品振興等の施策を総合的に推進する組織体制を整えるとともに、商工労働行政の推進に当たっては、「福島県商工業振興基本計画 うつくしま産業プラン 21」の基本施策及び平成 18 年 1 月の見直しによる重点施策「強みを発揮するための施策群（4つの柱と 10 の戦略）」に基づき、施策の優先度、緊急度を考慮した重点化を図り、効果的、弾力的な施策展開に努め、本県経済の持続的発展に向けた基盤づくりとその強化に取り組んだ。

一方、景気減速と厳しい雇用情勢、さらに少子・超高齢社会や環境・新エネルギー分野への対応等、時代潮流や本県商工業を取り巻く環境の変化を踏まえ、うつくしま産業プラン 21 の計画期間の満了を待たず、新たな基本計画の策定について検討を開始した。

○ 福島県商工業振興基本計画 うつくしま産業プラン 21

[基本施策]

(1) 創造的な事業活動の促進と新しい産業の創出

産業構造の変化や国際的な競争の激化に対応し、本県経済の持続的な成長を図るため、既存企業の創造性に富んだ事業活動を促進するとともに、21世紀の本県商工業をリードする新しい産業を創出する。

(2) 環境変化に柔軟に対応する地域産業の振興

ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化に対応し、個性ある地域経済社会を創造するため、商店街や地場産業等の地域産業の振興を図る。

(3) 多様な交流の促進による産業の振興

地域の自然、文化、歴史等の特性を十分生かしながら、国内外で人、もの、情報の多様な交流の促進を図る。

(4) 創造性豊かな人材の育成と意欲や能力を発揮して働ける環境づくり

本県商工業をリードする創造性豊かな人材の育成に努めるほか、経済環境や産業構造の変化に伴う雇用の流動化に対応した雇用対策を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努める。

(重点施策) ～4つの柱と10の戦略～

I ふくしまの「強み」と「やる気」を伸ばし、産業に力強さをもたらすために

I-1 ふくしま型産業群形成戦略

I-2 売れるものづくり・ふくしま産品ブランド化推進戦略

I-3 技術力強化・知的財産戦略

I-4 がんばる中小企業・挑戦するベンチャー支援戦略

I-5 企業立地促進戦略

II ふくしまの「良さ」を生かした多様な交流を促進し、新たな発展をもたらすために

II-1 ふくしま観光誘客増大戦略

II-2 東アジア経済交流促進戦略

III 中心市街地の活性化、商業振興を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりのために

III 賑わいふくしま、まちづくり応援戦略

IV ふくしまの産業を支える人づくりや就業支援を進め、誰もが働く喜びを実感できるために

IV-1 若年者等への就業支援戦略

IV-2 ものづくりリーダー養成戦略

2 創造的な事業活動の促進と新しい産業の創出

(1) 新事業創出のための環境整備

ア 新事業創出支援体制の充実・強化

(ア) 地域プラットフォーム推進事業

(財)福島県産業振興センターを中核として、企業等の研究開発から事業化までに必要とされるサービス・情報等を提供することにより、新たな事業の創出促進に努めた。

・補助先 (財)福島県産業振興センター 補助金額 1,162 千円

イ 新事業創出支援の充実

(ア) ベンチャー企業等総合支援事業

3つの支援メニュー（創業支援、セールススレップ（販売先紹介人）、展示会出展支援）による総合支援補助金により、県内の中小企業者や新規創業者を対象として、起業から販路開拓につながる総合的な支援を行った。

・補助先 (財)福島県産業振興センター 補助金額 7,366 千円

・採択件数 7 件（創業支援 3 件、セールススレップ 1 件、展示会出展支援 3 件）

(イ) インキュベートルーム（起業支援室）運営事業

ソフト系 I T 分野を中心とした創業者を対象に、コラッセふくしま内に開設したインキュベートルームにおいて、活動場所等の安価な提供及び専門の支援員（インキュベーションマネージャー）による経営診断・助言の提供等の、ハード・ソフト両面からの一体的な支援を行った。

・支援企業数 23 社

・委託先 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・S O H O・テレワーカー共働機構 委託金額 23,008 千円

(2) 研究開発機能の強化

ア 研究開発支援機能の整備

(ア) ハイテクプラザ研究開発事業

県内中小企業の技術的基盤強化のための戦略的・先導的技術開発課題等の研究開発に取り組み、その成果を広く普及した。

(イ) ハイテクプラザ試験指導普及事業

大学教授等の学識経験者を技術顧問として招聘し、高度技術の基礎・応用についての各種研究会等を通じて中小企業への助言・指導を行うとともに、個々の中小企業が当面する技術的課題について、ハイテクプラザ職員等により実態に即した技術指導を行った。

(ウ) 産業技術支援事業

技術者養成、ハイテクプラザの施設・機器の開放、依頼試験・分析等研究開発支援体制を整備するため、(財)福島県産業振興センター技術支援部へ支援を行った。

(エ) 知的財産活用戦略事業

A 知的財産活用啓発事業

県内の中小企業等を対象に、知的財産に関する体系的なセミナーを開催し、知的財産の重要性を改めて認識する機会及び実務的な研修の場を提供し、知的財産の活用促進を図った。

B 中小企業知的財産戦略支援事業

県内中小企業への知的財産専門家等の派遣等により、経営戦略の一環としての知的財産の戦略的な活用を支援するため、事業実施主体である(財)福島県産業振興センターに対して事業経費の一部を補助した。

・ 中小企業知的財産戦略支援件数 2件

(オ) 知的財産活用推進事業

A 特許流通支援事業

開放意思のある企業保有の特許や研究機関・大学から生まれる研究成果について、県内企業に移転・流通させるための啓発普及活動等を行い、新規事業の創出、技術力向上の促進を図った。

・ 特許権実施許諾等成約件数 54件

B 特許電子図書館情報有効活用事業

特許庁の開設した特許電子図書館の利用促進を図るため、特許情報活用支援アドバイザーが、(社)発明協会福島県支部に設置した専用線利用の情報端末を利用して、県内中小企業等に対し特許情報の検索技術の指導及び特許情報の加工・提供を行った。

・ 来訪指導件数 263件

・ 訪問活動件数 287件

C 発明奨励事業

発明考案の奨励、創意工夫の高揚及びこれらの実用化を促進することにより、科学技術の振興を図るため、福島県発明展の開催や市町村発明展の支援を実施している(社)発明協会福島県支部に対して事業経費の一部を補助した。

・ 第54回福島県発明展 来場者数 774人 出品数 296点

イ 産学官連携の強化

(ア) ふくしま産学官連携推進事業

ふくしま型産業クラスター形成を図るため、新製造技術、IT、環境、食品分野で大学と連携しながら事業化に直結する可能性試験事

業、研究会開催支援事業に要する経費に助成を行った。

・補助先	可能性試験事業	(株)東北岡野エレクトロニクス	ほか5件	補助金額	4,836千円
	研究会開催支援事業	(株)ゆめサポート南相馬	ほか7件	補助金額	2,257千円

(イ) 戦略的地域産業高度化事業

立地企業や地場企業の問題解決や意見交換・情報交換を図るため、地域の産産連携や産学官連携を推進し、立地企業と地場企業の取引拡大や技術の高度化等を図った。

・事業参加者数 延べ552名

(ウ) 地域活性化共同研究開発事業

県内中小企業が共通に直面している技術課題を研究テーマとして取り上げ、ハイテクプラザを中核として、関連中小企業が共同で研究開発に取り組み、その成果を広く業界に普及することにより、中小企業の技術水準の向上を図った。

・研究開発テーマ 3件 「精密機器のための微細溶接技術による応用製品の開発」ほか

(エ) 公募型新事業創出プロジェクト研究事業

大学や県内企業等から事業化の高いアイデアを公募し、ハイテクプラザを中核に企業や大学と共同で新たな新事業創出のための研究開発を行った。

・研究開発テーマ 2件 「窒素固溶によるステンレス鋼の高機能化に関する研究開発」ほか

ウ 科学技術の振興

(ア) 地域連携軸形成事業

A 地域特産資源を活用したふるさとブランド機能性食品の開発（三県共同研究事業）

福島・山形・新潟三県の産業技術の高度化を図るため、公設試験研究機関が連携を密にし、情報交換を行うとともに、共通の技術課題について共同研究を実施した。

・研究課題 1件 「地域特産資源を活用したふるさとブランド機能性食品の開発」

(イ) 科学技術振興事業

A ハイテクプラザ業務運営委員会等開催事業

県内産業界が抱える課題や技術ニーズをいち早く的確に把握し、今後ハイテクプラザが研究すべき技術課題、研究テーマを策定するとともに、経済環境の変化に適合したハイテクプラザの技術指導のあり方や運営体制、運営上の諸問題を検討し、技術支援体制の整備

を図った。

(ウ) 試験研究機関ネットワーク事業

9つの試験研究機関が連携して、単独では解決困難な課題の共同研究、派遣研修や試験研究の評価を実施した。

- ・共同研究事業 「キリの成長促進や病害虫抵抗性を発現する土壌微生物の解明」 ほか2課題
 - ・派遣研修事業 職員を他機関に派遣して研修を行うことにより、境界領域の専門知識を習得させ、職員の資質向上を図った。実施人員 3人
 - ・試験研究評価事業 試験研究に対するインセンティブを付与するなど、効果的な試験研究実施に向け評価を実施した。
- 事前・中間・事後評価実施件数 91件

(エ) ふくしま森の科学体験センター事業

科学技術の振興、須賀川テクニカルリサーチガーデンの支援のため、ふくしま森の科学体験センター（ムシテックワールド）の管理・運営主体となる（財）ふくしま科学振興協会に対して事業費の補助を行った。

- ・補助先 (財)ふくしま科学振興協会 補助金額 15,000千円

(3) 新しい産業の育成

ア 環境関連産業の振興

(ア) 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業

産業廃棄物を抑制し、リサイクルを促進するため、産業廃棄物を抑制する製造技術や再利用技術を開発する県内製造業者等を支援した。

- ・補助先 吉田セメント工業(株) ほか10件 補助金額 28,966千円

イ 医療・福祉関連産業の振興

(ア) ふくしま次世代医療産業集積プロジェクト発展型

本県に医療福祉機器産業を集積させるため、産学官による大型の共同研究開発の実施と併せて、臨床試験の支援、創業・新事業創出の支援（薬事法規制対応）等、医療分野の特殊性に対応した研究開発から製品化までに必要な支援を一体的に実施した。

- ・補助先 (財)福島県産業振興センター 補助金額 23,327千円
- ・製品試作支援 12件 血管・脈波測定システム ほか
- ・安全性試験支援 2件 血栓回収用医療用カテーテルの動物実験 ほか
- ・薬事承認申請支援 89件 医療機器製造業許可取得を目指す県内中小企業への戦略的なアドバイスの実施 (株)シンテック

ほか) 医療機器製造業許可取得 5件

・販路拡大支援 3件 メディカルショージャパンへのふくしまパビリオン出展 ほか

ウ 新製造技術の開発による高度なものづくりの振興

(ア) 戦略的ものづくり技術移転推進事業

緊急に解決すべきものづくりに関する課題を県内企業から公募し、ハイテクプラザにおいて研究開発を行った。
また、その成果を県内企業へ技術移転するため、現地指導等を行った。

(イ) うつくしまものづくり大賞事業

優れた機能にうつくしいデザインを併せ持つ製品開発を促進し、売れるものづくりの推進を図るため、第3回うつくしまものづくり大賞を実施した。

また、第2回うつくしまものづくり大賞入賞製品について、販売促進支援を行った。

・第3回 大賞1点、優秀賞1点、特別賞1点、クリエイティブ賞5点

(4) 産業集積の促進

ア 戦略的な企業誘致の推進

(ア) 企業立地促進事業

中小企業の取引機会の拡大、技術向上や雇用創出などの波及効果が期待される先導的な企業の立地を促進するため、市町村等との連携により、工業団地広報資料の作成配付、企業立地セミナーの開催、企業への誘致活動など、企業立地の戦略的な展開を図り、本県への企業立地を促進した。

平成20年工場立地一覧表(平成20年1月～平成20年12月)

区分	新設	増設	計
特定工場	7件	39件	46件
その他工場	16件	13件	29件
計	23件	52件	75件

左記の新增設に伴う雇用計画人員 1,776人

注) 特定工場 敷地面積 9,000㎡以上
又は建築面積 3,000㎡以上

その他工場 敷地面積 1,000㎡以上
9,000㎡未満

(イ) 戦略的企業誘致補助金

産業集積が見込める企業を戦略的に誘致するため、これらの企業が立地する際に必要な初期投資、雇用等に要する経費に対して補助を行った。

・補助先	2件	補助金額	430,000千円
------	----	------	-----------

(ウ) 輸送用機械関連企業集積促進事業

産学官で構成する「福島県輸送用機械関連産業協議会」の事業活動を通じて、同産業の集積状況を県内外に示すとともに、工場視察会、各種セミナー等により情報提供や企業間の交流、連携強化を図った。

・協議会会員数	企業	317社	団体	28団体(平成21年3月31日現在)
・工場視察会開催回数	1回			
・セミナー開催回数	4回			

(エ) 輸送用機械関連産業連携事業

「とうほく自動車産業集積連携会議」に参画し、展示商談会等による企業間の交流・取引拡大を促進し、本県の輸送用機械関連産業の振興を図った。

・商談会開催回数	2回
----------	----

イ 産業高次機能の集積促進

(ア) 半導体関連産業集積事業

半導体関連産業の一層の集積を促進するため、産学官が連携した福島県半導体関連産業協議会を中心として、展示会への出展、研究会の開催、取引拡大や新製品開発のためのコーディネート活動等を行った。特に展示会出展については、半導体関連展示会としては最大規模のセミコンジャパンに協議会として出展し、参加企業（3社）をはじめ、福島県の半導体関連技術等についてのPRに務めた。

(イ) 郡山地域高度技術産業集積活性化推進事業

郡山地域における新事業の創出を促進するため、「郡山地域高度技術産業集積活性化計画」に基づき、本地域に集積された新事業創出資源を最大限活用しながら、重点4分野（情報通信関連分野、医療・福祉関連分野、環境関連分野、新製造技術関連分野）を中心にその積極的な振興を図った。

・補助先	(財)郡山地域テクノポリス推進機構	補助金額	11,756千円
------	-------------------	------	----------

ウ 工業基盤の整備

(ア) 工業団地等整備事業

工業の開発を計画的に推進し、県内への企業立地を促進するため、市町村が行う工業団地整備に係る道路、用排水路等の関連公共施設整備に要する経費に対して補助を行った。

・補助先 天栄村 補助金額 29,566 千円

(イ) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

原子力発電施設が設置（予定を含む）されている市町またはその周辺市町村に立地する企業に対して給付金を交付することにより、原子力発電施設等周辺地域の振興を図った。

・補助先 (財)電源地域振興センター 補助金額 834,055 千円

(ウ) 工業用水水源確保事業

県北地域における工業用水需要対策として、摺上川ダム管理事業に参加し、工業用水水源の確保を図った。

また、会津地域における工業用水需要対策として、大川ダム管理事業に参加し、工業用水水源の確保を図った。

3 環境変化に柔軟に対応する地域産業の振興

(1) まちづくりの観点に立った商業の振興

ア 中心市街地の活性化

(ア) 活力ある商店街支援事業

商店街の魅力向上を図り活性化を推進するために行う空き店舗対策、チャレンジショップ支援、情報化対策に取り組む商店会等に対して市町村を通じて補助を行った。

・補助先 福島市 ほか6市町（間接補助先 福島商工会議所 ほか12件） 補助金額 12,549 千円

(イ) 中心市街地商業活性化推進事業

中心市街地の中小商業活性化のために商工会議所等が実施するソフト事業に対し、(財)福島県産業振興センターが行う助成事業を支援した。

・助成実施件数 3件 助成額 6,987 千円

(ウ) 歩いて暮らせるまちづくり促進事業

商業まちづくり推進条例の理念である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向けて、次の施策を実施した。

A 持続可能な歩いて暮らせる新しいまちづくり検討委員会 開催回数 1回

B 歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョンの策定

C 市町村等への説明会 開催回数 39回

(エ) 街なか再生特別資金

中心市街地の商業地域内等で、店舗等の新設、増築等を行う事業者金融機関を通じて融資を行った。

・融資件数	25 件	融資金額	580,300 千円
-------	------	------	------------

(オ) チェンバおおまち管理運営事業

福島県商工労働部大町施設（チェンバおおまち）の適正な維持管理を行った。

・維持管理外部委託		委託金額	10,560 千円
-----------	--	------	-----------

・光熱水費			13,631 千円
-------	--	--	-----------

イ 中小小売業の振興

(ア) 商店街振興組合事業費補助金

商店街の活性化のために県商店街振興組合連合会が実施する組合指導事業や講習会の開催等に対して補助を行った。

・補助先	福島県商店街振興組合連合会	補助金額	686 千円
------	---------------	------	--------

ウ 大型店の立地に伴う生活環境の保持

(ア) 商業まちづくり推進事業

商業まちづくり推進条例に基づく市町村における基本構想の策定を推進するため、県の関係部局による策定助言及びまちづくりの専門家の派遣を行うとともに、モデル市町における基本構想の策定に要する経費の補助を行った。

A まちづくり構想策定支援事業

・交付先	福島市 ほか5件	補助金額	4,132 千円
------	----------	------	----------

B まちづくり構想策定促進事業

講師派遣回数	2回（小野町、南会津町）
--------	--------------

(イ) 商業まちづくり推進条例施行費

商業まちづくり審議会を開催し、モデル市町における基本構想の策定及び特定小売商業施設における地域貢献活動状況等について意見を伺った。

A 商業まちづくり審議会	2回
--------------	----

(ウ) 大規模小売店舗立地法施行事業

大規模小売店舗立地法に基づく各種届出を受理し、大型店の設置者が配慮すべき事項について、大規模小売店舗立地法連絡調整会議及び大規模小売店舗立地審議会を開催し、周辺地域の生活環境の保持の観点から審査を行うとともに、中心市街地の活性化に関する法律に基づく大規模小売店舗立地法特例措置について意見を伺った。

・届出受理件数	新設 13 件	変更 40 件		
・大規模小売店舗立地法連絡調整会議（幹事会を含む。）			開催回数	11 回
・大規模小売店舗立地審議会			開催回数	3 回

(2) 暮らしと産業を支えるサービス業の振興

ア 産業支援サービス業の振興

(ア) 福島県大町起業支援館運営事業

産業支援サービス業として大きな成長が期待されるカスタマーセンター業を対象に、福島県大町起業支援館を入居の受け皿として、地元雇用の創出や地域企業による活用促進など、地域経済の活性化を行った。

(3) 環境変化に対応した中小企業の振興

ア 小規模企業等の活性化支援

(ア) 小規模事業経営支援事業

地域の総合的経済団体である商工会等の指導体制の充実及び商工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助し、小規模事業者の経営の改善及び地域経済の振興を図った。

・補助先 商工会 98 か所、商工会議所 10 か所、福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会

補助金額 2,488,089 千円

(イ) 専門家活用経営支援事業

中小企業等の経営を支援するため、商工会等の中小企業支援機関が実施する専門家派遣事業に要する経費に対して補助を実施した。

・補助先 福島県商工会連合会、福島商工会議所、(助)福島県産業振興センター

補助金額 4,711 千円

イ 多様な企業間連携の促進

(ア) 中小企業連携組織対策事業費補助事業

中小企業連携組織等に対する連携体制の充実・強化を図るため、福島県中小企業団体中央会に対して職員の設置や中小企業連携組織等の講習会等の開催に要する経費等の補助を実施した。

・補助金額 144,905 千円

ウ 下請中小企業の経営力強化への支援

(ア) 中小企業経営資源強化対策推進事業

下請中小企業の体質改善及び経営の安定を図るため、(助)福島県産業振興センターが行う下請取引あっせん・商談会等の事業に対して助成を行った。

・下請取引あっせん成立件数 70 件 (あっせん紹介件数 1,160 件)

・商談会開催回数 2 回 参加企業数 延べ 240 社

エ 経営革新等の促進

(ア) ふくしま産業応援ファンド設置事業

県内中小企業の経営力の強化等を図るため、(助)福島県産業振興センターに基金を設置し、製造業集積や地域資源を活用しながら経営革新や技術力の強化等を支援した。

・交付決定件数 製造業集積活用型事業 6 件、地域資源活用型事業 12 件、中小企業育成支援事業 4 件 合計 22 件

(イ) 中小企業経営革新計画支援事業

A 中小企業経営革新計画指導等事業

中小企業経営革新計画支援法の啓発、指導及び同法に基づく中小企業者等の経営革新計画の承認を行った。

・計画承認 45 件

B 中小企業経営革新計画支援事業費補助事業

中小企業者等が県からの承認を受けた経営革新計画により実施する新商品・新技術開発等に要する経費に対して助成を行った。

・補助件数 4 件 補助金額 2,756 千円

オ 県制度資金の充実・強化

(ア) 県単融資制度

(単位：千円)

区 分	資 金 名	件 数	金 額
県制度	小 口 零 細 企 業 資 金	499	1,277,660
	信 用 組 合 資 金	648	3,455,900

県制度	企業回復応援資金	5	63,000
	関連倒産防止資金	25	212,610
	緊急経済対策資金	3,094	49,220,325
	(うち 経営安定特別資金)	(2,765)	(43,701,500)
	街なか再生特別資金	25	580,300
	ふくしまの産業強化資金	332	4,374,000
	子育て支援企業資金	7	65,000
	(小計・制度融資)	(4,635)	(59,248,795)
	起業家支援保証	89	654,000
	長期安定保証	524	7,412,900
	短期保証	1,338	11,317,116
	経営環境改善保証	301	4,178,450
	(小計・制度保証)	(2,252)	(23,562,466)
	合計	6,887	82,811,261

(イ) 中小企業高度化資金貸付金 (単位：千円)

国制度	高度化資金	0	0
-----	-------	---	---

(ウ) 小規模企業者等設備導入資金貸付金 (単位：千円)

国制度	設備資金貸付制度	16	126,810
	設備貸与制度	9	95,930

(エ) 中小企業機械貸与事業 (単位：千円)

県制度	機 械 貸 与 制 度	30	525,950
-----	-------------	----	---------

(オ) 信用補完制度の充実 (単位：千円)

信用保証協会代位弁済資金貸付金	400,000
信用保証協会損失補償金	68,093

(カ) 制度資金利活用の推進 (単位：千円)

制 度 資 金 利 活 用 推 進 補 助 金	199,497
-------------------------	---------

(キ) 貸金業の指導

貸金業者の業務の適正な運営等を確保し、また、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業法による登録や立入検査を行った。

・登録件数 新規1件 更新7件 立入検査15業者

カ 中小企業振興拠点の整備

(ア) コラッセふくしま管理運営事業

コラッセふくしまの共用部分等の維持管理経費の一部を負担するとともに、県専有部分（会議室等）の管理運営を委託した。

・管理費（県負担分） 交付先 コラッセふくしま管理組合 負担金額 66,428千円
 ・福島県中小企業振興館業務委託 委託先 (財)福島県産業振興センター 委託金額 85,665千円

(イ) 経営支援プラザ等運営事業

県内中小企業支援の拠点として、コラッセふくしまに設置した「経営支援プラザ」において、国事業との連携の下、中小企業者等の経営課題の解決に向けた総合的支援を行い、県内中小企業の経営基盤強化等を図った。

・補助先 (財)福島県産業振興センター 補助金額 95,653千円

キ 鉾害等の防止と適正計量の推進

(ア) 鉾害対策事業

地域住民の安全を確保するため、鉾害防止事業を実施した。

・休廃止鉱山坑廃水処理事業 八総鉱山 2か所

(イ) 鉱業振興事業

採石業者について災害の未然防止を図るため立入検査を実施した。

・岩石採取場立入検査 延べ127か所

(ウ) 計量検定事業

計量法第70条及び第102条の規定に基づき以下の検査を行った。

・計量器の検定 検定個数 8,874個

・基準器の検査 検査個数 269個

(エ) 計量検査事業

計量法に基づく取引又は証明に使用する非自動はかりの検査及び適正な計量と安全を図るための立入検査を実施した。

・計量器定期検査 検査個数 5,698個

・立入検査 検査戸数 100戸

(4) 地域資源を生かした産業の振興

ア 地場産業の活性化

(ア) ふるさと産品振興事業

A 地場産業戦略的支援事業補助金

地域特性を生かしたふるさと産品の育成・振興を図るため、市町村、産地組合、グループ等が行う販路拡大・ブランド化事業を支援した。

・補助先 14団体 補助金額 9,060千円

B ふくしま・ふるさと産品振興事業補助金

本県の物産振興を推進するため、(財)福島県観光物産交流協会が行う産品開発・育成に係る事業の支援を行った。

・補助金額 20,419千円

C 首都圏販路拡大商談会事業

首都圏を中心に県産品の知名度向上と販路拡大を図るため、東京都内で商談会を開催した。

・平成21年1月21日 東京流通センター

・出展事業者 72 社 商談件数 789 件

D 大型食品展示会等活用事業

FOODEX JAPAN 2009 国際食品・飲料展に本県のブースを出展し、販路の拡大を目指して県産品のPRを行った。

・平成21年3月3日～3月6日 幕張メッセ

・出展事業者 20 社 商談件数 1,030 件

(イ) 県産品販路開拓戦略事業

A 外食・中食等販路開拓キャンペーン事業

一大消費地である首都圏における県産品の販路開拓・拡大を図るため、首都圏で多店舗展開するレストランにおいてフェアを実施した。

・平成20年10月1日～11月30日 ダイナミックキッチン&バー「響」12店舗で実施

B 県産品首都圏販路開拓支援事業

(助)福島県観光物産交流協会が首都圏の百貨店や量販店に対して行う県産品の売り込み、商談や販売促進キャンペーンの実施を支援した。

C 県産品輸出促進体制整備事業

東アジア市場への販路開拓を図るため、県内企業等を会員とする「福島県貿易促進協議会」に、輸出に関する専門的な知識・経験を有する「海外販路開拓専門員」を設置し、貿易に関する助言や商談の支援等を行った。

(ウ) 県産品プロモーション事業

ふくしま産品の中から厳選したブランド認証産品の知名度、ブランド力を高めるため、各種媒体を活用したプロモーションを行った。

・メディアキャラバン1回、雑誌広告6回ほか

(エ) ブランド化戦略事業

ブランド認証産品の認証基準の策定、認証の審査等を行うため、福島県ブランド認証制度委員会を開催した。

・委員会開催：3回

・認証産品：伝統的工芸品（会津総桐箆筒）1銘柄、もも（あかつき）3銘柄、鶏肉1銘柄、味噌1銘柄、日本酒3銘柄

(オ) 首都圏アンテナショップ事業

A 首都圏アンテナショップ運営事業

首都圏における県産品の流通拡大と県産品情報の発信、市場情報の受信を目的として設置した首都圏アンテナショップ「^{いち}ふくしま市^ば場」の管理・運営を行った。

B 首都圏アンテナショップキャンペーン事業

アンテナショップの認知度向上や主要な県産品の流通拡大を図るため、店頭で旬のPRイベントを行った。

・開催回数 80回実施

(カ) ふるさと恵みの店指定事業

県産品の利用や県内企業への販路拡大を図るため、積極的に県産品を販売する店舗または県産食材を使用したメニューを提供する店舗を「ふるさと恵みの店」に指定した。

・指定店舗数 69店舗(うち新規13店舗)

(キ) 物産展開催事業

国内主要都市において観光と物産展を開催した。

・開催場所 札幌展(さっぽろ東急百貨店)、渋谷展(東急百貨店東横店) 計2か所

(ク) 物産館事業

県産品の展示紹介の場である「福島県観光物産館」の業務運営等を行った。

(ケ) 県事務所物産振興事業

東京、大阪、名古屋及び北海道の各事務所において県産品の紹介・宣伝及び販路拡大を図った。

4 多様な交流の促進による産業の振興

(1) 魅力ある観光・リゾート地づくりの推進

ア 交流型・体験型観光の振興

各地域との連携を図りながら、交流型・体験型や小グループ型などの新しい観光形態に対応するため、次の事業を行った。

(ア) うつくしま観光誘客プロモーション事業

県・市町村・民間団体が一体となって、首都圏のファミリー層や団塊世代を主な対象として、浜通り・中通り・会津の各方部ごとに「ほんもの」の旅を提案する体験・交流型観光プロモーションを推進した。

また、本部事業として、旬の情報紙「ほんもの旅」の発行を始め、観光ホームページの充実化など、本県観光情報発信の強化に努め、

本県観光のイメージアップを図り、誘客促進と受入体制の整備に努めた。

・交付先　　うつくしま観光プロモーション推進機構　　　　　　　負担金額　　21,555 千円

(イ) ふれあい観光交流促進事業

本県への教育旅行誘致を促進するため、メールマガジンにより学校や教育旅行エージェン트에情報を発信するとともに、首都圏や隣接県の学校及び九州地区のエージェントを訪問し、本県教育旅行のPR活動を行った。(メールマガジン:4,900 か所、訪問学校数:904 校)

また、教育旅行の受入体制を整備するため、教育旅行セミナーを2回開催した。

(ウ) ふくしま型「旅育(たびいく)」推進事業

将来のリピーター確保と家族旅行の促進等を図るため、教育旅行のワンストップ窓口となる「思い出づくり案内人」を設置し、観光素材と関係者をワンストップでマッチングさせる体制を構築させた。(実施校数:70 校)

また、教育旅行実施校に対して、事前に本県の魅力を紹介する出前講座を実施するとともに、生徒や保護者へのアフターフォローとして、PTA通信を発行した。(発行校数:810 校)

(エ) ふくしまバリアフリー型体験観光推進事業

本県での体験交流型観光を障がいを持った方々にも安心して実施していただくために、バリアフリー体験観光メニューの調査と、ホスピタリティのあるツーリズムガイド等を育成するためのセミナーを開催した。

(オ) ふるさと福島大交流プロジェクト

県外在住で福島県に関心の高い方々を対象としたイベント「ふるさと福島大交流フェア」を東京大手町で開催し、地元福島の方々と首都圏等の方々の交流を図った。

また、地元の貢献意識が強い移住者によるネットワークである「ふくしま移住者e-ネット」を立ち上げるとともに、福島県への貢献意識の高い県外在住者等による「ふるさと福島応援志隊」隊員の募集を行った。

さらには、福島県の定住・二地域居住をPRするためのTV番組を制作・放映するとともに、番組内容を収めたDVDをイベント等において配布した。

(カ) ふくしま定住・二地域居住推進総合戦略事業

東京銀座に福島県への定住・二地域居住のための相談窓口を設置し、相談対応やPRのセミナーを開催した。

また、専門誌に福島県への定住・二地域居住をPRするための記事の掲載を行った。

(キ) ふくしまグリーン・ツーリズム促進事業

滞在型グリーン・ツーリズムの更なる促進のため、農家民宿の機能の充実に対する支援を行い、地域資源を活用した農村地域の活性化を図った。(農家民宿組織化モデル支援事業実施箇所 6か所)

(ク) ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業

「ふくしまグリーン・ツーリズム推進会議」を「福島県ふるさと子ども夢学校推進協議会」に組織改編し、地方推進会議とともにグリーン・ツーリズム等の受入体制整備の強化を図った。(県推進協議会開催3回、県推進協議会研修会を2回実施)

イ 観光地の活性化や新たな観光資源の発掘・育成

多様化する観光客のニーズに対応するため、既存観光地の再活性化を図るとともに、新しい魅力を持った観光資源の発掘・育成に努めた。

(ア) ふくしまアクティブツーリズム総合戦略事業

県内での滞在型観光を創出する着地型旅行商品の創出を図るため、首都圏の旅行代理店を招聘し、県内の観光素材を専門家の目で検証いただいた。(旅行代理店参加者 3コース延べ30社)

このほか、商品化調整会議、専門家招聘研修、モニターツアー、TV番組放映、雑誌掲載、ホームページ制作などを実施し、テーマ性のある観光商品の情報発信に努めた。

ウ 受入体制の整備

(ア) 観光地さわやかトイレ普及事業

観光地の快適なトイレ建設を行うため、資金の貸付を行った。

・貸付実績	三春町	ほか5件(継続分)	貸付額	56,036千円
-------	-----	-----------	-----	----------

(イ) 観光団体育成事業

県と一体となって観光宣伝を行っている(財)福島県観光物産交流協会及び全国的な観光団体に助成・負担を行うことにより、観光客誘致宣伝事業の強化、観光客受入体制の充実を図った。

・補助先	(財)福島県観光物産交流協会	補助金額	92,668千円
------	----------------	------	----------

・交付先	(社)日本観光協会	負担金額	969千円
------	-----------	------	-------

(ウ) 県有観光施設管理運営委託事業

県有観光施設の管理を(財)福島県観光物産交流協会に委託し、適切な管理運営を図った。

・浄土平レストハウス ほか4施設

(2) 観光誘客活動の強化

ア 効果的な観光宣伝の推進

旅行エージェント等関係者との連携により、広域観光コースの新しい商品開発を促進するとともに、近隣県や東北の各県と連携を図りながら、様々な観光ニーズに配慮した、観光情報の提供や観光宣伝の展開を図った。

(ア) 冬の観光振興事業

首都圏等の旅行エージェントに対し、フリースタイルスキー世界大会等との連携を図りながら、本県の冬の観光の魅力を旅行商品として造成してもらうため、旅行商品の造成支援策を設け、営業活動を活発に行い、冬の観光客誘致の強化を図った。

(イ) 空港ビル観光PRコーナー設置事業

本県の空の玄関口である福島空港ターミナルビル内のPRコーナーにおいて、観光PRを行った。

(ウ) 首都圏等観光客誘致促進事業

首都圏で行われる冬の観光展「ウィンターリゾート」に出展し、本県観光の魅力についてPRし、観光客の誘致を図った。

(エ) 一般宣伝事業

広域観光宣伝を強化するため、テレビを活用した観光宣伝を実施し、本県観光のイメージアップと誘客の促進を図った。

(オ) 福島空港誘客促進対策事業

国内就航先において旅行雑誌等を活用したPR活動を実施するとともに、旅行会社に対して旅行商品の造成を促進させるための支援を行い、国内就航先からの誘客促進を図った。

また、平成21年4月からの大阪便増便に向け、積極的なPR活動を実施し周知徹底を図った。

(3) 国際観光の推進

ア 国際的観光地をめざした体制整備

(ア) 栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会事業

外国人観光客の誘致を促進するため、栃木・福島・宮城・山形県の国際的な観光資源を連携させた事業を展開した。

- ・香港ミッション派遣事業
- ・台湾メディア招聘事業
- ・「V」案内所職員研修事業
- ・ウェブサイト、パンフレット整備事業

(イ) 北関東磐越五県広域観光推進協議会事業

外国人観光客の誘致をテーマとして、福島・栃木・茨城・群馬・新潟県の観光資源を連携させた事業を展開した。

- ・韓国エージェント招聘事業 7名招待(平成20年7月)
- ・中国エージェント招聘事業 7名招待(平成20年6月)

イ 外国人観光客の誘客の推進

(ア) 国際教育旅行等誘致強化事業

東アジア地域から将来のリピーターとなる小・中・高校生の修学旅行を誘致するため、韓国、中国及び台湾の教育旅行関係者を本県に招聘し、県内の魅力ある観光資源の視察及び教育庁と連携した学校訪問や意見交換などを実施して、修学旅行等の誘致を図った。

- ・招聘事業の実施
- 中国 上海市教職員 5名
- 台湾 台湾教育部、教職員 13名
- 韓国 韓国スカウト・ソウル北部連盟関係者等 18名

(イ) 福島空港利用外国人誘客促進事業

福島空港国際定期路線の就航先である韓国と中国及びチャーター便の運航の可能性が高い台湾と香港を対象に、本県への外国人誘客を図るため、本県の観光資源PR等の各種事業を実施した。

A 「福島風情」魅力発信誘客促進事業

韓国に対しては、本県の食・文化や高級和風温泉旅館を新たな観光魅力として、旅行エージェントやマスコミを本県に招待しPRを行うとともに、現地での商談会を実施し誘客を図った。

中国に対しては、県上海事務所を活用し、現地旅行エージェントへのPRや観光展へ出展するとともに、旅行商品の造成支援と記事掲載を行い誘客を図った。

- ・韓国マスコミ招待事業 8名招待(平成20年10月)
- ・韓国旅行エージェント招待事業 6名招待(平成20年12月)
- ・韓国誘客セールス事業 ソウル市内で旅行エージェント等との商談会を実施(平成21年2月)
- ・中国エージェント招待事業 5名招待(平成20年12月)
- ・中国人観光誘客促進事業 現地観光展への出展(平成20年11月)
- ・在東京旅行代理店訪問活動 在東京の手配会社との商談会を実施(平成20年7月、平成21年2月)

B 新市場誘客促進チャレンジ・プロジェクト

訪日旅行者が増加基調にある台湾と香港を対象に、チャーター便の利活用も視野に入れ、現地旅行社の訪問活動を行うとともに、旅行エージェントを本県に招待し、本県観光資源のPRを行い誘客を図った。

- ・台湾エージェント招待事業 10名招待（平成20年9月）
- ・台湾誘客セールス事業 台湾市内で旅行エージェント訪問活動を実施（平成20年6月、平成21年2月）
- ・香港誘客セールス事業 香港市内で旅行エージェント訪問活動を実施（平成20年7月）

(4) 交流の促進による新たな事業展開の支援

ア コンベンションの振興

産業交流館の利活用を図るとともに、本県のコンベンション振興のための事業を展開した。

(ア) イベントづくり推進事業

見本市・展示会・大会・会議等各種コンベンションの誘致活動を積極的に展開するとともに、県内事業者による新たなイベント創出に努めた。

(イ) 産業交流館運営事業

（助）福島県産業振興センターに産業交流館の管理運営を委託し、効率的な利活用を図った。

イ 物流効率化の推進

(ア) 福島空港貨物集約化推進事業

福島空港における航空貨物取扱量の増加を図るため、荷主企業や関係機関への訪問活動等を実施し貨物の集約化を働きかけるとともに、荷主企業に対して輸送コストの一部補助を実施した。

(5) 地域経済の国際化の推進

ア 海外情報の収集・提供

日本貿易振興機構（ジェトロ）や上海事務所等を活用し、海外情報の収集・提供に努めた。

(ア) ジェトロ福島貿易情報センター関連事業

ジェトロ福島貿易情報センターに対する支援やジェトロ本部への研修生派遣等の実施により、本県経済及び企業の国際化を推進した。

イ 海外との交流機会の創出・拡大の推進

(ア) 県産品海外販路開拓事業

県産品の中国上海向け輸出を支援するため、上海チャレンジショップ「福島 GALLERY」を運営し、県産品の輸出に取り組む県内企

業を支援した。

・輸出品数 466 品目(130 事業者)

(イ) 東アジア地域販路拡大事業

東アジア地域における県産品の認知度を高め、販路拡大を図るため、日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センターと連携し、香港では香港 S O G O において第 4 回「ふくしま産品フェア IN 香港」を開催し、また台湾では台湾国際食品見本市「FOOD TAIPEI 2008」に出展するとともに、太平洋 S O G O において「ふくしま産品フェア、商談会 IN 台湾」を開催した。

・「ふくしま産品フェア IN 香港」	平成 20 年 10 月 8 日～ 15 日	出展事業者	34 社	160 品目
・台湾国際食品見本市「FOOD TAIPEI 2008」	平成 20 年 6 月 18 日～ 21 日	出展事業者	7 社	40 品目
・「ふくしま産品フェア、商談会 IN 台湾」	平成 20 年 8 月 23 日～ 31 日	出展事業者	17 社	52 品目

(ウ) 上海拠点活用事業

中国華東地域における経済・技術・学術交流等を本格的に推進するために設置（平成 16 年 7 月 23 日）した上海事務所を拠点として、本県からの各種経済交流ミッションの支援や交流先との連絡調整などを精力的に行った。また、中国企業の本県への投資及び本県企業との企業間交流の促進を図るなど、本県と中国との経済交流機会の創出・拡大に努めた。

ウ 貿易機会の拡大等

経済ミッションの派遣・受入れ、国際見本市への出展支援、貿易に関する実務講座の実施などにより、本県における経済の国際化を推進した。

(ア) 福島県国際経済交流推進協議会関連事業

福島県貿易促進協議会が取り組んでいる貿易振興事業などを活用し、東アジアを中心とする県産品の販路開拓・拡大を図った。

5 創造性豊かな人材の育成と意欲や能力を発揮して働ける環境づくり

(1) 次代を担う人材の育成

ア 商工業を支える人材の育成

(ア) 産学官連携高度製造技術人材育成事業

県内製造業企業を対象に先端分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業を産学官連携によって実施することにより、製造現場の中核となる人材を育成し、県内企業の高付加価値化を図った。

- ・ 県南地域 委託先 白河商工会議所 受講者 延べ 684 人
- ・ いわき地域 委託先 (社)いわき産学官ネットワーク協会 受講者 延べ 775 人

(イ) 相双地域製造業基盤整備事業

相双地域の企業を対象に「加工組立型産業」の高度化を図る研修事業を産学官連携によって実施することにより、製造現場の中核となる人材を育成し、相双地域内企業の高付加価値化を図った。

- ・ 委託先 (株)ゆめサポート南相馬 受講者 延べ 1,087 人

イ 企業内職業能力開発の推進

(ア) 福島県認定職業訓練費補助事業

事業主等が雇用する労働者を対象とした普通課程、短期課程の普通職業訓練を行う中小企業事業主またはその団体に対し、その運営経費の一部を助成した。

- ・ 交付先 16 校 補助金額 45,269 千円

(イ) 福島県職業能力開発協会補助事業

技能検定の実施及び民間における職業能力開発の促進を図るため、福島県職業能力開発協会に対して、運営等に要する経費の一部を助成した。

- ・ 補助金額 51,341 千円

ウ 公共職業能力開発の推進

(ア) ものづくり高度化人材育成事業

県立高等技術専門校を改編し、これまでの普通課程に加え、より高度な教育訓練を行う専門課程を併せ持つ「県立テクノアカデミー」を整備するため、郡山校の実習棟増築、改修（耐震含む）工事及び会津校・浜校の改修のための設計等を行った。

また、テクノアカデミー郡山の精密機械工学科及び組込技術工学科の訓練に必要な機器の整備を行った。

- ・ 工事請負費 199,510 千円
- ・ 改修工事設計委託 3,518 千円
- ・ 三次元測定機 ほか 15 点

(イ) 普通課程の普通職業訓練の実施

郡山・会津・浜の各高等技術専門校において、地域産業を支える人材を育成するため、新規学卒者等を対象に、実践的な技術と知識を

習得させるための教育訓練を実施した。

・普通課程 13科 入学者数 192名

(ウ) 職業訓練指導員研修事業

県立高等技術専門校における職業訓練指導員の資質向上を図るため、民間企業やハイテクプラザ等へ職業訓練指導員を派遣して各種研修を実施した。

・延べ 23名

(エ) 高等技術専門校整備事業

県立高等技術専門校において、訓練に必要な機器の整備、修繕等を行った。

・タイヤチェンジャー ほか5点

(オ) 若年者職業訓練事業

卒業後本格的雇用に至らない学卒者等若年者（フリーター等を含む）への就職支援策として、教育訓練機関での教育訓練（学科、実技）と企業実習（研修）を組み合わせた訓練（デュアルシステム）を実施した。

また、就職が困難な若年者に対し、就職基礎能力の体系的な習得を図るための速成講座を実施した。

・若年者職業訓練事業（委託訓練活用型） 実施コース 4コース 受講者数 11名

・就職基礎能力速成講座事業 実施コース 4コース 受講者数 25名

(カ) 技能向上訓練実施事業

企業の在職者等を対象に、その職業に必要な新しい技術や知識等の習得を図るため、短期間の教育訓練を実施した。

・実施コース 37コース 受講者数 466名

(キ) 高等技術専門校を活用したマイスター教員育成事業

高校生の技能検定3級合格者数の増加と地域の産業界が求める人材育成を図るため、高等技術専門校指導員による高校教員に対する実技を中心とした技術講習等を実施した。

エ 個々の労働者に応じた職業能力開発の推進

(ア) 離職者等再就職訓練事業

A 離職者等再就職訓練事業

離職者が再就職に必要な知識や技能を習得できるよう経理事務や情報ビジネス等の委託訓練を実施した。

・実施コース 26 コース 受講者数 137 名

B 母子家庭の母等の職業的自立促進事業

就労経験がないまたは乏しい母子家庭の母等が、職業的に自立できるように就職に必要な知識や技能習得のための委託訓練を実施した。

・実施コース 9 コース 受講者数 14 名

(イ) 障がい者等訓練手当支給事業

障がい者、母子家庭の母等が公共職業安定所長の受講指示により、就職に必要な知識や技能を習得する職業訓練を受講する場合に、訓練期間の生活費相当として訓練手当を支給し、就職活動を支援した。

・支給者数 23 名

オ 技能尊重社会の形成

(ア) うつくしいものづくり推進事業

A 技能五輪全国大会参加促進事業

福島県職業能力開発協会が実施する、技能五輪全国大会における選手の育成、強化支援事業等に対して補助金を交付した。

・第 46 回技能五輪全国大会における本県選手の参加者数等 5 職種 9 名参加（うち入賞者 4 職種 7 名）

B うつくしいものづくり創出事業

「うつくしまものづくり大賞」入賞製品の改良指導、モニタリング調査等を実施した。

C ものづくり夢工房

「ものづくり夢工房」をいわき市で開催し、職人の技の公開や、主に児童を対象としたものづくり体験を行った。

・体験者数 115 名

(イ) 技能尊重推進実施事業

A 卓越技能者表彰等事業

産業の振興及び技術水準の向上を図るため、本県の卓越した技能者等の表彰を行った。

・卓越技能者等表彰 28 名

B 職業訓練指導員試験事業

職業能力開発促進法に基づき、指導員免許を付与するための職業訓練指導員試験を実施した。

・受験者数 75名 合格者数 28名

C 技能検定実施事業

労働者の有する技能を検定し、公証する技能検定試験の合格証書交付等の事務を行った。

・受験者数 4,403名 合格者数 2,199名

(2) 雇用機会の確保等

ア 新事業の創出等による雇用機会の確保

(ア) ふるさと雇用再生特別基金事業

安定的な雇用機会の創出を図るため、国の交付金を財源とした「ふるさと雇用再生特別基金」を造成するとともに、福島県地域基金事業協議会を開催し、平成21年度の当該事業選定に対する意見を聴取した。

・福島県地域基金事業協議会の開催 1回

(イ) 緊急雇用創出基金事業

一時的な雇用・就業機会の創出を図るため、国の交付金を財源とした「緊急雇用創出基金」を造成し、県直接雇用や民間企業への委託、市町村への補助事業を実施した。

・県事業 7事業 21名雇用

・市町村事業 109事業 387名雇用

イ 高年齢者等の雇用促進と就業機会の確保

(ア) 中高年齢者雇用対策事業

A 地域における中高年齢者の雇用・就職機会の拡大等、雇用確保のための企業への周知、啓発活動を実施した。

・雇用勧奨状の送付 1,416社

B (社)福島県雇用開発協会との連携により高年齢者雇用確保措置の周知広報に努めた。

(イ) 職場適応訓練事業

中高年齢者等の就職困難者の雇用を促進するための援助制度として職場適応訓練事業を実施した。

・対象者 18名

(ウ) 福島県雇用開発協会補助金

(社)福島県雇用開発協会を指導・援助することにより、高齢化社会における高年齢者の雇用の促進と安定、新規学卒者の県内定着、障が

い者雇用の理解と促進を図った。

・補助金 1,100 千円

(エ) シルバー人材センター連合会補助金

臨時的、短期的就業を希望する高年齢者に就業機会を提供するとともに、地域社会の活性化を図るシルバー人材センター（平成 21 年 3 月末 44 団体）及びシルバー人材センターを会員とする(社)福島県シルバー人材センター連合会の活動を支援するため、事業活動に対して助成を行った。

・補助金 (社)白河・西郷広域シルバー人材センターほか 5,320 千円
(社)福島県シルバー人材センター連合会 8,518 千円

ウ 障がい者の雇用促進

(ア) 障がい者雇用対策事業

A 事業主に対して、障がい者の雇用を促進するための普及啓発活動を実施した。

・雇用勧奨状の送付 1,416 社

B (社)福島県雇用開発協会の活動を支援し、また、関係機関との連携を図り、企業に対する各種援助制度の周知、啓発により障がい者の雇用促進に努めた。

(イ) 障がい者地域就業ステップアップ事業

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の就職から職場定着に至るまで、様々な就職支援策をコーディネートして提供する事業を県内 2 か所の障がい者福祉施設に委託した。

・相談 3,967 件 職場実習 32 件

(ウ) 障がい者委託訓練事業

A 障がい者委託訓練事業

障がい者の就職促進に資するため、地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性等に対応した委託訓練を実施した。

・実施コース 14 コース 受講者数 60 名

B 障がい者職業能力開発事業

知的障がい者の一般就労を支援するため、郡山高等技術専門学校において、OA 機器作業や接客などの基礎的な知識・技能を習得するための職業訓練を実施した。

・実施コース 1 コース 受講者数 10 名

エ 若年者等の雇用促進

(ア) ふくしま産業人材確保支援事業

A ふるさと福島就職情報センター運営事業

首都圏等から優れた人材を本県に誘導するとともに、県内の人材の県内就職を促進するため、東京都、福島市、南相馬市に「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、就職相談や職業紹介等を実施した。

・利用者 7,788 人 登録者 1,166 人 就職決定者 479 人

B 戦略的企業説明会開催事業

早期化する企業の採用活動に対応するとともに、輸送用機械関連産業、半導体関連産業、医療福祉機器関連産業等の集積化の方針に沿って理工系の学部の学生等に限定した「戦略的企業説明会」を東京都及び郡山市で開催した。

・参加者数 277 人 参加企業数 127 社

C 企業見学ツアー事業

県内企業への就職を促進するため、県内の工業高校2年生、県内外の大学3年生等に県内企業現場を見学させる「企業見学ツアー」を実施した。

・高校生対象 参加者数 2,197 名 見学企業数 109 社

・大学生等対象 参加者数 55 名 見学企業数 11 社

D 産業人材確保広報事業

県内外の産業人材を県内企業へと誘導するダイレクトメールの発送や就職支援会社のホームページへのバナー広告等、本県就職支援事業内容の紹介を行う広報事業を実施した。

・ダイレクトメール送付 5,000 通 バナー広告掲載 平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月

(イ) ニート自立支援事業

ニートの自立を支援するため、若者自立専門相談員を庁内に配置し電話相談及び電子メール相談に応じるほか、巡回相談会、ニート支援セミナー及びジョブトレーニング事業を実施した。

・相談件数 639 件 セミナー参加者数 延べ 74 名 ジョブトレーニング参加者数 延べ 35 名

(ウ) 新規大卒者等県内就職促進事業

A 新規大卒者等県内就職促進広報事業

新規大学等卒業予定者を対象にダイレクトメールの送付により、就職ガイダンス等イベントへの参加や就職情報センターの利用について呼びかけた。

・ダイレクトメール送付 5,000 通

B 就職ガイダンス開催事業

新規大学等卒業予定者を対象に、東京都及び郡山市で就職相談と県内企業の求人説明を行う就職ガイダンスを開催した。

・参加者数 1,107 名 参加企業数 233 社

C ふくしま大卒等合同就職面接会開催事業

就職未内定者を対象に、郡山市で企業の採用担当者と参加学生との就職面接会を開催した。

・参加者数 550 名 参加企業数 142 社

D フリーター等就職促進広報事業

フリーター等を対象としたホームページ上で、フリーターや不安定就労者、Uターン希望者などからの就職相談を電子メールで受け付け、就職情報センターなどへの来所を促すとともに、就職関連情報をホームページ上で提供した。

・相談件数 15 件 ホームページアクセス件数 11,771 件

(エ) 新規高卒者就職支援事業

A 新規高卒者就職面接会開催事業

県内企業の採用担当者、就職希望生徒及び就職担当教諭による合同就職面接会を県内6会場で開催した。

・参加学校数 181 校 参加生徒数 1,368 名 参加企業数 260 社

B 新規高卒者職業定着推進事業

企業の人事労務担当者を対象に「職場定着推進セミナー」を郡山市で開催するとともに、新規高卒者に就職後の相談機関を明示したカードを配付することにより、早期離職を防止し、職場定着の促進を図った。

・セミナー参加者 31 名 カード配付 約 6,300 名

(3) 働きがいのある環境の整備

ア 労働者福祉の充実

(ア) 勤労青少年福祉対策事業

勤労青少年の福祉向上を図るため、勤労青少年ホーム交歓会等の開催を支援した。

・勤労青少年ホーム交歓会（平成 20 年 8 月 31 日 二本松市）

(イ) 勤労者福祉推進事業

県内労働者の福祉活動を総合的に推進している福島県労働福祉協議会の労福協サポート事業などに補助を行い、勤労者福祉の向上に努めるとともに、勤労者写真展の優秀作品に知事賞等を授与し、勤労者の余暇活動の充実を図った。

・補助金額 1,150 千円

(ウ) 労働者支援融資事業

事業主都合による失業者や育児・介護休暇取得者に対して生活資金の融資を行い、求職活動中の生活の安定、仕事と家庭の両立支援等に努めた。

・利用実績 14 件 10,850 千円

イ 働きやすい環境づくり

(ア) 次世代育成・少子化対策推進事業

福島県次世代育成支援企業認証制度により、子育てしやすい職場環境づくりと仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに対する企業の取組みを促進した。

A 福島県次世代育成支援企業認証制度

子育てしやすい職場環境づくりや仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証し、企業の自主的な取組みを促進した。

・「子育て応援」中小企業認証部門 19 社

・「仕事と生活の調和」推進企業認証 50 社

B 次世代育成支援企業の表彰

認証を受けた企業のうち、取組みが特に優れている企業を表彰した。

・表彰企業数 7 社

C 仕事と生活の調和推進キャラバン

子育て週間に合わせてキャラバン隊を編成し、県内企業に対して知事からのメッセージを手交し取組みについて要請した。

・実施時期 平成 20 年 11 月

・実施企業数 20 社

(イ) 働く男性の育児参加支援事業

男性が育児参加しやすい職場環境整備を図るため、初めて育児休業や育児のための短時間勤務制度を利用する男性従業員が出た県内中小企業に対し、奨励金を支給した。

・支給実績 10 社

(ウ) 子育て支援企業資金

企業における子育てに関する環境整備を促進するため、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む中小企業向けに金融機関を通じて無利子の融資を行った。

・融資件数 7 件 融資金額 65,000 千円

(エ) パパの子育て応援事業

男性が育児参加しやすい職場風土づくりを支援するため、県内企業に講師を派遣して、子育て期の男性従業員向け及び事業主・管理職向け研修を行うとともに、アドバイザーを派遣し、就業規則の整備や一般事業主行動計画策定等に関するアドバイスをを行った。

・実施件数 8 社

(オ) 多様な働き方推進事業

少子高齢化が進行する中で、雇用の維持・創出のみならず、多様な働き方の実現に有効な仕事と生活の調和などについて、セミナーを開催することにより、県内企業にワーク・ライフ・バランスの円滑な導入が図られるよう努めた。

・多様な働き方導入セミナーの開催 3 回 197 名参加

(カ) 労働審議会の開催

労働者の福祉の増進、雇用及び就業の促進並びに職業能力開発促進その他労働施策に関する重要事項について、審議を行った。

・開催月日 平成 20 年 6 月 11 日

(キ) 労働相談事業

雇用労政課内に設置した中小企業労働相談所において、中小企業労働相談員が労使から寄せられた各種労働相談に随時対応し、労使紛争の未然防止と自主解決の促進に努めた。

また、複雑かつ専門的な相談については、雇用労政課に配置（1 名）している特別労働相談員からの助言・指導を受け、労使関係の安定を図った。

・相談件数 1,003 件(一般相談 997 件、特別相談 6 件)

(ク) 労働条件整備事業

A 労働条件等実態調査

県内事業所における労働条件等の実態を調査し、調査結果については、県のホームページに掲載することにより、各事業所における労働条件向上の促進に努めた。

・労働条件等実態調査 県内民営事業所 1,600 社対象

B 労使関係総合調査事業

すべての労働組合を対象とする労働組合基礎調査及び労働組合活動の実態を把握する調査を行い、労働組合数、組合員数、加盟組織系統等の状況把握に努めた。

・労働組合数 1,239 組合

・組合員数 136,182 人

C 中小企業労働施策アドバイザー派遣事業

中小企業の人事・労務管理について専門的知識を有する中小企業労働施策アドバイザーを県内の中小企業等へ派遣し、人事・労務管理の改善に必要な情報提供や助言指導を行い、労働福祉の向上に努めた。

・派遣実績 10 件

Ⅷ 農 林 水 産 部

1 総説

本県農業は、W T O 農業交渉・日豪 E P A 交渉等の国際化の流れや、原油・飼料価格の高騰が続く中で、農業従事者の減少や高齢化の進行などにより、大変厳しい状況にあり、国の農政改革三対策の見直しに的確に対応するとともに、多様な地域性や首都圏との近接性など本県の特性を生かした農林水産業の振興を図ることが求められている。

特に、当面緊急かつ重点的に取り組む施策の基本的方向を示した「ふくしま食・農再生戦略」と本県水田農業の再構築を目指した「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき、水田を有効活用した大豆・飼料作物等の生産拡大や園芸産地の育成など、本県独自の施策を積極的に講じていくことが極めて重要である。

このため、平成 20 年度は、「水田農業改革の実践」、「『ふくしま食・農再生戦略』の着実な推進」、「消費者に信頼される農林水産業の確立」、「農林水産業の経営体の強化」、「環境と共生する農林水産業の推進」、「地域の特色を生かした農山漁村の活性化」及び「安全で快適な県土の形成と豊かな森林づくりの推進」を 7 つの柱として、施策を重点的に実施した。

(1) 水田農業改革の実践

- ア 生産調整を基本とした多様な米づくり
- イ 大豆、そば、麦、飼料作物の生産振興
- ウ 水田を活用した園芸作物の生産振興
- エ 意欲ある水田農業の担い手確保

(2) 「ふくしま食・農再生戦略」の着実な推進

- ア 戦略的な流通販売対策の強化
- イ 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化
- ウ 担い手の経営安定と経営力の強化

(3) 消費者に信頼される農林水産業の確立

- ア 食と農の絆づくりの推進
- イ 安全・安心な農林水産物の安定供給の促進

- ウ 農林水産業の生産力の強化
 - (ア) 農林水産業の基盤整備の促進
 - (イ) 畜産の生産基盤の強化
 - (ウ) 水産資源の適正管理と持続的利用の推進
 - (エ) 県産木材の安定供給の推進
- (4) 農林水産業の経営体の強化
 - ア 地域農業の担い手の確保と集落営農の推進
 - (ア) 意欲ある担い手の育成・確保
 - (イ) 集落営農の推進
 - (ウ) 新規就業の促進
 - (エ) 経営の法人化と労力調整システムの構築
 - イ 農林水産試験研究の推進
 - ウ 原油価格・資材価格等高騰への対応
 - エ 農林業の緊急雇用対策
- (5) 環境と共生する農林水産業の推進
 - ア 環境と調和した農林水産業の推進
 - イ 資源循環支援システムの構築
 - ウ 農地及び農業用水等の資源の保全管理
 - エ 鳥獣害対策の推進
- (6) 地域の特色を生かした農山漁村の活性化
 - ア 中山間地域等の特色を生かした取組の推進
 - イ 農商工連携等アグリビジネスの取組の強化
- (7) 安全で快適な県土の形成と豊かな森林づくりの推進
 - ア 県土の保全と災害の未然防止
 - イ 地域の生活環境の整備

- ウ 県民参画の森林づくりの推進
- エ 地球温暖化防止に向けた取組の推進

2 水田農業改革の実践

(1) 生産調整を基本とした多様な米づくり

ア 水田農業改革支援事業

市町村が行う数量調整に係る事務及び農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムの構築に係る事務の実施を支援するため、市町村に対する助成を実施した。

実施市町村	59 市町村	補助額	24,222 千円
-------	--------	-----	-----------

イ 改革実践！米づくり推進事業

稲作担い手の所得確保に向けた稲作コスト削減の取組を支援するため、直播団地を新たに形成し、生産コスト削減と規模拡大や他作物導入等を行う取組に対して一定額を助成した。

実施市町村	15 市町村	補助額	5,875 千円
-------	--------	-----	----------

ウ 戦略的産地づくり総合支援事業（水田畑作条件整備対策）

特色を生かした多様な米づくりを支援するため、稲作の生産コストを削減する取組や環境と共生する稲作等の需要動向に即した米づくりに必要な機械の導入に対して助成した。

実施市町村	14 市町村	補助額	17,468 千円
-------	--------	-----	-----------

(2) 大豆、そば、麦、飼料作物の生産振興

ア 戦略的産地づくり総合支援事業（水田畑作条件整備対策）

(ア) 大豆、そば、麦

加工業者のニーズを踏まえた大豆、そば、麦の生産拡大と品質向上の取組を支援するため、必要な機械の導入に対して助成した。

実施市町村	12 市町村	補助額	21,871 千円
-------	--------	-----	-----------

(イ) 飼料作物

自給飼料の増産を図るため、飼料作物の生産に必要な機械等の導入に対して助成した。

実施市町村	2 市村	補助額	2,292 千円
-------	------	-----	----------

イ 水田作大豆・麦高生産化拡大推進事業

新技術導入を通じた団地化、団地面積の拡大を図るため、水田における大豆、そば、麦の新たな2ha以上の団地面積の拡大及び収量・品質向上対策に取り組む生産組織、集落営農組織等に対して助成した。

実施市町村	22市町村	補助額	14,475千円
-------	-------	-----	----------

ウ 主要農作物種子対策事業

主要農作物種子法に基づき、稲・大豆・麦の優良種子の普及を促進するため、原種、原原種を生産するとともに、大豆・麦の新たな種子生産組織の育成及びそば新品種「会津のかおり」の種子生産体制整備の支援を行った。

(ア) 原種適格品 (稲 23,060kg、麦類 1,200kg、大豆 1,356kg)

(イ) 原原種適格品 (稲 520kg、麦類 77kg、大豆 4kg)

エ 飼料増産総合推進対策事業 (水田活用型自給飼料流通体制緊急整備事業)

飼料価格の高騰や主食用米の生産調整に対応するため、稲WC S (ホールクロップサイレージ) 及び飼料用米生産体系への移行を支援した。

実施団体	32団体	補助額	45,128千円
------	------	-----	----------

オ 水田畑作生産振興総合対策事業

そばの品質向上や需要に応じた生産量の確保による産地競争力の強化を支援するため、そばの生産拡大に必要な機械の導入に対して助成した。

実施市町村	1市	補助額	7,633千円
-------	----	-----	---------

(3) 水田を活用した園芸作物の生産振興

ア 戦略的産地づくり総合支援事業 (園芸産地プロジェクト対策、多様な担い手等支援対策)

本県農業の再生を図るためには、園芸特産の活性化と新たな産地づくりを急速に進める必要があるため、「ふくしま食・農再生戦略」に基づく園芸産地の持続的発展、多様な担い手などへの支援及び有機栽培等への取組を下記のとおり実施した。

(ア) 園芸産地プロジェクト対策	34件	補助額	161,848千円
------------------	-----	-----	-----------

(イ) 多様な担い手等支援対策	35件	補助額	49,419千円
-----------------	-----	-----	----------

イ 園芸特産産地育成プロジェクト支援事業

中通り・会津地方において、園芸特産作物の既存産地の再生及び新産地の育成を図るため、産地・品目を特定した実証ほを設置し、課題

解決のための支援を行った。

実証・展示ほ設置 18 か所

(品目：アスパラガス、リンドウ、キュウリ、トマト、イチゴ、トルコギキョウ)

ウ ふくしまグリーンベルト形成支援事業

園芸産地に適した気候条件を備える浜通り地方において、その気象条件を利用した園芸品目による大規模な産地の育成（ふくしまグリーンベルト形成）を図るため、産地・品目を特定した実証ほを設置し、課題解決のための支援を行った。

実証ほ設置 13 か所

(品目：ブロッコリー、アスパラガス、キャベツ、ニラ、ハウレンソウ、イチゴ)

エ 園芸特産作物生産拡大推進事業

関係課等と連携し、産地における課題解決に向けた協議・検討を進め、園芸特産作物の生産拡大を図り、「ふくしま食・農再生戦略」における持続的な発展を目指した園芸産地の強化を図るため、下記の事業を実施した。

(ア) 園芸特産推進本部活動

ふくしま 21 園芸特産推進本部会議	2 回
園芸ふくしま 21 ニュースの発行	3 回
研修会の開催	5 か所

(イ) 産地活性化対策

野菜指定産地活性化対策	県協議会の開催	1 回、地方協議会の開催	2 回
特産産地活性化対策	振興会議の開催	1 回	
養蚕産地活性化対策	振興会議の開催	2 回	

(ウ) 新技術等確立対策

A	実証展示ほ（果樹、野菜、花き）	23 ヶ所
B	協議会の開催	2 回
C	オリジナル品種普及推進対策	
	ぶどう「あづましずく」求評会の開催	1 回(県内)
	なし「涼豊」求評会の開催	1 回(県内)

りんどう推進資料の作成 1,000 部

(4) 意欲ある水田農業の担い手確保

ア 改革実践！米づくり推進事業（米づくり改革促進事業）

稲作担い手を中心に米生産コスト削減を緊急的に支援するため、コスト削減緊急支援チームを設置し、集落担い手等の稲作コスト削減実践集団を育成するとともに、「ふくしま稲作コスト1割削減運動」を以下のとおり展開した。

- (ア) 福島県水田農業改革推進大会の開催
- (イ) 稲作生産コスト低減チェックシートの作成・配布
- (ウ) 稲作コスト削減事例集の作成・配布

イ 経営体育成促進事業

ほ場整備事業実施地区の石神東部地区外 36 地区において、担い手に対して農地の集積を促進するため、関係土地改良区が実施する土地利用調整業務に関する支援、指導や促進費の交付を行った。

ウ 新農業水利システム保全対策事業

担い手への農地利用集積に対応した新たな水管理システムの構築を図るため、農業水利システム保全計画の策定及び管理省力化施設整備工事に対し助成した。

実施地区	大玉地区 外 9 地区	補助額	134,118 千円
------	-------------	-----	------------

3 「ふくしま食・農再生戦略」の着実な推進

(1) 戦略的な流通販売対策の強化

ア 食彩ふくしまトータルプロモーション事業

(ア) 食彩ふくしまサマー・オータムトータルフェア開催事業

首都圏の商店街において、県産農畜産物を旬の時期に集中して宣伝・販売促進活動を行い、県産農畜産物の知名度向上と販路拡大を図った。

実施団体	1 団体	補助額	1,439 千円
------	------	-----	----------

(イ) 産地交流会開催事業

上記商店街の店主や消費者を県内に招待し、農家民泊や農作業体験など福島の食と農をまるごと体験し、ふくしまのファンとなって

いただくことにより、県産農林水産物の消費拡大と地域間交流を促進した。

参加人数 40名

イ 食彩ふくしま地産地消推進事業

「福島県農林水産部における『地産地消』の推進方向について」に基づき、農林水産部が一体となって県産農林水産物の地産地消を推進するため、次の事業等を展開した。

(ア) 地産地消情報発信PR事業

消費者及び実需者の県産農林水産物の利用促進のためのPR事業を実施し、地産地消を推進した。

A 食彩ふくしま地産地消推進店の認定	92店舗
B 食彩ふくしま地産地消推進店紹介パンフレットの作成	12,000部
C 県産農林水産物PRパンフレットの作成	2,000部
D 「食彩ふくしま地産地消推進会議」の開催	1回
E うつくしま農林水産ファンクラブ通信の発行	2回
F 「食彩ふくしま弁当チャレンジコンテスト」の開催	1回

(イ) ふくしま米消費拡大推進事業

県産米の消費拡大を図るため、各種米消費拡大推進事業を実施した。

ウ 食彩ふくしま販売促進事業

「ふくしま食・農再生戦略」の「戦略的な流通販売対策の強化」を具現化するため、「福島県農林水産物販売促進基本方針」に沿った流通・販売対策を推進した。

また、知事による首都圏商店街でのトップセールスや県産農畜産物取扱企業等のトップを招いた懇談会を開催するなど、県産農林水産物の知名度向上に努めた。

エ ふくしま米魅力アップ推進事業

(ア) ふくしま米魅力アップ事業

本県産米について、各種宣伝・販売促進活動を県内外において積極的に展開し、県産米の知名度向上及び一層の販路拡大と販売促進を図った。

実施団体 1団体 補助額 6,202千円

(イ) ふくしま米産地マーケティング推進事業

特別栽培米やエコファーマーにより栽培された米について、産地自ら行うマーケティング活動を支援し、着実な販路拡大と販売促進を図った。

実施団体	3団体	補助額	1,000千円
------	-----	-----	---------

オ ふくしまの青果物PR事業

首都圏等の国内主要消費地において、県産青果物の販売促進活動や各種PR活動を展開し、県産青果物の一層のイメージアップと消費の拡大を図った。

実施団体	1団体	補助額	2,800千円
------	-----	-----	---------

カ 県産農産物海外販路開拓事業

県内農業団体等を対象とした輸出推進セミナーを開催するとともに、農業団体等の国際見本市への出展や海外百貨店等での販促活動を支援した。

実施団体	3団体	補助額	1,000千円
------	-----	-----	---------

キ 農業・食品産業コラボ推進事業

農業者の所得向上と食品産業の振興を図るため、県内食品加工企業が県内の特産的な農林水産物を原料として、「病院食・介護食」をテーマとした加工品開発を支援した。

実施団体	1団体	補助額	700千円
------	-----	-----	-------

ク 園芸特産団体支援事業（うつくしま花と緑の普及推進事業）

県民に花と緑のある生活をより身近に感じてもらい、県産花きの消費拡大や振興を図るために下記の事業を実施した。

(ア) 第18回ふくしまフラワーフェスティバルの開催

(イ) 第35回福島県花き品評会・表彰式の開催

(ウ) 平成20年度花き振興トップセミナーの開催

(エ) 親子で楽しむガーデニング教室の開催

(オ) 首都圏における県産花きのPR

ケ 県オリジナル品種ブランド化推進事業

県オリジナル品種の知名度向上と販売力強化による一層の生産拡大を図るとともに、県オリジナル品種を核とした本県園芸作物のブラン

ド化を推進した。

(ア) 地域情報紙連携PR

県内情報誌「M o n m o (2009 春号)」への掲載

(イ) 観光業連携PR

ウェルカムフルーツ (ぶどう・いちご)

産地見学ツアー (ぶどう・いちご)

(ウ) 菓子製造業連携PR

スイーツの商品開発 (ぶどう・いちご)

コ 福島牛等流通・販売活性化対策事業

(ア) 新時代「福島牛」等流通活性化対策事業

県基幹種雄牛産子を中心とした共励会、枝肉セリ等を開催し、「福島牛」の子牛生産農家と肥育農家とのネットワーク化の促進や流通・販売業者との連携強化等の事業を支援した。

実施団体	1 団体	補助額	630 千円
------	------	-----	--------

(イ) 新時代「福島牛」販売活性化対策事業

県内の福島牛指定店拡大により販売体制の強化を図り、県内の消費者へ「福島牛」の積極的な情報提供により、販売体制を充実させ、「福島牛」の定着化を推移する事業を支援した。

実施団体	1 団体	補助額	620 千円
------	------	-----	--------

(2) 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化

ア 戦略的産地づくり総合支援事業 (園芸産地プロジェクト対策、多様な担い手等支援対策) (前出 2-(3)-ア)

イ 園芸特産産地育成プロジェクト支援事業 (前出 2-(3)-イ)

ウ ふくしまグリーンベルト形成支援事業 (前出 2-(3)-ウ)

エ 園芸特産作物生産拡大推進事業 (前出 2-(3)-エ)

オ オリジナル品種開発導入事業

本県農産物の生産振興及びブランド力向上を図るため、地域特性や消費者ニーズ等に対応した新品種の育成を行った。また、主要農作物種子法に基づく奨励品種決定調査を行うとともに、育成品種の母株を維持・増殖し、種苗生産事業者に原種苗を供給した。

- (ア) 水稲育種事業（良質うるち米、酒造好適米、早生もち米の新品種育成）
- (イ) 野菜・花き育種事業（イチゴ、アスパラガス、リンドウの新品種育成）
- (ウ) 果樹育種事業（リンゴ、モモ、ナシ、ブドウの新品種育成）
- (エ) 奨励品種決定調査事業（優良品種決定調査（稲、麦、大豆）、現地調査（稲、大豆））
- (オ) 野菜・花き原種苗生産事業（イチゴ、リンドウ等原種苗の生産と供給）
- (カ) 県産そば優良系統育成事業（優良そば品種・系統の育成・開発）

カ 青果物価格安定対策事業

国民の食生活に必要な青果物の生産振興と安定供給を確保するため、青果物の販売価格に著しい低落があった場合に価格差補給金等を交付し、農業経営の安定を図った。

(ア) 特定野菜価格安定資金造成費補助金

実施団体	1 団体	補助額	37,022 千円
------	------	-----	-----------

(イ) 加工原料用果実価格安定資金造成費補助金

実施団体	1 団体	補助額	2,020 千円
------	------	-----	----------

(ウ) 青果物価格安定資金造成費補助金

実施団体	1 団体	補助額	75,116 千円
------	------	-----	-----------

キ 特用林産振興対策事業（きのこ類新産地育成推進事業）

登録品種等県オリジナル品種による産地形成を図るため、種菌等の供給と現地栽培指導を実施するとともに、一般消費者に対する試食PR等を行った。

委託額	3,266 千円
-----	----------

ク 中山間地域園芸産地帰農者等支援事業

(ア) 全県活動

定年帰農者等支援促進セミナーの開催	1 回
-------------------	-----

就農啓発活動の実施	3 回
-----------	-----

園芸作物栽培準備講座の誘導	随時
---------------	----

(イ) 地方活動

定年帰農者等発掘推進会議の開催	2回
定年帰農促進研修会の開催	1回
園芸産地見学会の開催	2回

ケ 県オリジナル品種ブランド化推進事業（前出3－(1)－ケ）

コ 農業労力調整システム確立事業

（ア） 県推進事業

- 福島県農業労力調整推進協議会等の開催
- 協議会有識者による地方推進活動等現地支援
- システム運営研修会の開催
- 園芸ヘルパー育成研修会の開催
- 園芸ヘルパー用栽培マニュアルの作成（もも・りんご・きゅうり）

（イ） 地方推進事業

- 地方推進協議会の開催
- 労力調整システムの構築推進

(3) 担い手の経営安定と経営力の強化

ア 認定農業者支援事業

農業・農村の持続的な発展のため、認定農業者等の意欲ある農業者の経営改善を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図った。

成果 平成21年3月末の認定農業者数 6,647件（対前年比249件の増加）

イ 農地利用集積事業

面的集積促進プランを定め、担い手への農地の面的集積を実現した農用地利用改善団体等に対し、その実績に応じた面的集積促進費を交付した。

実施市町村	1町	補助額	72千円
-------	----	-----	------

また、耕作放棄地の増加及び担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買等の希望に関する情報を公開し、地域内外から幅広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築した。

実施市町村	1市	補助額	1,000千円
-------	----	-----	---------

ウ 経営構造対策促進事業

経営構造対策事業等の実施を要望する事業実施主体等に対し、事業の早期実現並びに適正実施に向けた支援を行った。また、経営構造対策事業等を実施した事業主体等に対しては、事業効果の早期発現を図る支援を行った。

成果	点検評価実施地区	8 地区	現地指導	8 地区
----	----------	------	------	------

エ 農業近代化資金融通対策事業

農業者等の資本装備の高度化と経営の近代化を図るため、農協等融資機関が行う農業近代化資金の融通が円滑に行われるよう、融資機関に対し利子補給を行った。併せて、認定農業者の育成確保と新規就農者の金利負担の軽減等を図るため、国の無利子化措置に該当しない認定農業者向けの貸付及び新規就農者への貸付に対し、更に上乘せして利子補給を行った。

オ 農業法人支援事業

経営の発展や円滑な経営継承等に利点がある農業経営の法人化を推進するため、専門家を交えた体系的な研修やコンサルティング活動等を実施した。

成果	農業生産法人数	266 法人 (対前年比 17 法人の増加)
	(内訳)	特例有限会社 190 法人 農事組合法人 32 法人 合名会社等 2 法人 株式会社 42 法人

カ 農業労力調整システム確立事業 (前出 3-(2)-コ)

4 消費者に信頼される農林水産業の確立

(1) 食と農の絆づくりの推進

ア 食と農の絆づくり推進事業

消費者と農業者が価値観を共有し、相互理解を深める「食と農の絆づくり」を推進するため、消費者と農業者が共に参加する「ふくしま食と農の絆づくり運動」を展開した。

- (ア) 消費者と農業者の交流イベントの開催
- (イ) 農林事務所による地方交流機能の強化
- (ウ) 「食・農・環境をつなぐ情報」の収集及び発信

イ うつくしま有機農産物生産システム確立事業 (うつくしま有機農産物 P R 事業)

有機農産物に対する消費者等の理解を深めるため、P R やセミナーの開催、生産者と消費者の交流会などを行い、有機栽培の普及推進に

寄与した。

交流会の開催 7回

ウ 食彩ふくしま食育推進事業

小学生とその保護者に対する農林水産業の理解促進と地域の食文化の継承を目的として、地域の農業者等との連携のもと、農業体験や郷土料理の調理体験等からなる「食の楽校（がっこう）」を実施した。

「食の楽校」の実施 7校

エ 食彩ふくしま地産地消推進事業（前出3-(1)-イ）

オ 水産物流通対策事業

良質で安全な水産物の提供と多様な消費者ニーズへの確に対応できる体制づくりや消費拡大を図るため、次の事業を実施した。

水産物学校給食推進事業

実施団体	7町村	交付額	790千円
------	-----	-----	-------

(2) 安全・安心な農林水産物の安定供給の促進

ア 農薬飛散防止普及活動緊急支援事業

残留農薬基準に対応する農薬の飛散防止対策技術の普及を緊急的に行うため、実証ほを設置するとともに、現地検討会や技術講習会等の開催、資料の配付を行った。

実証ほ設置	29か所
-------	------

技術講習会等参加人数	18,264人
------------	---------

資料配付数	64,163部
-------	---------

イ 農薬安全対策事業（農薬適正使用推進事業等）

(ア) 農薬適正使用推進事業

食の安全に対する国民の関心が高まる中、農業者等が食の安全に対する意識を高め、残留農薬のポジティブリスト制度に適切に対応できるよう、農薬適正使用推進会議の開催、農作物病害虫防除指針策定のための判定ほの設置と、それに基づいた適正防除の指導、農薬適正使用アドバイザーの育成などを実施した。

県及び地方農薬適正使用推進会議の開催	10回
--------------------	-----

農作物の残留農薬分析	7作物	69検体
------------	-----	------

(イ) 有害鳥獣総合対策事業

中山間地域を中心として年々深刻さを増している有害鳥獣による農作物被害を防止するため、市町村に対して、農作物被害防除対策情報の提供と被害実態の的確な把握の指導を行うとともに、鳥獣害被害防止対策を総合的に組み合わせたモデルほ場を設置し、その効果を実証しながら対策技術の普及を図った。

県及び地方有害鳥獣被害防止対策会議の開催	10 回
総合的鳥獣害防止普及促進モデルほ場の設置	2 か所
鳥獣害被害対策かわら版発行	2 回

ウ 食品表示適正化推進事業

消費者の食品表示に対する信頼を高めるため、以下の事業を実施した。

(ア) 食品表示ウォッチャー設置事業

消費者を「食品表示ウォッチャー」に委嘱し、表示状況のモニタリングを実施した。

委嘱人数	40 名
報告店舗数（延べ）	2,760 店舗

(イ) 食品の正しい表示定着化事業

消費者及び食品製造・流通業者等を対象とした研修会を開催した。

開催回数	8 回
------	-----

(ウ) 食品表示適正化指導事業

食品製造・販売店舗に対して計画的な食品表示状況調査を実施し、J A S 法に基づく適正表示について指導した。

調査店舗数	359 店舗
-------	--------

エ トレーサビリティ機能アップ支援事業

生産履歴や出荷情報を消費者等が迅速に入手できるようにし、安全と安心を積極的にアピールして県産農産物の消費拡大や地産地消を推進するため、加工業者・生産集団等の団体が行う牛乳・青果物等のトレーサビリティシステム導入に対し助成した。

実施団体	5 団体	補助額	9,400 千円
------	------	-----	----------

オ うつくしまエゴマ豚生産基盤強化緊急対策事業

うつくしまエゴマ豚の生産拡大を図るため、生産に必要な母豚の貸付けや系統豚デュロック種の実証調査、生産基盤強化のための活動を支援した。

	実施団体	1 団体	補助額	2,000 千円
カ	「豊かなまきば」健康な牛づくり支援事業			

生産履歴管理及び衛生・繁殖管理の徹底、充実を図り、質の高い公共牧場づくりを支援した。

	実施市町村	2 地区	補助額	500 千円
キ	家畜防疫事業（高病原性鳥インフルエンザ防疫体制整備事業）			

高病原性鳥インフルエンザ等急性伝染病発生時におけるまん延防止を目的として、初動防疫に必要な資材の備蓄を実施した。

検査資材、消毒薬等の備蓄

ク BSE検査体制推進事業

BSE対策特別措置法に基づく24か月齢以上の死亡牛のBSE検査及びBSEサーベイランスを実施した。

ケ コイヘルペスウイルス病対策事業

コイ養殖生産の安定的維持を支援するためコイヘルペスウイルス病のまん延の防止に努めた。

(ア) まん延防止事業 養殖業者の定期調査及びウイルス検査を実施した。(5～11月)

(イ)	まん延防止損失額	1 件	補償額	329 千円
-----	----------	-----	-----	--------

コ 木の香るふくしまの家づくり促進事業

品質・性能の確かな県産ブランド材「とってお木」の提供事業に補助し、当該住宅の公開展示活動を通じて、県産木材の普及推進事業を実施した。

	成果	10 棟	補助額	1,690 千円
--	----	------	-----	----------

(3) 農林水産業の生産力の強化

ア 農林水産業の基盤整備の推進

(ア) 農道整備事業

農業の近代化、農業生産物の流通の合理化及び農村環境の改善に資するため、農道の整備を次のとおり実施した。

A	広域営農団地農道整備事業	東白川地区	外 8 地区
---	--------------	-------	--------

B	一般農道整備事業	大田賀長井地区	外 11 地区
---	----------	---------	---------

C 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 東野中部地区 外 13 地区

(イ) かんがい排水事業

農業用水の確保及び排水不良地域の解消のため、用排水施設の新設、改良等を次のとおり実施した。

A かんがい排水事業（一般型） 会津宮川地区 外 4 地区

B 農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 日橋堰地区

C 新農業水利システム保全整備事業 相馬第二地区

(ウ) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

土地改良事業により造成された農業用排水施設について、必要な補修工事および機能診断を、会津北部地区外 16 地区において実施した。

(エ) 経営体育成基盤整備事業

担い手農家の経営規模拡大と生産コストの低減を図るとともに、水田の汎用化を積極的に進めるための区画整理を、双潟地区外 33 地区において実施した。

(オ) 基盤整備事業

きめ細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の緊急かつ加速的な推進を図り、農用地利用の高度化及び農業経営の安定化を促進するため、小木迫地区外 35 地区において実施した。

(カ) 広域漁場整備事業

沿岸漁業の安定的発展と水産物の供給増大に寄与するため、沿岸漁場の整備を行った。

地区名	双葉南地区	事業量	コンクリート魚礁 106 個 (3,635.8 空㎡)	事業費	48,406 千円
-----	-------	-----	-----------------------------	-----	-----------

(キ) 森林管理道整備事業

森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備の推進や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤となる林道の整備を実施した。

成果	開設路線数	7 路線	開設延長	2,028 m
----	-------	------	------	---------

(ク) 県単農村整備事業

地域の特性を生かした農業・農村の振興を図るため、国庫補助対象とならない小規模な土地改良事業に対し助成した。

実施地区	新沼地区 外 3 地区	補助額	5,055 千円
------	-------------	-----	----------

(ケ) 県単調査設計事業

農業農村整備事業を適正かつ円滑に実施するため、事業計画の樹立及び全体実施計画の作成のための経費を助成し、事業の促進を図った。

実施地区	作田前地区	外 16 地区	補助額	33,720 千円
------	-------	---------	-----	-----------

イ 畜産の生産基盤の強化

(ア) 乳用牛改良推進事業（乳用牛群検定普及定着化事業）

乳用牛改良ステップアップ事業

牛群検定への新規加入を促進するため、検定に要する経費の一部について支援した。

実施団体	1 団体	補助額	1,744 千円
------	------	-----	----------

(イ) 酪農経営支援事業（酪農経営安定対策事業）

指定生乳生産者団体福島支所（福島県酪農業協同組合）に対し資金を貸し付け、その資金の運用益及び運用益と同額の団体自己負担金を財源とし、生産向上施設及び生乳需給逼迫期に対応するための優良乳用牛の導入に対し助成した。

実施団体	1 団体	貸付額	600,000 千円
------	------	-----	------------

(ウ) 肉用牛改良推進事業（肉用牛改良効率向上推進事業、家畜導入事業資金供給事業）

肉用牛生産農家の経営安定を図るため、基礎雌牛及び基幹種雄牛の選定と計画交配の実施及び産肉能力検定の実施等により、肉用牛の改良を効率的かつ組織的に行った。

A 肉用牛改良効率向上推進事業

基礎雌牛選定のための産肉能力調査、基礎雌牛の保留・計画交配の推進、直接検定候補牛の選定、現場後代検定用供試牛（子牛）取得交配、現場後代検定を実施した。

実施委託先	1 団体	委託額	23,592 千円
-------	------	-----	-----------

B 家畜導入事業資金供給事業

特別導入型の基金による優良牛の導入を支援した。

(エ) 肉用牛経営支援事業（新時代「福島牛」優良子牛県内保留奨励事業）

本県基幹種雄牛の能力を十分発揮できる肥育技術体系を早期に確立し、肥育経営基盤の安定を図るため、県基幹種雄牛産子を肥育素牛として県内保留（90 頭）を奨励した。

実施団体	1 団体	補助額	1,415 千円
------	------	-----	----------

(オ) うつくしまブランド豚造成事業

本県で造成した系統豚ランドレース種である「フクシマL2」を維持増殖し、県内養豚農家へ安定的に供給した。また、肉豚の肉質を左右するデュロック種「フクシマD桃太郎」を造成し、養豚農家の経営安定を図った。

フクシマL2維持頭数 雄 14 頭、雌 38 頭

(カ) ふくしま地鶏流通活性化事業（うつくしま地鶏ブランド確立強化支援事業）

A 地鶏生産普及推進事業

県産地鶏の普及推進、技術指導及び衛生指導等を実施した。

B うつくしま地鶏ブランド確立強化支援事業

「会津地鶏」、「川俣シャモ」の確固たるブランド化に向けて、流通支援を行うとともに、品質及び生産性の向上を図るため、種鶏造成の基礎となるF1系統の交配を行った。

リーフレット 2,000 部作成 販売店マップ 1,000 部作成

(キ) 飼料増産総合推進対策事業

自給飼料増産のために必要な機械等の導入を支援した。

実施団体	5 団体	補助額	17,408 千円
------	------	-----	-----------

ウ 水産資源の適正管理と持続的利用の推進

(ア) 資源管理型漁業育成事業

漁業者による資源管理の取組を支援するため、調査・指導を実施した。

A 資源管理型漁業高度化推進事業

資源管理を推進するためヒラメ（天然・放流）・マガレイ等底魚の資源加入量等を調査した。

B 漁業者等協議会推進事業

関係漁業者間の協議を支援するため漁業者協議会交付金を交付した。

交付先	福島県漁業協同組合連合会	交付額	326 千円
-----	--------------	-----	--------

C 付加価値形成支援事業

鮮度による付加価値形成のため、漁獲後の処理方法等の違いによる鮮度の変化を調査した。

(イ) 新海洋秩序推進事業

漁獲可能量（T A C）が定められたマイワシ他6魚種について、その実効を図るため管理措置等を行った。

A 漁獲管理情報処理システム整備事業

水揚げ状況を把握するため産地市場の情報ネットワークを構築し、運用した。

B 資源管理計画策定等事業

県に配分されたT A Cを管理するため県計画を策定し、漁獲量の管理と指導等を実施した。

(ウ) 栽培漁業事業化総合推進事業

ヒラメ栽培事業の円滑で効率的な実施を支援するため交付金を交付した。

交付先	（財）福島県漁業振興基金	交付額	6,450 千円
-----	--------------	-----	----------

(エ) アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業

「つくり育てる漁業」の一層の推進を図るため、アワビ・ウニ・アユの種苗生産及び施設の管理運営を委託した。

委託先	（財）福島県栽培漁業協会	委託額	・種苗生産等	97,286 千円
			・施設維持管理	8,641 千円

エ 県産木材の安定供給の推進

(ア) 林業構造改善事業

地域林業の発展と魅力ある山村地域社会の形成を図るため、林業生産基盤の整備や環境条件の改善等、林業構造の改善に必要な事業を実施した。

実施団体	4 団体	交付額	122,999 千円
------	------	-----	------------

(イ) 間伐材搬出支援事業

県産間伐材の利用拡大を図るため、間伐材の搬出に必要な林内作業路整備や、間伐材の運搬支援を行った。

A	間伐材運搬経費支援	25,000 m ³	事業費	12,500 千円
B	林内作業路整備支援	50,000 m	事業費	25,000 千円

5 農林水産業の経営体の強化

(1) 地域農業の担い手の確保と集落営農の推進

ア 意欲ある担い手の育成・確保

(ア) 農業・農村男女が共に輝く活動促進事業

「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、農山漁村における男女共同参画社会形成を更に促進するため、農業関係機関・団体等と連携しながら、下記の事業を実施した。

A 男女共同参画社会形成への環境づくり事業

農山漁村男女共同参画推進会議の開催 県及び各農林事務所 計8回開催

B 農村社会に参画できる女性農業者の支援事業

(A) 「うつくしま農村女性塾」により、農村女性リーダーの育成を図った。

集合研修会 3回実施

現地研修会 1回実施

塾生 16人

(B) 全国女性農業者リーダー全国会議（東京2泊3日）へ農業者等の派遣を行った。

女性農業者 3人派遣

(C) 「うつくしま農村女性塾」の修了生等を中心とした女性農業者のネットワークである「うつくしまアグリウーマンネット」（平成19年8月設立（会員39人））の活動支援を行った。

第二回総会

消費者との交流会

視察研修会

県教育庁学校給食担当職員との懇談会

C 経営に参画する女性農業者の支援事業

各農林事務所農業振興普及部(所)で通年に渡り家族経営協定の文書締結を推進した。

家族経営協定文書締結数 28戸(平成20年度末締結数941戸)

(イ) 認定農業者支援事業（前出3-(3)-ア）

(ウ) 農地利用集積事業（前出3-(3)-イ）

(エ) 経営構造対策促進事業（前出3-(3)-ウ）

(オ) 農業近代化資金融通対策事業（前出 3-(3)-エ）

(カ) 漁船省エネ化対策事業

漁業者グループが行う船底付着物等の除去及び船底等塗装など省エネのための取組に要する経費を間接補助した。

交付先	福島県漁業協同組合連合会	補助額	3,750 千円
-----	--------------	-----	----------

(キ) 水産業振興事業（普及指導事業）

沿岸漁業の生産性の向上、経営の改善及び技術の改良を図るために、普及職員による漁業者の指導を行った。

(ク) 「県 1 漁協」合併支援事業

福島県漁業協同組合連合会を中心とする漁協系統団体の「県 1 漁協」合併の取組に対し、指導・助言を行った。

(ケ) 漁業制度資金利子補給事業

経営基盤の弱い中小漁業者が施設整備、経営及び負債整理などのために必要な資金を低利で融資することにより、当該漁業者の経営の維持と安定化を図った。

漁業近代化資金利子補給承認額	103,400 千円
----------------	------------

(コ) 森林整備担い手対策基金事業

森林・林業の担い手の安定的な育成・確保を図るため、各種研修事業等を実施した。

A 基幹林業労働者研修事業

基幹的な林業労働者となり得る者を対象に、専門的知識・技能を取得させるための研修を実施した。

事業費	1,654 千円
-----	----------

B 森林づくり塾開催事業

森林所有者や森林整備入門を希望する者に、森林の管理や森林整備に関する研修会を実施した。

受講者	37 人	事業費	460 千円
-----	------	-----	--------

イ 集落営農の推進

(ア) 集落営農支援事業

認定農業者等の担い手の育成を図るとともに、担い手を中心とした新たな営農の仕組みづくりを早急に構築するため、「農用地利用改善団体」の設立、担い手の組織化及び組織の高度化、担い手への農用地利用集積促進を支援した。

A 集落営農推進支援活動

成果	農業経営に対するカウンセリング実施件数	1,745 件
	農業経営に対するコンサルテーション実施件数	91 件
	平成 20 年度に設立した農用地利用改善団体数	55 団体 (累計 348 団体)

B 集落営農担い手組織育成事業

成果	事業実施農用地利用改善団体数	35 団体	補助額	3,500 千円
	うち 特定農業団体設立数	1 法人		

(イ) 農地保有合理化事業

意欲ある担い手へ農用地を利用集積し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有の合理化を促進する県農業公社等に対し必要な経費の助成を行った。

成果 買入れ：44.5ha、売渡し：48.8ha、借入れ：597.8ha、貸付け：1,411.7ha

ウ 新規就業の促進

(ア) 「農」の人材確保・育成事業

新規就農者の確保と育成のため、園芸産地において、高齢農家の技術や経営資産の継承システムを構築するとともに、就農関連情報の発信や農業技術の習得支援、経営開始時の資金の貸付等を実施した。

経営開始支援資金貸付件数 27 件

(イ) 青年農業者等育成センター運営事業

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、福島県青年農業者等育成センターに指定した(財)福島県農業振興公社に対して、センターの運営経費等を補助した。

(ウ) 青年農業者等育成事業

「福島県就農促進方針」に基づき、本県農業を担う青年農業者の育成・確保のための事業を実施した。

A 農業高校等連携促進事業

農業高校生を対象に、農業・農村についての理解を深めてもらうための研修を 12 の農業振興普及部・農業普及所が農業高校との連携により実施した。

B 就農サポート県推進事業

就農を希望する青年等が作成する就農計画の認定と福島県青年農業者育成確保推進会議を開催して就農促進の検討を行った。

認定件数 46 件

C 農業士育成支援事業

農村青少年の育成に指導的な役割を果たしている農業者を認定し、研修を実施したほか、自主的・組織的活動を支援した。

青年農業士認定者 122 人(うち女性 3 人)

指導農業士認定者 163 人(“ 42 人)

(エ) 教育研修事業

Uターン及びIターン並びに定年退職などにより、新規に就農を希望する者への研修を実施した。

就農準備 [昼] コース 5 日間 12 人(「新規就農コース」の準備段階として設置。基礎を学ぶ。)

就農準備 [夜] コース 9 日間 8 人(“)

新規就農コース 40 日間 26 人(新規就農3年以内の者を対象に、より実践的な知識・技術の習得を目指す。)

(オ) 林業後継者育成対策事業

意欲的に林業経営を推進しようとする各種活動を実施している林業研究グループに対し、その活動に係る経費の一部を助成した。

助成対象林研グループ 3 団体 交付額 365 千円

また、林業技術の向上を図るため、林業研究グループ等が活動内容や経営改善の取組等について意見交換を行うための、活動体験発表会を開催した。

開催回数 1 回 事業費 42 千円

(カ) 中山間地域園芸産地帰農者等支援事業 (前出 3-(2)-ク)

エ 経営の法人化と労力調整システムの構築

(ア) 農業法人支援事業 (前出 3-(3)-オ)

(イ) 農業労力調整システム確立事業 (前出 3-(2)-コ)

(2) 農林水産試験研究の推進

ア 農業技術開発推進事業

試験研究成果情報の発信、試験研究職員の資質向上のための派遣研修、緊急的課題に対応した試験研究を実施した。

(ア) 試験研究成果発表会 (延べ 8 回) 関係団体及び一般参加人数 延べ 347 人

(イ) 研究職員派遣研修 (独立行政法人 2 人) 事業費 832 千円

(ウ) 即時対応試験研究 (3 課題) 事業費 246 千円

イ 水産研究拠点機能検討事業

新たな水産研究機関の在り方、機能等を検討するため、先進地調査及び検討会を実施した。

先進地調査 (福岡県及び長崎県) 及び検討会 (2 回) 開催

(3) 原油価格・資材価格等高騰への対応

ア 地球温暖化対応農業生産システム確立事業

地球温暖化に対応した「ふくしま型農業生産システム」を確立するための試験研究を実施した。

(ア) 地球温暖化に伴う気象変動予測と影響評価事業 事業費 4,900 千円

(イ) 木質バイオマス等利用による園芸施設の開発事業 事業費 2,907 千円

イ 漁船省エネ化対策事業 (再掲) (前出 5-(1)-ア-(カ))

ウ 戦略的産地づくり総合支援事業 (多様な担い手等支援対策)

省エネ・省資源化を推進するため、農業者が行う園芸用施設の外張・内張の多層化や、省エネ農業機械等の導入への取組を下記のとおり支援した。

交付先	12 市町村	補助額	16,128 千円
-----	--------	-----	-----------

エ 水田畑作生産振興総合対策事業

原油価格の高騰への対応による産地競争力の強化を支援するため、燃油消費量の低減に資する農業機械等の導入に対して助成した。

実施市町村	3 市町	補助額	3,350 千円
-------	------	-----	----------

(4) 農林漁業の緊急雇用対策

急激な経済・雇用情勢の悪化を受け、農林漁業における就業・雇用を確保するための施策を展開した。

ア 農林漁業就業支援ホームページの開設

イ 農林漁業相談窓口の設置

ウ 就農相談会、林業就業エリアガイダンスの開催

エ 「農」の緊急雇用対策事業

就農希望者を対象に、農家や農業法人等において農業技術等を習得できる雇用的形態の研修 (O J T 研修) を実施した。

研修実施者数	95 名
--------	------

オ 「林」の緊急雇用対策事業

(ア) 林業に興味があり、自分の適正を確かめたい人を対象に、林業労働力確保支援センターにおいて体験研修を実施した。

林業就業体験事業 31名

(イ) 就業希望者を対象に、森林組合や林業事業体において雇用的形態による実践的な研修（O J T研修）を実施した。

研修実施者数 41名

6 環境と共生する農林水産業の推進

(1) 環境と調和した農林水産業の推進

ア 「環境と共生する農業」推進事業

(ア) 「環境と共生する農業」啓発事業

「環境と共生する農業」を県内全域に普及拡大するための推進会議等を開催した。

地方環境と共生する農業推進会議の開催 7農林事務所

エコファーマー認定委員会の運営 7農林事務所

(イ) 有機栽培米・特別栽培米産地拡大事業

「ふくしま型有機栽培」等を県内全域に普及拡大するため、J A等が行う有機栽培米や特別栽培米の産地育成の取組に対して助成した。

A 温湯種子消毒機の導入

事業実施主体 1村 補助額 328千円

B 有機栽培除草技術の導入

事業実施主体 2団体 補助額 766千円

C たい肥の利用、推進資料の作成

事業実施主体 1団体 補助額 276千円

(ウ) 果樹化学農薬低減技術体系実証事業

主要果樹の化学農薬の使用を3割以上低減する技術を普及するため、J Aの技術実証ほの設置に対して助成した。

事業実施主体 1団体 補助額 1,342千円

実証ほ設置数 モモ 6か所

(エ) 資源循環システム強化促進事業

たい肥の流通を促進するため、資源循環型農業地域支援センターが行う需給調整機能の強化に向けた取組に対して助成した。

事業実施団体	3団体	補助額	634千円
--------	-----	-----	-------

イ 「環境と共生する農業」基本活動支援事業

(ア) エコファーマー認定推進事業

エコファーマーを育成するため、「環境と共生する農業」の基本事項を記した福島県農業環境規範点検シートを、全販売農家に対して配付した。

福島県農業環境規範点検シートの配付	86,000戸
エコファーマー認定者数	16,881人(平成21年3月末現在)

(イ) 農林業バイオマス利活用普及啓発事業

バイオマスの利活用を推進するため、福島県バイオマス利活用推進研修会の開催等による啓発活動を実施するとともに、市町村におけるバイオマスタウン構想策定の支援を行った。

福島県バイオマス利活用推進研修会の開催	1回
バイオマスタウン構想公表市町村(平成20年度)	3市村

ウ 「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業

各地方の自然条件等に適応した有機栽培等の技術体系を組み立てるとともに、この農法による産地を育成するため、「ふくしま型有機栽培」等の技術実証ほを設置した。

「ふくしま型有機栽培」等技術実証ほ	45か所
-------------------	------

エ うつくしま有機農産物生産システム確立事業

安全・安心な有機農産物の生産システムを構築するため、試験研究機関において必要な技術の開発を行うとともに、双葉地方に有機農産物生産技術のモデル実証ほを設置し、技術体系を検証した。

また、有機農産物に対する消費者等の理解を深め販路拡大を図るため、生産者と消費者との交流会やセミナー等を開催した。

モデル実証ほ	3か所(水稲、野菜(露地)、野菜(施設))
試験研究機関における有機栽培技術の開発	普及に移しうる成果6件、参考となる成果6件
技術セミナーの開催	1回

消費者との交流会の開催	7回
有機農産物普及推進懇談会の開催	2回
各種イベントにおけるPR活動の実施	

オ 「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業（有機農産物認定事業）

有機認定に係る農業者の利便性の向上や負担の一部を軽減するため、登録認定機関となった県が有機認定業務を行い、有機農産物の生産拡大に寄与した。

有機農産物生産行程管理者の認定数	17件
------------------	-----

カ 食彩ふくしま有機農産物等販路開拓事業

有機農産物等の販路開拓と消費拡大を図るため、首都圏等で有機・特別栽培農産物を取り扱う流通事業者等を県内に招き、有機栽培等の現地視察、流通事業者等と生産者の面談方式によるニーズマッチングを行った。

産地交流会の開催	3回
情報交換会の開催	1回

キ 農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業

地域ぐるみで化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減を行う先進的な営農活動の取組を促進するため、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会が農業者等で構成する活動組織に対して交付するための資金の一部を助成した。

取組地域	17市町村	84地域	交付対象面積	1,610.76ha	交付額	27,376千円
------	-------	------	--------	------------	-----	----------

ク 内水面漁業被害防止対策事業

生産環境を維持し健全な生態系を保全するとともに、内水面の魚類資源の増大・利用促進を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 内水面モニタリング事業

カワウ、外来魚の被害対策の効果検証のため、河川・湖沼における漁場環境、魚類相調査を実施した。

(イ) カワウ被害防止対策事業

被害発生地区における追い払いやテグス張り、繁殖地における巣落とし、個体数調整及び有害鳥獣捕獲による銃捕、狩猟捕獲したカワウの買い上げ等の被害防除に対する支援を行った。

補助先	内水面漁業協同組合連合会、阿武隈川漁協	補助額	1,886千円
-----	---------------------	-----	---------

(ウ) 生態系保全外来生物対策モデル事業

外来魚駆除マニュアルに基づく外来魚対策事業を支援した。

補助先	内水面漁業協同組合連合会、阿武隈川漁協	補助額	590 千円
-----	---------------------	-----	--------

ケ 田園環境整備支援事業

農業農村整備事業の実施に当たり、自然環境保全等に配慮した事業を具体的に進めていくため、福島県農村整備環境技術検討会を開催するとともに、農村環境アドバイザーの派遣を行った。

(2) 資源循環支援システムの構築

ア 資源循環型畜産確立対策事業

耕種農家のニーズに即したたい肥の流通・販売に取り組む組織の育成に向けて、その指導者の育成及び畜産農家への技術指導を行った。

イ うつくしま資源循環の里づくり事業

地域で発生・排出されるバイオマス資源（家畜ふん尿、生ゴミ、下水汚泥）をその地域で製品（堆肥）へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、猪苗代地区（堆肥化施設）の取組を支援した。

ウ 農業用使用済プラスチック総合対策事業

(ア) プラスチックリサイクル処理推進事業

農業用使用済プラスチックのリサイクルを中心とした適正処理を推進するため、研修会の開催やパンフレットの配付等の啓発活動を実施するとともに、リサイクル処理の運搬経費等に対して助成した。

実施団体	1 団体	補助額	301 千円
------	------	-----	--------

(イ) プラスチック排出抑制事業

現在使用されているマルチに代えて、生分解性マルチを導入すること等により、農業用使用済プラスチックの排出量を削減する活動を行う地区に対して助成を行った。

実施地区	3 地区	補助額	4,013 千円
------	------	-----	----------

エ 食品リサイクル促進事業

(ア) 食品リサイクル普及啓発事業

県内の食品リサイクル状況を把握するため、実態調査を実施するとともに、推進研修会を開催し、関係者の理解促進を図った。

「食品廃棄物の発生量及び利活用状況等調査」実施事業者数	638 事業者 (回答率 32.4%)
-----------------------------	---------------------

普及啓発リーフレットの作成	食品リサイクル	1,600 部
---------------	---------	---------

エコフィールド 3,000 部

(イ) 飼料化検討実証事業

原料調査（サンプリング）及び飼料化方法の検討を行うとともに、アドバイザー育成を行った。

対象残さ	17 種類	成分分析	11 項目
アドバイザー専門研修受講者数	2 人		

(3) 農地及び農業用水等の資源の保全管理

ア 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業

農地や農業用水等の地域資源を適切に保全管理し、地域ぐるみで地域資源や農村環境の保全向上を図る地域共同活動を支援するため、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会に対して交付金を交付した。

交付額 374,462 千円

イ うつくしま田んぼの体験学習支援事業

「田んぼの学校」は、水田や水路、ため池、里山などを遊びと学びの場として、米作りや、水田に住んでいる生きものの調査を行い、農村や農村環境について、感性豊かな子供たちに理解を深めてもらうことを目的として、県内一円で実施した。

ウ 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため、小池地区外 2 地区において実施した。

(4) 鳥獣害対策の推進

ア 鳥獣被害対策指導員育成支援事業

地域ぐるみによる総合的な鳥獣被害防止対策の実施を支援するため、その指導的役割を担う鳥獣被害対策広域指導員の育成講習会等を開催した。

福島県鳥獣被害対策広域指導員	23 人登録	
鳥獣被害対策広域指導員技術講習会	平成 20 年 7 月 1 日～2 日（郡山市）	受講者数：43 人
鳥獣被害対策広域指導員地方研修会	7 回	
鳥獣被害防止マニュアルの作成	200 部	

イ 戦略的産地づくり総合支援事業（園芸産地プロジェクト対策、多様な担い手等支援対策）

本県農業の再生を図るためには、園芸特産の活性化と新たな産地づくりを急速に進める必要があるため、「ふくしま食・農再生戦略」に基づき園芸産地の持続的発展、多様な担い手などへの支援及び有機栽培等への取組を下記のとおり実施した。

交付先	2 市村	補助額	4,862 千円
-----	------	-----	----------

ウ 内水面漁業被害防止対策事業（前出 6-(1)-ク）

7 地域の特徴を生かした農山漁村の活性化

(1) 中山間地域等の特徴を生かした取組の推進

ア 中山間地域園芸産地帰農者等支援事業（前出 3-(2)-ク）

イ 畜産による集落活性化推進事業

過疎・中山間地域における遊休農地、水田等の未利用地の活用方法を検討し、畜産振興と飼料増産を図ることで、集落の活性化推進を支援した。

実施団体	4 団体	補助額	3,330 千円
------	------	-----	----------

ウ 中山間地域等直接支払事業

(ア) 中山間地域等直接支払事業

中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保するため、直接支払を実施する市町村に対して交付金を交付した。

実施市町村	46 市町村	交付額	1,460,991 千円
-------	--------	-----	--------------

(イ) 小規模・高齢化集落支援モデル事業

維持・存続が危ぶまれる小規模・高齢化集落と、近隣で直接支払制度に取り組んでいる集落との連携により、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を管理するための活動についてモデル的に支援を行った。

実施市町村	2 町	交付額	90 千円
-------	-----	-----	-------

エ 遊休農地解消普及活動事業

遊休農地の解消を図るため、農業者等が行う取組に対して、各農林事務所の農業振興普及部及び農業普及所が栽培技術や経営管理等について、技術的側面から支援した。

技術実証ほの設置	23 か所
----------	-------

オ 遊休農地対策総合支援事業

遊休農地の解消と発生防止策を講じるため、地域の合意に基づく遊休農地の活用と発生防止に関する対策及び実践活動を支援した。

実施地区	20 地区	補助額	15,957 千円
------	-------	-----	-----------

カ 農山村地域等活性化対策事業

中山間地域の基幹産業である農林漁業の振興を始め、生産・生活の場である地域の活性化を図るため、農業生産基盤整備及び農業生産施設整備を支援した。

実施市町村	下郷町	交付額	77,844 千円
-------	-----	-----	-----------

キ 中山間地域農村共同活動支援事業

中山間地域において、土地改良施設の整備・保全・管理作業を直営施工によって実施する活動を通して、集落機能を維持・活性化し、地域資源と農村環境を保全するため、横川地区ほか3地区に対して支援した。

実施地区	4 地区	補助額	1,250 千円
------	------	-----	----------

ク 中山間ふるさと水と土保全基金事業

中山間地域を中心として、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対して支援した。

(ア) 方部別研修 3 方部（浜、中、会津）

地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行うための研修会を開催した。

(イ) ふるさと水と土指導員活動支援事業 中里雲五郎あやめ会 外 12 地区

地域住民活動を指導するふるさと水と土指導員の活動を支援し、地域住民活動の活性化を図った。

(2) 農商工連携等アグリビジネスの取組の強化

ア 農産加工研究指導経費

アグリビジネスを目指す農業者に対し、農業総合センター農業短期大学校において、農産加工技術等の高度化を図るための研修を実施した。

23 回	448 人
------	-------

8 安全で快適な県土の形成と豊かな森林づくりの推進

(1) 県土の保全と災害の未然防止

ア 農地防災事業（防災ダム、老朽ため池整備等）

（ア）防災ダム事業

洪水による農地、農作物及び農業用施設の被害を未然に防止するとともに洪水調節機能の維持・増進を図るため、既設防災ダムの改修を二岐地区外2地区において実施した。

（イ）ため池等整備事業

農用地、農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池等整備事業を次のとおり実施した。

A 老朽ため池整備事業	笹平地区	外20地区
B 用排水施設整備事業	青田地区	外7地区
C 農業用河川工作物応急対策事業	下野堰地区	外2地区

（ウ）湛水防除事業

湛水被害が生じるおそれのある地域において、湛水被害を防止するため、排水機や排水路の新設又は改修を塚原第二地区外6地区において実施した。

（エ）災害関連事業

災害復旧事業のみでは再度被災のおそれがある地区において、関連施設を整備し災害を未然に防止するため、次のとおり実施した。

A 県営事業	北海老地区
B 団体営事業	五安地区

（オ）広域農業用水適正管理対策事業

国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、国営事業完了後においても残存し、農業用水又は河川の管理上支障となっている施設の撤去工事を会津宮川地区において実施した。

イ 農地保全事業（地すべり対策等）

（ア）地すべり対策事業

国土保全及び民生の安定を図るとともに地すべりによる農地や施設の被害を防止するため、地すべりの要因となる地下水の排除、くい打等の地すべり防止施設の新設、改修を磐見Ⅲ期地区外1地区において実施した。

（イ）中山間地域総合農地防災事業

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農地・農業用施設の災害を未然に防止し優良農地を始めとする地

域資源の保全を図り、併せて農業農村が有する国土・自然環境保全機能の維持向上に資するため、飯舘西部地区外2地区において、関連のある各種農地防災事業を一体的に実施した。

(ウ) 農村地域環境保全整備事業

農村地域の防災安全度の向上と地域環境の保全を図るとともに農地・農業用施設等の災害を未然に防止するため、長沼地区外2地区において各種防災事業を2種以上併せて実施した。

(エ) 農地保全整備事業

急傾斜地等における農用地の侵食、崩壊を未然に防止するため、排水施設及び農道等の整備を柱田東地区で実施した。

ウ 海岸保全施設整備事業（高潮、侵食対策）

(ア) 海岸保全施設整備事業

海岸法に基づき指定された保全区域について高潮侵食から背後農地及び農業用施設の保全を図るため、海岸保全施設の整備を北海道地区外4地区において実施した。

(イ) 海岸環境整備事業

海岸法に基づく海岸保全区域内において、国土保全との調和を図りつつ、海岸の環境を整備し、国民の休養の場としての利用増進に資するため、海岸利用に配慮した海岸保全施設の整備を村上地区において実施した。

エ 土地改良施設等管理事業（基幹水利施設管理等）

安定的な農業用水の確保等を図るため、農業用水施設の適切な維持管理を次のとおり実施した。

(ア) 県営事業

A 国営造成施設県管理費補助事業	請戸川地区
B 日中ダム管理事業	会津北部地区
C 基幹水利施設管理事業	新宮川ダム地区
D 県有土地改良施設等管理事業	大笹生ダム地区 外27地区

(イ) 団体営事業

A 国営造成施設管理体制整備促進事業	安積地区	外9地区
B 基幹水利施設管理技術者育成支援事業	県内一円で実施	
C 基幹水利施設管理事業	八方頭首工地区	外6地区

オ 森林病害虫等防除事業

松くい虫による被害に対し、保安林等の公益的機能の高い松林を守るため、森林病害虫等防除法に基づき総合的な対策を実施した。
また、カシノナガキクイムシによるなら類の被害に対し被害木の駆除を行い、保安林等の重要な森林の保全を図った。

(ア) 松くい虫防除事業

A 薬剤防除	1,114ha	補助額	49,602 千円
B 伐倒駆除	5,950 m ³	補助額	100,623 千円
(イ) 政令指定病害虫防除事業（カシノナガキクイムシ駆除）	520 m ³	補助額	5,982 千円

カ 治山事業

山地に起因する災害から県土を保全するとともに、森林に対する県民要請の多様化にこたえるため、水資源のかん養、都市、集落等における災害の防止、良好な生活環境の確保等森林が有する公益的機能を充実強化することを目的として、災害跡地の復旧、災害発生の未然防止及び森林の維持造成を「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン 21」に基づき次のとおり実施した。

(ア) 山地治山事業	56 箇所
(イ) 水源地域整備事業	15 箇所
(ウ) 防災林造成事業	4 箇所
(エ) 保安林整備事業	30 箇所
(オ) 地すべり防止事業	3 箇所
(カ) 災害関連緊急治山事業	1 箇所
(キ) 県単治山施設事業	26 地区
(ク) 県単保安林整備事業	1 地区
(ケ) 県単治山調査事業	7 地区

キ 保安林整備管理事業

保安林が常にその目的に即して機能することを確保するため、保安林の適正な管理推進を目的として、指定解除調査、伐採許可等の許認可、違反行為調査、保安林標識の設置等を実施した。

(ア) 保安林指定解除調査	57 件
(イ) 伐採・作業許可等処理調査	511 件

(ウ) 違反行為調査	21 か所
(エ) 損失補償評価調査	13 か所
(オ) 保安林標識設置事業	131 本
(カ) 保安林台帳整備事業	57 件
(キ) 森林パトロール	672 日

ク 災害復旧事業

(ア) 農用地及び農業用施設の災害復旧事業

洪水・豪雨などの異常な天然現象により被災した農用地及び農業用施設の復旧を図るため、次の事業を実施した。

- | | | |
|------------------|--------|--------|
| A 団体営事業（過年災、現年災） | 静潟1号地区 | 外116地区 |
| B 海岸災害復旧事業（過年災） | 北海老地区 | |

(イ) 林道施設災害の早期復旧を実施し、林業経営の安定を図った。

- | | | |
|----------------|--------|-------|
| 団体営事業（過年災、現年災） | 坊笹1号箇所 | 外35か所 |
|----------------|--------|-------|

(2) 地域の生活環境の整備

ア 中山間地域総合整備事業

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域の農村の活性化と定住促進を図るために生産基盤、生活環境基盤及び農村活性化施設等の整備を、会津ばんだい地区外10地区において実施した。

イ 農業集落排水事業

農村の生活環境の改善として農業集落の家庭雑排水・し尿等の汚水を処理するため、汚水処理施設の整備を、表郷なか地区外23地区で実施した。

ウ ふるさと農道緊急整備事業

農業農村の振興と定住環境の改善のため、農道の整備を荻田地区外7地区で実施した。

エ 農村総合整備統合補助事業

個性的で魅力ある村づくりを推進するため、農業生産基盤の整備と併せた、農村の生活環境の総合的な整備を新地地区において実施した。

オ 森林居住環境整備事業

森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備の推進や効率的で安定した林業経営の確立、居住地周辺の森林整備に資するため林道の整備を実施した。また、山村地域の定住環境の改善に資するため森林公園や用水施設等の整備を実施した。

成果	事業実施地区数	8地区	林道整備延長	5,914 m
			森林公園	2か所
			用水施設	4か所
			防火水槽	5基

カ ふるさと林道緊急整備事業

山村地域の振興と定住環境の改善に大きな役割を果たす林道について、積極的に整備した。

成果	事業実施地区数	7地区	林道整備延長	7,105 m
----	---------	-----	--------	---------

(3) 県民参画の森林づくりの推進

ア 森林環境適正管理事業

森林を適正に管理するため、森林情報基盤の高度化・共有化を図る森林GISの開発等を行った。

森林情報（GIS）活用推進事業

森林GISの開発及びデータ整備を行った。	事業費	38,784 千円
----------------------	-----	-----------

イ 森林環境交付金事業

県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細やかな森林づくり事業を展開することができるよう、森林環境基金の一部を交付金として市町村に交付した。

(ア) 森林環境基本枠

すべての市町村が森林環境学習等ソフト事業を実施した。	交付額	78,177 千円
----------------------------	-----	-----------

(イ) 地域提案重点枠

市町村が森林整備、県産間伐材や木質バイオマスの利活用を実施した。

実施市町村	41市町村	事業件数	79件	交付額	139,178 千円
-------	-------	------	-----	-----	------------

ウ 森林ボランティア総合対策事業

(ア) 森林ボランティアサポートセンター事業

県民の森林ボランティア活動への参加を支援するため、森林ボランティアサポートセンターをふくしま県民の森内に設置した。

		事業費	5,146 千円
(イ)	森林ボランティア活動推進事業		
	県民参加による森林づくり運動を推進するため、県内各地域で積極的な森林整備活動等を行うボランティア団体の活動を支援した。		
	団体数	18 団体	補助金 5,717 千円
(ウ)	環境貢献企業の森林保全参加推進事業		
	企業による森林づくりを推進するため、企業の森林づくりの普及啓発を行った。		
		事業費	96 千円
エ	森林とのふれあい施設管理事業		
(ア)	緑化センター施設管理事業		
	県条例により設置が定められている福島県総合緑化センターの管理運営を行った。		
		事業費	41,892 千円
(イ)	ふくしま県民の森管理事業		
	県条例により設置が定められているふくしま県民の森の管理運営を行った。		
		事業費	43,500 千円
(ウ)	昭和の森施設管理事業		
	県条例により設置が定められている福島県昭和の森の管理運営を行った。		
		事業費	15,184 千円
オ	総合緑化対策事業		
(ア)	「緑の輪」推進事業		
	緑の少年団の育成強化を図るため、緑の少年団装備品の購入や福島県緑の少年団活動実績発表大会開催等の費用を補助するとともに平成 20 年度に本県で開催した緑の少年団全国大会の支援を行った。		
		事業費	5,410 千円
(イ)	緑の文化財保全対策事業		
	枯死のおそれのある、又は災害による被害を受けた緑の文化財に対し外科的工事、樹勢回復手当、生育環境の整備を行うための費用を補助した。		

実施箇所	2 箇所	補助額	350 千円
(ウ) グリーン・アドバイス・センター開設事業			
県民の緑化意識や緑化技術の向上を図るため、県民からの緑に関する質問や相談などに対応するグリーン・アドバイス・センターを開設した。			
		事業費	4,410 千円
カ もりの案内人等指導者養成事業			
(ア) もりの案内人第2期養成事業			
森林とのふれあいをとおして、森林の役割や重要性を広く県民に伝える、ボランティアによる指導者「もりの案内人」の養成を行った。			
		事業費	1,859 千円
(イ) 森林づくり指導者育成事業			
もりの案内人及びこれに準ずる資質を持つ人を対象に、一般県民に対して高い水準の森林環境学習の指導ができる「森林環境学習指導者」、森林整備ボランティア団体で中心となって活動する「森林ボランティアリーダー」の育成を行った。			
		事業費	1,012 千円
キ 森林整備事業			
県民生活とかかわりの深い森林である飲料用水の水源地域に位置する森林のうち、林業採算性の悪化などから、手入れが行き届かないために公益的機能の低下が懸念され、公的に森林整備を行うべき森林として位置付けられた森林に対し、間伐等の適正な施策を実施した。			
また、水源地域において間伐を実施した森林所有者に対し、その費用を助成し、地球温暖化対策のための森林整備の推進を図った。			
森林整備（間伐等）	(県営) 1,934ha	事業費	584,691 千円
	(補助) 1,976ha	補助額	388,710 千円
ク 間伐材利用促進事業			
(ア) 県有施設の間伐材利活用推進事業			
県有施設の外構施設整備に間伐材の活用を推進することにより、間伐材の利用拡大を図った。			
実施箇所	1 箇所	事業費	4,466 千円
(イ) ペレットストーブ利用推進事業			
民間施設へのペレットストーブの導入を支援するとともに、木質バイオマス利用に関する普及啓発を行い、間伐材端材の循環利用を			

図った。

成果	50 台	事業費	2,784 千円
----	------	-----	----------

(ウ) 「ほっと」スペース創出事業

県管理施設等において間伐材製品や資材の提供を行うことにより、間伐材利用の普及啓発を図った。

実施箇所	9 箇所	事業費	3,498 千円
------	------	-----	----------

(4) 地球温暖化防止に向けた取組の推進

ア 地球温暖化対応農業生産システム確立事業（前出 5-(3)-ア）

イ 森林整備事業（前出 8-(3)-キ）

ウ 間伐材利用促進事業（前出 8-(3)-ク）

エ 森林整備地域活動支援交付金事業

森林の適切な整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域における活動を推進するため、国からの交付金をもって基金を造成するとともに、事業を実施する市町村に対して交付金を交付した。

(ア) 交付金事業	実施市町村	39 市町村	交付額	47,256 千円
(イ) 市町村推進事業	実施市町村	20 市町村	交付額	2,200 千円

オ 一般造林事業

森林資源を造成し、農山村の経済基盤の確立を図り、また、水資源の確保、県土の保全等公益的機能の維持増進の要請にこたえるため、森林整備事業計画に基づき造林事業等を次のとおり実施した。

(ア) 公的森林整備推進事業	935ha	補助額	124,598 千円
(イ) 流域育成林整備事業	2,639ha	補助額	426,630 千円
(ウ) 保全松林緊急保護整備事業	16,722ha	補助額	158,387 千円
(エ) 里山エリア再生交付金事業	771ha	補助額	95,489 千円
(オ) 漁場保全関連特定森林整備事業	165ha	補助額	22,056 千円
(カ) 農業用水関連特定森林整備事業	713ha	補助額	65,874 千円

カ 県営林事業

森林の持つ経済的機能と災害の防止、水資源の確保等公益的機能をより高度に発揮させるため、適正な管理を実施し、県土の保全を図り、

併せて県の基本財産造成、地域住民への就業機会提供、山村地域の振興に努めた。

(ア) 県営林の管理面積 1,018 件 9,608ha (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(イ) 県営林保育管理事業

A 除伐 1ha

B 枝打 12ha

C 県営林管理 15ha

D 保育間伐 188ha

E 病虫獣害等防除 10ha

IX 土 木 部

1 総説

平成 20 年度の土木部の行政運営に当たっては、「賑わいとやすらぎのある豊かな福島県」の実現に向け、「ともに考え、ともにつくる美しい県土」を基本目標とする「うつくしま建設プラン 21」に基づき、「交流を促進するネットワークづくり」、「安全で安心できる生活環境づくり」、「個性と魅力ある美しいまち（地域）づくり」を基本テーマとして重点的に事業を展開した。

また、厳しい財政状況にあっても、県土のグランドデザインの実現、県民の安全・安心の確保、県民からの多種多様な要望への対応など様々な課題にこたえるとともに、本県の将来の礎となる社会資本の整備を着実に進めていくため、財政構造改革プログラムに基づき、緊急性、重要性の観点から重点選別を徹底し、必要な整備進度の確保、投資効果の早期発現を図り、効率的、効果的な事業執行に努めた。

事業の執行に当たっては、県民の目線で県民の望むことをスピーディにという「現場主義」を徹底するとともに、業務の基本、原理・原点に立ち返り自ら考えるという「3つの原点回帰」と適時適切な情報発信により、県民や市町村に対する十分な説明責任の遂行に努めた。

さらに、県民からの関心が高い身近な生活基盤の改善や既存ストックの適切な維持管理、施設整備と一体となったソフト対策に積極的に取り組み、県民サービスの向上に努めた。

災害等への対応としては、8月末豪雨の異常出水により被害を受けた、二級河川請戸川水系南川（田村市都路町）の河川災害関連事業に着手するとともに、平成 19 年度に発生した台風 4 号及び台風 9 号による公共土木施設などの災害復旧を実施し、県民生活の安全を確保した。

2 交流を促進するネットワークづくり

(1) 広域交流を促す幹線道路網と生活環境を高める地域道路網の整備

ア 広域的な連携交流を促進する道路整備

7つの生活圏をより活性化させるため、県内外の拠点を結ぶ高規格幹線道路の整備促進やこれと一体となって地域の連携を図る地域高規格道路の整備など、幹線道路ネットワークを形成する道路整備を推進し、多極ネットワークの形成に努めた。

イ 地域づくりを支援する道路整備

地域の特性を活かした個性的な機能の強化を目指す各種プロジェクト等を支援するための道路整備を推進し、地域の新たな発展に向けた取組みを支援した。

ウ 物流拠点のネットワーク強化

大型トレーラーの通行確保など、物流の効率化を図るため、既設橋梁の補強対策や道路整備を推進し、物流拠点のネットワーク強化に努めた。

(2) 国内外の交流を活発化する空港・港湾の整備

ア 国際交流を支援する福島空港の機能拡充

航空機の安全な航行支援のため、老朽化した航空灯火・電力監視制御装置の更新を行った。

イ 地域産業の振興と国際物流を支える港湾整備

小名浜港においては、船舶の大型化と貨物量の増大に対応するため、東港地区や5・6号ふ頭地区の整備を行った。

相馬港においては、船舶の大型化と貨物のコンテナ化等に対応するため3号ふ頭地区の整備を行った。

ウ 水産業の振興を支える漁港整備

快適で活力ある漁業地域づくりと、豊かで魅力ある水産業の振興を図るため、本県沖合・沿岸漁業の拠点として、真野川漁港、請戸漁港において浚渫や外郭施設の整備を行った。

3 安全で安心できる生活環境づくり

(1) 安全、安心な生活環境の創出

ア 安全で信頼性が高い道路整備

安全で安心できる暮らしを実現するため、災害に強く、天候や季節に左右されず安全に利用できる道路の整備や落石危険箇所に対する災害防除事業を実施するとともに、緊急輸送路の橋梁を優先的に耐震補強対策を実施した。また、今後増加する老朽橋の補修や更新を計画的に実施するため、567橋について定期点検し、長寿命化修繕計画を策定した。

イ 冬期交通の確保

延長約5,100kmの除雪を実施したほか、防雪施設及び市街地等の消融雪施設の整備を実施し、積雪・寒冷地域における冬期交通の確保に努めた。

また、除雪業務委託については、平成19年度から設定した「基本待機保証」に加え、平成20年度には中通り、浜通りの民間借上機械において、除雪期間中の機械を拘束する回数分の拘束料（固定経費）を設定した。

更に、豪雪地帯である会津地方において冬期通行止め期間の短縮や解消を図るため、4路線4箇所です試験除雪を実施した。

ウ 交通安全対策の推進

増加する交通事故に対処するため、交通事故多発地点や通学路における歩道、自転車歩行者道の整備や交差点の改良を実施したほか、道路標識、防護柵等の整備を行った。

エ 治水施設の整備促進

氾濫区域に人口・資産が集中している地区、近年浸水被害が頻発している地区及び治水上ネックとなっている箇所の改修に重点的に取り組み、災害の未然防止に努めた。なお、床上浸水対策特別緊急事業により実施した六角川と湯本川については、平成 20 年度をもって概成し、二本松市及びいわき市の浸水防止を図った。

また、阿武隈川水系今出川・北須川の今出ダム・千五沢ダムについては、利水参画中止に伴い今後の治水計画の見直しを行い、今出ダム建設を中止し千五沢ダム再開発と河川改修による計画として、地元等との調整を行い河川整備計画の申請を行った。

オ 都市における浸水対策の強化

近年頻発している降雨時の浸水被害を防除し、浸水に強い都市づくりを推進するため、市町村が実施する公共下水道事業への支援を行った。

カ 高潮や波浪に対する海岸施設整備

高潮や波浪等による災害や海岸侵食から県土を保全し、県民の生活や資産を守るため、堤防や人工リーフ等の海岸保全施設の整備を行った。

キ 土砂災害を防ぐ砂防施設の整備

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）等における土砂災害の未然防止を図るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地対策事業等による施設整備を行うとともに、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行った。さらに、市町村長が避難勧告等発令する際の判断や住民の自主避難の参考となる「土砂災害警戒情報」を気象台と共同で発表するなど、県民の生命、財産を守るための総合的な土砂災害対策を推進した。

ク 良質な住宅・建築物の整備促進

良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく完了検査済証交付率の向上に努め、さらに民間住宅に対しては、吹き付けアスベストの調査分析に対する支援や県産材等を活用した優良な木造住宅建設の誘導を図った。また、県営住宅の建替事業等により、良質な住宅の整備に努めた。

(2) 身近な生活環境の質の向上

ア ユニバーサルデザインへの対応

年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、既存県有建築物にエレベーター、みんなのトイレや手すりの設置、ベビーチェア、授乳スペース等の整備、敷地内通路の段差解消や誘導用床材の敷設等を行うとともに、「ふ

くしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の普及啓発に努めた。

イ 快適な歩行空間の整備

年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、すべての人が安全で安心できる歩行環境を整備するため、歩道の段差改善や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を実施したほか、都市の防災性の向上や、良好な景観の創出、快適な歩行空間の確保を図るため、電線類の地中化を実施した。

ウ 少子高齢社会に対応した住宅の整備

高齢者等に対応した住宅整備を促進するため、建築士等と住宅改修に関する専門的な知識の共有化を目的とした懇談会を実施した。

また、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の供給に向け、「高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度」の普及に努めた。

エ 人にやさしい建築物等の整備の促進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、届出のあった民間建築物を対象に指導助言を行った。

オ 自転車利用空間の創出

自転車の利用は、余暇時間の増加やアウトドアライフの進展により、今後ますます増加傾向にあるため、自転車交通の安全を確保し、心身の健全な発達や健康の増進に寄与することを目的として、自転車道の整備を推進した。

カ 生活に密着した基盤の改善

地域住民の生活に密着した身近な生活基盤のうち、緊急に改善を要するものについて、地域住民のニーズに即応して迅速かつ的確に対応するなど、県民生活の利便性や快適性、安全性の向上に努めた。

(3) 維持管理の充実

ア 道路施設の維持管理

既存の道路ストックを良好に保全し、施設の長寿命化を図るため、日常管理を含め、橋梁・トンネル等道路施設の適正な維持管理に努めた。

また、道路の機能確保や良好な沿道環境を創出し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、損傷の著しい舗装路面の補修や道路側溝等の保守のほか、路面清掃、道路区画線設置、路肩除草等を実施した。

イ 河川・海岸・ダム・砂防施設等の維持管理

堆砂除却や雑木雑草の刈り払いなど河川管理施設等の維持管理を適正に実施し、洪水・波浪による災害発生の防止や、河川・海岸の適正な利用と環境の保全に努めた。

また、洪水期や渇水時においてダムの効果が最大限発揮できるよう、施設の適正な維持管理に努めた。

ウ 空港・港湾・漁港施設の維持管理

空港土木施設及び航空灯火施設等の機能を確保し、適切な管理を行うため、空港施設の適正な維持管理に努めた。

また、県管理の港湾・漁港において係留施設等の補修、航路・泊地の浚渫及び緑地管理等を実施し、施設の機能低下の防止、安全の確保等を図るとともに港湾・漁港環境の良好な維持管理に努めた。

エ 都市公園の維持管理

都市公園の目的・機能を十分に発揮できるよう適正な維持管理に努めるとともに、維持管理によって発生した枝、草等のリサイクルに努めた。

オ 流域下水道施設の維持管理

河川等の公共用水域の水環境を改善するため、幹線管渠及び終末処理場等の下水道施設の適正な維持管理に努めた。

カ 県有施設の適正管理の推進

合同庁舎、出先庁舎及び職員公舎の適正な維持保全を図るため、各建物、設備の法定点検、保守点検及び補修工事を実施した。

(4) 危機管理対策の強化

ア 危機管理体制の充実・強化

災害の未然防止と被害軽減のため、水防訓練等を実施し、水防体制の強化に努めた。

また、河川流域総合情報システムによる河川雨量水位情報の提供の充実・強化とともに、水防法の改正による避難の目安となる「避難判断水位」を4河川について設定し、市町村水位の情報を伝達するなど、県民生活の安全性の向上に努めた。

イ 都市防災機能の充実

地域防災計画等災害に関する計画に位置づけられた避難地や避難路、救援活動拠点としての機能を果たすため、また、防災空間の確保のために、都市公園の整備、電線類の地中化、国県道・都市計画道路の整備を行った。

ウ 緊急輸送路の確保

大規模な地震発生時においても各種活動が円滑に行われるルートを確保するため、緊急輸送路等の橋梁耐震補強を計画的に実施した。

エ 港湾の耐震岸壁等の整備

大規模震災時における海上からの緊急物資受け入れ拠点として、相馬港3号ふ頭地区においては耐震強化岸壁(－12 m)の整備、小名浜港藤原ふ頭地区においては、臨港道路橋梁(みなと大橋)の耐震補強を行った。

オ 住宅・建築物の耐震性能の向上

「福島県耐震改修促進計画」に基づき、建築物所有者へ耐震診断・耐震改修の実施に向けた誘導を行うとともに、木造住宅の耐震診断事業に取り組む市町村の支援を実施した。また、県有建築物における利用者の安全確保、被災後の拠点施設としての機能確保を図るため、「県有建築物の耐震改修計画」に基づき、防災上重要な建築物の耐震診断を行う建築物耐震対策事業を実施した。

4 個性と魅力ある美しいまち（地域）づくり

(1) 自然、景観との調和（環境との共生）

ア 自然環境や景観に配慮した道路整備

自然公園などの良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、生態系全般との共生を図る道路整備（エコロード）を行った。

また、福島県景観条例における認定制度（優良景観形成住民協定）を活用して、街路整備と一体となった地域のまちなみ景観形成協定を締結するなど沿道景観に配慮した街路整備に努めた。

イ 環境に配慮した河川整備

それぞれの河川が持つ特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川整備に努めた。

ウ 自然豊かな海岸保全のための施設整備

高潮や波浪等による災害、海岸侵食から県土を保全するとともに、周辺の地形や自然環境に配慮した海岸保全施設の整備を行った。

エ 環境に配慮した砂防施設整備

透過型砂防えん堤や鋼製砂防えん堤を採用することにより、溪流に住む生き物の生態系や個々の溪流が持つ豊かな自然環境と周辺景観に配慮した砂防施設の整備を行った。

オ 都市における緑地の保全と緑化の推進

都市における緑地の保全と緑化の推進のため、街路整備に伴い植栽を施し、都市内の緑化に努めた。

カ 緑とオープンスペースを確保する都市公園等の整備

都市における防災性の向上、環境の保全、景観形成などに資するとともに、スポーツや散策など多様なレクリエーションの活動の場となる都市公園等の整備を行った。

キ 建築景観の向上

第 27 回福島県建築文化賞を実施し、地域の周辺環境に調和し、かつ景観上優れた建築物等を表彰し、もって文化の薫り高い魅力あるま

ちづくりに対する意識の高揚を図った。

(2) 環境負荷を軽減する施策の推進（循環型社会の形成）

ア 流域連携による水循環・水環境の創出

河川等公共用水域における水環境改善の推進のため市町村が実施する下水道事業を支援した。

イ 建設リサイクルの推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」についての普及啓発と同法に基づく分別解体の徹底及び再資源化等の推進に努めた。

なお、公共事業の建設副産物対策においては、建設リサイクルガイドラインに基づき、「発生の抑制」、「再利用の推進」、「再資源化の推進」に努めた。

ウ 下水汚泥の減量化・リサイクルの推進

下水道の普及に伴い増加する下水汚泥を効率的に処理するため減量化を図るとともに、再資源として有効利用を推進した。

エ 環境に配慮した住まいづくりの支援

優良な木造住宅の建設促進のため、優良木造住宅建設推進事業や金融機関との連携等を進めた。

オ 環境負荷に配慮した県有施設整備

県有施設から排出されるCO₂を削減し、環境負荷の低減を図るため、「福島県環境共生建築計画・設計指針」に基づき、既存県有建築物の「環境性能診断」を実施した。

また、本指針の理念や手法を市町村や民間事業者にも普及、啓発を図るために説明会を行った。

カ 社会資本ストックの有効活用

維持管理や修繕、更新コストを抑制し、計画的かつ効率的な管理を行うとともに既存ストックの有効活用と長寿命化を図るため、予防保全の考え方を導入した「福島県道路管理基本計画（実施計画）（＝福島県道路アセットマネジメント）」に基づく事業を実施した。

また、道路構造及び機能の再生を図る道路再生事業を実施した。

キ 住宅ストックの活用

既存県営住宅の有効活用、長寿命化を図るため、電源等の設備関係改修や安全対策としての外壁改修等のストック総合改善事業を実施した。

(3) 癒しの空間の形成

ア 癒しのみちづくり

道路周辺の自然環境との調和を図り、自然にある癒しの空間を保全する道路の整備を行った。

イ 癒しの川づくり

水辺の風景の保全をはじめ、地域の人々がいつでも気楽に、水辺のふれあいができるよう、ゆるやかな勾配の堤防や散策等の親水空間の整備を行った。

ウ 癒しの都市の緑づくり

東ヶ丘公園の旧本陣跡について、地域の住民が気軽に自然とふれあえるよう、良好な眺望を生かした広場の整備に着手している。

(4) 都市部の多様な豊かさを享受できる施策の推進

ア 新しい時代に対応した都市政策の推進

福島県都市計画審議会より社会経済情勢の変化や都市計画法の改正等を踏まえた「新たな都市政策のあり方」についての答申を受け、今後の本県都市づくりの方向性を示す「都市と田園地域等が共生するふくしまの都市づくり～新しい時代に対応した都市づくりビジョン～」を策定した。

イ 都市交通政策の推進

社会経済状況等の変化を踏まえた都市圏交通体系の構築に向け、郡山都市圏総合都市交通体系調査（3年目）を実施し、都市交通マスタープラン素案の策定等を行った。

ウ 都市活動を支援する道路整備

安全で快適な生活環境の確保や、個性と魅力あるまちづくりを支援するため、市街地の交通渋滞を緩和し、安心して暮らせる歩行空間を創出する都市計画道路の整備を行った。

エ 市街地整備

公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図り、健全な市街地形成のため、市町村及び組合が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業を支援した。

オ 快適な生活環境を確保する下水道整備の推進

居住環境の改善及び河川等公共用水域における水環境の改善を図るため、流域下水道の整備及び市町村が実施する公共下水道事業への支援を行った。また、降雨時における浸水被害を防除し、浸水に強い都市づくりを推進するため、市町村が実施する浸水対策への支援を行った。

カ 中心市街地居住の推進

都市機能の更新、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給など中心市街地の居住環境の向上に資する市街地再開発事業を促進す

るため、「郡山駅前一丁目地区」の工事費等に要する費用の一部について助成した。

(5) 豊かな自然環境と共生した中山間地域の施策の推進

ア 交流活動を支える道路網の整備

中山間地域と近隣都市の連携を強化するとともに、地域づくり、救急医療・福祉の地域生活を支える幹線道路網や地域道路網の整備を行った。

イ 安全で安心できる生活環境の整備

居住環境の改善及び河川等公共用水域における水環境の改善を図るため、市町村下水道整備代行制度による下水道の整備の推進及び市町村の施工する公共下水道事業への支援を行った。

ウ 定住促進に資する居住環境の整備

若年層の定住化やU J I ターンの増加を促進するとともに、公共用水域など中山間地域の持つ優れた自然環境を保全する下水道の整備を推進した。また、過疎地域にある空家住宅の解体・改修による居住環境改善のため、空き家再生等推進事業を行う市町村を支援した。

(6) ソフト対策を含めた地域活性化のための基盤づくり

ア 地域活性化の基盤づくりの推進

地域が主役となり、それぞれの地域の歴史や文化などの各種資源を活用し、持続的成長が可能な個性と魅力ある美しい地域（まち）づくりや交流人口の拡大を図るなど、地域活性化につながるソフト・ハードの一体的なまちづくりを実施した。

また、地域自立・活性化交付金事業により、全県域で地域づくりや観光の活性化、地域産業の振興等を支援するためハード整備とソフト施策を一体的に実施した。

イ 地域の資源を活かした住まいづくりの推進

地域の設計者や施工者等と共に、住まいづくりにおける地域経済効果や地域に還元する仕組みづくりを検討する懇談会等を実施した。

X 出 納 局

1 総説

出納機関として財務会計の適正化・効率化を図るため、平成 20 年度の重点施策を次のとおり定め実施した。

- (1) 県公金の適正管理
- (2) 財務事務の適正執行及び指導の充実
- (3) 会計事務研修等の充実
- (4) 物品調達及び工事入札の適正執行
- (5) 工事検査の適正執行

2 県公金の適正管理

- (1) 歳計現金及び基金現金の適正管理

歳計現金及び基金現金の確実な管理及び効率的な運用を行った。

- (2) 収納業務等の適正執行

公金の収納・支払事務の適正執行を図るため、地方自治法施行令第 168 条の 4 及び財務規則第 222 条並びに指定金融機関等検査要綱に基づき、指定金融機関及び収納代理金融機関等における県公金の収納及び支払い事務について検査を行った。

ア 実施店舗 177 店舗

指定金融機関 49 店舗、指定代理金融機関 1 店舗、収納代理金融機関 127 店舗

イ 検査実施結果

良好 146 店舗、指摘事項のあった店舗 31 店舗

ウ 改善指導

検査を実施した結果、指摘事項のあった店舗に対し、県に対する責任機関である指定金融機関を通じて、改善を図った。

3 財務事務の適正執行及び指導の充実

- (1) 財務事務検査の実施

財務規則第 217 条及び財務事務検査実施要領に基づき、各部局等及び公所の財務事務の適正な執行を図るため、収入、支出、物品等財務事務全般について検査を行った。

ア 実施箇所

- (ア) 本庁 7 部局等
- (イ) 公所 113 公所(合計 120 機関)

イ 検査結果の概要

- (ア) 是正指示 59 件(本庁 6 件、公所 53 件)
- (イ) 改善通知 407 件(本庁 28 件、公所 379 件)

検査を実施した結果、不適切な事務処理がなされた執行機関に対して、その不適切事案の軽重により「改善通知」と是正結果の報告を求める「是正指示」に区分し、文書で通知することにより適切な事務処理の確保を図った。

なお、平成 20 年度からは、是正結果の報告に「発生要因」と「今後の対応策」の項目を追加するとともに、前回検査時の指摘事項が改善されていない執行機関に対しては、「改善通知」に該当する事項であっても、原則として「是正指示」に指摘区分を引き上げることとした。

(2) 財務事務検査担当職員の資質の向上

財務事務検査担当者会議を開催し、検査基準の統一化を図るとともに、検査に当たっての留意点等を徹底し、職員の資質の向上を図った。

4 会計事務研修等の充実

(1) 会計事務担当職員の資質の向上

ア 会計事務職員研修会

新規採用会計事務職員及び新任会計事務職員の 2 コースに分け、新たに会計事務を担当することになった職員に基礎的な知識を習得させるため、財務会計事務全般にわたる研修を行った。

イ 会計実務研修会

各執行機関の会計事務職員の資質の向上を図るため、定期監査や財務事務検査で問題となった事項等を踏まえた具体的な会計処理の注意点等についての「会計実務研修会」を各地方振興局単位で実施した。

ウ 庁内 Web「Web すいとう」

従来の「すいとう時報」の発行とともに、庁内イントラネットシステム内の専門サイト「Web すいとう」により、会計制度や事務の手

引きとなる各種情報の周知を図った。

(2) 給与支給事務担当職員の資質の向上

ア 給与事務説明会

給与等の支給事務を適正かつ円滑に行うため、新たに給与事務を担当することとなった職員等を対象に、給与の口座振込事務や給与システムへの入力方法等についての「給与事務説明会」を実施した。

イ 年末調整事務説明会等

所得税の年末調整を適正に行うため、執行機関の担当職員に対しては年末調整に関する具体的な事務処理方法についての「年末調整事務説明会」を、公所や学校の指導に当たる地方振興局出納室及び教育委員会の担当職員に対しては、年末調整関係書類の審査ポイントについての「年末調整審査事務説明会」をそれぞれ実施した。

(3) 出納事務職員の資質の向上

従来の出納事務、審査事務、給与支給事務、旅費支給事務等各業務のほか、平成 20 年度からは契約事務についても研究討議対象とし、改正された規則や運用通知等についての周知徹底はもとより、適正かつ統一的な契約・審査業務を効率的に行うため、出納局・地方振興局出納室の職員を対象とした「出納事務職員研究会」を開催した。

また、出納機関の審査担当職員の指針となっている「審査事務の手引き」について、財務規則の改正に伴う修正等を行った。

(4) 管理監督者に対する研修の実施

総務担当の管理監督者として必要な、財務会計システムに関する知識の習得及び操作等の研修を実施し、併せて監査等において多く見受けられる給与の過払い等の会計処理を防止するため、給与支給事務等に関する留意点についても説明した。

5 物品調達及び工事入札の適正執行

(1) 物品購入契約事務の適正かつ効率的な執行

平成 20 年度より予定価格が 160 万円超の物品（印刷物は 250 万円超）の調達案件については、原則として条件付一般競争入札を実施し、物品購入事務の透明性、競争性、公正性を確保しながら、適正かつ効率的に事務を執行した。

さらに、行政サービスの向上及び事務の効率化を図るため、競争性が確保できた品目から電子入札を執行した。

条件付一般競争入札実施件数 187 件(単価契約・年間契約分 47 件、単価契約・年間契約以外分 140 件)

内、電子入札実施件数 33 件(印刷物 5 件、パソコン・システム等 15 件、自動車 5 件、道路標識 8 件)

(2) 物品調達優遇制度の推進

障がい者の雇用の安定や福祉的就労の促進及び次代の社会を担う子供の健全な育成と労働者の福祉の増進に資するため、県が物品を調達するに際し、障がい者の雇用に積極的に推進している県内の中小企業及び次世代育成支援認証企業を優先的に指名又は選定したり、授産施設等から県が優先的に物品を調達する優遇制度の推進を図った。

ア 障がい者雇用推進企業（12社）

指名・選定回数 408回、契約件数 62件、契約金額 30,884千円

イ 次世代育成支援認証企業（22社）

指名・選定回数 612回、契約件数 132件、契約金額 77,607千円

ウ 授産施設等（22施設）

契約件数 4件、契約金額 18,839千円

(3) 工事等入札事務の適正かつ効率的な執行

「入札等制度改革に係る基本方針」に基づき、入札制度改革が推進される中、工事等入札事務の透明性、公正性を確保しながら、適正かつ効率的に事務を執行した。

工事等入札執行件数

条件付一般競争入札	269件(工事 255件、業務委託 14件)	内、総合評価型 41件(工事のみ)
		電子入札 5件(工事のみ)
指名競争入札	340件(工事 56件、業務委託 284件)	
合計	609件(工事 311件、業務委託 298件)	

6 工事検査の適正執行

(1) 工事検査業務の適正かつ効率的な執行

福島県財務規則第273条の3及び福島県工事検査実施要綱に基づき、農林水産部が所管する農林水産土木工事及び土木部が所管する土木建築設備工事（土木部長が各部局長の委託を受けて実施する工事を含む。）の検査業務を適正かつ効率的に行った。

ア 工事検査

(ア) 竣工検査 2,982件

※竣工検査で 15 件の不適合工事があったが、いずれの箇所も修補後再検査を実施し合格となっている。

(イ) 一部竣工検査	22 件
(ウ) 既済部分検査	57 件
(エ) 中間検査	253 件
合 計	3,314 件

(2) 中間検査の充実

福島県工事検査実施要綱及び中間検査実施要領に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事、落札率の低い工事及び埋め戻し・被覆等により竣工検査時に出来形・品質の確認が著しく困難になる工事など、特に工事の品質確保を図る必要のある工事について中間検査を実施した。

XI 議 会 事 務 局

1 総説

4回の定例会と2回の臨時会を開催するとともに、各常任委員会及び各特別委員会等の県政調査事業を実施した。

2 議会の招集

定例会を6月、9月、12月及び2月に開催するとともに、臨時会を11月及び2月に開催し、予算及び条例等の議案審査を行った。

3 政務調査費の交付

県政の調査研究に資するため、県議会の各会派に対して政務調査費を交付した。

4 県政調査等の実施

(1) 常任委員会の開催

所管事項の審査及び調査のため、総務、企画環境、福祉公安、商労文教、農林水産及び土木の6常任委員会において県政調査事業を実施した。

(2) 特別委員会の開催

所管事項の調査のため、地域産業活性化対策、いのち・人権問題対策及び新エネルギー・環境対策の3特別委員会において県政調査事業を実施した。

5 議会の広報

県議会の活動状況等の情報を広く県民に提供するため、新聞、テレビ、ラジオ及びインターネットを利用した広報活動を行った。

特に、新聞広報では、その音声版を作成し、視覚障がい者にカセットテープを配布するとともに、県議会のホームページにおいては、音声読み上げソフトにより、視覚障がい者や高齢者が県議会の情報を快適に閲覧できるようにするなど、広報活動の強化に取り組んだ。

XII 教 育 庁

1 総説

平成 20 年度における教育行政は、「人・地域・自然と共に個を磨く新世紀ふくしまの教育」を基本目標とする「第 5 次福島県長期総合教育計画」の

- 人と共に一人との共生の視点―
- 地域・自然と共に一家庭、地域社会、学校の一体化と豊かな自然との触れ合いの視点―
- 新世紀と共に一社会変化への柔軟な対応の視点―
- 学びの環境づくり―生涯学習社会の実現に向けた基盤整備の視点―

に基づくとともに、「未来を担う人づくり」、「地域ぐるみの教育力向上」及び「豊かな教育環境づくり」を特に重視する観点として掲げ、本県教育水準の向上を図るため、総合的、計画的な事業の推進に努めた。

特に、本県独自の教育改革の推進、特色ある教育の推進を図るため、次の事業を展開した。

ア 少人数教育の推進

(ア) 30 人学級 小学校 1～2 年、中学校 1 年

(イ) 30 人程度学級 小学校 3～6 年、中学校 2～3 年

イ 双葉地区教育構想の推進 国際人として社会をリードする人材の育成

ウ 地域を担う人材育成のための学習サポート事業の推進 I T を活用した学力向上支援策

2 学校教育の充実

(1) 特色ある教育の推進

ア 双葉地区教育構想の推進

「国際人として社会をリードする人材の育成」を基本目標として、(財)日本サッカー協会(JFA)と連携する全国初の取組みであり、富岡高等学校と双葉地域 3 町(富岡町、楡葉町、広野町)の 4 つの公立中学校との連携型中高一貫教育を核とし、平成 18 年 4 月から実施した。

(ア) 国際人の育成 外国語指導助手の配置 生徒海外留学 海外姉妹校との文化・スポーツ交流

独立行政法人国際協力機構(JICA)との連携

(イ) 福祉・健康を担う人材の育成 大学との連携

イ 地域を担う人材育成のための学習サポート事業の推進

民間の通信教育事業者の専門技術やノウハウを利用したeラーニングや通信教育等を活用した学習支援により、公立学校の生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図る取組みのモデル事業で、南会津地域の6つの中学校を対象に、平成18年4月から実施した。

(ア) 学習サポート事業 学習サポートシステム 全体勉強会 総合学力調査

(イ) 推進委員会 年3回

(2) 教育内容・方法の改善充実

教員に対し、学習指導要領の徹底を図るとともに、小・中・高等学校を通して本県の未来を担う人材の育成に努めた。

ア 教育課程の改善充実

小・中学校教育課程の改善・充実

教育課程説明実施事業

県内講座：小学校教員 7会場 630人、中学校教員 7会場 351人

中央講座：指導主事 28人

イ 児童生徒の学力の向上

(ア) 学力向上プロジェクト事業

A 英語・数学グレードアップ事業

学力向上推進プラン

対象校 28校

合同学習会

参加者 100人

B 学びの習慣を育てる事業

学習カウンセリング研修会

2回

各地区学力向上担当者等研修会

教育事務所ごとに2回

(イ) 全国学力調査を活用した学力向上研究事業

調査活用協力校

小学校7校、中学校7校

授業改善合同研究会

参加者 260人

(ウ) 各教育事務所指導課長・学力向上担当指導主事会議 1回

ウ 学校教育の活性化

学校外部評価事業

県立学校 22 校（高等学校 19 校・特別支援学校 3 校）において、外部評価委員による外部評価（年 2 回の学校訪問、学校参観、外部評価委員会の開催、評価報告書の作成及び学校への提示等）を行い、学校教育の質的向上を図るとともに、開かれた学校づくりに努めた。

エ 情報化・国際化に対応した教育の改善充実

(ア) 情報化に対応した教育の改善充実

情報化に対応した研修及び情報処理設備等の整備充実に努めた。

A	うつくしま教育ネットワーク事業	ネットワーク利用箇所数（小・中・高・特別支援学校ほか）	671 機関
B	県立学校 I T 環境整備事業	パソコン	735 台

(イ) 国際化に対応した教育の改善充実

A	語学指導等を行う外国青年招致事業	県立高等学校 28 人、県立中学校 1 人
B	「英語が使える人材育成」ふくしまプラン事業	2 地区（南会津、相双）
C	国際理解・国際交流論文募集事業（朝河貫一賞）	応募数 57 校 156 点（中学校 41 校 70 点、高等学校 16 校 86 点）
D	小学校英語活動等実践研究事業	2 地区 12 校

オ へき地教育の充実

(ア)	複式学級担当教員研修会	46 人
(イ)	免許外教科担任教員研修会	124 人

カ 産業教育の充実

(ア)	目指せスペシャリスト事業	勿来工業高等学校
(イ)	ものづくり人材育成地域産業連携事業	会津工業高等学校、喜多方工業高等学校

キ 環境教育の充実

「尾瀬サミット」小・中学生 3 県交流事業（尾瀬子どもサミット） 小・中学生 20 名

ク 科学技術教育の充実

(ア) 理科支援員等配置事業

A	理科支援員	小学校 40 校に 55 人配置
B	特別講師	小学校 52 校に 104 回派遣

(イ) 科学・技術研究論文募集（野口英世賞）	応募数	18校 32点(中学校 8校 13点、高等学校 10校 19点)
(ウ) 県立学校における森林環境学習推進事業		高等学校 3校、特別支援学校 1校
(エ) エネルギーに関する教育支援事業		小学校 13校、中学校 3校、高等学校 4校、教育センター
(オ) 科学技術教育推進事業	高等学校	7校

(3) 生徒指導・進路指導の充実

児童生徒の豊かな人間性育成のため、教育相談等の機会を増加させるとともに教員の指導力向上を図る研修会を実施した。

キャリア教育を推進することにより、児童生徒の勤労観・職業観の育成に努めた。

医学部進学希望生徒の進路希望の実現を図るため、意識啓発事業を実施した。

ア 学校不適応等対策の推進（ハートウォームプラン）

(ア) スクールカウンセラーの設置	中学校	168校、	高等学校	45校
(イ) 学校教育相談基礎講座	1回		84人	
(ウ) 新任生徒指導担当教員研修	1回		101人	
(エ) 学校教育相談員の設置			15人(2管内×3名、4管内×2名、教育センター1名)	
電話相談件数			814回	
訪問指導件数			859回	

イ キャリア教育の推進

(ア) 高等学校インターンシップ推進事業	5,530人
(イ) 医学部進学希望生徒の意識啓発事業	106人

(4) 保健安全管理・健康教育の充実

学校における保健安全管理の徹底及び健康教育の充実を図るため、各種事業を実施した。

ア 学校保健安全の充実

(ア) 児童生徒の疾病・異常対策の推進及び健康管理		
心電図、尿、結核等の検査の実施	延べ	90,156人
(イ) 学校保健・学校安全関係職員研修の充実		
A 新採用養護教諭研修		12人

B	養護教諭経験者研修Ⅰ～Ⅱ		17人
(ウ)	学校すこやかプラン		
A	保健学習担当者研修	3か所	105人
B	こころとからだのアドバイザー派遣事業		34校
C	心の健康教育セミナー	1か所	82人
(エ)	夢をはぐくむいのち生きいきプロジェクト事業		
A	性教育推進協力校関係事業	協力校	65校
B	いのち生きいきネットワーク研修会		100人
C	域内関係者連絡会議	7地区	
イ	学校給食の充実		
(ア)	学校給食関係職員研修		
A	新採用学校栄養職員研修		8人
B	学校栄養職員経験者研修Ⅱ		12人
(イ)	学校給食施設訪問点検		
A	小・中学校		59施設
B	夜間定時制高等学校		5校
C	県立中・特別支援学校		14校
(ウ)	学校給食業務の一部委託	県立中・特別支援学校	14校
ウ	食育の充実		
(ア)	未来へつなぐ食育推進事業		
A	朝食欠食率ゼロ週間運動の実施		
B	食育体験ツアー		1,068人
C	キッズ野菜ソムリエ養成講座		162人
(イ)	食育推進体制整備事業		
A	食育コーディネーター育成事業		8人

B 食育担当者育成事業

(指導資料作成委員会) 21 人

(5) 学校体育指導の充実

学校体育指導の充実を図るための各種事業を実施

ア 児童生徒の体力・運動能力の向上と体育の授業の充実

スポーツテスト事業

小学5・6年生、中学校・高等学校全生徒

イ 体育担当教員等の資質の向上

(ア) 学校体育実技指導講習会

小学校 301 人、中学校 217 人、高等学校 65 人

(イ) 女子体育実技指導者研究会

幼稚園 7 人、小学校 49 人、中学校 22 人、高等学校 15 人

その他 20 人

ウ 運動部活動等の充実

(ア) スポーツエキスパート活用事業

派遣者 高等学校 10 人

(イ) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

派遣者 中学校 37 人

(ウ) 意欲向上支援事業

陸上競技 56 市町村、水泳競技 36 市町村

エ 中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の育成

(ア) 県中学校体育大会

19 種目 7,191 人

(イ) 県高等学校体育大会

37 種目 13,151 人

(ウ) 全国高等学校総合体育大会派遣

35 種目 888 人

(6) 教育機会の拡充と学校規模の適正化

生徒数の大幅な減少に対応するため、高等学校の学校規模の適正化等の推進を図った。

ア 学校規模の適正化と学校・学科の適正配置の推進

(ア) 学級減

12 学校 12 学級

(安積：普通科1学級、安積黎明：普通科1学級、清陵情報：情報会計科1学級、小野：総合学科1学級、白河旭：普通科1学級、葵：普通科1学級、喜多方東：普通科1学級、大沼：普通科1学級、猪苗代：普通科1学級、いわき総合：総合学科1学級、勿来：普通科1学級、双葉：普通科1学級)

(イ) 募集停止

3 学校 3 学級

(郡山北工業：環境システム科1学級、会津工業：化学工学科1学級、相馬農業：生活文化科1学級)

(ウ) 35人学級編成

3校6学級(川口：普通科2学級、南会津：普通科2学級、只見：普通科2学級)

イ 育英事業等の推進

(ア) 奨学資金貸与事業

福島県奨学資金貸与条例に基づき、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図った。

貸与者数 新規 高校生 362人、大学生 95人

継続 高校生 584人、大学生 276人

(イ) 学生寮運営事業

首都圏で経済的に修学困難な者に対し修学を援助し、人材育成を図る財団法人福島県学生寮に対し、運営費の一部を助成した。

(ウ) 定時制・通信制教育振興事業

A 定時制教科書給与事業		208人
B 通信制教科書学習書給与事業		44人
C 定時制夜食費補助事業	延べ	34,228人
D 定時制及び通信制修学資金貸与事業	新規1人	継続3人

(7) 教職員の資質能力の向上と人材確保

教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、少人数教育等の実施に必要な人材の確保に努めた。

ア 教職員の研修の充実

教職員現職教育計画に基づき、社会の変化や時代の進展に対応した各種研修会を開催した。

(ア) 基本研修	・初任者研修	279人(幼稚園118人、小学校38人、中学校37人、高等学校86人)
	・経験者研修Ⅰ～Ⅲ	542人(幼稚園10人、小学校123人、中学校138人、高等学校271人)
(イ) 職能研修		516人(幼稚園・小学校・中学校443人、高等学校73人)
(ウ) 専門研修		970人(幼稚園・小学校・中学校683人、高等学校287人)
(エ) 特別研修		143人(小学校67人、中学校45人、高等学校31人)
(オ) 企業等教員体験研修		14人(小学校8人、中学校6人)

イ 教職員の人材確保と適正配置の推進

(ア) 指導主事・学校教育指導委員の確保と指導力の向上

(イ) 教職員定数の確保

(ウ) 少人数教育に伴う教職員の配置

A 30人学級編制 490人

B 30人程度学級編制 673人

(エ) 免許外解消補正 78人(非常勤)

(オ) 複式学級解消補正 43人(非常勤)

ウ 教職員の資質能力の向上

少人数教育に係る教員の指導力を向上させるとともに、指導方法の改善を図るための諸事業を実施した。

常勤講師研修会の実施

エ 教職員評価に関する研修

教職員評価に係る研修を行った。

オ 福利厚生 of 充実

教職員の健康管理を始め、福利厚生 of 充実を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 結核健康診断 6,150人

(イ) 定期健康診断 6,869人

(ウ) 雇入時健康診断 148人

(エ) 教職員人間ドック 5,713人

(オ) 乳がん・子宮がん検診 3,822人

(カ) V D T作業従事教職員健康診断 4,502人

(キ) 管理・監督員メンタルヘルス講習会 3回 管理監督者 65名

(8) 施設・設備の整備充実

県立学校施設・設備の整備と市町村立小中学校施設・設備整備の支援を行った。

ア 高等学校の施設・設備の整備充実

(ア) 大規模改造事業 41校 47棟

A 校舎改修	22校 26棟(耐震補強基本計画 15棟、実施設計 11棟、改修工事 6棟)	
B 体育館改修	19校 21棟(耐震補強基本計画 10棟、実施設計 18棟、改修工事 8棟)	
(イ) 県有施設耐震改修事業(県立学校)	29校 34棟(耐震補強基本計画 20棟、実施設計 21棟、改修工事 13棟)	
(ウ) 耐震診断事業	42校 87棟(福島明成 4棟 外 41校 83棟)	
(エ) 施設整備事業		
下水道接続		1校(いわき総合)
(オ) 統合校整備事業		2校(東白川農商、喜多方工業)
(カ) 産振設備整備事業		
A 設備更新		7校(双葉翔陽 外 6校)
B 普通科等家庭科設備整備		2校(須賀川、保原)
(キ) 情報処理設備整備事業		
教育用PC(レンタル)継続	96校	4,928台
イ 特別支援学校の施設・設備の整備充実		
(ア) 大規模改造事業	5校 5棟(耐震補強計画：聾平外 1校、改修工事：盲外 2校、実施設計：盲外 2校)	
(イ) 耐震診断事業	3校 5棟(須賀川養護 2棟、西郷養護 1棟、聾平 2棟)	
(ウ) 県有施設耐震改修事業(県立学校)	1校 1棟(基本計画 1棟、実施設計 1棟)	
ウ 中高一貫教育校の施設・設備の整備		
グラウンド等の整備及び中学校の設備整備	2校(会津学鳳中学校及び高等学校)	
エ 小中学校施設・設備整備の支援		
少人数教育に伴う不足教室整備の支援	1校(小学校 1校)	
(9) 特別支援教育の充実		
障がいのある生徒一人一人のニーズに応じるために、様々な支援事業を実施した。		
ア 進路指導の充実		
特別支援教育進路達成プラン事業	実施校	13校
イ 適正就学の推進と教育機会の拡充		

(ア) 就学指導体制の充実			
特別支援教育就学指導協議会	7 地区	290 人	
(イ) 就学相談の充実			
特別支援教育相談事業			
A 相談窓口	養護教育センター		
B 相談件数		2,125 件	
(ウ) 地域における早期からの相談支援体制の整備			
共に学ぶ環境づくりプラン「地域教育相談推進事業」			
A 相談窓口	県北、県中、県南、会津、相双教育事務所		
B 相談実施児童生徒数		1,589 人	
(エ) 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援			
共に学ぶ環境づくりプラン「視覚障がいに応じた教材教具貸与事業」		支援児童生徒数	6 人
(オ) 医療的ケアを必要とする児童生徒の学習機会の整備			
A 盲学校・聾学校における医療的ケア実施事業	実施校	2 校	
B 養護学校における医療的ケア実施事業	実施校	10 校	
(カ) 発達障がいのある児童生徒への支援の充実			
LD等の中高連携型生徒支援事業	実施校	3 校	
ウ 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実			
(ア) 教育課程の改善と学習指導の充実			
A 教育課程運営改善講座		38 人	
B 特別支援学級等教育課程研究集会		64 人	
(イ) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実			
訪問教育によるスクーリングの実施		8 校	
エ 教職員研修の充実			
(ア) 初任者研修		30 人	

(イ) 経験者研修		76 人
(ウ) 職能研修		353 人
(エ) 専門研修		578 人
(オ) 特別研修		6 人

(10) 幼稚園教育の充実

幼稚園教員の資質及び専門性の向上のため、各種研修会、協議会を実施した。

ア 幼稚園教育要領の趣旨の実現

幼稚園教育課程研究協議会	6 地区	720 人
--------------	------	-------

イ 教職員現職教育研修

(ア) 幼稚園等新規採用教員研修		118 人
(イ) 幼稚園経験者研修Ⅱ		10 人
(ウ) 幼児教育実技講習会		68 人

3 社会教育の推進

(1) 社会教育の充実

社会教育の推進に向けて、活動の充実と人材育成に努めた。

ア 社会教育活動の充実

(ア) 17 字のふれあい	応募数	41,180 組
---------------	-----	----------

(イ) 地域教育力支援推進事業

A 学習支援ボランティア・病院訪問学習支援ボランティア・家庭教育支援者の登録及び派遣

学習支援ボランティア登録人数	1,219 人
病院訪問学習ボランティア登録人数	38 人
家庭教育支援者登録人数	27 人

B 体験活動等担当者への情報提供

C ボランティアアプリセミナー	12 会場	392 人
-----------------	-------	-------

(ウ) 放課後子ども教室推進事業

A 福島県放課後子どもプラン推進委員会	年2回	委員数10名		
B 福島県放課後子どもプラン研修会	9会場	832名		
C 子ども教室	32市町村	109教室実施	県立特別支援学校	4教室実施

(エ) 学校支援地域本部事業

A 福島県学校支援運営協議会	年1回	委員数9名		
B 実践事例研究会	1会場	77人		
C 市町村説明会	6会場	56人		
D 学校支援本部	6市町村	9本部		

イ 社会教育推進体制の充実

(ア) 社会教育主事の派遣		12人		
(イ) 市町村社会教育担当者研修会（経験者研修）	1会場	52人		
(ウ) 公民館職員研修会（初任者研修）	1会場	62人		
(エ) 社会教育研究集会	1会場	239人		
(オ) 地域教育力活性化推進員の設置		17人		
(カ) 読書推進講座	1会場	43人		
(キ) 図書館職員（司書）研修会	3会場	255人		
(ク) 子どもの読書研究集会	1会場	57人		

ウ 社会教育施設の整備充実

(ア) 図書館資料の整備	購入	12,175冊	寄贈	16,173冊
(イ) 移動図書館巡回	25市町村を巡回		貸出冊数	19,314冊
(ウ) 図書館の施設等整備	児童書庫電動書架増設 情報ネットワークシステム運用			
(エ) 福島県自然の家の整備充実	利用団体	2,246団体	延利用者	200,744人
	郡山自然の家体育館耐震補強工事実施			
	会津自然の家宿泊棟耐震改修工事実施			

(2) 家庭教育の充実

家庭の教育力向上を目指して、学習機会の提供と人材育成に努めた。

父と母の学びと育ち支援事業 きめ細かな家庭教育支援プロジェクト事業

7 地域（各教育事務所） 936 人

(3) 子ども読書活動の推進

子どもの読書環境の整備に努め、子どもの読書活動を推進した。

いのち輝く「小さな読書人」育成プラン

(ア) 福島県子ども読書活動推進会議

1 回

(イ) 子ども読書活動推進講座

4 回

106 人

4 文化の振興

(1) 文化活動の振興

個性豊かな本県の文化振興を図るため、県民の多彩な文化活動を支援した。

文化活動の促進と発表機会の充実

(ア) 県高等学校総合文化祭合同祭典

11 月 6 日開催

1,201 人参加

専門部大会

23 部門

7,256 人参加

(イ) 第 35 回全国高等学校総合文化祭開催体制準備事業

第 3 回、第 4 回開催準備委員会の実施

第 3 回開催準備企画運営委員会の実施

(2) 文化財の愛護と伝統文化の継承

県内各地に伝承、保存されてきた文化財を後世に伝えるため、調査や保存助成を行うとともに、文化財愛護精神の高揚を図った。

ア 文化財保護体制の充実

文化財パトロール

1 回

335 か所

イ 文化財保存の充実

(ア) 特別天然記念物カモシカ保護対策事業

通常調査（朝日・飯豊山系保護地域、越後・日光・三国山系保護地域）

(イ) 埋蔵文化財保存調査

分布調査 10 地区 31 か所、発掘調査 6 地区 21 遺跡（他部予算配当分を含む）

(ウ) 県文化財指定調査	県文化財指定の調査を実施
(エ) 国指定文化財保存助成	26 件
(オ) 県指定文化財保存助成	10 件
(カ) 埋蔵文化財保存助成	18 件
(キ) ふるさと文化の再発見事業	現地調査（県内全域）123 件
(ク) 埋蔵文化財周知事業	現地調査（県内全域）

ウ 文化財の活用

第 50 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（多賀城市） 1 団体

(3) 文化施設運営の充実

文化活動の振興のため、文化施設運営の充実を図った。

ア 文化財の保存と公開の場の整備

(ア) 県文化財センターの運営	県文化財センター白河館管理運営委託
(イ) 遺跡の案内人（ボランティア）事業	ボランティア登録者数 86 名

イ 県立美術館・博物館の展示等充実

(ア) 県立美術館	企画展 6 回、移動美術館 1 回（本宮市）
(イ) 県立博物館	企画展 2 回、移動博物館 1 回（須賀川市）

5 普及・啓発

(1) 「ふくしま教育の日」啓発推進事業

県民の教育に対する理解を深めるため、「ふくしま教育の日」の普及啓発を図り、学校等関係機関に対し関連事業の実施を促した。

(2) 「ふくしま子ども憲章」推進事業

子どもたちの規範意識の向上や豊かな心の育成を図るために策定した「ふくしま子ども憲章」について普及啓発に努めた。

(3) 広報・広聴活動の充実

教育委員会の施策・事業等の啓発・理解促進等を図るため、広報・広聴活動の充実を図った。

ア うつくしまふくしま教育ニュース	290,000 部
-------------------	-----------

イ	福島県の教育施策	8,000 部
ウ	教育委員会だより	4,500 部
エ	教育年報	150 部
オ	福島県の教育	1,100 部
カ	教育広聴会	3 回

XIII 警 察 本 部

1 総説

平成 20 年は、県警察の基本姿勢である「県民とともにある力強い警察～安全・安心を実感できる福島をめざして～」を実現するため、

- 地域と一体となった犯罪抑止対策と子どもの安全対策の推進
- 街頭活動の強化と地域の安全対策の推進
- 重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪総合対策の推進
- 総合的な交通事故防止対策の推進
- テロ対策の強化と大規模災害対策の推進

を重点目標に定め、組織の総合力を発揮し、安全・安心を実感できる福島を実現するための各種施策を展開した。

2 地域と一体となった犯罪抑止対策と子どもの安全対策の推進

(1) 犯罪実態に即した重点指向による先行型犯罪抑止対策の推進

ア 犯罪発生状況

街頭犯罪等（14 罪種・手口）のうち、県民に不安を与える犯罪（5 罪種・手口）と多発犯罪（4 手口）を重点対象犯罪に指定し、その他の犯罪（5 手口）を含め、発生実態に応じた各種対策を推進した結果、平成 20 年度中の街頭犯罪等の認知件数は 9,687 件で、前年度対比 441 件（4.4 パーセント）減少した。

〈街頭犯罪等認知状況〉

街 頭 犯 罪		平成20年度	平成19年度	増 減 数	増 減 率
重点対象犯罪	空 き 巣	696 件	826 件	△ 130 件	△ 15.7%
	忍 込 み	384 件	390 件	△ 6 件	△ 1.5%
	強 制 わいせつ	76 件	85 件	△ 9 件	△ 10.6%
	強 盗	21 件	27 件	△ 6 件	△ 22.2%
	ひ っ た く り	33 件	38 件	△ 5 件	△ 13.2%
	小 計	1,210 件	1,366 件	△ 156 件	△ 11.4%

重点対象犯罪	多発犯罪	自転車盗	3,335件	3,422件	△87件	△2.5%
		万引き	2,247件	2,242件	5件	0.2%
		車上ねらい	1,431件	1,418件	13件	0.9%
		自販機ねらい	283件	227件	56件	24.7%
		小計	7,296件	7,309件	△13件	△0.2%
その他	部品ねらい	354件	320件	34件	10.6%	
	出店荒し	259件	344件	△85件	△24.7%	
	事務所荒し	185件	337件	△152件	△45.1%	
	オートバイ盗	216件	285件	△69件	△24.2%	
	自動車盗	167件	167件	0件	—	
	小計	1,181件	1,453件	△272件	△18.7%	
合計		9,687件	10,128件	△441件	△4.4%	

イ 犯罪発生実態の分析

各署から重点対象犯罪等の発生実態について、日報等（万引きは週報）により報告を求め、発生の時間、場所、環境要因等を分析し、各署にフィードバックの上、犯罪抑止対策に活用している。

ウ 県民の自主防犯意識の高揚につながる情報発信

(ア) マスメディアを活用した情報発信

a 地元新聞

1週間の犯罪発生状況、特徴等について、地元新聞2社に掲載したほか、犯罪発生状況、犯罪特徴と防犯対策等についての情報を随時提供した。

b ラジオスポット放送

ラジオ番組（スポット防犯情報コーナー）により、多発犯罪である空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引きについて被害防止広報を行った。

(イ) セキュリティメール（Sメール）

声かけ事案をはじめ、強盗やひったくり等の発生実態と防犯情報について、携帯電話のメール機能を活用して送信するセキュリティメール（平成 17 年 3 月 7 日運用開始）を運用し、県民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、関連情報の提供を呼びかけた。（平成 20 年度末現在登録者 7,285 人、平成 20 年度中の発信回数 33 回）

(ウ) 振り込め詐欺防止

金融機関、県・市町村、関係機関・団体等と連携し、被害防止活動等の情報発信を実施した。（平成 20 年度中の金融機関での未然防止 31 件、約 4,680 万円）

(エ) その他

- a 関係機関・団体の会報等発行
- b ホームページの活用
- c 地上デジタル放送の活用

(2) 防犯環境設計による安全・安心まちづくりの推進

ア 「防犯の家マーク」の普及促進

防犯環境設計による安全・安心まちづくりの一環として、警察本部が独自に作成した「防犯診断チェックポイント」に基づき、県内の戸建住宅の防犯診断を実施の上、防犯性能が高い住宅を防犯対策推進の家として推奨し、「防犯の家マーク」を交付するなど防犯意識の高揚を図った。（平成 20 年度中 2,728 件：交付数累計 8,055 世帯）

イ 防犯ボランティア等に対する活動支援、協働活動の強化（平成 20 年度）

(ア) 防犯ボランティア団体の拡大と連携

防犯ボランティア団体の把握数は、平成 13 年（32 団体）の約 13 倍（394 団体、32,000 人）に拡大し、警察との連携による犯罪抑止や子どもの安全確保活動を展開している。

(イ) 防犯ボランティア支援事業の実施

防犯ボランティア団体に対する装備資器材の支援予算を獲得し、17 団体にジャンパー、ベスト、帽子、青色回転灯等の支援を行った。

ウ 第 29 回全国地域安全運動福島県民大会の開催（福島市）

10 月 17 日、パルセいいざか（福島市飯坂温泉観光会館）において、県、(社)福島県防犯協会連合会等との共催による県民大会（参加者約 1,000 人）を開催し、地域安全意識の高揚と活動意欲の向上を図った。

エ 自治体における防犯環境設計による「安全・安心まちづくり」の促進

自治体に対して継続して働きかけた結果、犯罪が多発する箇所への防犯カメラ設置が促進されたほか、犯罪の温床となる暗がり解消するための防犯灯の増設等が実現した。

(3) 少年非行の防止と保護対策の推進

ア 少年の健全育成等非行防止対策

(ア) 少年サポートセンターによる少年非行防止活動の推進

警察本部少年課及び県内4地区の少年サポートセンター（福島、郡山、会津若松及びいわき）において、非行防止対策、非行少年の立直り支援・居場所づくり、ふれあいサポート事業等の活動を推進した。

(イ) 非行防止教室等の開催

児童・生徒の規範意識向上のため、学校等と連携し、小・中学校・高等学校ごとに非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催して非行防止の啓発活動を実施した。

(ウ) 少年の社会参加活動の推進

少年の社会参加活動の意識高揚のため、市町村等の関係機関・団体、少年補導員等の防犯ボランティアと連携し、公園・公共施設の清掃、落書き落とし等の環境美化活動や福祉施設・医療施設等の訪問などの社会参加活動を推進した。

(エ) 少年補導、保護活動の推進

非行少年の早期発見と相談、立直り支援のため、学校等関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携し、毎月第3金曜日を「街頭補導活動強化の日」として、街頭補導活動の強化を図った。

	平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
検挙・補導人員	16,519 人	20,067 人	△ 3,548 人	△ 17.7%

(オ) 有害環境浄化活動の推進

ピンクビラ等少年の有害環境浄化のため、各署において、少年補導員、防犯指導隊、町内会、市役所職員等 9,960 人に対して除却者指定証を交付するとともに、N T T 東日本福島支店及び東北電力福島支店からの除却委嘱を受けた少年補導員との協働による有害環境浄化活動を推進した。

イ 少年補導員、少年指導委員の育成

ボランティアである少年補導員の補導技術の習得・研さん、少年指導委員の立入り等について研修会を開催し、少年補導員との合同補導

の実施、少年指導委員による風俗営業店舗等に対する立入りを実施して資質の向上を図った。

ウ 福祉犯罪取締り

福祉犯被害少年の保護のため、少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、147件145人を検挙した。

エ 子ども安全安心キッズポリス体験学習事業の実施

児童に対し、集団行動による非行防止等の体験学習を行わせ、遵法精神や相互扶助精神の醸成と社会性の習得を図るとともに、参観保護者はもとより、報道等を通じて地域における少年健全育成の促進と警察業務への理解を高めることを目的に子ども安全安心キッズポリス体験学習事業を実施した。

(ア) 日時・場所

平成20年8月5日(土) 午前8時40分から午後2時まで

福島県警察機動センター

(イ) 参加者等

福島市内の小学5、6年生 約100名

3 街頭活動の強化と地域の安全対策の推進

(1) 犯罪の未然防止と検挙活動の推進

ア 立番、巡回連絡、パトロール等「見せる」街頭活動の推進

立番（交番前での警戒）、巡回連絡を強化するとともに、子どもを対象とした声かけ事案等の防止を図るため、通学時間帯、子どもの遊び場、人のい集する時間帯及び場所における「見せる」活動の強化を図った。

また、警ら用無線自動車での警らは、駐留警戒や商店街・飲食街、裏通りでの低速走行を行うなど、犯罪の抑止及び検挙に効果のある活動を実施した。

〈立番・巡回連絡時間〉

年度	種別	立 番	巡 回 連 絡
平成20年度		150,017 時間 (+ 1,095 時間)	95,405 時間 (+ 850 時間)

※ () は、前年度対比の増減

イ 積極的な職務質問による犯罪検挙活動の推進

(ア) 特別機動パトロール隊、県境管轄署(隊)等の連携による県境検問等の実施

白河署、棚倉署、南会津署及びいわき南署において、特別機動パトロール隊と合同による検問を実施し、県外からの犯罪者流入阻止を図った結果、白河署、棚倉署及びいわき南署の刑法犯認知件数は減少した。

〈県境検問実施署の刑法犯認知件数〉

年度 \ 署	白 河 署	棚 倉 署	いわき南署
平成20年度	1,076 件 (△ 125 件)	208 件 (△ 52 件)	631 件 (△ 130 件)

※ () は、前年度対比の増減

(イ) 職務質問技能指導班の設置

平成 20 年 6 月、職務質問の技能向上を図るため職務質問技能指導班（警部の班長 1 名、警部補の職務質問技能指導官 3 名）を設置し、各所属の職務質問準技能指導員等に対する同行指導を計画的に実施した。

〈同行指導実施状況等〉

H 20.6 ~ H 21.3

同行指導回数	同行指導人員	刑法犯検挙	特別法犯検挙
88 回	108 人	9 件	17 件

(ウ) 職務質問強化月間の実施

質問等による犯罪検挙強化月間を年 3 回設定するなどして街頭活動を強化し、各種犯罪の検挙活動を推進した。

職務質問強化月間の実施

- 「職務質問等街頭活動強化による刑法犯等検挙月間」 平成 20 年 5 月 7 日～6 月 6 日
- 「職務質問等街頭活動強化による刑法犯等検挙月間」 平成 20 年 10 月 1 日～11 月 30 日
- 「職務質問等による街頭活動強化月間」 平成 21 年 1 月 21 日～2 月 20 日

(2) 地域に密着した警察活動の推進

ア 地域住民の意見・要望等の把握及び地域安全情報の発信

巡回連絡及び地域における各種会合等の機会を積極的に活用し、地域住民の意見、要望等の把握に努めるとともに、事件・事故等の被害

防止のための地域安全情報を発信した。

〈巡回連絡実施・各種会合出席状況〉

年度	種別	巡回連絡
平成20年度		212,421回 (+ 6,628回)

※ 巡回連絡は、実施回数

※ () は、前年度対比の増減

イ 地域の実態に応じた各種活動の推進

(ア) 情報発信活動の推進

a 交番・駐在所等単位のミニ広報紙等を積極的に発行した。

〈ミニ広報紙発行状況〉

年度	種別	ミニ広報紙
平成20年度		692回 (+ 18回)

※ () は、前年度対比の増減

b 交番・駐在所FAXネットワークの積極的な運用

交番・駐在所FAXネットワークを積極的に活用し、事件・事故等の被害防止に関する地域安全情報を積極的に発信した。

〈FAXネットワーク実施状況〉

年度	回数	実施回数
平成20年度		181回

(イ) 地域の問題解決活動（クラスコミュニケーション活動）の積極的な推進

地域住民の意見・要望等を踏まえ、交番・駐在所等において積極的にクラスコミュニケーション活動に取り組み、地域の問題解決の推進を図った。

(3) 初動態勢の確立・強化

ア 通信指令室を核とした警察機動力の向上

(ア) 陸・海・空が一体となった総合機動力の発揮

事案発生時は、通信指令室を核として、警ら用無線自動車、警察航空機（ヘリコプター）、警察船舶等、機動力を最大限に発揮させ、陸・海・空一体となった総合的な運用に努めた。

活動事例

- 5月7日（ばんだい） 当て逃げ逃走車両追跡、捕捉
- 8月2日（ばんだい） 七ヶ岳山岳遭難者（13名）発見地上捜索隊を誘導、保護
- 11月12日（あづま） 特異家出人使用の車両を発見、追尾、捕捉

(イ) 効果的な緊急配備等の実施

緊急配備計画をもとに、通信指令室と警察署及び隣接県警察と合同による広域緊急配備訓練を実施した。

イ 関係機関との連携による迅速・的確な初動活動の推進

(ア) Fネット斉報システム（事件・事故手配）の効果的活用

事件・事故発生時にタクシー会社、ガソリンスタンド等の事業所に対して、Fネット斉報システムを活用し、事件・事故の早期解決を図るため必要な情報の提供を依頼した。

〈Fネット実施状況〉

年度	回数	実施回数
平成20年度		612回（+ 161回）

※（ ）は、前年度対比の増減

(イ) 関係機関等との連携

消防機関、福島県ドクターヘリ、海上保安庁等との連携を図り、事案発生時の初動対応を迅速・的確に実施した。

(ウ) 適切な110番通報に対する広報・啓発活動の推進

1月10日の「110番の日」における各種イベント、各種広報媒体を活用した適切な110番通報に対する広報・啓発活動を強化したことにより、いたずら・無応答・誤接（間違いによる通報）が減少（8.5%）した。

〈いたずら・無応答・誤接〉

年度	項目	いたずら・無応答・誤接
平成20年度		19,417回 (△1,797回)

※ () は、前年度対比の増減

4 重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪総合対策の推進

(1) 犯罪抑止のための検挙活動の強化

ア 刑法犯認知・検挙状況

平成20年度の刑法犯認知・検挙状況は次のとおりである。

	平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
認 知 件 数	19,688 件	19,631 件	57 件	0.3%
検 挙 件 数	7,099 件	7,238 件	△139 件	△1.9%
検 挙 人 員	4,297 人	4,784 人	△487 人	△10.2%

イ 重要凶悪事件等への的確な対応

凶悪事件の発生に際しては、「現場への早期臨場と迅速的確な緊急配備、検索等の実施」、「捜査員の大量動員等による初動捜査の徹底」、「専従捜査員の指定による継続捜査の強化」、「科学捜査の推進」等により、事件の早期解決を図った。

平成20年度の重要凶悪犯罪の認知・検挙状況は、次のとおりである。

区 分	認 知 件 数		検 挙 件 数		検 挙 人 員	
	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度
殺 人	21 件	8 件	21 件	7 件	18 人	9 人
強 盗	21 件	27 件	21 件	18 件	31 人	21 人
放 火	19 件	15 件	18 件	11 件	14 人	10 人
強 姦	15 件	16 件	10 件	16 件	15 人	17 人

ウ 窃盗犯捜査の強化

平成 20 年度は、窃盗事件の認知件数のうち、凶悪犯罪に移行するおそれが高い侵入窃盗事件の認知件数が 14.7% を占めた。このため、侵入窃盗犯の捜査を組織的かつ強力に展開した結果、841 件の侵入窃盗事件を検挙（窃盗犯検挙件数 4,982 件）した。

平成 20 年度の窃盗犯の認知・検挙状況は、次のとおりである。

区 分	窃 盗 事 件	侵入窃盗事件	割 合
認 知 件 数	13,983 件	2,052 件	14.7%
検 挙 件 数	4,982 件	841 件	16.9%

(2) 適正な銃刀・火薬行政の推進

ア 銃砲刀剣類・火薬類事犯指導取締りの強化

治安の根幹にかかわる重要問題である銃砲刀剣類・火薬類使用事犯を防止するため、組織の総力を挙げて指導取締りを実施するとともに、銃砲刀剣類・火薬類の安全管理の徹底を図った。

	平成20年度	平成19年度	増 減 数	増 減 率
銃砲刀剣類所持 等取締法違反	88 件 (70 人)	70 件 (59 人)	18 件 (11 人)	25.7% (18.6%)
火 薬 類 取 締 法 違 反	0 件 (0 人)	3 件 (3 人)	△3 件 (△3 人)	皆 減 (-)

イ 許可銃砲の保管・管理の徹底

許可銃砲の保管・管理の徹底を期するため、銃砲所持者に対する巡回連絡や防犯指導を実施し、使用実績の認められない、いわゆる「眠り銃」等について譲渡又は廃銃の行政指導を行った結果、所持者 303 人の許可証返納、銃砲 537 丁の譲渡・廃棄があった。また猟銃及び空気銃の所持等に関する講習会、猟銃等講習会講師等に対する講習を開催し、安全管理の徹底を図った。

ウ 火薬類取扱場所に対する立入検査の実施

火薬類の盗難・不正流出、事故の防止及び保管・管理の適正化を図るため、火薬類取扱場所に対する立入検査を実施した。

(3) 構造的不正追及と「振り込め詐欺」事件検挙の推進

ア 構造的不正追及の強化

社会の公正を害する構造的不正を重点として、組織的・多角的な情報収集活動を強化して捜査を推進した結果、加重収賄事件等（2件）を検挙した。

イ 「振り込め詐欺」事件の認知・検挙状況と被害未然防止及び検挙推進

(ア) 「振り込め詐欺」事件の認知・検挙状況

平成20年度における「振り込め詐欺」事件の認知状況は、131件（前年度対比＋31件）、被害金額約1億4,730万円（前年度対比△約8,900万円）である。検挙状況は、4件（前年度対比△4件）、1名（前年度対比△2名）である。

その他、振り込め詐欺を助長する犯罪である通帳詐欺等の検挙状況は、66件（前年度対比＋37件）、19名（前年度対比＋14名）である。

(イ) 「振り込め詐欺」事件の被害未然防止及び検挙推進

被害認知時に迅速な各種捜査を徹底して、警察官等を騙るキャッシュカード回収名下のオレオレ詐欺事件、振り込め詐欺を助長する犯罪である通帳詐欺、携帯電話詐欺等を検挙するとともに、福島県警察振り込め詐欺対策室を設置し、司令塔の下、各部門と連携して広報活動を強化し、被害未然防止対策を推進した。

ウ 知能犯事件の検挙状況

平成20年度における知能犯事件の検挙状況は、主に詐欺事件等で466件（前年度対比＋16件）、182人（前年度対比＋5人）である。

(4) 暴力団・来日外国人による組織犯罪対策の推進

ア 暴力団総合対策の推進

(ア) 平成20年度の暴力団犯罪の取締りについては、暴力団員等の大量反復検挙、覚せい剤事犯をはじめとする資金源犯罪の摘発、けん銃摘発の徹底等を重点に推進し、次の取締り結果となった。

	平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	315 件	247 件	68 件	27.5%
検 挙 人 員	172 人	207 人	△ 35 人	△ 16.9%
覚せい剤押収量	987.340 g	17.475 g	969.865 g	5,550.0%
けん銃押収数	0 丁	5 丁	△ 5 丁	皆 減

(イ) 暴力団対策法の運用

暴力団対策法の効果的活用を図り、暴力団からの脱退妨害行為等に対する行政命令3件（中止命令3件）を発出し、脱退者に対する妨害行為の防止に努めた。

(ウ) 暴力団排除活動の推進

a 暴力団によるみかじめ料の徹底排除、暴力団組事務所の撤去、環境浄化等の対策を推進するため、県内主要8地区の福島、郡山、会津若松、いわき市平、いわき市小名浜、須賀川市、白河市及び南相馬市の繁華街に暴力団排除重点モデル地区を設定し、各地区の住民ボランティア約30人で編成するパトロール隊と警察の合同による警戒、広報・啓発活動等を重点的に実施した。

b (助)暴力団根絶福島県民会議との緊密な連携を図り、

○ 「第19回暴力団根絶福島県民大会」(平成20年6月30日 いわき芸術文化交流館アリオス 約1,200人参加)

○ 「第11回民暴対策企業トップセミナー」(平成20年10月16日 郡山市ホテルハマツ 約500人参加)

をはじめ、県内各地域及び職域において、暴力団排除に向けた「各種暴排大会」を開催し、暴力団根絶意識の高揚と普及を図った。

c 暴力団離脱者に対する社会復帰対策、積極的な暴力相談の実施など、総合的な暴力団排除活動を推進した。

d 暴力団による不当要求防止責任者講習を30回、1,670名に対し実施した。

イ 来日外国人犯罪総合対策の推進

(ア) 来日外国人の検挙状況

平成20年度の来日外国人による刑法犯・特別法犯の検挙状況は、次のとおりである。

		平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
総 数	件 数	53 件	202 件	△ 149 件	△ 73.8%
	人 員	36 人	51 人	△ 15 人	△ 29.4%
刑 法 犯	件 数	31 件	179 件	△ 148 件	△ 82.7%
	人 員	23 人	36 人	△ 13 人	△ 36.1%
特別法犯	件 数	22 件	23 件	△ 1 件	△ 4.3%
	人 員	13 人	15 人	△ 2 人	△ 13.3%

- (イ) 来日外国人犯罪組織に関する情報の集約と一元管理、分析及び関係部門等との情報共有
 - a 国際犯罪捜査情報官及び情報担当者による情報集約・分析並びに他県警察及び関係機関からの情報収集と組織解明のための情報集約を実施した。
 - b 警視庁等他県担当者との積極的な情報交換による来日外国人犯罪組織に対する情報共有と実態解明を実施した。
 - (ウ) 偽装結婚、偽装認知等の犯罪インフラ事犯、偽装滞在の実態を踏まえた対策の実施
 - a 各種警察活動による情報収集及び実態解明を推進した。
 - b 県、入管、税関等関係機関・団体等との積極的な情報交換による端緒情報の入手と事件化を図った。
 - (エ) 通訳体制及び能力の充実
 - a 部内指定通訳員及び部外委嘱通訳人について、実際の通訳派遣に十分対応可能とするための見直しを行い、通訳体制の充実を図った。
 - b 通訳研修会の実施、教養資料の発出等により、公正かつ適正な取調べ通訳のための教養を実施するとともに、外部委託教養により指定通訳員の能力向上を図った。
- (5) 銃器・薬物犯罪対策の推進
- ア 銃器事犯の徹底検挙
 - 暴力団によるけん銃発砲事件が県民の脅威になっている情勢を踏まえ、組織の総力を挙げて銃器事犯を摘発するとともに、関係機関等との連携した水際対策、広報啓発活動を推進した。
 - (ア) 組織の総合力を発揮したけん銃の取締り
 - 暴力団等の組織的に管理し隠匿しているけん銃の摘発を重点とした取締りを強力に推進したが、けん銃の押収はなかった。
 - (イ) 総合的な水際対策の推進
 - 国際化に伴うけん銃等禁制品の密輸入の増加を防止するため、税関・海保等関係機関との情報交換、合同臨検等を実施するとともに、沿岸7署と福島空港管轄の須賀川署の計8署に水際監視対策協力員を委嘱し、官民一体となった水際監視体制を構築するなど総合的な水際対策を推進した。
 - (ウ) 県民の理解と協力の確保
 - けん銃等違法銃器を根絶するため、ポスターの作成・配布、県警ホームページ、広報紙等を活用し、広く県民に対し情報提供の呼びかけを実施した。
 - イ 薬物事犯の徹底検挙

覚せい剤を中心とした薬物事犯に的確に対応するため、「来日外国人犯罪集団、暴力団等の密売組織の壊滅」、「末端乱用者の徹底検挙」、「水際検挙の徹底」を重点として組織の総力を挙げて恒常的な取締りの徹底を図った。

平成 20 年度の薬物関係事犯取締り状況は、次のとおりである。

	平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	124 件 (89 人)	153 件 (106 人)	△ 29 件 (△ 17 人)	△ 19.0% (△ 16.0%)
大 麻 取 締 法 違 反	22 件 (18 人)	6 件 (4 人)	16 件 (14 人)	266.7% (350.0%)
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 違 反	24 件 (22 人)	27 件 (24 人)	△ 3 件 (△ 2 人)	△ 11.1% (△ 8.3%)
あ へ ん 法 違 反	0 件 (0 人)	8 件 (8 人)	△ 8 件 (△ 8 人)	皆 減 (-)
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 違 反	1 件 (1 人)	0 件 (0 人)	1 件 (1 人)	皆 増 (-)

(6) 悪質な生活環境事犯の徹底検挙

ア 環境犯罪の取締りの強化

関係行政機関、産業廃棄物の不法投棄ボランティア監視員等の協力のもと、組織的、計画的な環境破壊事犯の重点的な取締りを推進した結果、組織的な不法投棄事件等 115 件、131 人を検挙した。

イ 生活侵害事犯の取締りの強化

市民生活に直接、重大な影響を及ぼす生活経済事犯の取締りを強化した結果、金融事犯、知的所有権侵害事犯等 44 件 38 人を検挙するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、被害拡大の防止を図った。

ウ 風俗環境浄化対策の推進

享乐的な社会風潮を反映して悪質化する風俗関係事犯の取締りを強化した結果、風営適正化法違反等 54 件 33 人を検挙した。

また、風俗営業の健全化を図るため、風俗営業管理者講習を実施した。

5 総合的な交通事故防止対策の推進

運転免許人口や車両保有台数の増加、加速する高齢化社会、生活形態の夜型化、社会規範意識の低下等、交通を取り巻く環境は年々厳しさを増し、交通死亡事故は依然として高い数値で推移している。

このため、交通事故実態に応じた各種交通安全対策を総合的・重点的に推進した結果、平成 20 年度は、前年と比較し、死者数で 3.4% 減の 114 人であった。

平成 20 年度の交通事故発生状況は次のとおりである。

	平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
発 生 件 数	11,534 件	12,645 件	△ 1,111 件	△ 8.8%
死 者 数	114 人	118 人	△ 4 人	△ 3.4%
傷 者 数	14,437 件	16,062 人	△ 1,625 人	△ 10.1%

(1) 県民生活に対応した交通環境の整備

社会資本整備重点計画に基づく特定交通安全施設等整備事業実施計画の 1 年目として、交通管制システムの整備充実や、地域開発に伴う交通流の変化、都市部の交通渋滞等交通実態に対応した交通環境の整備を図った。

ア 交通安全施設等の整備

(ア) 都市交通の円滑化対策の推進

交通管制センターの制御エリアを高度化するための集中制御機の更新 30 基 など

(イ) 信号機の新設改良等

信号機の新設 43 基、信号機の改良 88 基、信号機の灯器改良 124 式 など

(ウ) 道路標識・標示の整備

あんしん歩行エリアに照明灯付横断歩道標識（4 本、いわき市）及び自発光式一時停止標識（9 本、いわき市）の整備 など

イ 総合的な交通規制の実施

(ア) 交通規制の実施

道路の新設や都市開発等に伴い、はみ出し禁止（5区間、5,770 m）、一時停止（240交差点、327箇所）、最高速度（26区間、28,212 m）等の交通規制を実施した。

(イ) 交通規制の見直しの推進

安全で快適な交通環境の実現を図るため、現行規制の見直しを行い、最高速度の解除（9区間 10,100 m）、はみ出し禁止の解除（10区間、34,630 m）等を実施した。

また、白河市において、一定区域を一律に駐車禁止としていた面規制を廃止し、同区域内の路線ごとに駐車規制の必要性を検討して、新たに規制を実施（新規 174 区間、48,290 m）するなど、駐車規制の見直しを図った。

(ウ) 道路使用の適正化

道路使用に関する許可条件の履行状況の調査・確認の事務 28,811 件を(社)福島県交通安全協会に業務委託し、道路の使用実態を把握することで道路使用の適正化を図った。

(2) 駐車秩序の確立

都市部を中心に、交通事故や円滑な交通流を疎害する要因となっている違法駐車を排除し、良好な駐車秩序を確立するため、関係機関、団体と連携した道路交通環境の整備に努めた。

ア 自動車保管場所の適正化

駐車秩序の確立を図るため、自動車保管場所証明申請に関する保管場所調査 125,280 件を(社)福島県交通安全協会に業務委託し、保管場所の確保状況を把握することで適正化を図った。

イ パーキング・メーターの適正運用

駐車秩序の確立を図るため、短時間の駐車需要に対応するパーキング・メーター（19基：福島市 10 基、郡山市 5 基、いわき市 4 基）の適正な運用管理を図った。

ウ 広報啓発活動の推進

自動車保管場所の適正確保と地域住民の違法駐車排除に向けた意識の高揚を図るため、警察署、関係機関・団体の広報紙等による駐車違反防止の広報啓発を継続して実施した。

(3) 体系的な交通安全教育

ア 幼児・児童に対する交通安全教育

「交通安全教育指針」に基づいた参加・体験・実践型の巡回教室を交通関係機関と連携して開催し、交通安全活動の周知・徹底を図った。

イ 高齢者に対する交通安全教育

- 身体機能の変化や交通ルールを理解させるため、高齢歩行者教育システム（3式）を活用した県下全域における参加・体験型講習を積極的に開催した。
- 運転適性検査車を利用した参加・体験型の安全運転教育により、高齢者の能力に応じた個別指導を実施した。

ウ 対象別交通安全教育の実施

交通の安全を確保するため、対象別に安全運転管理者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、運転免許更新時講習、初心運転者講習、高齢者講習、違反者講習を実施した。

(4) 効果的な運転者対策の推進

ア 運転免許試験合格者への安全教育の実施

運転免許試験の合格者に対しては、合格後、即、安全運転教育を実施し、早期の安全意識の定着を図った。

イ 指定自動車教習所に対する事故分析資料の提供

高齢者講習・初心運転者講習等で利用できる事故分析資料を各教習所に提供し教習内容の充実を図った。

ウ 指定自動車教習所指導員等の教育

教習所の指導員等に対して、実技を取り入れた講習会を実施するとともに、立会検査・抽出検査を強化して教習水準の向上及び教育内容の充実を図った。

エ 行政処分の迅速な実施による運転不適格者の早期排除

迅速な行政処分により、悪質、危険運転者を早期に道路交通の場から排除し、交通の安全を確保した。

(5) 重点的な交通指導取り締まりと暴走族総合対策の推進

ア 重大な交通事故に直結する悪質・危険な法令違反、死亡事故抑止に効果がある交差点における違反等事故防止に実効の上がる違反を重点に指導取締りを推進した。

平成 20 年度における交通取締りの状況は、次のとおりである。

違反種別	件数	違反種別	件数
飲酒運転	523 件	無免許運転	355 件
速度超過	40,797 件	シートベルト装着違反	36,654 件

その他の違反	41,336件
--------	---------

イ 官民一体となった暴走族根絶対策を推進し、暴走族を許さない社会環境づくりと、暴走族、不正改造車両等に対する徹底取締りの強化を図った。(検挙45件60人、押収車両10台)

(6) ひき逃げ事件・交通特殊事件等の捜査

ア ひき逃げ事件

ひき逃げ事件は109件発生し、迅速・的確な初動捜査及び科学捜査を推進した結果、死亡ひき逃げ事件2件(発生2件)を含め77件を検挙した。

イ 交通特殊事件の検挙状況

事件種別	件数	事件種別	件数
犯人隠避	1件	運転免許証等不正取得・文書偽造事件	1件
交通事故作出による保険金詐欺未遂事件	1件	文書偽造(氏名詐称)事件	2件
白タク事件	1件	保安基準適合標章偽造事件	8件

(7) 高速道路における交通指導取締り及び事故発生状況

高速道路における交通事故を抑止し安全で円滑な交通流を確保するため、効果的な交通指導取締りと迅速適正な交通規制を実施するとともに、交通事故事件の捜査活動を積極的に推進した。

ア 交通事故の発生状況

	平成20年度	平成19年度	増減	増減率
発生件数	1,022件	1,135件	△113件	△10.0%
死者数	7人	2人	5人	250.0%
傷者数	143人	183人	△40人	△21.9%

イ 交通指導取締り状況

	平成20年度	平成19年度	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	22,983 件	24,215 件	△ 1,232 件	△ 5.1%

ウ 交通規制の状況

交通事故、悪天候等により、次のとおり交通規制を実施した。

交通規制（事故・悪天候等）	回 数
インター閉鎖	182 回
50 キロ規制	3,868 回
80 キロ規制	3,521 回

6 テロ対策の強化と大規模災害対策の推進

(1) 原子力発電所等重要施設や公共交通機関に対する警戒警備の強化

ア 原子力発電所等重要施設に対する警戒警備の強化

(ア) 警戒警備の強化

平成 13 年 9 月に発生した米国同時多発テロ事件以降、機動隊及び管区機動隊（機動隊兼務の特別機動パトロール隊）による、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に対する常駐警戒警備を実施し、大規模・無差別な国際テロなどの未然防止を図った。

(イ) 不法行為事案

平成 13 年 9 月以降、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に対するテロ等に関連する不法行為の発生はなく、さらに平成 20 年度は、原子力発電所敷地内へ不法に侵入するなどの一般事件の発生もなかった。

(ウ) その他

福島空港、警察無線中継所等 85 施設に対して警戒警備を実施した。

イ 公共交通機関と一体となった諸対策の推進

平成 17 年 7 月の英国ロンドンにおける公共交通機関を対象とした同時多発テロ事件を受けて、本県では、同年 10 月 21 日、警察と公共交通機関が「福島県鉄道・バス・警察テロ防止連絡協議会」を設立し、継続的なテロ防止に向けた各種対策を講じた。平成 19 年 10 月に

は名称を「福島県公共交通関係機関テロ防止連絡会議」と改称し、組織の拡充を図った。

○ 公共交通機関におけるテロ対策総合訓練

(6月9日、J R 福島駅及び駅西口バスプール等で実施、警察本部、J R 福島駅、福島交通、テロ防止連絡会議等 15 機関 140 名が出席)

ウ 警備部隊の対処能力の向上

事案発生時の対処能力の向上のための訓練を実施した。

- (ア) 福島第一原子力発電所におけるテロ対策総合訓練 (12/19 福島第一原子力発電所)
- (イ) 公共交通機関におけるテロ対策総合訓練 (6 / 9 J R 福島駅及び駅西口バスプール等)
- (ウ) 小名浜・相馬港テロ対策総合訓練 (11/20 小名浜港第7号埠頭)
- (エ) 福島空港におけるハイジャック事件対応図上訓練 (5 / 28 福島空港)

(2) 大規模災害対処態勢の確立

ア 災害警備部隊の練度の向上と災害警備用装備資機材の整備充実

(ア) 災害警備部隊の練度の向上

対処能力の向上を図ることを目的とし、実戦的な災害警備訓練を実施した。

- a 災害警備実戦塾 (5/21 猪苗代町)
- b 福島県総合防災訓練 (9/1 喜多方市)
- c 東北管区広域緊急援助隊総合訓練 (9/17 宮城県蔵王町)
- d 平成 20 年度原子力総合防災訓練 (10/21 ~ 22 福島第一原子力発電所等) 参加
- e 平成 20 年度福島空港消火救難総合訓練 (10/28 福島空港)
- f 非常招集訓練・災害警備本部設置訓練 (12/2 警察本部)

(イ) 災害警備用装備資機材の整備充実

a 災害警備用装備品の整備

災害警備隊に対して、ドライスーツ 6 着、アルミテント 1 張、救命ボート 1 艘の他、ウエットスーツ 10 着、ポータブル発電機 2 台、サークルライト 2 台等を整備した。

b N B C テロ災害対策用装備品の整備

管区機動隊 (郡山、いわき) に対して、化学防護服用冷却ベストを整備した。

c 災害警備用装備資機材の操作習熟訓練の実施

県内 27 署に対し、各署配置の災害警備用装備資機材の操作習熟訓練を実施し、機能強化を図った。

イ 関係機関との緊密な連携

(ア) 災害現場での活動は、県、市町村や消防等防災関係機関との連携した的確な活動が求められるため、県総合防災訓練をはじめ各地域の防災訓練に積極的に参加し、連携活動の確認を行うとともに、対処能力の向上を図った。

(イ) 主な訓練参加

- a 会津若松市防災訓練 (8/26 会津若松市)
- b 郡山市総合防災訓練 (8/27 郡山市)
- c 福島市総合防災訓練 (8/30 福島市)
- d いわき地方防災訓練 (8/30 いわき市)
- e 相双地方防災訓練 (8/31 檜葉町)
- f 福島県総合防災訓練 (9/1 喜多方市)
- g 会津美里町防災訓練 (9/6 会津美里町)
- h 県中地方防災訓練 (9/7 須賀川市)
- i 県南地方防災訓練 (9/7 白河市)
- j 会津坂下町防災訓練 (9/7 会津坂下町)
- k 下郷町防災訓練 (9/7 下郷町)
- l 浪江町総合防災訓練 (9/7 浪江町)
- m 小野町総合防災訓練 (9/14 小野町)
- n 須賀川市防災訓練 (9/21 須賀川市)
- o 船引町防災訓練 (9/21 田村市)
- p 県北地方防災訓練 (9/27 本宮市)

7 精強な第一線警察の構築

(1) 幹部の指揮能力の向上と若手警察官の早期戦力化

ア 現場を想定した実戦的教養の充実・強化

部門別捜査実務研修や実戦塾等、ロールプレイング方式による実戦的な巡回教養を実施する一方、技能指導官等による伝承教養も行うなど、機会をとらえて実戦的な職場教養を推進し、現場対応能力の向上を図った。また、職場教養指導者を育成するための専科を実施するとともに、各種専科等におけるロールプレイング方式による実戦的な授業や研修会の実施、さらには受講者による還元教養等により専科教養等の充実を図った。

イ 各階級、各業務に応じた実務能力の向上

捜査指揮研修、マネジメント研修、各級入校前研修、部門別研修等各種研修の充実を図った。また、各種マニュアル、教養資料等を計画的に発行するとともに、職務遂行に必要な知識を問う一斉考査を実施し、その結果を本人及び所属に還元することにより、自己啓発意欲の向上を図った。

ウ 実戦的かつ恒常的な術科訓練の推進

各署を巡回して訓練状況の検証・指導を行うとともに、指導者の育成や術科大会における展示訓練等を通して総合術科訓練の定着化と実戦的な技術の向上を図った。

(2) 治安基盤の充実・強化

ア 真に警察官としてふさわしい人材の採用

(ア) 年間を通じた組織的募集活動の推進

年間を通じて継続的かつ組織的に募集活動を展開した結果、通常募集においては警察官A・Bともに前年を上回る受験倍率を確保し、組織的な募集活動の成果が得られた。

(イ) リクルーター制度の効果的な運用

県内全所属に配置されているリクルーターにリクルート活動に関する指導教養を実施し、リクルーターとしての意識付けを図ることで自主的な募集活動が促進された。

(ウ) 各種広報媒体の積極的な活用

県警ホームページの定期的更新、民間就職情報サイトへの新規採用情報及び採用担当者によるブログの掲載等、広報媒体のメインであるインターネットでの積極的な募集広報に加え、採用説明会等においてリニューアルした県警察パンフレットを広く活用し募集広報を実施したことなどから、優秀な人材確保が図られた。

イ 業務の合理化・効率化の一層の推進

(ア) ITの有効活用

警察業務を支援するためのシステムを整備するとともに、これらのシステムの有効活用を図るため、資料の作成・配付、情報管理専科の実施などの各種教養を実施したほか、各所属のIT指導員に対する研修を実施し、職員のIT能力の向上を図った。

(イ) 情報セキュリティ対策の徹底

外部記録媒体の制限措置を実施したほか、全所属に対して情報セキュリティ監査を実施した。また、教養資料を作成・配付し、職員の情報セキュリティ意識向上を図った。

(ウ) 「もったいない運動」の継続推進

経費節減のため、会計課だより等で注意喚起を図った結果、車両修繕費約280万円（19年度約890万円、20年度約610万円）の節減につながった。

ウ 活力ある職場づくりと旺盛な士気の保持

(ア) 効率的かつ効果的な人的基盤の整備

再任用制度を本格的に運用開始し、警察官11人（フルタイム1人、ハーフタイム10人）、一般職員3人（フルタイム1人、ハーフタイム2人）の計14人を2課4署に配置し、ベテラン職員が長年にわたり培ってきた知識・技能・経験等の有効活用による現場執行力の維持・強化を図った。

(イ) 職員の健康と暮らしを支える福利厚生事業の推進

はつらつ・ふれあいウォーキング運動、特定保健指導（ウエストショート大作戦）などの生活習慣病予防対策、メンタルヘルス対策等の各種施策を推進するとともに、様々な機会をとらえ職員の健康管理意識の向上を図った。

(ウ) 勤務環境等の改善

a 駐在所庁舎リフォーム事業の推進

9か所の駐在所の一部リフォームを実施し、駐在所の勤務環境及び居住環境の改善を図った。

b 勤務環境改善事業の推進

15か所の交番・駐在所のトイレを暖房洋式便座へ更新し、交番・駐在所の利便性及び勤務環境の改善を図った。

(3) 県民の立場に立った業務の推進

ア 相談・苦情等への適切な対処

(ア) 法に則った組織的かつ真摯な対応

各種教養資料の発行、研修会等あらゆる機会を利用して改正苦情訓令の定着化を図り、規定の主旨に則り、迅速・適切、組織的な対応を図っている。

(イ) 相談、苦情等に対する真摯な対応

受理した相談には真摯に対応し、事件化又は事件の未然防止を図っている。また、申し出された苦情については、申出人の理解を得て、組織のルートに乗せ、迅速・適切に処理している。

(ウ) 情報公開・個人情報保護に対する適切な対応

警察行政の透明性の確保と説明責任を果たすため、積極的な情報公開を推進するとともに、個人の権利利益を保護するため、保有個人情報の適正な取扱いに努めた。

イ 親切・丁寧・迅速な市民応接の推進

(ア) 「さわやか行政サービス運動」の年間を通じた推進

県民の立場に立った適切な警察活動を展開するため、5月をさわやか行政サービス運動「推進月間」として全庁的に取り組むとともに、年間を通じて同運動を推進し、職員の行政サービス向上と意識改革の徹底を図った。

(イ) 身だしなみ、応接態度や言葉遣いについて、「窓口担当者個人チェック表」に基づく自己点検及び上司による確認を実施し、問題点については指導・改善を実施した。

(ウ) 高齢者、身体の不自由な方のための車いすの配置、案内表示等の点検、待合室等公開部分の環境美化など、所属の実情に応じた改善を実施した。

(エ) アンケート等を利用して来庁者から意見・要望等を積極的に聴取するとともに、幹部が率先して問題点を把握し、改善すべき点については、内容に応じて組織的な検討を加え早期に改善を図った。

(オ) 適正な遺失・拾得物取扱業務の推進

遺失物行政は、県民に最も身近なものであることから、遺失者、拾得者の立場に立った親切・丁寧な取扱いに配慮するとともに、遺失物法の適正な運用・手続きを推進するため、次のとおり各種会議、研修会、内部監査等において継続した指導教養を行った。

○ 遺失物法関係法令周知のための研修会等の開催及び教養資料の発出

○ 県民、施設占有者に対する遺失物法周知のための広報

○ 遺失物管理システムの保守と運用のための教養の実施

ウ 県民にわかりやすい広報の積極的な推進

県警のテレビ・ラジオ番組及びホームページ、携帯サイト、広報紙等、各種広報媒体を利用した広報を計画的に行うとともに、民間の報道機関に対して、積極的かつタイムリーに情報を提供し、犯罪や事故に関する事案の概要や警察の対応方針について、正確に分かりやすく広報することに配慮するなど、県民の目線に立った広報を実施した。

また、警察音楽隊による派遣演奏活動や東北南部三県警察音楽隊演奏会（11/16 聴衆 3,200 名）を通じた直接的な広報活動や各種イベントにおける広報・啓発活動を推進し、県民に有益な情報を迅速に提供した。

(4) 被害者支援総合対策の推進

ア 犯罪被害者等の視点に立った、きめ細かな被害者対策の推進

(ア) 被害者等への情報提供

約 18,100 件の被害者相談に対応したほか、被害者支援制度を効果的に運用し、事件・事故発生の直後から被害者等支援のための情報提供を行った。

(イ) 被害者等の精神的被害回復の支援

犯罪被害者等に対するカウンセリングが前年度比 20 件増加するなど、犯罪被害者に対し実効ある支援を行い、精神的被害の早期回復・軽減に効果を挙げた。

(ウ) 犯罪被害給付制度の適切な運用

a 犯罪被害給付制度の運用

5 件の申請を受理し、2 件裁定（手続中のもの 2 件、裁定中のもの 1 件）

b オウム真理教犯罪被害給付制度の運用

オウム真理教犯罪被害者 7 名から申請を受理し、6 名の裁定が終了した。

(エ) 捜査過程における被害者等の負担軽減

被害者支援要員制度に基づく支援を行ったほか、公費負担制度、被害者カウンセラー制度の運用など、各種被害者支援制度を適切に運用し、被害者の精神的・経済的負担軽減を図った。

(オ) 被害者等の安全確保

一時避難場所の公費負担、携帯型緊急発信装置の有効活用により被害者の安全確保を図り、被害者から高い評価を受けた。

イ 関係機関・団体との連携の強化による総合的な被害者支援の推進

(ア) 「社団法人ふくしま被害者支援センター」との連携

「社団法人ふくしま被害者支援センター」と連携して、「あなたの笑顔が戻るまで“ふくしまの風 2008”運動」を推進し、県民に被害者支援の必要性を強く訴え、大きな反響を得ることができた。

(イ) 福島県被害者等支援連絡協議会との連携

福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、被害者支援のための効果的な制度運用、会員相互の連携の重要性を確認した。

(ウ) 地方自治体における条例制定及び基本計画策定に対する支援

平成 20 年 12 月議会において、「犯罪被害者等支援の推進」が盛り込まれた「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」が制定され、平成 21 年 4 月 1 日に施行された。

ウ 社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成

(ア) 被害者等の体験談等を取り入れた講演会の開催

被害者とその遺族の心の痛み、被害者支援の重要性等について、講演等を通して県民に訴えかけ、多くの県民の理解を深めることができた。

(イ) 被害者等支援のための広報・啓発活動の推進

各自治体、被害者支援地域ネットワークと連携し、被害者支援のための広報・啓発活動に努めた。

(5) その他の推進目標

ア 適正な会計経理の推進

(ア) 指導教養の充実とチェック機能の充実・強化

会計経理に関しては、透明性の確保と説明責任を果たす観点から、適正な執行と執行後の確実な証拠書類の作成等を全職員に徹底するため、内部監査等を通じて適正な会計経理の保持について計画的な指導教養を推進した。

さらに、全職員の意識改革を推進するため、あらゆる機会を通じて指導・教養に努め、各級幹部による会計経理に対するチェック機能を充実・強化し、その浸透状況については内部監査等を通して検証した。

(イ) 予算の計画的かつ効率的な執行管理

各種会議・研修会・業務指導等の機会を活用して、予算概況の把握と計画的な執行について指導・教養を行い、計画的・効率的な予算執行等の意識改革を推進した。

また、随意契約の見直しを図り、透明性・公平性・競争性をより一層確保した一般競争入札の導入など入札改革を実行するとともに、計画的な予算の執行管理に努めた。

イ 装備資機材の効果的活用と開発・改善

(ア) 装備資機材の効果的活用と適正な保管・管理

機動装備隊研修会、装備専科、「会計課だより」等により、装備資機材の効果的活用方法の周知を図るとともに、全所属に対する物品検査を実施し、保管・管理方法の適正化を図った。

(イ) 装備資機材の開発・改善

警察装備資機材開発改善コンクールを継続開催し、現場の警察官のアイデア等の吸い上げを図った結果、全国コンクールに出品した「ストッパー付き警棒吊り」が警察庁会計課長賞を受賞した。また、平成19年度に開発し製品化した「風に強い交通図板」を各署に増強配備した。

ウ 適正な留置業務の推進

(ア) 徹底した留置事故防止対策の推進

全国で発生した留置事故・不適正事案等を教訓としたロールプレイング方式の各種教養、実地監査の実施、さらにはタイムリーな執務資料発出等を行い、留置事故ゼロに抑えることができた。

(イ) 刑事収用施設法の施行に伴い、福島県留置施設視察委員会に対応するための事務処理要綱、福島県警察留置業務の運営に関する訓令などを制定・施行し、新法の適正な運用を図った。

エ 職員の意識改革の推進

四半期ごとに情勢に応じた職務倫理教養重点を示達するとともに、教養実施結果の報告を求め、検証することを通し、各所属における効果的な職務倫理教養の推進を図った。

XIV 監査委員事務局

1 総説

地方を取り巻く環境は、世界経済の悪化による景気後退の影響を受け、社会経済情勢が急激に変動する中であって税収入の大幅な落ち込みや雇用の悪化など厳しい経済・雇用情勢となっている。さらに、第29次地方制度調査会において、監査委員制度の充実・強化が審議されるなど、地方行政に対する住民の信頼や透明性を確保していくために、地方自治体自らのチェック機能の充実や、事業の抜本的な見直しなど、効率的で効果的な行政の執行が求められている。

本県の財政状況も引き続き厳しい状況に置かれ、効率的な予算の執行が一層求められている中、会計検査院から国庫補助事業事務費の不適正事務処理について指摘されるなど、県の行財政運営に対する県民の関心はますます高まってきている。

このような社会経済情勢を踏まえて、監査委員としては、これまでの合規性や正確性の監査水準を高めていくとともに、経済性・効率性・有効性の観点から、県民の視点に立ったより実効ある監査を推進し、県行政の適法性、妥当性の確保に努めた。

2 監査、検査及び審査の強化

(1) 定期監査

定期監査の実施に当たっては、県の財務に関する事務の執行が適正かつ経済性、効率性及び有効性に配慮して行われているか、また、県が経営する事業の運営が合理的かつ能率的かどうかを主眼とし、さらに、事業公所においては技術監査を行うなど、237機関を対象に監査を実施した。

(2) 行政監査

「県の作成する刊行物について」を課題とし、平成19年度に作成された98刊行物を選定し、その刊行物を作成した55機関を対象に書面監査を実施した。

(3) 財政的援助等団体監査

県が財政的援助を行っている団体のうち、公立学校法人2団体、資本金、基本金の4分の1以上の出資を行っている23団体、補助金等の支出を行っている17団体及び指定管理者2団体の合計44団体について、その運営等が目的に沿って適正になされているかなどについて監査を実施した。

(4) その他の監査等

例月出納検査を実施し、定期監査等に反映させた。また、決算審査及び健全化判断比率等の審査を実施し、知事に対し意見を提出した。

3 外部監査制度との連携

外部監査と委員監査の相互補完と監査全体の実効性を高めるため、包括外部監査の結果について、定期監査等において、その改善、是正状況等について検証した。

また、外部監査契約締結に関する意見、補助者選任前の協議及び外部監査人の監査結果等の公表を行った。

XV 人事委員会事務局

1 総説

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき委員3名により構成され、人事行政に関する公平、中立かつ専門的な機関として、適正な事業実施に務めた。

- (1) 委員会の運営
- (2) 公平審査事務の実施
- (3) 任用事務の実施
- (4) 給与制度事務の実施

2 委員会の運営

- (1) 委員会の開催

定例会 20 回、臨時会 4 回を開催

- (2) 諸会議への出席

- | | |
|------------------------------|-----|
| ア 全国人事委員会連合会総会 | 2 回 |
| イ 東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議 | 1 回 |

3 公平審査事務の実施

- (1) 不利益処分等の審査

不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の審査 23 件

- (2) 勤務条件関係事務

勤務条件実態調査の実施 調査事業所 366 ヲ所

- (3) 職員団体の登録

変更登録数 23 件

- (4) 労働基準監督機関の職権行使

ボイラー使用再開検査	2 件
(5) 人事行政相談業務	
相談件数	104 件

4 任用事務の実施

(1) 職員採用候補者試験の実施

ア 大学卒程度採用候補者試験	受験者	506 人	合格者	72 人
イ 資格免許職採用候補者試験	受験者	122 人	合格者	20 人
ウ 高校卒程度採用候補者試験	受験者	80 人	合格者	8 人
エ 市町村立学校栄養職員採用候補者試験	受験者	68 人	合格者	8 人
オ 市町村立学校事務職員採用候補者試験	受験者	73 人	合格者	6 人
カ 警察官採用候補者試験	受験者	856 人	合格者	141 人
キ 警察官採用候補者試験 (特別募集)	受験者	252 人	合格者	67 人
合 計	受験者	1,957 人	合格者	322 人

(2) 職員の採用・昇任選考の実施

ア 採用選考	108 人
イ 昇任選考	741 人

5 給与制度事務の実施

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 20 年 10 月 6 日

県議会及び知事に対して実施

(2) 職種別民間給与実態調査

調査事業所数

174 事業所

XVI 労働委員会事務局

1 総説

労働委員会は、労働組合と使用者との間に生じた労使紛争を円満に解決することを目的として、労働組合法の規定に基づいて設置された行政委員会であり、大別して判定機能と調整機能の二つの機能をもっている。

判定機能としては、不当労働行為の審査及び労働組合の資格審査があり、調整機能としては労働争議に関するあっせん、調停及び仲裁がある。また、集団的な労使関係の調整のほか、労働者個人と使用者との個別的労使関係に関する調整及び相談を行っている。平成 20 年度においては、次のとおり業務を実施した。

2 総会等の開催

労働委員会規則に基づく総会及び公益委員会議を開催した。

総会開催回数…13 回（定例 12 回、臨時 1 回） 公益委員会議… 5 回

3 労働争議のあっせん・調停・仲裁

労働関係調整法に基づく労働争議のあっせんを実施した。

団体交渉への誠実な対応、雇い止めの白紙撤回に関する事件… 2 件

4 個別的労使関係の調整・相談

福島県個別的労使関係調整員会設置要綱に基づく労使問題の調整を実施した。

また、来所・電話等による相談のほか、県内 4 方部において出張相談会を実施した。

調整… 8 件 相談…167 件（うち出張相談会 14 件）

5 不当労働行為事件の審査

労働組合法に基づく不当労働行為事件の審査を実施した。

解雇撤回、団体交渉応諾等に関する不当労働行為事件… 5 件

6 労働組合の資格審査

労働組合法及び労働委員会規則に基づく労働組合の資格審査を実施した。

資格審査…15件（労働者委員の推薦11件、不当労働行為の審査4件）